

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-①)

施策目標		1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る							担当部局名	住宅局	作成責任者名	住宅政策課長 阿萬 哲也			
施策目標の概要及び達成すべき目標		高齢者、子どもを育成する家庭等を含む全ての世帯において、居住の安定が確保されるとともに、暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る。							施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	政策評価実施予定時期	平成31年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度								
1 最低居住面積水準未達率	4.2%	平成25年	4.2%	-	-	-	-		早期に解消	平成32年	健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な水準として、「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)に基づき、最低居住面積水準未達世帯の早期解消を目指す。				
2 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率(①全国、②大都市圏)	①42% ②37%	平成25年	①42% ②37%	-	-	-	-		①47% ②45%	平成32年	世帯全体では約半数が誘導居住面積水準を達成していることを踏まえ、引き続き子育て世帯についても半数が誘導居住面積水準を達成することを旨とし、「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(全国:50%(平成37年)、大都市圏:50%(平成37年))に基づき、現況値と平成37年度未までの目標値との差を按分し、平成32年度未までの数値を形式的に設定したものの。				
3 建替え等が行われる公的賃貸住宅団地(100戸以上)における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率	-	-	-	-	-	84%	集計中		平成28～平成37年度の期間内に建替え等が行われる団地のおおむね9割	-	建替え等が行われる公的賃貸住宅団地(100戸以上)における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率を示す指標として、住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(平成28～平成37の期間内に建替え等が行われる団地のおおむね9割)を設定したものの。				
4 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	2.1%	平成26年	-	2.1%	2.2%	2.4%	集計中		3.1%	平成32年	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を示す指標として、住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(4%(H37))を基に、現況値とH37の目標値との差を按分し、H32年の数値を形式的に設定したものの。				
5 高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合	77%	平成26年度	-	77%	78%	77%	78%		84%	平成32年度	高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合を示す指標として、住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(90%(H37))を基に、現況値とH37の目標値との差を按分し、H32年の数値を形式的に設定したものの。				
6 都市再生機構団地(大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地約200団地を対象)の地域の医療福祉拠点化	0団地	平成27年度	-	-	0団地	6団地	22団地		100団地程度 ※平成37年度までに150団地程度	平成32年度	団塊世代が後期高齢者となる平成37年度までに在宅医療・介護が受けられる環境を形成することが重要であり、特に大都市圏の急速な高齢化に対しては、既存のUR団地の再編等に合わせ、医療・福祉施設の誘致、居住環境の整備を図ることが有効であり、その進捗状況を示す指標として設定。 大都市圏のUR団地(おおむね1,000戸以上の約200団地)を対象に医療福祉拠点化に取り組みることとしているが、中期目標期間(平成26～30年)の5年間でその半分である100団地程度で取り組みに着手し、平成32年度までに100団地程度、平成37年度までに150団地程度の拠点を形成することとする。				
7 空家等対策計画を策定した市区町村数の全市区町村数に対する割合	0割	平成26年度	-	0割	0.3割	2.1割	4.5割		おおむね8割	平成37年度	空き家対策の展開を促進する指標として、「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(おおむね8割(平成37年))を設定。				
8 賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数	318万戸	平成25年	318万戸	-	-	-	-		400万戸程度におさえる	平成37年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(400万戸程度に抑える(平成37年))から設定。				
達成手段 (開始年度)	30年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)							
		27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)											
(1) 公的賃貸住宅の管理等(平成18年度)	0001	14,819 (14,393)	10,147 (10,019)	11,849 (11,127)	10,622	平成17年度以前に国及び地方公共団体からの支援を前提に公共団体の認定を受けて供給された施策住宅等に対する支援を維持するために必要な家賃低減や既設公営住宅の復旧事業を実施するとともに、公営住宅整備事業をはじめとする住宅建設事業の効率的かつ効果的な推進のための調査を実施	1.2	補助対象戸数 最低居住面積水準未達世帯の早期解消を目指す。							
(2) 公営住宅整備等事業(平成26年度)	0002	2,310 (2,269)	2,416 (2,394)	2,960 (1,597)	1,600	既存の公営住宅等について、大規模な改修と併せて、地域の住民も利用可能な子育て支援施設や高齢者福祉施設等の生活支援施設の導入を図る取組に対する支援及び、公営住宅法に基づき災害において滅失した住居に居住していた低額所得者に賃貸するために公営住宅を建設等する場合の工事費の補助を実施。	1	福祉連携型公的賃貸住宅改修事業を実施している団地数 地方公共団体による早期の災害公営住宅整備を支援する							
(3) 住宅金融支援機構(平成19年度)	0003	25,425 (23,800)	24,303 (23,624)	25,310 (25,310)	25,132	民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する証券化支援事業を通じて、省エネルギー性に優れた住宅の供給促進及び地方公共団体と連携して、子育て環境の整備促進等を行う。 ・証券化支援事業について、フラット35S(省エネ等)の当初5年間(長期優良住宅等特に性能が優れた住宅は当初10年間)0.25%の金利引下げ、平成29年4月より、フラット35子育て支援型(子育て支援に積極的な地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政支援とあわせてフラット35の金利引下げ)当初5年間0.25%の金利引下げ及びフラット35の9割超融資の0.25%の金利引下げ(平成24年度以前申込分)。	1	-							
(4) 都市再生機構出資金(平成26年度)	0004	12,238 (12,238)	11,248 (11,248)	7,732 (7,732)	6,200	機構が、既存機構賃貸住宅のバリアフリー化や住棟の耐震化等の事業を実施することで、機構賃貸住宅ストックの有効活用、市場の需要に適合した住宅の提供及びストック再生・再編事業の円滑化を図るとともに、ストック再生・再編により生み出される整備敷地等を活用した医療・介護・子育て施設等の誘致と合わせて地域医療福祉拠点化を推進する。	6	-							

(5) 重層的セーフティネット構築支援事業(平成27年度)	0013	230 (210)	210 (198)	450 (397)	650	民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの構築を推進するため、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」(改正住宅セーフティネット法)が平成29年4月に公布、同年10月に施行されたことを踏まえ、居住支援協議会等による住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取組みや、改正住宅セーフティネット法に基づく新たな制度の周知・普及等に関する取組み等に要する費用に対し、定額補助を行う。 また、公営住宅に係るPPP/PFIの事業提案を行う民間事業者等による調査に要する費用やサービス付き高齢者向け住宅の登録状況に係る調査・分析に要する費用、民間賃貸住宅に係るトラブルを未然防止するための研修に要する費用等に対し、定額補助を行う。	2.4	公営住宅におけるPPP/PFI推進円滑化に係る補助実施数 居住支援協議会の活動支援に係る補助実施数 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録戸数 平成32年度までに居住支援協議会に参画する市区町村及び自ら設立する市区町村の合計が全体に占める割合を80%に引き上げる。 公営住宅分野において、平成28から平成30年の期間内に、6件のコンセッション事業、収益型事業又は公的不動産利活用事業の具体化する。 最低居住面積水準未滿世帯の早期解消を目指す。
(6) 空き家対策の担い手強化・連携モデル事業(平成30年度)	新30-0002	-	-	-	300	空き家に関する多様な相談にワンストップで対応できる人材の育成、地方における法務、不動産、金融などの専門家等と連携した相談体制を構築する取組を支援する。また、空き家の発生抑制、除却、利活用等における高度なノウハウを要する事例について、具体のケーススタディとして蓄積する取組、全国の多様な取組事例について情報共有を行う取組等、共通課題の解決に向けた取組を支援する。これら取組の成果は公表し、全国の市区町村等への展開を図る。	8	人材育成と相談体制の整備を行う団体数 空き家の発生抑制など共通課題の解決に向けた取組を行う団体数 37年度までに全市区町村の概ね8割が空き家対策計画を策定する。
(7) 空き家対策総合支援事業(平成28年度)	0115	-	727 (713)	2,691 (2,531)	3,473	空き家等対策計画の策定及び空き家対策に取り組む民間事業者等を構成員とする協議会等と連携する等の総合的な空き家対策であることを要件に、市町村等による空き家の活用や除却等の取組を支援を行う。	8	空き家対策総合支援事業を実施している市区町村数 37年度までに全市区町村の概ね8割が空き家対策計画を策定する。
(8) 地域居住機能再生推進事業(平成25年度)	0116	25,668 (25,645)	52,151 (51,015)	47,040 (46,861)	26,700	地方公共団体、地方住宅供給公社等が地域毎に協議会(地域居住機能再生協議会)をつくり、関係者の連携のもと、大規模な公的賃貸住宅の連鎖的な建て替えをPFIの手法も活用しつつ実施するとともに、集約化により創出した団地余剰地への子育て支援施設、サービス付き高齢者向け住宅や医療・福祉施設等の導入等により、地域全体の居住機能を再生するための支援を行う。	3	地域居住機能再生推進事業を実施している地区数 平成28～平成37年度の期間内に建替え等が行われる団地の施設の併設率について、おおむね9割を目指す。
(9) 住宅市街地総合整備促進等事業(平成6年)	0113	17,482	12,467	13,251	12,476	既成市街地において快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進、市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等を図るため、住宅やコミュニティ施設などの整備、道路・公園などの公共施設の整備や土地利用の共同化、高度化に資する優良建築物等の整備に対して支援を行う。(補助率1/2、1/3等)。なお、地方公共団体向けの支援については、原則、社会資本整備総合交付金に移行。	3	住宅市街地総合整備事業及び優良建築物等整備事業の事業実施地区数 平成28～平成37年度の期間内に建替え等が行われる団地の施設の併設率について、おおむね9割を目指す。
施策の予算額・執行額		49,439 (46,444)	50,796 (40,068)	59,839	38,254	施策に係る内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)		
備考								

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-②)

施策目標		2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する						担当部局名	住宅局		作成責任者名	住宅政策課長 阿萬 哲也		
施策目標の概要及び達成すべき目標		住宅ストックの質の向上を図る取組や、市場における適正な取引の実現に資する施策等を通じ、適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境を整備する。これにより、良質な住宅ストックが将来世代へ承継されるとともに、国民が求める住宅を無理のない負担で安心して選択できる市場の実現を目指す。						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		政策評価実施予定時期	平成31年8月
業績指標		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
		目標値 設定年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度							
9 既存住宅流通の市場規模 【AP改革項目関連:社会資本整備分野】 【APのKPI】		4兆円	平成25年	4兆円	-	-	-	-	8兆円	平成37年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(8兆円(平成37年))から設定。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】			
10 既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合 【AP改革項目関連:社会資本整備分野】 【APのKPI】		5%	平成26年度	-	5%	-	-	-	20%	平成37年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合(20%(平成37年))から設定。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】			
11 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合		46%	平成25年度	46%	-	-	-	-	60%	平成32年度	分譲マンションは、共用部分を共同で管理することから、適正な維持管理には、長期間にわたる修繕計画とそれに基づく修繕費用の積立を行うことが必要であり、合理的で適正な管理等を示す指標として、住生活基本計画(H28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(70%(H37))をもとに現況値と平成37年度末までの目標値との差を按分し、平成32年度末までの数値を形式的に設定。			
12 新築住宅における認定長期優良住宅の割合		11.5%	平成26年度	-	11.5%	11.4%	11.2%	11.3%	16%	平成32年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している新築住宅における認定長期優良住宅の割合の目標値(20%(平成37年))を基に、現況値と平成37年度末までの目標値との差を按分し、平成32年度末までの数値を形式的に設定したものの。			
13 リフォームの市場規模		7兆円	平成25年	7兆円	-	-	-	-	12兆円	平成37年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(12兆円(平成37年))から設定。			
14 マンションの建替え等の件数(昭和50年からの累計)		約250件	平成26年度	-	約250件	263件	283件	集計中	388件	平成32年度	マンションの改修・建替え等による再生を促進する施策の効果を測定するための指標として、住生活基本計画(H28.3.18閣議決定)で設定している目標値(約500件(H37))をもとに現況値と平成37年度末までの目標値との差を按分し、平成32年度末までの数値を形式的に設定。			
達成手段 (開始年度)	30年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)						
		27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)										
(1) 住宅市場環境整備推進経費 (平成18年度)	0005	77 (71)	77 (65)	80 (66)	69	事業の目的を達成するため、平成29年度は3つの調査等を行う。 ①住宅市場に係る総合的な調査経費 ②マンションストックの適正な管理及び再生のための調査検討経費 ③長期優良住宅の制度普及・運用の適正化に関する調査検討経費	9,11,12,13,14	調査本数  -						
(2) 市街地環境整備推進経費 (平成18年度)	0006	30 (29)	30 (28)	30 (28)	30	近年の経済社会状況の変化を踏まえつつ、建築等を通じた良好な市街地環境の形成を図るため、建築基準法上の集団規定に関する要望を実現するため、求められる環境性能(周辺への影響度合い等)に基づく合理的な用途規制や近年の居住環境ニーズに対応した形態規制のあり方や運用方策等について具体的に検討を進める。	-	建築基準法集団規定に係る規制・制度改革事項の調査件数  建築基準法集団規定に係る規制・制度改革事項の達成割合						
(3) 住宅・建築物安全安心対策推進経費 (平成15年度)	0007	128 (121)	124 (119)	128 (124)	91	各種検討や調査等(建築基準法の施行状況に係る基礎的なデータ収集のための調査、既設の昇降機等の改修状況調査や効果的な改修についての調査検討等)を実施する。	-	調査本数  住宅の利活用期間 ①滅失住宅の平均築後年数 ②住宅の滅失率						
(4) 民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業 (平成20年度)	0008	500 (488)	450 (442)	425 (425)	425	国が住宅・建築物に係る技術基準の整備、見直しをする上で必要な調査事項について、国が設定した課題に基づき、基礎的なデータ・技術的知見の収集・蓄積等の調査及び基礎資料の作成を行う民間事業者等に対して補助する。 ・補助率:定額補助(補助限度額は1事業者あたり、6千万円としている。ただし、実大試験等の大がかりな実験を必要とする調査事項については、外部有識者を含む本事業の評価委員会に諮り、その妥当性が了承されたものに限る。補助限度額を超えて補助金を交付することとしている。)	-	当該年度に実施した調査事項数  各課題において設定した調査目標に対して成果の達成度を評価した平均値						

(5)	建築物の安全確保のための体制の整備事業 (平成22年度)	0009	300 (300)	300 (300)	300 (300)	450	下記の建築物の安全確保のための体制整備を行う民間事業者等に対する補助。 ①耐震性の確保等のための体制の整備: 建築確認が行われた物件から抽出した建築物の耐震性等の検証の実施、特定行政庁の違反是正指導の技術的支援 等 ②建築材料等の品質確保のための体制の整備: 大臣認定を取得した耐火火構造等について、市場流通品の品質や生産体制の検証、認定仕様による試験体の作成、耐火火試験等による性能の確認 等 ③指定建築材料等の品質確保のための体制の整備: 大臣認定を取得した建築材料等について、生産現場への立ち入りによる性能検査・品質管理体制の確認、または性能確認試験等による性能の確認 等 ・補助率: 定額補助 (H30から「建築材料等に関するサンプル調査」と事業が統合された。)	-	①本事業により耐震性の検証を行った物件数 ②本事業による耐火火構造等の性能の確認数 ③本事業による建築材料等の性能の確認数  ①耐震性の検証を行った物件数に対する法への不適合が確認された物件数の割合 ②耐火火関連の構造方法等のサンプル調査において性能の確認数に対する必要な性能等を有しないことが確認された件数の割合 ③建築材料等のサンプル調査実施件数において性能の確認数に対する必要な性能等を有していないことが確認された件数の割合
(6)	マンション管理適正化・再生推進事業 (平成25年度)	0010	115 (90)	100 (86)	100 (92)	90	マンション管理適正化・再生推進に当たっての課題解決に向けた管理組合の活動を後押しする取組を支援 ①マンションの新たな維持管理の適正化・再生促進 ②老朽化マンションの建替え等の専門家による相談体制等の整備	11,14	活動実績団体数  -
(7)	住宅建築技術高度化・展開推進事業 (平成26年度)	0011	1,562 (1,478)	1,383 (1,282)	1,461 (1,351)	1,470	住宅・建築物の環境対策、長寿命化対策、安全対策等の行政上の諸課題に対応するため、民間事業者の知見・ノウハウを活用し、技術開発を推進するとともに、基準や制度の普及促進、産業の展開の取組(※)を総合的に推進する。(補助率: 定額補助、1/2) ※産業の展開の取組については平成29年度まで	31	-  -
(8)	多世代交流型住宅ストック活用推進事業 (平成27年度)	0014	32 (32)	29 (29)	32 (32)	30	個人住宅等の所有者、地域内での住替え検討者、移住及び二地域居住の検討者、地域内で事業を実施しようとする利活用検討者を主たる対象として、総合的なワンストップの相談体制を整備するとともに、住宅の管理・利活用に関するモデル的な取組に対して、国がその実施に要する費用の一部を補助する。	9	総合相談窓口の設置件数 モデル的取組に係る事業の実施件数  平成37年度に既存住宅流通の市場規模を8兆円まで引き上げる。
(9)	住宅ストック維持・向上促進事業 (平成28年度) 【AP改革項目関連: 社会資本整備分野】 【APのKPI関連】	0019	- -	1,046 (1,005)	975 (722)	975	健全な中古住宅・リフォーム市場の発展を図るため、良質な住宅ストックが市場において適正に評価され、消費者が住生活に関するニーズを的確に充足できる市場環境を整備する取組に対し支援を行う。 【APのKPIと同じ指標を測定指標の一つとして設定している】	9,10,13	-  -
(10)	定期報告制度の運用に関する調査事業 (平成28年度)	0021	- -	45 (45)	45 (45)	45	定期報告の対象となっている建築物、昇降機等について、定期調査・検査現場への立入りにより調査・検査の実態を把握し、収集した事例の分析等により、同制度の改善点の整理を行う民間事業者等に対して補助を行う。 ・補助率: 定額補助	-	立入り調査を実際に行った件数  ・講習の結果、修了考査等に合格し、調査員・検査員となった人数 ・調査項目のうち、検査基準通りに検査が実施されている割合
(11)	環境・ストック活用推進事業 (平成23年度)	0071	28,450 (12,929)	7,803 (6,884)	9,703 (7,943)	10,221	住宅・建築物の省エネ・省CO2、木造化、気候風土に応じた木造住宅の建築技術・工夫等による低炭素化、健康・介護、災害時の継続性、少子化対策、防犯対策、建物の長寿命化等に係る先導的な技術の普及促進に寄与するリーディングプロジェクトや既存建築物の省エネ化に対して支援を行い、その成果の普及等を通じて、住宅・建築物の省エネ化を推進する。	31	-  -
(12)	地域型住宅グリーン化事業 (平成27年度)	0120	276 (276)	14,535 (11,976)	13,978 (11,457)	11,500	耐久性や省エネルギー性に優れた良質な住宅の供給を促進するため、地域の住宅産業の主要な担い手である中小住宅生産者が、こうした住宅を効果的かつ継続的に供給できるようにするための技術力の向上、住宅供給体制の強化を行う。	12,31	-  -
(13)	長期優良住宅化リフォーム推進事業 (平成28年度)	0121	- -	656 (655)	3,616 (3,407)	4,200	既存住宅のリフォームによる耐震性や耐久性、省エネルギー性能等に優れた良質な住宅ストックの形成及び三世帯同居など複数世帯の同居がしやすい環境の整備を図ることを目的とする。(補助率: 1/3)	13,31,46	-  -
(14)	地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業 (平成29年度)	0023	- -	- -	465 (310)	450	急激な大工技能者の減少・高齢化に対し、地域における木造住宅施工技術体制を維持・整備し、地域の優良な住宅ストックを形成するため、民間事業者からなるグループが行う大工技能者育成のための研修活動を支援する。	12,13	-  -
(15)	建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業 (平成29年度)	0024	- -	- -	161 (199)	218	建築確認・審査手続きの円滑化や各種規制改革要望等に対応した制度見直し事項の円滑かつ確実な施行を図るとともに、設計者・審査側双方の体制整備・資質向上を推進するため、制度見直し内容の設計者側・審査側への周知徹底、設計者・審査側の技術力向上に向けた取組を行う者を助成することを目的とする。	-	補助金の交付件数  構造計算適合性判定を要する物件に係る申請受付から確認済証交付までに要した実日数の平均(事前相談期間を含む)
(16)	住宅瑕疵等に係る情報インフラ整備事業 (平成30年度) 【APのKPI関連】	新30-0001	- -	- -	- -	120	民間事業者等が個別に保有する住宅瑕疵等に係る情報について、適切な維持管理やインスペクション等の促進といった既存住宅の品質向上対策や取引の円滑化に活用するための一元的かつ横断的なデータベースやシステムを整備する取組等に支援を行う。 【APのKPIと同じ指標を測定指標の一つとして設定している】	9,13	-  -

住宅建築技術国際展開支援事業 (17)業 (平成30年度)	新30-0003	-	-	-	95	新興国等の住宅建築制度・基準等の情報収集、対象国への我が国企業の事業展開に当たっての課題抽出、対象国の政府職員等を対象とした技術見学会・制度研修会・セミナー・ワークショップ・技術提案等の企画・開催(補助率:定額)、相手国からの要請に基づく住宅建築制度構築に資する技術の提供及び一般に対する技術情報の提供(補助率:1/2)への支援を行う。	-	対象国の住宅建築制度・基準に関する情報収集・課題抽出、セミナー・技術提案等の企画・開催、技術・技術情報の提供の実施回数及び対象国数
		-	-	-				対象国の住宅建築基準・マニュアルに我が国の住宅建築の基準・技術が反映された件数(※同一国に複数の異なる反映がある場合には複数件としてカウントする)
施策の予算額・執行額		26,408 (25,780)	37,350 (37,002)	55,625	5,612	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		
備考								

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-3)

施策目標		3 総合的なバリアフリー化を推進する					担当部局名	総合政策局		作成責任者名	安心生活政策課長 長井 総和	
施策目標の概要及び達成すべき目標		高齢者、障害者等を含むすべての人々が安心して生活することができるよう、一体的・総合的なバリアフリー化等を推進する。					施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	政策評価実施予定時期	平成31年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
15 公共施設等のバリアフリー化率等(①特定道路におけるバリアフリー化率、②全ての一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数に占める段差解消された一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数の割合、③ホームドアの整備駅数、④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率、⑤都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率((i)園路及び広場、(ii)駐車場、(iii)便所)、⑥特定路外駐車場のバリアフリー化率)		平成25年度	①83% ②約91% ③583駅 ④約54% ⑤ (i)49% (ii)44% (iii)34% ⑥53.5%	①85% ②91% ③615駅 ④55% ⑤ (i)49% (ii)44% (iii)34% ⑥56.1%	①86% ②92% ③665駅 ④56% ⑤ (i)49% (ii)46% (iii)35% ⑥57.8%	①88% ②93% ③686駅 ④58% ⑤ (i)51% (ii)47% (iii)35% ⑥60.5%	①集計中 ②集計中 ③集計中 ④集計中 ⑤集計中 ⑥集計中	①100% ②約100% ③800駅 ④約60% ⑤ (i)60% (ii)60% (iii)45% ⑥約70%	平成32年度	①バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成23年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号)に定める整備目標を踏まえ設定。 ②移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおいて原則として全て移動等円滑化を達成することを目指すこととしている(この場合、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする。)。これを踏まえ、利用者側の観点から設定したものの。 ③高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するためのホームドア(※)の整備の進捗状況を測る指標として、移動等円滑化の促進に関する基本方針等を踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定。 (注)可動式ホーム柵含む ④移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までの目標値(約60%)を設定している。これを踏まえ、設定したものの。 ⑤移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づいて、平成32年度までに園路及び広場約60%、駐車場約60%、便所約45%を移動等円滑化することを設定したものの。 ⑥移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに特定路外駐車場の70%を移動等円滑化することとしている。これを踏まえ、設定したものの。		
16 車両等のバリアフリー化(①鉄軌道車両のバリアフリー化率、②バス車両(適用除外認定車両を除く。)におけるノンステップバスの導入率、③適用除外認定を受けたバス車両におけるリフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率、④福祉タクシーの導入率、⑤旅客船のバリアフリー化率、⑥航空機のバリアフリー化率)		平成25年度	①60% ②43.9% ③3.9% ④13,978台 ⑤約29% ⑥約93%	①59.8% ②43.9% ③3.9% ④13,978台 ⑤28.6% ⑥92.8%	①62.0% ②47.0% ③5.7% ④14,644台 ⑤32.2% ⑥94.6%	①65.2% ②50.1% ③5.9% ④15,026台 ⑤36.6% ⑥96.3%	①67.7% ②53.3% ③6.0% ④15,128台 ⑤40.3% ⑥97.1%	①集計中 ②集計中 ③集計中 ④集計中 ⑤集計中 ⑥集計中	①約70% ②約70% ③約25% ④約28,000台 ⑤約50% ⑥100%	平成32年度	移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度末までに、鉄軌道車両については総車両数の約70%、ノンステップバスについては総車両数から適用除外認定車両を除いた数の約70%、リフト付きバス等については、適用除外認定を受けた車両の約25%、旅客船については総隻数の約50%、航空機については総機数の約90%をそれぞれ移動等円滑化すること、また、福祉タクシー車両については約28,000台を導入することを目標としていることを踏まえ、設定したものの。航空機については基本方針の目標を平成25年度末に既に達成済みのため、交通政策基本計画において設定している目標に合わせることにした。	
17 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅の一定のバリアフリー化率	41%	平成25年	41%	—	—	—	—	61%	平成32年	高齢者が地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化について、住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(75%(H37))を基に、現況値とH37の目標値との差を按分し、H32年の数値を形式的に設定したものの。		
達成手段 (開始年度)	30年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)				達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)	30年度 当初 予算額 (百万円)							
(1) 総合的なバリアフリー社会の形成の推進(平成18年度)	0026	55 (46)	55 (46)	62	59	平成18年12月に施行されたバリアフリー法において、バリアフリー施策のスパイラルアップ(段階的・継続的な発展)及び心のバリアフリーについては国の責務とされており、国が率先して、高齢者、障害者等の当事者の参画の下、地方公共団体・事業者・国民に対し総合的かつ戦略的に働きかけることにより、バリアフリー施策等の迅速かつ着実な展開を図る。また、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の決定、更には第196回通常国会においてバリアフリー法の改正法案が可決されたことを受け、東京オリンピック・パラリンピックの円滑な開催及びその後の共生社会の実現に向け、さらなるバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を行う。	15 16	バリアフリー教室の開催  ハード対策を支えるソフト対策としてのバリアフリー教室の参加人数				
(2) 社会資本整備総合交付金(平成22年度)	0384	873,313 (871,085)	866,058 (864,909)	884,548 (882,356)	823,318	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図るため、地方公共団体が作成した社会資本整備総合交付金(社会資本整備総合交付金)に基づき、政策目的を実現するための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。	15 17	社会資本整備総合計画数(全国ベース)  社会資本整備総合計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)				
施策の予算額・執行額		55 (46)	55 (45)	62	59	施策に係る内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)						
備考												

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-④)

施策目標		4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する						担当部局名	港湾局		作成責任者名	海洋・環境課長 中崎 剛		
施策目標の概要及び達成すべき目標		港湾環境整備事業や船舶油濁損害対策等を実施することにより、良好な海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期	平成31年8月
業績指標	初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
		目標値設定年度	25年度	26年度	27年度	28年度								29年度
18 全国の海面処分場における受入可能年数	約8年	平成26年度	-	約8年	約7年	約8年	約8年	7年以上を確保	毎年度	・港湾整備により発生する浚渫土砂や内陸部での最終処分場の確保が困難な廃棄物等を受け入れるため、海面処分場の計画的な整備が必要であることから選定。 ・目標値については、海面処分場の計画策定から廃棄物の受け入れ開始までに、環境影響評価手続や護岸整備に要する期間として、合計約7年の年数が必要であることから、廃棄物処分の実施が困難となる状況を回避するため、残余年数の目標値を7年と設定。				
達成手段(開始年度)	30年度行政事業レビュー事業番号	予算額計(執行額)			30年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要				関連する業績指標番号	達成手段の目標(30年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
(1) 国連環境計画拠出金(平成16年度)	0027	17 (17)	18 (18)	17 (17)	17	日本海を含む日本周辺海域における海洋汚染事故等の未然の防止や、同海域の環境保全と改善に取り組む枠組みである「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」に対して資金的な支援をすることにより、日本海等周辺各国への国際貢献を果たすとともに、NOWPAPにおける議論に我が国の立場・見解を適切に反映できるようにすることにより、我が国が接する日本海周辺海域の海洋汚染等を未然に防止し、海洋環境の保全・改善に資する。				-	・NOWPAP政府間会合、海洋環境緊急準備・対応地域活動センター(MERRAC)フォーカスポイント会合開催回数 ・我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数 ・決議の実施状況(中間目標の目標値は、平成25年度から32年度までの累計値)			
(2) 国連開発計画拠出金(平成18年度)	0028	14 (14)	15 (15)	14 (14)	14	東アジア海域における海洋の開発と海洋環境の保全との調和を目指す枠組みである「東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)」に対して資金的な支援をすることにより、東アジア周辺各国への国際貢献を果たすとともに、PEMSEAにおける議論に我が国の立場・見解を適切に反映できるようにすることにより、我が国が接する東アジア海域の海洋環境を維持・改善するとともに、同海域における海洋汚染等を未然に防止する。				-	・東アジア海域パートナーシップ会合、東アジア海洋会議等の開催回数 ・我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数 ・PEMSEAに参加する非政府組織等の数			
(3) 海洋・沿岸域環境の保全等の推進(平成20年度)	0029	46 (43)	39 (34)	38 (34)	34	我が国における海洋管理及び利活用のあり方に関する調査検討、海洋・沿岸域環境の保全に資する海洋汚染防止制度の普及啓発など、海洋基本法及び海洋基本計画に基づく施策を着実に実施し、海洋・沿岸域環境の保全等の推進に資する。				-	・海洋汚染防止等に関する国際会議への出席回数 ・海洋汚染防止指導、油濁防止管理者講習にかかる会議開催の回数 ・我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数			
(4) 低潮線の保全に要する経費(平成23年度)	0031	55 (53)	55 (55)	53 (53)	38	「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(低潮線保全法)」に基づき、我が国の排他的経済水域及び大陸棚の保持を図るため、排他的経済水域及び大陸棚に係る海域の境界を画する基礎となる低潮線を保全することを目的とし、衛星画像による低潮線保全区域及びその周辺の状況調査、防災ヘリコプターによる低潮線及びその周辺の監視を行う。				-	・低潮線及びその周辺の状況調査(監視等)区域数 ・我が国の管轄海域(領海、排他的経済水域、延長大陸棚)の面積			
(5) 海岸事業(昭和24年度)	0030	11,192 (11,186)	13,026 (12,890)	13,037 (13,030)	11,749	津波、高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、被災のメカニズムや特性等を把握するため、海象観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。また、国土保全上極めて重要である沖ノ鳥島海岸で、海岸の維持管理を実施する。				-	・直轄海岸事業箇所数 ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)を平成32年度までに69%まで整備する。 ・侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合を平成32年度までに76%まで整備する。			
(6) 船舶油濁損害対策(平成17年度)	0032	57 (39)	27 (10)	66 (47)	36	外国船舶に保険加入を義務付けている船舶油濁損害賠償保障法の運用のため、我が国へ入港する船舶に対して国土交通大臣(地方運輸局長等)の交付する証明書の船内備え置き義務や、入港の際の保険加入状況の事前通報義務などを規定している。又、違反が推定される船舶に対しては入港時に立入検査を実施することとしている。このような証明書の交付事務、事前通報の保険加入状況の確認のための情報管理のほか、関係官庁(海上保安部、港湾局等)との連携した立入検査等、同法的確な運用を行っている。外国船舶から大量の油等の排出があり、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定に基づく海上保安庁長官の要請を受けて地方公共団体が油等防除措置を講じた場合であって、当該費用を船主から徴収することができなかった場合には費用を補助している。				-	・我が国に入港する100トン以上の外航船舶入港通報件数 ・油流出事故を起こした船舶の保険未加入を防ぐ(0隻を維持する)			
(7) 廃棄物埋立護岸等整備事業(昭和48年度)	0033	4,461 (4,461)	3,227 (3,227)	3,116 (3,116)	268 -	浚渫土砂や一般廃棄物の受け入れ等、港湾区域内の環境改善及び適正な港湾利用の確保を目的として、廃棄物埋立護岸の整備を行う。				18				
(8) 港湾公害防止対策事業(昭和47年度)	0034	791 (791)	618 (618)	467 (467)	547 -	港湾区域内の環境改善を目的として、公害の原因となる堆積汚泥等の浚渫、覆土の事業等により、水質浄化、底質改善等を行う。				-	・事業実施港数 ・現行公害防止対策計画の計画期間(平成23~32年度)における事業達成率			

(9)	港湾整備事業 (平成26年度)	復興庁 141	31,467 (31,025)	33,061 (33,054)	33,861 (33,821)	30,415 -	東日本大震災からの早期復興のため、地域経済活動の再生等に必要な岸壁、防波堤の整備、がれきや津波による堆積土砂を受け入れるための廃棄物埋立護岸の整備等を行う。	-	-
(10)	海岸事業(直轄) (昭和47年度)(関連:30-⑫、 ⑬)	0035	10,714 (10,713)	10,625 (10,623)	10,394 (10,383)	9,492 -	津波・高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。	-	・直轄海岸事業箇所数 ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)を平成32年度までに69%まで整備する。 ・侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合を平成32年度までに76%まで整備する。
(11)	港湾区域における低潮線の保全に要する経費 (平成24年度)	0036	2 (2)	2 (2)	2 (2)	3 -	「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」に基づき、我が国の排他的経済水域及び大陸棚の保持を図るため、排他的経済水域及び大陸棚に係る海域の限界を画する基礎となる低潮線を保全することを目的とする。具体的には港湾区域内に低潮線保全区域を有する宗谷港及び南鳥島において低潮線の保全を図るため、衛星画像による低潮線の状況調査、職員による低潮線保全区域の巡視を行う。	-	・低潮線保全のための状況調査及び巡視を行った港湾内の低潮線保全区域数 ・低潮線の保全により確保される、我が国の管轄海域(領海、排他的経済水域、延長大陸棚)の面積
(12)	港湾機能を阻害しない洋上風力発電施設等の施工基準等の検討経費 (平成29年度)	0037	- -	- -	15 (15)	12 -	港湾法第37条の4第2項により、事業者が港湾管理者に提出する公募占用計画には「施設の構造」や「工事実施の方法」等を記載することとされており、同法第37条の5により、港湾管理者はこれを審査することとされているため、当該審査にあたり参考となる指針の策定を行う。	-	指針の策定数 指針に基づいて審査を実施した港湾の数
施策の予算額・執行額			6,084 (5,429)	6,812 (3,985)	5,202	969	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		【閣議決定】 21世紀環境立国戦略(平成19年6月1日)第3章戦略6③ 第五次環境基本計画(平成30年4月17日)第2部第2章1.(2)、第3章2、第3章4、第4部第1章3、第4部第1章4。(2) 生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日)第3部第1章9節 海洋基本計画(平成30年5月15日)第2部1(1)カ、2(1)エ(3)ウ、3(1)アウエカ(2)アイウエ、6(1)ア、7(3)アウ、8(2) 循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月19日)第5章第1節、第3節4、第4節1 エネルギー基本計画(平成30年7月3日)第2章第2節3.(1) 社会資本整備重点計画(平成27年9月18日) 地球温暖化対策計画(平成28年5月13日)第3章第2節1.(1)①
備考									

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-⑤)

施策目標		5 快適な道路環境等を創造する						担当部局名	道路局		作成責任者名	環境安全・防災課 (交通安全政策分析官 連見 有敏)		
施策目標の概要及び達成すべき目標		環境改善対策やゆとりの創出、景観への配慮、魅力ある地域資源の創出等を進めることで、快適な道路環境等を創造する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期	平成31年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度							
19 市街地等の幹線道路の無電柱化率	16%	平成26年度	15.6%	16%	16.1%	16.3%	集計中		20%	平成32年度	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、市街地等の幹線道路の無電柱化率については、平成32年度までに20%にすることとされている。 ・これまでの市街地等における電線類の地中化工事の実績や新設電柱の立地制限によって無電柱化が進展するものとして目標値を設定。			
達成手段 (開始年度)	30年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要				関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
(1) 道路事業(直轄・改築等) (昭和27年度)	0038	27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)	758,605	・直轄国道(一般国道のうち、政令で指定する区間)等の新設・改築等を実施 ・主な事業として、高規格幹線道路、地域高規格道路、バイパス等の整備等を実施することで、国民の命と暮らしを守る代替性の確保や地域活性化に資する道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保、また、我が国の成長力を確保する物流ネットワークなど基幹ネットワークの整備を実施 ・活動実績として、平成29年度の新規開通延長は121kmとなっており、測定指標である「道路による都市間速達性の確保率」の向上に寄与				87	-			
(2) 道路事業(直轄・無電柱化推進) (昭和61年度)	0039	28,963 (28,915)	29,203 (29,186)	30,061 (30,034)	28,888	・地方公共団体、電線管理者等と連携し、地域の実情に応じた多様な手法の活用によりコスト削減を図りつつ、電線共同溝の整備等により無電柱化を実施。 ・活動実績として、平成29年度までの電線共同溝の整備による無電柱化完了延長は1,461kmとなっており、測定指標である「市街地等の幹線道路の無電柱化率」の向上に寄与。				19	-			
(3) 無電柱化の浅層埋設を促進するための調査 (平成29年度)	0041	-	-	28	17	無電柱化の推進のためには、より一層の低コスト化が求められており、低コスト化を図るために電線類の埋設深さを従前より浅く埋設できる基準を平成28年4月に施行しているところである。これにより、これまで以上に電線類を他の工事業者等が損傷させるリスクが高くなることから、徹底した安全対策を行うため、探査機器の導入やICタグの活用などの新たな埋設位置把握手法等について検討を行うものである。				19	-			
(4) 立体道路制度を推進するための調査検討業務 (平成29年度)	0042	-	-	17	16	立体道路制度は平成元年に創設されたが、様々な制約や認知度が不足していることがあり、その活用は限定的となっている。一方で、都市部の再開発等における立体的利用へのニーズが高まっており、同制度の見直しや周知が必要となっている。この事業は、道路空間の機能の高度化に資する立体道路制度を推進するための調査・検討を行う。				-	道路空間の機能向上に資する立体道路制度活用の手引き作成(平成31年度) 手引きに基づいて立体道路制度の活用を検討した件数			
(5) 地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進 (平成23年度)	0043	780 (543)	777 (531)	644 (780)	573	地域の計画と連携し、環境に優しい自動車の集中的導入や、買い換えを図る事業を実施する自動車運送事業者等に対して補助を行うことで、次世代自動車の普及を促進する。				-	補助台数 事業用自動車における新車販売台数に占める電気自動車等の台数を、2020年度までに15~21%とする。事業用自動車の同一カテゴリーに開発メーカーが2社以上参入し、かつベース車との価格差が1.5倍以内とする。事業用自動車保有車両数に占める次世代自動車数を3%とする。			
(6) 次世代大型車開発・実用化促進事業 (平成17年度)	0044	248 (219)	248 (227)	248 (234)	239	先進環境技術を搭載した次世代大型車の性能の向上(技術的改良等)及び実用化の促進に資するため、高効率次世代ディーゼルエンジン、大型LNG車のボイルオフガス対策、実走行時の燃費向上・排出ガス対策等について、自動車メーカー等と連携して、シミュレーション評価や実証試験等を実施し、必要な技術基準の整備を図る。				-	開発対象車種等の数 2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5割から7割とする。			
(7) 車両の環境対策 (平成17年度)	0045	193 (180)	211 (167)	207 (157)	206	自動車の排出ガス・騒音・燃費に関する環境対策に必要な技術の評価手法及び基準策定のための調査。				-	調査件数 平成32年度までに、対策地域(自排局)における二酸化窒素(NO2)及び浮遊状粒子状物質(SPM)に係る大気環境基準を達成する。			
(8) 道路占用料の見直しに関する調査検討経費 (平成30年度)	新30-0015	-	-	-	29	道路占用料は、道路の使用の対価としての性格を有し、民間の土地の賃料に相当するものであり、その算定に用いる「使用料率」(民間の土地の賃料の土地価格に占める割合)を設定するためには、全国の土地賃借水準を反映する必要があることから、各地域の不動産鑑定士による土地の賃料に関する調査を行い、道路の使用の対価として適正な水準を確保するために、調査・検討を実施する。				-	道路占用料を算定する際に用いる使用料率を設定するための調査数(地点数) 占用料の徴収実績額			

<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>180,369 (138,122)</p>	<p>178,857 (134,577)</p>	<p>174,592</p>	<p>117,524</p>	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>観光立国推進基本計画(平成29年3月28日閣議決定)「引き続き無電柱化を推進する」 交通政策基本計画(平成27年2月13日閣議決定)「道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から、無電柱化を推進する。」 国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)「様々な事態に適切に対応して必要な人員・物資等を円滑に被災地に供給できるよう、(略)、無電柱化等の対策を推進する」</p>
<p>備考</p>						

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-⑥)

施策目標		6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する						担当部局名	水管理・国土保全局 水資源部			作成責任者名	水資源政策課長 今長 岳志		
施策目標の概要及び達成すべき目標		安全・安心な水資源の確保を図るため、安定的な水利用の確保、健全な水循環系の構築、世界的な水資源問題への対応、水源地域の保全・活性化等の総合的な水資源政策を推進する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期	平成31年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度								
20	多様な水源(開発水、雨水、再生水等)による都市用水の供給安定度	75%	平成28年度	71%	73%	73%	75%	76%	約79%	平成33年度	【指標の定義】 全国における都市用水の使用量を分母、多様な水源による安定供給量を分子とし、水資源開発施設等による開発水のほか雨水・再生水等の管理しやすい水源によって担保された安定供給量の割合を指標とする。(単位:%) 【目標設定の考え方・根拠】 近年の我が国における年間降水量の変動の幅が大きくなるとともに経年的な減少傾向がみられる。このため、国民生活や産業活動への安定した水供給を図るには、少雨の年にも安定的に利用できる多様な水源の確保等を推進していく必要がある。 このような観点から本指標では数値を把握しやすく、住民の生活や産業活動への影響が大きい都市用水に焦点を当てることとし、都市用水(生活用水及び工業用水)の使用量に対して、開発水を始めとして、雨水・再生水等の管理しやすい水源によって担保された供給量の割合を「供給安定度」とする指標を設けるものである。 目標値は、H24年からの過去5年間の都市用水の開発水量や雨水・再生水の利用拡大等の傾向を基にして、目標年次であるH33年度における値を推定している。				
21	水源地域整備計画に基づく社会基盤整備事業の完了割合	68%	平成28年度	60%	62%	64%	68%	71%	約90%	平成33年度	【指標の定義】 水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画(34ダム)に位置づけられた事業の総数を分母とし、そのうち完了した事業数を分子とした割合を指標とする。(単位:%) 【目標設定の考え方・根拠】 水資源を安定的に確保するためには、水資源開発施設の整備を促進するほか、水源地域における関係住民の生活の安定と地域社会の活性化を図り、水源地域の機能が適切に保全されることが必要である。 このため、ダム建設により著しい影響を受ける水源地域では、水源地域整備計画に基づき地方公共団体が道路整備等の社会基盤整備を行うものであり、その着実な進捗を示す指標として整備事業の完了割合を設定する。 水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画(34ダム)に位置づけられた事業の総数を分母とし、そのうち完了した事業数を分子とした割合を指標とする。目標値は目標年度である平成33年度の完了予定事業数より設定する。				
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
30年度 行政事業レビュー 事業番号		27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)											
(1)	地下水対策及び地下水保全管理調査等に要する経費(昭和49年度)	0048	8 (6)	8 (8)	7 (7)	7	全国の一級河川沿川の地下水調査を昭和49年より実施するとともに、河川水と一体となった地下水の挙動を把握し、適正な管理手法や地下水観測所及び観測項目の重点化の可能性についての検討を行う。 検討成果は、河川における流水の正常な機能の維持に資する基本データや、各地域で策定されている地盤沈下防止等対策要綱の地下水採取に係る目標量などの検証に活用していく。なお、地下水調査の結果については国土交通省のホームページにおいて公表している。					-	地下水位観測箇所数 採取量が目標量以下に抑制された場合の達成割合を100%とし、要綱の対象地域面積を考慮して、全体の達成割合を指標とする。		
(2)	大規模自然災害等の発生時における水利調整方策等検討経費(平成29年度)	0049	- (-)	- (-)	4 (1)	-	大規模自然災害等の発生時において、安定した水供給と水利秩序を確保するため、水利使用の調整が機能不全となる事態を回避し、より円滑かつ迅速な水利使用の調整を図り、許可等ができるよう河川管理者の指示による水利使用の調整及び特例に係る制度設計に向けた調査・検討を行う。					20	-		
(3)	水資源開発事業(昭和37年度)	0050	12,050 (12,036)	9,439 (9,438)	12,540 (11,515)	11,624	水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域(三大都市圏、四国及び北部九州)に対する水の安定的な供給の確保を図る。 水資源開発基本計画に位置づけられた水資源開発施設の建設や既存施設の有効活用等の多様な施策について調査・検討を行い、水資源の総合的な開発と利用の合理化を促進する。					20	-		
(4)	世界的水資源問題を踏まえた我が国の対応方策検討調査経費(昭和60年度)	0051	44 (43)	57 (55)	53 (52)	63	・世界の水資源問題解決や我が国の企業・団体の国際展開に向け、国際会議を通じた情報発信及び情報収集を行う。 ・アジアの水資源問題解決や我が国の企業・団体の国際展開に向け、ワークショップ等を通じた具体的な政策対話や、アジアにおける統合水資源管理(IWRM)の推進に関する検討調査を行う。					-	・世界的な水資源問題解決や我が国の企業・団体の国際展開に向け、国際会議を通じて情報発信を行った回数 ・水資源問題の解決に資する案件発掘・形成調査の実施件数 単年度で終わらず、翌年度のトップセールスやさらに深掘りの調査事業につながった案件発掘・形成調査(国土交通省実施)の件数		

(5) 地下水対策及び地下水保全管理調査等に要する経費 (昭和61年度)	0052	31 (29)	31 (29)	39 (38)	31 (31)	地盤沈下防止対策要綱に基づく施策を進めるため、関係省庁及び関係地方公共団体の協力を得て、毎年要綱の実施状況の把握と地下水・地盤沈下データの収集・整理・分析を行う。また、地域の実情に応じた地盤沈下対策を推進し、局所的な地盤沈下の継続や渇水時の短期的な地下水採取量の増大に伴う地盤沈下の発生を防止するため、要綱に定められた地下水採取目標量や地盤沈下対策事業等を評価する。		地下水採取量・地盤沈下量等の調査・対策を実施している地盤沈下防止等対策要綱対象自治体数
(6) 水源地域対策基本問題調査費 (平成4年度)	0053	8 (8)	8 (8)	8 (7)	8	本事業は、水特法に関する施行事務を適切に行うとともに、水源地域の活性化手法について調査する。また、水源地域における地域づくり活動の担い手の活動を高め、自発的・持続的な水源地域振興を図るため、各地域の活動主体やその支援に関わる専門家等が連携し、緊密な関係の中で問題解決を図れるように、様々な情報・知見・人材を共有する全国レベルの「情報共有の場」(水源地域支援ネットワーク)の構築を支援する。	21	—
(7) 水資源の現状把握等に要する経費 (昭和50年度)	0054	22 (14)	22 (21)	19 (16)	16	全国の水需給動態を把握するため、都市用水(生活用水、工業用水)の水源別使用量、ダム等水資源開発施設、河川水供給可能量、渇水・災害・事故等による影響等について調査し、整理・分析を行う。調査結果は、その動向が把握できるよう、用途別、地域別に取りまとめる。	20	—
(8) 水資源の有効利用等の推進に関する調査経費 (平成12年度)	0055	31 (30)	31 (30)	30 (30)	23	雨水・再生水利用の普及促進には、平常時のみならず渇水や大地震が発生した際に水利用の安定性を確保するため、利用実態等を踏まえた代替水源の確保が必要であることから、導入事例や条例等の普及促進施策に関する情報の共有化を図るなど、産・官・学・民が連携して取り組む。また、節水を促進するため、節水機器の現況把握、節水機器の普及方策、節水に関わる制度の検討等を行うとともに、その削減した水をCO2削減や環境改善等の新たな用途等へ利用(弾力的水利用)することについて検討を行う。	20	—
(9) 気候変動への適応策検討経費 (平成26年度)	0056	13 (13)	13 (13)	13 (13)	—	気候変動による深刻な渇水の出現を予測するとともに、水資源への影響要因等を分析し、気候変動による水資源への影響を科学的に分析・検証し、気候変動が水資源に与える影響及びリスクの評価を行う。降雨状況等を設定し、流域や地域の特性に応じた、渇水の進展に伴う影響項目とその状況を想定し、その想定を踏まえた渇水対応タイムラインの作成を促進する。被害や影響が最小となるよう、需要側、供給側の予防、対応、措置の検討を行う。対策は、流域を基本単位としつつ、広域的な連携・調整・応援など事前予防措置や応急対策が適切にとられるようにハード対策・ソフト対策を組み合わせ、水供給の全体システムでの対応について検討する。	20	—
(10) 渇水リスク評価手法の検討経費 (平成30年度)	新30-0004	— —	— —	— —	8	水資源開発施設の整備状況、広域ネットワークの整備状況、流域の水資源量に対する水需要量、代替水源の有無、インフラの老朽化対策、気候変動の水資源への影響等を指標とし、各地域の渇水リスクを総合的に評価する手法を検討する。地域でリスク情報を共有し、関係機関がとるべき渇水対策を整理し、見える化することで被害を最小化する渇水対応タイムラインの作成を促進する。	20	—
施策の予算額・執行額		13,413 (12,200)	13,073 (9,598)	16,346	11,779	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		【閣議決定】 水資源開発基本計画(利根川・荒川水系(平成20年7月4日)、豊川水系(平成18年2月17日)、木曾川水系(平成16年6月15日)、淀川水系(平成21年4月17日)、吉野川水系(平成14年2月15日)、筑後川水系(平成17年4月15日))、水循環基本計画(平成27年7月10日)、国土形成計画(平成27年8月14日)、気候変動の影響への適応計画(平成27年11月27日)
備考								

※複数の施策に関する事業の予算額について、「予算額計」「当初予算額」欄に記載されている数字は複数施策の合計額である。

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-7)

施策目標		7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する						担当部局名	都市局		作成責任者名	公園緑地・景観課長 町田 誠			
施策目標の概要及び達成すべき目標		都市における緑とオープンスペースの確保を図るため、道路・河川等との事業間連携、官民協働により、効率的・効果的に都市公園の整備、緑地保全等を推進する。						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期	平成31年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度								
22	1人当たり都市公園等面積	10.3㎡/人	平成27年度	10.1㎡/人	10.2㎡/人	10.3㎡/人	10.4㎡/人	集計中		11.0㎡/人	平成32年度	緑豊かな生活環境の形成を図るため、都市公園等の現況値のトレンドを踏まえ目標値を設定。			
23	都市域における水と緑の公的空間(制度等により持続性が担保されている自然的環境)確保量	12.8㎡/人	平成24年度	12.9㎡/人	13.0㎡/人	13.2㎡/人	13.3㎡/人	集計中		14.1㎡/人	平成32年度	水と緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、都市公園、特別緑地保全地区等の現況値のトレンドを踏まえ目標値を設定。			
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要				関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
30年度 行政事業レビュー 事業番号		27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)											
(1)	国営公園等事業 (昭和47年度)(関連:30-7、 ⑩)	0057	20,021 (19,894)	19,007 (18,957)	23,189 (23,103)	22,908	広域の見地から、また我が国固有の優れた文化的資産の保存・活用等を図るため、国営公園等の整備及び維持管理等を行う。				22、23、116 ⑩	国営公園供用面積(累計) H30年度目標値:4,239ha 国営公園新規供用面積 H30年度目標値:45ha 国営公園の入場者数(H32年度目標値:4,800万人) 国営公園の利用者満足度を88%以上とする。			
(2)	明日香村歴史的風土活用事業 交付金 (平成12年度)	0058	150 (150)	150 (150)	150 (150)	150	明日香村では、明日香法に基づき全国でも唯一村内全域に厳しい土地利用規制を課すとともに、住民生活安定のための措置を講じることで、国民共有の財産である明日香村の歴史的風土の保存を図ってきており、その歴史的風土の創造的活用により、学び、体験し、実感できる歴史文化学習の場の整備を推進する。				-	建築物等の修景件数:50件 飛鳥の魅力とその価値を発信する講演会イベント等の開催日数:15日 明日香村における主要観光施設の年間入場数 (H31年度目標値:1,300千人) 明日香村における教育旅行の年間受入数 (H31年度目標値:7,500泊) 明日香村における田畑等の農地を活用したオーナー制度の会員数 (H31年度目標値:750人)			
(3)	国営追悼・祈念施設(仮称)整備 事業 (平成27年度)	復興庁	200 (200)	306 (305)	936 (927)	2,192	平成26年10月31日付け閣議決定(平成29年9月1日一部変更)に基づき、地方公共団体との連携の下、岩手県陸前高田市、宮城県石巻市及び福島県双葉郡浪江町の一部の区域に、国営追悼・祈念施設(仮称)を設置することにより、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信を行う。				-	国営追悼・祈念施設(仮称)事業箇所数:3箇所 -			
(4)	社会資本整備総合交付金 (平成22年度)(再掲)	0384(再掲)	873,313 (871,085)	866,058 (864,909)	884,548 (882,356)	823,318	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図るため、地方公共団体が作成した社会資本整備総合計画(社会資本整備総合交付金)に基づき、政策目的を実現するための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。				23	社会資本整備計画数(全国ベース) 社会資本整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)			
施策の予算額・執行額		21,421 (20,051)	24,374 (19,113)	27,849	18,548	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		【閣決(重点)】(業績指標24) 社会資本整備重点計画(平成27年9月18日)							
備考															

※複数の施策に係る事業の予算額について、「予算額計」|「当初予算額」欄に記載されている数字は複数施策の合計額である。

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-⑧)

施策目標		8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する						担当部局名	水管理・国土保全局 下水道部			作成責任者名	下水道事業課長 加藤 裕之		
施策目標の概要及び達成すべき目標		自然再生事業、水と緑のネットワーク整備事業、下水道事業、都市水環境整備事業等を実施することにより、良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適切な汚水処理の実施、下水道資源の循環を推進する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期	平成31年8月	
業績指標	初期値	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
		目標値設定年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度								
24	生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合	約43%	平成28年度	約38%	約42%	約44%	約43%	約47%	約50%	平成32年度	<b>【指標の定義】</b> 政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定する緑の基本計画について、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の配置方針、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項のいずれかに、生物多様性の確保に関する項目が設定されている計画割合 分子:政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画のうち、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている計画の策定数 分母:政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画策定数 <b>【目標設定の考え方・根拠】</b> 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)は、都市緑地法に基づき市町村が定める総合的な都市における緑に関するマスタープランであり、都市の生物多様性を確保するために必要なエコロジカルネットワークの形成を図るためには緑の基本計画の活用が効果的である。このため、都市における生物多様性の確保に関する指標として、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている緑の基本計画の策定割合を把握する。対象都市における緑の基本計画の策定期間のトレンド等を踏まえ、改訂時には生物多様性の確保に関する配慮事項が追加されることを見込んで、平成28年度末までには50%が達成されることを目標とする。				
25	下水汚泥エネルギー化率	約15%	平成25年度	約15%	約15%	16%	約17%	集計中	約30%	平成32年度	<b>【指標の定義】</b> 下水汚泥中の有機物のうち、消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用されたものの割合 <b>【目標設定の考え方・根拠】</b> 現在約3割が未利用の消化ガスの有効利用が行われ、焼却炉の更新時における固形燃料化施設への転換等が行われることを見込む。				
26	汚水処理人口普及率	約89%	平成25年度	約89%	約89%	約90%	約90%	集計中	約96%	平成32年度	<b>【指標の定義】</b> 汚水処理施設(下水道、集落排水施設、浄化槽等)が普及している人口の割合 (分母)総人口 (分子)汚水処理施設(下水道、集落排水施設、浄化槽等)が普及している人口 <b>【目標設定の考え方・根拠】</b> これまでの整備状況を踏まえて、汚水処理人口普及率を平成32年度までに約96%まで向上させることを目標として設定				
27	持続的な汚水処理システムのための都道府県構想策定率	約2%	平成26年度	—	約2%	約19%	約62%	約74%	100%	平成32年度	<b>【指標の定義】</b> 都道府県構想が策定されている都道府県数の割合 (分母)全都道府県数 (分子)より効率的な汚水処理の整備・運営管理を適切な役割分担の下、計画的に実施していくための都道府県構想が策定されている都道府県数 <b>【目標設定の考え方・根拠】</b> 平成32年度までに全都道府県で持続的な汚水処理システム構築に資する都道府県構想の策定が完了				
28	水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の割合	25%	平成26年度	—	25%	29%	33%	35%	50%	平成32年度	<b>【指標の定義】</b> 河川法上の河川に隣接する都市のうち、水辺の賑わい創出に向けた取り組みを実施した都市の割合 水辺の賑わい創出に向けた取り組みを実施した都市の割合=①/② ①:水辺の賑わい創出に向け、「かわまちづくり」計画による利活用の立案や河川区域内施設の民間開放等の具体的な取組を実施した市区町村数 ②:河川に隣接する各地方を代表する市区町村や観光振興の拠点となり得る市区町村の数 <b>【目標設定の考え方・根拠】</b> 地域の個性やニーズに合った方策を用いて、長期的には、全ての対象都市で達成を目指す				
達成手段 (開始年度)	30年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(29年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
		27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)											
(1)	社会資本整備総合交付金 (平成22年度)	0384	873,313 (871,085)	866,058 (864,909)	884,548 (882,356)	823,318	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とし、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。					25,26,28	社会資本総合整備計画数(全国ベース) 社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)		

河川改修事業 (2) (明治7年度(直轄)、昭和7年度(補助))	0059	234,695 (234,066)	276,813 (276,133)	237,064 (236,607)	184,986	河川を整備するにあたっては、洪水を安全に流下させること等を目的に、河川の改修やダムを整備を実施している。このうち、河川改修事業については、河道の拡幅、築堤、放水路の整備、遊水地の整備等を、各河川の特長や背後地の資産の状況、災害の発生状況等を踏まえ、上下流・左右岸及び本支川のバランスを図りながら実施する。また、水質汚濁の著しい河川での浄化施設整備や自然環境の保全・復元が必要な区域での河道整備、まちづくりと一体となった河川管理施設の整備等の取組みを実施する。 (直轄:国費率2/3等、補助:国費率1/2等)	28	河川改修事業(直轄・補助)及び総合水系環境整備事業(直轄)の実施箇所数  人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する国管理河川の整備率を平成32年度末までに約71%から約76%とする。 ・人口・資産集積等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(国管理区間)  人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する県管理河川の整備率を平成32年度末までに約55%から約60%とする。 ・人口・資産集積等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(県管理区間)  平成32年度末までに、過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち、未だ浸水の恐れのある家屋数を約6.5万戸から約4.4万戸とする。 ・過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数
下水道事業 (3) (昭和32年度)(関連30-⑪、⑫)	0060	5,319 (5,157)	5,280 (5,532)	5,284 (4,150)	5,287	○地方公共団体が実施する下記事業に対する補助金。※()は補助率 ①民間活カインベーション推進下水道事業費補助・・・再生可能エネルギーの利用促進及び効率的な下水道整備等を図るため、PPP/PFI事業などの官民連携事業を支援(1/2、5.5/10等) ②未普及解消下水道事業費補助・・・公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、し尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための汚水管の整備等(1/2等) ③浸水対策下水道事業費補助・・・集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、官民連携した雨水管、ポンプ場、雨水調整池の整備等(1/2等) ○下水道事業の計画的かつ効率的な推進を図るために必要な国が実施する調査研究	25,26,27	-
下水道リスク管理システムの運用経費 (4) (平成13年度)	0061	6 (5)	6 (5)	5 (5)	5	化管法に基づく届出化学物質データ等の集計・管理、化学物質管理計画策定状況等に係る調査、化学物質管理計画策定の促進方策の検討を行う。	-	化管法に基づく届出化学物質データ等の集計結果(法律で定められた集計を毎年実施)  化学物質管理計画の策定割合
下水道分野の水ビジネス国際展開経費 (5) (平成21年度)	0062	102 (100)	98 (91)	110 (108)	117	①国、地方公共団体、民間企業が一体となり、我が国が有する下水道に関する経験、知識、ノウハウ、技術を活かして、「プロジェクトの上流部分である下水道政策」と「政策を実現するための日本優位技術」を組み合わせたプロジェクトを形成するため、政策対話、プロジェクトセールスを推進する。 ②本邦企業が世界的に優位性を有している下水道技術の国際社会における位置づけを確固とするものとするために、その評価等を目的とした国際標準化を推進する。 ③国と地方公共団体の連携強化により、政策・技術をパッケージインフラとした水・環境関連のトータルソリューションの発信拠点として日本版ハブ構想を推進する。	-	国内外で開催したセミナー、政府間対話等の数  我が国企業の下水道分野における海外受注案件数
下水道におけるPPP/PFIの導入に向けた検討経費 (6) (平成28年度)	0063	- (30)	30 (30)	33 (32)	39	・コンセッション方式等のPPP/PFI導入に先行的に取り組む地方公共団体の準備事業を支援するため、民間企業・地方公共団体の双方へヒアリングを行い、実施方針や募集要項等の作成を行う。 ・コンセッション方式導入に関する課題の抽出と解決方策の検討を実施し、成果をとりまとめ、全国に水平展開する。 ・PPP/PFIを導入した場合の公費負担の抑制効果について、地方公共団体が簡易に算出できる方法を検討し、その成果をガイドラインとしてまとめる。	-	下水道におけるPPP/PFIの導入に関する技術資料の作成  コンセッション方式等の ・実施契約を締結 ・実施方針公表を予定 ・具体的に検討している案件の総数
下水処理場におけるICTを活用した広域管理検討経費 (7) (平成30年度)	新30-0005	- -	- -	- -	18	ICTを活用した下水処理場の広域管理に向けて、法制度や共通仕様のある方などの検討課題を整理する。また、広域的な運転管理による人員配置の合理化・コスト低減や、下水道施設の運転管理の最適化・効率化による動力費・薬品費の低減など、ICT活用による広域管理の進め方のシナリオについて検討するとともに、各シナリオに基づく導入効果について検討を行う。	-	下水処理場におけるICTを活用した広域管理に関する技術資料の作成件数  流域別下水道整備総合計画の策定数

<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>35,549  (26,046)</p>	<p>37,395  (28,706)</p>	<p>34,298</p>	<p>26,388</p>	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>【施政方針】 第162回国会施政方針演説(平成17年1月21日)、第183回国会施政方針演説(平成25年2月28日) 【閣議決定】 生物多様性基本法(平成20年法律第58号)、生物多様性地域連携促進法(平成22年法律第72号)、生物多様性国家戦略20112-2020(平成24年9月28日閣議決定)、21世紀環境立国戦略(平成19年6月1日閣議決定)、未来投資戦略(平成29年6月9日閣議決定)、エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定)、国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)、社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定)</p>
<p>備考</p>						

※複数の施策に関する事業の予算額について、「予算額計」「当初予算額」欄に記載されている数字は複数施策の合計額である。

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-9)

施策目標		9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う					担当部局名	総合政策局		作成責任者名	環境政策課長 佐竹 健次		
施策目標の概要及び達成すべき目標		地球温暖化対策をはじめとする環境政策・省エネルギー政策を推進することで、国土交通分野における環境負荷の低減を図る。					施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	3 地球環境の保全		政策評価実施予定時期	平成30年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度						
一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者の省エネ改善率(①特定貨物輸送事業者(鉄道300両～、トラック200台～、船舶2万総トン～)、②特定旅客輸送事業者(鉄道300両～、バス200台～、タクシー350台～、船舶2万総トン～)、③特定航空輸送事業者(航空9,000トン(総最大離陸重量)～))	-	-	①-0.71% ②-0.58% ③-0.59%	①-0.80% ②-1.01% ③-0.23%	①-1.06% ②-0.92% ③-0.67%	①-1.55% ②-0.85% ③-1.49%	集計中	①②③直近5年間の改善率の年平均-1%	毎年度	エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、特定輸送事業者におけるエネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位を年平均1%以上低減させることが目標規定となっているため。交通政策基本計画(平成27年2月閣議決定)にも位置づけられた指標である。			
30 燃費性の優れた建設機械の普及率(①油圧ショベル、②ホイールローダ、③ブルドーザ)	①48% ②41% ③6%	平成23年度	①68% ②44% ③33%	集計中	集計中	集計中	集計中	①84% ②72% ③28%	平成32年度	地球温暖化対策計画(H28年5月閣議決定)において、建設施工分野における省エネルギー性能の高い設備・機器の導入を促進し、省CO2化を推進することとされており、その対策評価指標として、燃費性能の優れた建設機械等(低炭素型建設機械または2020年燃費基準達成建設機械または低燃費型建設機械に認定された建設機械)の普及率が目標値として設定されているため。			
31 省エネ基準を充たす住宅ストックの割合	6%	平成25年度	6%	7%	8%	集計中	集計中	20%	平成37年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している省エネ基準を充たす住宅ストックの割合(20%(平成37年))を基に、2020年(平成32年)を目的に新築住宅について省エネ基準適合率を100%にする目標を踏まえて設定。			
32 モーダルシフトに関する指標(①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ)(*)、②内航海運による雑貨の輸送トンキロ(**))	①187億トンキロ ②333億トンキロ	平成24年度	①193 ②330	①195 ②331	①200 ②340	①197 ②358	①200 ②集計中	①221 ②367	平成32年度	自動車よりも二酸化炭素排出量の少ない鉄道や海運へのモーダルシフトを推進するため、交通政策基本計画(平成27年2月13日閣議決定)において定められた指標を踏まえ、①鉄道コンテナ輸送量については221億トンキロ、②海上輸送量については367億トンキロとする目標値を設定。			
33 環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進によるCO2排出削減量(平成25年度比)	-	-	-	-7.6	28.9	22.7	集計中	157万t-CO2	平成42年度	効率的で安定した国内海上輸送の確保と同時に、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)に基づき求められている内航船舶からのCO2排出量の削減目標を踏まえると、革新的省エネ技術の導入支援等による各種支援施策を講じることで、環境負荷低減に資する内航船舶への代替建造等を促進していく必要がある。 業績目標としては、地球温暖化対策計画での見込み排出削減量である平成42年度157万t-CO2/年(平成25年度比)が最適であるため、この数値の達成を目標とする。			
34 都市緑化等による温室効果ガス吸収量	約111万t-CO2/年	平成25年度	111万t-CO2/年	115万t-CO2/年	118万t-CO2/年	120万t-CO2/年	集計中	約119万t-CO2/年	平成32年度	吸収源となる都市公園、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等の緑地などの都市緑地の、平成20年から平成24年までの整備面積のトレンドを踏まえ、目標値を設定 【第4次社会資本整備重点計画第2章の重点目標に関連する事業の指標「KP125都市緑化等による温室効果ガス吸収量」(同一定義)			
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			30年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要				関連する業績指標番号	達成手段の目標(30年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
(1)	地球温暖化防止等の環境の保全(平成12年度)	0066	8 (7)	10 (8)	10 (8)	9	省エネ法に基づく輸送事業者の省エネ対策、及び省エネ法改正を踏まえた電力ピーク対策が輸送部門に対し引き起こす影響・効果について調査分析を行うとともに、輸送事業者への省エネ対策に係る情報提供や省エネ対策責任者の育成等を通じて、輸送部門における省エネ対策の普及・促進を図る。更に、フロン排出抑制法に基づくフロン類算定漏洩量の報告について、輸送事業者等から提出される法定報告書の調査分析等を行う。				29	省エネ対策の普及・促進 直近5年間の改善率の年平均-1%	
(2)	建設機械施工における環境対策の推進(平成30年度)	新30-0006	-	-	-	8	・低燃費型建設機械等の次期燃費基準値策定のための検討を実施。 ・次期燃費基準の策定により、当該基準適合車の普及を図ることにより、燃費性の優れた建設機械の普及を促進する。				30	- -	
(3)	住宅建築技術高度化・展開推進事業(平成26年度)	0011	1,562 (1,478)	1,383 (1,282)	1,461 (1,351)	1,470	住宅・建築物の環境対策、長寿命化対策、安全対策等の行政上の諸課題に対応するため、民間事業者の知見・ノウハウを活用し、技術開発を推進するとともに、基準や制度の普及促進、産業の展開の取組(※)を総合的に推進する。(補助率:定額補助、1/2) ※産業の展開の取組については平成29年度まで				31	- -	
(4)	住宅・建築物環境対策検討経費(平成19年度)	0070	60 (59)	59 (59)	59 (58)	34	地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)に定められた民生部門(業務・家庭部門)のCO2排出量の2030年度の削減目標を達成するため、住宅・建築物における省エネ対策を強化することが必要であり、効果的かつ効率的な施策を講じるため、住宅・建築物の省エネ性能の実態把握及び課題分析等を行う。				31	- -	

(5)	環境・ストック活用推進事業 (平成23年度)	0071	28,450 (12,929)	7,803 (6,884)	9,703 (7,943)	10,221	住宅・建築物の省エネ・省CO2、木造・木質化、気候風土に応じた木造住宅の建築技術・工夫等による低炭素化、健康・介護、災害時の継続性、少子化対策、防犯対策、住宅建物の長寿命化等に係る先導的な技術の普及促進に寄与するリーディングプロジェクトや既存建築物の省エネ化に対して支援を行い、その成果の普及等を通じて、住宅・建築物の省エネ化を推進する。	31	- -
(6)	地域型住宅グリーン化事業 (平成27年度)	0120	276 (276)	14,535 (11,976)	13,978 (11,457)	11,500	耐久性や省エネルギー性に優れた良質な住宅の供給を促進するため、地域の住宅産業の主要な担い手である中小住宅生産者が、こうした住宅を効果的かつ継続的に供給できるようにするための技術力の向上、住宅供給体制の強化を行う。	12 31	- -
(7)	長期優良住宅化リフォーム推進事業 (平成28年度)	0121	- -	656 (655)	3,616 (3,407)	4,200	既存住宅のリフォームによる耐震性や耐久性、省エネルギー性能等に優れた良質な住宅ストックの形成及び三世同居など複数世帯の同居がしやすい環境の整備を図ることを目的とする。(補助率: 1/3)	13 31 46	- -
(8)	モーダルシフト等推進事業 (平成23年度)	0067	38 (30)	38 (28)	40 (30)	40	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化計画の策定のための経費や、認定を受けた総合効率化計画に基づき実施する事業に要する経費の一部を補助する。	32	- -
(9)	海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置(昭和45年度)	-	-	-	-	-	多額の資金を要する船舶の調達において、譲渡船舶の売却益を活用して、環境負荷低減を図りつつ船舶の代替を促進し、内航海運における安定的な輸送サービスの確保を図るための税制特例措置。 圧縮記帳の比率: 80/100	33	-
(10)	船舶に係る特別償却制度(昭和26年度)	-	-	-	-	-	内航海運におけるCO2排出削減にかかる国際的な動向を踏まえ、船舶を取得した際に投下した資金を早期に回収し、エネルギー効率が高く環境に優しい先進的な船舶の建造や船隊拡大のための投資を促進するための税制特例措置。 (内航) 高度内航環境低負荷船: 18/100 内航環境低負荷船: 16/100	33	-
(11)	都市局地球環境問題等総合調査等経費 (平成19年度)	0068	27 (27)	15 (15)	45 (45)	33	・日本国政府としては、2015年以降、京都議定書第2約束期間(2013~2020年)における我が国の温室効果ガスの排出量及び吸収量を国連気候変動枠組条約事務局に提出する義務がある。また、新たな緑化空間を創出することにより、吸収量の向上や、地球温暖化対策の趣旨の普及啓発を進める必要がある。 ・そのため、都市緑化による吸収量算出データの作成を行うとともに、吸収量のより適切な算出を目的に、その精度向上等について検討を行う。また、2020年夏季に行われるオリンピック・パラリンピック東京大会の暑熱対策への活用も視野に入れ、新たな緑化空間の創出に向けた、都市の暑熱対策に資する緑化技術の開発及び普及啓発を行う。	34	調査実施件数  都市緑化等による温室効果ガス吸収量
施策の予算額・執行額			124,128 (96,900)	23,531 (7,861)	19,322	10,494	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	【施政方針】 ○第190回国会施政方針演説(H28.1):「地球温暖化対策は、新しいイノベーションを生み出すチャンスです。主要排出国を含む全ての国が参加するパリ協定を歓迎します。温室効果ガスの排出量を二〇三〇年度までに二〇一三年度比で二十六%削減するとの目標の下、省エネルギーと再生可能エネルギーの大胆な技術革新、最大限の導入を進めてまいります。十五年間で、次世代自動車の販売を新車全体の七割にまで引き上げ、自動車市場の姿を一変させます」 【閣議決定】 地球温暖化対策計画(平成28年5月13日)、環境基本計画(平成24年4月27日)、総合物流施策大綱(2013-2017)(平成25年6月25日)、エネルギー基本計画(平成26年4月11日)等	
備考									

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-10)

施策目標		10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する					担当部局名	気象庁		作成責任者名	総務部総務課業務評価室長 八木 勝昌		
施策目標の概要及び達成すべき目標		自然災害による国民の生命・財産・生活に係る被害の軽減を図るため、防災情報等の精度向上及び情報伝達体制を充実する。					施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		4 水害等災害による被害の軽減		政策評価実施予定時期	平成31年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度						
35	緊急地震速報の迅速化	24.4秒	平成22～26年度平均	-	-	-	24.9秒	27.8秒	19.4秒以内	平成32年度	緊急地震速報を少しでも迅速に発表することにより、強い揺れが来前に緊急地震速報が伝達される地域が拡大し、それらの地域において、安全確保や機器の自動制御等による防災・減災の効果や経済的損失の軽減が期待される。緊急地震速報の迅速化にはできるだけ震源に近い場所で地震を観測することが非常に有効であることから、気象庁ではこれまで、緊急地震速報に活用する観測点を増やす取り組みを進めてきた。東日本大震災以降については、多機能型地震観測網の増強(50点整備)や、防災科学技術研究所の大深度KiK-net、海洋研究開発機構のDONET1の活用により、迅速化に取り組んできたところである。さらに今後、日本海溝沿いでは防災科学技術研究所により海底地震計(S-net)の整備が進められており、気象庁ではこれらの海底地震観測データの取り込みを進め、各観測点について、地震や地震以外の震動の検知状況及び自動処理の動作状況の確認作業や、海底地震計の特殊な設置環境等を踏まえた震源・マグニチュードの推定方法の改良等を行った上で、緊急地震速報への活用に追加して行く予定である。		
36	大規模災害に対する電気通信施設の信頼性向上対策が完了した事務所等の割合	67%	平成28年度	-	-	-	67%	74%	82%	平成32年度	危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所等について、予算の制約の中、国土交通省内を結ぶ結合通信網の強化の整備を順次進めており、平成32年度末までに整備を完了すべき拠点として、全体の82%を目標として設定した。		
37	台風予報の精度(台風中心位置の予報誤差)	244km	平成27年度	288km	275km	244km	235km	226km	200km	平成32年度	台風による被害の軽減を図るためには、台風に関する予測の基本である台風中心位置の予想をはじめとした台風予報の充実が必要である。この充実を測定する指標として、台風中心位置の予報誤差を用いる。平成27年までの過去5年間に於ける予報誤差の平均は244kmである。平成28年の目標値としては、過去5年間の同指標の減少分及び過去5年間の各単年度実績の背景を踏まえ、新たな数値予報技術の開発等ににより、200kmに改善することが適切と判断。本目標を達成するためには、予測に用いる数値予報システムの高度化が必要であり、数値予報モデルの改良を進めるとともに、初期値の精度向上に重要な観測データの同化システムの改善を図る。また、数値予報技術の開発と並行して、数値予報資料の特性の把握や、観測資料による数値予報資料の評価などを通じた、予報作業における改善に努め、台風予報精度の一層の向上を図る。		
38	防災地理情報(活断層図)の整備率	62%	平成28年度	56%	58%	60%	62%	66%	79%	平成35年度	地震調査研究推進本部が選定する主要活断層帯(平成29年2月現在、113断層帯)を包括する範囲の面積「300面」を整備計画面数とする。平成28年度末で整備済みの面数は、185面であり、初期値は、62%となる。		
達成手段 (開始年度)	30年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
		27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)									
(1)	映像情報利用の利便性向上のための技術的検討(平成29年度)	0075	-	-	7	7	通常時のインフラ管理や災害対応に監視カメラの利用は監視体制の監視の迅速化・効率化するものであるため、その利活用について技術的検討を行う。例えば、土砂災害や越波等瞬時に起きた被災状況をリアルタイムでの閲覧を見逃した方へ被災時の状況を共有し被害の大きさを理解することや、1時間前とのインフラ環境の違いの比較、場所・通信環境に依存しない映像閲覧環境の構築等の検討を行う。	36	異常判定機能が必要な全箇所において技術の導入:18,000件(平成31年度)				
(2)	地殻変動等調査経費(昭和42年度)	0076	293	269	269	262	災害対策基本法に基づく政府の指定行政機関として、大規模地震対策特別措置法等の法律で観測の強化を指定している地域において水準測量を実施するとともに、科学技術・学術審議会の「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画の推進について」(平成25年11月8日建議)等の趣旨に沿い、地殻活動の活発な地域等において地殻変動監視を目的とした繰り返し観測、地殻変動のメカニズム解明に関する解析等を実施する。これらの結果は、地震調査研究推進本部地震調査委員会、火山噴火予知連絡会等へ提供され、地震活動や火山噴火活動の評価等の基礎資料として活用される。	38	-				
(3)	防災地理調査経費(平成20年度)	0077	31	37	57	64	本事業で整備する防災基礎情報が、国・地方公共団体等の様々な機関における地震、火山噴火、土砂災害等の各種自然災害に対する防災・減災施策に利用されることにより、国民の安心・安全の向上に寄与する。	38	-				
(4)	測量用航空機運航経費(平成22年度)	0078	99	99	112	105	地震、火山噴火、水害等の災害時には、発災後速やかに被災地域の画像情報を関係機関に提供し、応急対策やその後の復旧・復興対策に活用されることが重要であることから、国土地理院が所有する防災・測量用航空機「にかぜⅢ」による空中写真の撮影を実施し、撮影した空中写真画像及びそれら空中写真を用いて作成した正射画像等を、政府ならびに関係自治体等へ速やかに提供する。また、平成22年度から「にかぜⅢ」に合成開口レーダー(SAR)を搭載して観測が可能になったことに伴い、火山の地形変化の推移を明らかにし、火山活動状況の把握に活用する。	38	-				
(5)	予報業務(昭和31年度)	0079	654	407	616	298	地上・高層・衛星観測等を含む各種観測資料や数値予報結果等を基に、大雨や暴風等の気象の監視・予測に不可欠な天気図や、警報・予報、台風情報等の作成・発表、豪雨時等における指定河川洪水予報や土砂災害に関する情報の作成・発表、航行中の船舶の安全のための海上予報・警報等の作成・発表等を行う。これらの情報は、防災関係機関に伝達されるとともに、報道機関等を通じて国民に周知されるほか、民間気象事業者へ提供され個別のニーズに応じたサービス等に利用される。	37	-				
(6)	気象データ交換業務(昭和31年度)	0080	1,239	1,363	1,269	1,202	防災気象情報等の作成に不可欠な各種観測資料や数値予報資料をはじめとする、気象業務に関する国内・国外の各種資料を、気象情報伝送処理システムを通じて、24時間休止することなく迅速・効率的に収集・交換する。	37	-				

(7)	数値予報業務 (昭和34年度)	0081	711 (711)	927 (926)	1,986 (1,960)	2,624	観測データ等を基に物理法則に基づく数値計算を行い、予報や警報等の基礎資料となる数値予報資料を作成する。精度の高い数値予報を行うためには、最新の気象学の知見を基に大気現象を精緻に表現できる数値予報モデルによる計算が必要であるが、その計算には膨大な計算機資源が必要となる。このため、数値解析予報システム(スーパーコンピュータ)により数値予報モデル計算の運用を行い、数値予報資料を作成する。	37	-
(8)	アメダス観測 (昭和31年度)	0082	698 (697)	706 (698)	671 (666)	678	気象の基本的な要素である、降水量、風向風速、気温、日照等について、全国のアメダス観測所、気象官署において観測装置により自動で常時観測を行うとともに、部外機関の観測した観測データを速やかに収集して品質管理を行う。 観測成果は即時に実況値として全国の予報担当者や防災関係機関に提供する。また、全国から集められた観測資料は速やかに蓄積・統計処理を行う。	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報のための雨量予測精度を向上させ、降水短時間予報における2時間後から3時間後までの1時間雨量の予測値と実測値の比を平成34年までに0.95以上とする。</li> <li>・天気予報の精度を向上させ、明日予報の適中率を平成33年度までに92.7%以上にする。</li> <li>・天気予報の精度を向上させ、明日予報が大きくはずれた年間日数(最高気温)を平成33年までに30日以下とする。</li> <li>・天気予報の精度を向上させ、明日予報が大きくはずれた年間日数(最低気温)を平成33年までに15日以下とする。</li> <li>・ホームページを通じたアメダス観測に関する情報の利活用促進(平成33年度までに1億ページビュー以上とする)。</li> </ul>
(9)	気象レーダー観測 (昭和31年度)	0083	427 (423)	427 (424)	426 (403)	754	日本全体をカバーするよう、全国の20箇所に気象レーダーを展開し、降水の強さの分布や雨雲内の風を立体的に観測する。また、雨雲内の風を解析することにより降水域内の風の立体的分布を求め、竜巻等の激しい気象現象に注意を呼びかける「竜巻注意情報」の発表に必要な、局所的な渦(メソサイクロン)を検出して予報担当者に通知する。	37	-
(10)	地磁気観測 (昭和31年度)	0084	28 (27)	59 (59)	28 (27)	28	地磁気観測所(茨城県石岡市)、女満別(北海道大空町)及び鹿屋(鹿児島県鹿屋市)に設置している観測施設を中心として、人工的なノイズの少ない環境の中に磁力計を設置し、太陽起源、地球内部起源の磁場・電場変動を常時観測する。観測データは地磁気観測所において解析し火山活動の評価に係る研究を行うとともに、国内では独立行政法人情報通信研究機構に通報して宇宙天気予報に利用されるほか、世界各国に通報する。	-	噴火警戒レベルを発表する対象火山の数を平成32年度までに49火山とする。
(11)	気象測器検定 (昭和31年度)	0085	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12	気象庁がアメダス観測、ラジオゾンデ観測で自ら観測を行う全国の気象測器について、定期的に測器検定装置により検査を実施し、観測誤差が許容の範囲内にあることを確認することにより、観測データの品質が担保され、台風予報をはじめ、気象予報・警報等のより良い気象情報の作成に寄与する。 また、気象業務法に基づき気象観測を行う部外機関が使用する気象測器は、気象観測に適した測定器である必要があり、気象庁は、申請された気象測器の構造が基準に適合するかどうかを検査し、型式証明を行う。 さらに、部外機関が行うべき気象測器の検定業務について、受託により実施する。	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨量観測の観測精度の維持(気象庁雨量観測所における重度の障害件数を過去5年平均(53件)以下に維持する)</li> <li>・風向・風速観測の観測精度の維持(気象庁観測所における重度の障害件数を過去5年平均(20件)以下に維持する)</li> </ul>
(12)	防災情報提供センター (平成15年度)	0086	83 (83)	91 (90)	168 (167)	277	防災情報提供センターとして国土交通省関係局が保有する防災情報を集約し、リアルタイム雨量(広域版)やリアルタイムレーダー、気象庁が保有する各種情報(天気予報、気象警報、地震情報、津波情報、台風情報、火山情報、アメダス、気象衛星画像、雨雲の動き等)をインターネットを通じて国民に提供する。	-	ホームページを通じた気象情報提供の促進 65億ページビュー(平成30年度)
(13)	高層気象観測 (昭和31年度)	0087	460 (457)	713 (708)	547 (544)	456	全国14ヶ所において、世界気象機関(WMO)の指針に従い、観測測器(ラジオゾンデ)を取り付けた気球を1日2回(9時及び21時)飛揚することにより、上空30kmまでの大気の大気温度、湿度、気圧、風向風速を観測する。観測成果は、台風予報をはじめ、気象予報・警報等の作成に利用するとともに、世界の気象機関に提供する。 また、全国33ヶ所において、世界気象機関(WMO)の指針に従い、ウィンドプロファイラにより、電波を利用して10分ごとに300mの高度間隔で上空最大12km程度までの風向風速を観測する。観測成果は、台風予報をはじめ、気象予報・警報等の作成に利用するとともに、世界の気象機関に提供する。	37	-
(14)	地震津波観測 (昭和31年度)	0088	2,118 (2,025)	1,503 (1,447)	1,370 (1,365)	1,533	気象庁が整備した地震計等に加え、関係機関が整備した地震計等も活用し、24時間体制で地震の観測・監視を行う。これらのデータを地震活動等総合監視システム(EPOS)により集約・解析し、緊急地震速報、津波警報、震度に関する情報等を発表する。これらの情報は、防災関係機関や報道機関を通じて国民に伝達され、地震や津波による災害の防止・軽減に貢献している。また、海外で大規模地震が発生した場合にも、関係国と連携しつつ、地震情報や津波情報を発表する。 さらに、地震活動等総合監視システムを気象庁本庁・大阪管区気象台の2中核に集約し、災害時の業務継続を可能にしている。	35	-
(15)	地殻観測 (昭和31年度)	0089	44 (43)	44 (44)	44 (44)	55	東海地域とその周辺に展開された地殻変動観測施設(ひずみ計等)により、南海トラフ地震につながる可能性がある現象を24時間体制で観測・監視し、最新の科学的知見に基づく解析を行うとともに、観測データに異常が検出された場合には、その原因について「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」及び「地震防災対策強化地域判定会」により総合的な評価を行う。 また、適時適切に南海トラフ地震に関連する情報を国民・防災関係機関・報道機関等に発表する。	-	毎月開催される「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会(定例)、地震防災対策強化地域判定会(定例)」において、ひずみ計等の観測データについて評価を行い、「南海トラフ地震に関連する情報」として国民、防災関係機関、報道機関等へ発表する。
(16)	火山観測 (昭和31年度)	0090	5,422 (5,042)	2,823 (2,782)	1,580 (1,490)	1,261	各火山の活動状況に応じて、常時観測(地震計、傾斜計、空振計、GNSS、遠望カメラ等)及び機動観測を組み合わせた観測体制を構築・運用する。これらのデータを全国4官署(本庁火山監視・警報センター及び札幌・仙台・福岡管区気象台の地域火山監視・警報センター)において24時間体制で監視・解析し、火山活動状況に応じて噴火警報等の防災情報を発表する。噴火警報をより防災活動に活用しやすくするため、執るべき防災行動との対応をわかりやすく表記した「噴火警戒レベル」の導入を進めている。	-	噴火警戒レベルの運用による火山防災の推進
(17)	海洋環境観測 (昭和31年度)	0091	772 (717)	751 (686)	701 (690)	667	地球温暖化や海洋汚染等の地球環境問題に対処するため、海洋気象観測船により、陸上比べて観測データの乏しい海洋における温室効果ガスや汚染物質等の実態を高精度に観測し、二酸化炭素の海洋への吸収量・蓄積量、海洋酸性化及び世界の気候に影響を与える海洋深層循環などの変動を把握する。また、海上の気象観測や、水溫、塩分、海水の化学成分等の実況把握を通じ、北西太平洋の海洋の循環を把握し、海洋が気候変動に与える影響について解明を図る。	-	海洋の健康診断表において平成29年度から平成33年度までの5年間に計5件の改善又は新規の情報提供を行う。
(18)	波浪観測 (昭和31年度)	0092	74 (74)	74 (74)	74 (74)	74	適時的確な波浪情報を提供するために、沿岸域及び我が国周辺海域において、沿岸波浪計や漂流ブイによる波浪観測を行うとともに、観測衛星(Jason(米NASA/仏CNES)など)や船舶からの観測データも収集し、波浪実況解析及び波浪予報を行い、波浪情報を提供する。	-	ホームページを通じた沿岸での波の状況の把握や、波浪の実況図や予想図の作成に必要な、沿岸波浪観測所における波浪観測データの取得率が、95%以上となるようにする。
(19)	高潮高波対策業務 (昭和31年度)	0093	116 (116)	74 (72)	74 (72)	96	全国69箇所の潮位観測施設における観測データを即時的に収集し、高潮や津波の監視を行うとともに、地球温暖化による海面水位の変動の監視に資するデータを取得する。 また、海面水位の上昇による沿岸域の浸水等の被害の軽減に資する情報を発表するとともに、地球温暖化による海面水位の変動を監視し、海面水位の変動を監視する国際的な枠組みである全球海面水位観測システム(GLOSS)にデータを提供する。	-	津波・高潮警報更新に必要な観測データを確保するため、観測施設の稼働状況を95%以上とする。

(20)	小笠原諸島気象業務 (昭和43年度)	0094	146 (145)	146 (145)	146 (145)	263	父島及び南鳥島の気象観測所において、定常的に地上・高層気象観測を実施する。	37	-
(21)	大気バックグラウンド汚染観測 (昭和50年度)	0095	87 (86)	77 (76)	114 (113)	74	二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスの観測や地球温暖化に影響を及ぼす大気中の微粒子(エアロゾル)について、継続して観測を実施する。国内の3か所の観測地点(岩手県綾里、東京都南鳥島、沖縄県と那国島)は、世界気象機関(WMO)においても国際的に重要な観測地点として位置づけられている。これらの観測で得られたデータは、気象庁の刊行物(気候変動監視レポート等)やホームページにおいて公開するとともに、世界気象機関(WMO)の資料センターに提供する。また、黄砂に関する実況値や予測情報の提供も実施する。これらの地球温暖化に関わる監視の成果は、平成27年末に開催された気候変動に関する国際連合枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択されたパリ協定の達成に向けた政府の取り組みにおける実効性の評価や政府・自治体等における環境対策に貢献するものである。	-	地球環境に関する気象情報について、毎年度、2件の改善又は新規の情報提供を目標とする。
(22)	オゾン層・紫外線観測 (昭和42年度)	0096	29 (29)	29 (29)	25 (25)	12	札幌・つくば・那覇の国内3か所において、オゾン分光光度計によるオゾン全量観測を行う。つくばにおいて、気球に吊るした測器を飛ばすことによりオゾンの高度分布を知るオゾンゾンデ観測、地上に到達する有害紫外線の強さを波長ごとに観測する波長別紫外域日射観測等を実施する。気象庁では、観測で得られた成果について、気象庁のホームページや刊行物を通じて公開しており、地球温暖化をはじめとした地球環境に関する国民の関心と理解の増進に貢献している。また、公開した観測データは、環境省刊行の「オゾン層等の監視結果に関する年次報告書」などに活用される他、世界オゾン・紫外線資料センター(WOUDC)への提供を通じて世界気象機関(WMO)／国連環境計画(UNEP)が4年毎に発行する「オゾン層破壊の科学アセスメント」においても引用されている。	-	地球環境に関する気象情報について、毎年度、2件の改善又は新規の情報提供を目標とする。
(23)	日射観測 (昭和31年度)	0097	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3	全国5官署(札幌、つくば、福岡、石垣島、南鳥島)において、日射放射観測(直達日射照度、散乱日射照度、下向き赤外放射照度)を実施し、観測データは、品質管理した後統計処理を行い公表する。また、世界気象機関(WMO)の第Ⅱ地区(アジア)放射センターとして日射計地区基準器の維持・管理を行い、アジア地区内各国及び日本の日射計国家基準器の校正を実施する。国際的な観測基準に基づき観測された日射放射データはデータセンターを通じて利用者に提供され、IPCC評価報告書等において地球温暖化の監視等に活用されている。	-	地球環境に関する気象情報について、毎年度、2件の改善又は新規の情報提供を目標とする。
(24)	温室効果ガスデータ管理業務 (平成2年度)	0098	22 (22)	12 (12)	13 (12)	48	世界気象機関(WMO)の温室効果ガス世界資料センター(WDCGG)として、世界各国の過去から現在までの温室効果ガス等の観測データの収集・データベース化による一元管理・解析及び品質の管理を行い、全球規模の温室効果ガスの現状を気象庁のホームページや当該センターのホームページにおいて発表する。また、データ及び解析結果に関する印刷物・電子媒体を国内外の関係機関に配布する。さらに、環境省と共同で設置した「地球観測連携拠点(温暖化分野)」及び気象庁の専門家会合において、観測の品質評価等についての関係機関との情報交換や観測に関する連携を推進する。	-	平成33年度に温室効果ガス世界資料センター(WDCGG)のウェブサイトにて提供している温室効果ガス等観測データの利用回数を360万回まで引き上げる。
(25)	気候・海洋情報処理業務 (平成4年度)	0099	40 (40)	40 (40)	40 (40)	40	日本の周辺海域に自動昇降式フロート(中層フロート)を投入し、深さ2000mまでの水温・塩分の分布を観測・通報する。また、大気と海洋の相互作用を考慮した新しい予測モデルを導入するとともに、衛星やブイ等の海洋観測データを活用することにより、精度の高いエルニーニョ等の海洋予測情報及び季節予報の作成・提供を行う。さらに、世界の異常気象の発生状況を毎週定期的に把握するとともに、特筆すべき異常気象が発生した場合には、臨時的な全球異常気象監視速報を発表し、また日本において、平年からの隔たりの大きな天候が続くと予測された場合には、異常天候早期警戒情報を発表する。	-	新規に提供する世界の異常気象に関する情報を充実させ、平成30年度までに新たに2件提供開始する。
(26)	異常気象情報センター (平成14年度)	0100	19 (19)	19 (19)	19 (19)	6	世界気象機関(WMO)が指定した地区気候センターとして、アジア地域の気象機関の気候情報作成能力を向上するため、主にウェブサイトを通じて、異常気象等の監視・早期警戒、季節予報、地球温暖化予測等に関するデータや情報を提供する。また、提供しているデータや情報の活用方法を指導するトレーニングセミナーを開催するなどにより、人材育成を図る。	-	平成33年度に異常気象情報センター(TCC)のウェブサイトにて提供している気候データや情報の利用回数を500万回まで引き上げる。
(27)	気候変動対策業務 (昭和56年度)	0101	62 (60)	84 (83)	65 (64)	129	地球温暖化予測モデルの結果を解析し、「地球温暖化予測情報」として公表する。また、地球温暖化とともに、都市の気温上昇の原因となっているヒートアイランドについて、その監視結果を報告する。また、異常気象の要因と見通しについては官学連携の異常気象分析検討会を開催し、その結果を公表するとともに、翌週の顕著な高温および冬季日本海側においては翌週の大雪(降雪量がかなり多くなること)を対象とした異常天候早期警戒情報を週2回検討、発表する。さらに、これらに関する科学的知見の普及・啓発を各地で実施するほか、データ提供による高度な利用を推進する。	-	地球温暖化予測情報の利用ユーザー数の累計を平成33年度までに70件以上とする。
(28)	静止気象衛星運用業務 (昭和52年度)	0102	1,322 (1,302)	1,192 (1,163)	3,618 (3,593)	3,292	静止気象衛星は東経140度付近に位置し、365日24時間常に地球の同一面を監視し、連続する大気の状態を観測する。同衛星では、絶え間なく観測したデータを地上へ送信し、地上設備で衛星からのデータを受信・処理する。観測データは、台風や集中豪雨等の自然災害による被害の防止や軽減を図るために用いるほか、数値予報の初期値として予報精度向上のために利用される。また、観測データから作成する衛星画像は、天気解説等に利用されるとともに、同衛星を通じて近隣諸国(東アジアやオセアニア等の各国)へ配信され防災情報に利用されている。このように本事業は、静止気象衛星により観測したデータを衛星から送信し、地上設備により受信・処理を行い、気象庁内のみならず国内外の関係機関へ配信する一連の業務である。	37	-
(29)	国際機関への分担金・拠出金 (昭和31年度)	0103	854 (854)	968 (968)	773 (773)	742	世界気象機関(WMO)は、気象・水文の観測・予測、データ交換等に関する組織・システムの確立・維持、技術基準の統一、それら業務遂行に係る加盟国の能力向上等についての国際協力及び科学技術活動を推進しており、我が国を含む各国気象水文機関が行う災害の予防・交通の安全・産業の興隆に寄与する業務の円滑な運営には不可欠なものである。	-	世界気象機関への分担金等の支払履行率:100% 世界気象機関への加盟国(国と地域)数:191
施策の予算額・執行額			21,414 (20,359)	20,866 (20,600)	18,672	17,772	施策に係る内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	なし	
備考									

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-⑪)

施策目標		11 住宅・市街地の防災性を向上する						担当部局名	都市局		作成責任者名	都市安全課長 阪口 進一			
施策目標の概要及び達成すべき目標		防災性の高い施設及び環境を整備することにより、住宅・市街地における安全・安心度を高める。						施策目標の評価結果			政策体系上の位置付け	4 水害等災害による被害の軽減	政策評価実施予定時期	平成31年8月	
業績指標		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
		目標値設定年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度								
39	防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積	13,935ha	平成28年度	9,586ha	10,752ha	12,729ha	13,935ha	15,119ha	/	21,000ha	平成33年度	過去の実勢および予算の伸び率、現在の事業計画等を考慮して設定。			
40	一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合	約76%	平成24年度	約76%	約79%	約85%	約85%	集計中	/	約89%	平成32年度	都市の防災機能の向上を図るため、長期的には100%を目指している。これまでの実績を踏まえ、平成32年度の目標値約89%を設定。			
41	下水道による都市浸水対策達成率	約56%	平成26年度	-	約56%	約57%	約58%	約58%	/	約62%	平成32年度	地方公共団体における浸水対策の実施予定より、目標値を設定。			
42	地震時等に著しく危険な密集市街地の面積	約4,450ha	平成27年度	-	4,547ha	4,435ha	4,039ha	3,422ha	/	おおむね解消	平成32年度	平成23年3月15日に閣議決定された住生活基本計画(全国計画)において、地震時等に著しく危険な密集市街地を平成32年度末までにおおむね解消するという目標が定められた。これは、できるだけ早期に地震時等における最低限の安全性を確保すべきとの観点から定められた目標であり、住宅等の不燃化や公共施設の整備、避難経路の確保等の取り組みが引き続き行われていることから、これを継続する。 なお、平成28年3月18日に改訂された住生活基本計画(全国計画)においても、同様の目標が継続して定められている。			
43	大規模盛土造成地マップ等公表率	13.70%	平成26年度	8.0%	13.7%	41.0%	52.3%	60.5%	/	約70%	平成32年度	平成28年度末の目標値に、平成25年度の公表率の進捗状況(約5%/年)を用いて、平成32年度末の目標値を設定。			
44	災害時における機能確保率(①主要な管渠、②下水処理場)	①約46% ②約32%	平成26年度	①約44% ②-	①約46% ②約32%	①約47% ②約35%	①約48% ②約35%	集計中(9月中)	/	①約60% ②約40%	平成32年度	《管渠》地方公共団体が定めている「重要な幹線等」の延長のうち、耐震化事業の実施予定、過去の整備状況を勘案し目標値を設定。 《下水処理場》地方公共団体の耐震化事業の実施予定から目標値を設定。			
45	最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合	-	平成26年度	-	-	0%	0%	0%	/	100%	平成32年度	水位周知下水道の早期指定が想定される下水道が存する市区について、最大クラスの内水ハザードマップの作成・公表を推進するとともに、それを住民の防災意識向上に繋がる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)に活用することが重要であるため、100%を目標として設定。			
46	①住宅・②建築物の耐震化率	①約82% ②約85%	平成25年	①約82% ②約85%	-	-	-	-	/	①約95% ②約95%	①平成32年 ②平成32年	①住宅・土地統計調査のデータベースによる住宅総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、目標を設定した。「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成28年3月25日改正)にて目標値を設定 ②統計データ等から推計される多数の者が利用する建築物の総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、目標を設定した。「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成28年3月25日改正)にて目標値を設定			
47	防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合	3.0%	平成26年度	-	3%	5%	15%	68%	/	100%	平成30年度	国土強靱化の取組のひとつとして、大規模災害に対し脆弱である地下街の防災対策は急務とされたことから、平成26年度より5年間を目標に、公共用通路等として利用されている全ての地下街で防災対策に着手するものとして設定。 参考:国土強靱化AP(2016):防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合0%(H25)→100%(H30)			
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			30年度当初予算額(百万円)		達成手段の概要					関連する業績指標番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
		30年度行政事業レビュー事業番号	27年度(百万円)	28年度(百万円)	29年度(百万円)										
(1)	都市公園防災事業(平成11年度)	0104	3,474 (3,474)	2,853 (2,837)	2,518 (2,518)	都市の防災機能の向上を目的として地方公共団体からの要請に基づき、都市再生機構が地域防災計画その他の地方公共団体が策定する防災に関する計画において、避難地若しくは防災活動拠点として位置づけられている防災公園の整備等を一体的に行う。(補助率:1/2、1/3)					40	防災公園新規供用面積(H30年度目標値:5.1ha) 防災公園の整備により確保された避難地の収容可能人数(H30年度目標値:約10万人)			
(2)	下水道事業(昭和32年度)(関連:30-⑧、⑫)	0060	5,319 (5,157)	5,280 (5,532)	5,284 (4,150)	○地方公共団体が実施する下記事業に対する補助金。※()は補助率 ①民間活力イノベーション推進下水道事業費補助…再生可能エネルギーの利用促進及び効率的な下水道整備等を図るため、PPP/PPF事業などの官民連携事業を支援(1/2、5.5/10等) ②未普及解消下水道事業費補助…公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、し尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための汚水管の整備等(1/2等) ③浸水対策下水道事業費補助…集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、官民連携した雨水管、ポンプ場、雨水調整池の整備等(1/2等) ○下水道事業の計画的かつ効率的な推進を図るために必要な国が実施する調査研究					41、44、45	-			

(3)	都市安全確保促進事業 (平成24年度)	0105	266 (122)	204 (68)	150 (86)	108	大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺の滞り手等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、災害発生時の円滑な退避や物資の提供等のソフト・ハード両面の対策を総合的に支援し、大都市の安全・安心の確保等を図ることを目的とする。 都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画又は帰宅困難者対策協議会によるエリア防災計画の作成(補助率3分の2、2分の1)や、同計画に基づくソフト対策(補助率2分の1)及びハード対策(補助率3分の1)を総合的に支援する補助事業。事業主体は地方公共団体及び官民協議会。	-	都市再生安全確保計画及びエリア防災計画を作成した地域数(累計) (H30年度活動見込:45) 都市再生緊急整備地域等において安全対策が講じられた帰宅困難者の総数 (H30年度目標値:1,229千人)
(4)	地下街防災推進事業 (平成26年度)	0106	906 (210)	871 (147)	500 (333)	400	地下街は全国の拠点駅等に存在し利用者も多数に上っており、大規模地震の際には、利用者が混乱状態となることが懸念される。また、天井等の老朽化が進んでいるほか、駅等からの避難者の流入も想定されることから、ハード・ソフトからなる利用者等の安心避難のための安全対策を講じていくことが必要である。 このため、「地下街の安心避難対策ガイドライン」を基に、地下街管理者に対して、天井板等設備の安全点検や、周辺の鉄道駅等との連携のもと、地下街の安全対策のための計画の策定を支援するとともに、計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援することで、民間投資を通じた地下街の安心避難対策の充実を図る。	47	防災推進計画策定に着手した地下街の数: 20 安全点検、防災推進計画策定が完了していない地下街の数: 0(平成30年度)
(5)	下水道事業運営人材育成支援事業委託費(平成26年度)	0109	46 (45)	45 (44)	37 (36)	36	国において、効率的な下水道事業の運営に必要な高度かつ先進的な知見及び取組事例等を全国の地方公共団体に普及させるため、地方公共団体の職員に対する人材育成プログラムを検討・作成し、当該プログラムを実施することにより、地方公共団体においてアセットマネジメントに必要な知見を有した人材を育成する。	-	人材育成実施自治体数 ・研修生アンケートで「研修効果を得られた」と回答した割合を100%にする ・「研修効果を得られた」と回答した割合
(6)	密集市街地総合防災事業 (平成27年度)	0114	2,239	2,801	3,243	3,370	地震時等に大規模な延焼を伴う火災による大きな被害の発生が予想される密集市街地において、官民が連携した協議会が作成する密集市街地総合防災計画に基づき、 ・延焼しにくい市街地の形成による避難・消防時間の確保(老朽住宅の除却、延焼防止性能の高い建築物への建替促進、共同化、小公園の整備など) ・居住者等の安全な避難地への避難ルートの確保(道路整備、細街路の拡幅、沿道の耐震化など) ・隙間の無い延焼の防止・遮断(道路整備、公園等の空地の整備) ・地域の生活基盤の強化 等の取組を総合的に行う事業に対して支援する。(補助率:1/2、1/3等)	42	25地区 1,726ha -
(7)	スマートウェルネス住宅等推進事業 (平成22年度)	0118	33,480 (29,427)	39,611 (23,520)	22,011 (17,590)	30,500	①サービス付き高齢者向け住宅整備事業 サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、整備費に対して、国が民間事業者等に補助を行う。(補助率1/10、1/3、限度額120万円/戸等) ②スマートウェルネス拠点整備事業及びスマートウェルネス住宅等推進モデル事業 住宅団地等における併設施設(高齢者生活支援施設等)の整備費及び高齢者等の居住の安定確保と健康の維持・増進に資する先進的な事業として選定されるものに対し補助を行う。(補助率1/10、1/3、限度額1000万円/施設等) ③住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業 新たな住宅セーフティネット制度の枠組みのもと、既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者専用の住宅とするものに対し、改修費の補助を行う。(補助率1/3、限度額50万円/戸等)	4、5	-
(8)	災害時拠点強靱化緊急促進事業 (平成26年度)	0119	3000 (1)	3,000 (251)	3,000 (1333)	3,000	南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。	-	当該年度の当該事業実施件数 ・帰宅困難者対策に取り組む乗降客数30万人以上の駅周辺の地域の割合 ・耐震化された災害拠点病院の割合
(9)	都市局市街地防災推進費 (平成27年度)	0107	32 (32)	48 (48)	40 (40)	21	①市街地復興計画の策定円滑化のための事前準備方策検討調査 大規模災害発生後、早期に的確な市街地復興計画を策定できるような環境を整えるとともに、被災後の復興事業の困難さを考え、事前に復興まちづくりを実現し、災害に強いまちづくりを進めるために、市街地復興計画の策定を行うためのあり方(地方公共団体が計画策定におけるプロセスや課題を理解することなど)をガイドラインとして取りまとめる。 ②公園施設の安全点検等に関する調査 多様な公園施設の点検、診断等を適切に実施するため、樹木の管理瑕疵に関する訴訟事例の収集・分析を行う。また、有識者等の意見を踏まえ、樹木の点検診断に関する運用面、技術面に係る課題を抽出・整理するとともに樹木の点検診断に係る指針に盛り込むべき事項の検討を行う。 ③屋外広告物安全対策推進調査 景観や屋外広告物施策が地域の活性化に与える影響について評価・分析するとともに、安全で良好な景観形成に資する屋外広告物の設置基準等について、先進事例を踏まえ整理すること等により、地域活性化に資する景観・屋外広告物施策のあり方等の検討を行う。 ④地震時の造成宅地被害把握への新技術活用検討調査 地震により被災した宅地の危険度判定を安全かつ効率的に実施し、迅速に二次災害の防止策等を実施するため、リモートセンシング技術等の新技術活用を検討し、実施マニュアルの見直し等を行う。	43、116⑩	-
(10)	災害時業務継続地区整備緊急促進事業 (平成27年度)	0108	345 (344)	264 (264)	252 (250)	98	都市機能が集積しエネルギーを高密度で消費する拠点地区であって、災害対応の拠点となる地区における災害時のエネルギー不足は、業務継続や災害対応に支障をきたし、我が国経済への影響も大きい。このため、当該地区において、エネルギーの自立化・多重化に資するエネルギー面的ネットワークにより、災害時の業務継続に必要なエネルギーの安定供給が確保される業務継続地区(BCD:Business Continuity District)の構築を支援することにより、我が国都市の防災性の向上を図る。 なお、平成29年度より国際競争拠点都市整備事業に新たにエネルギー導管等に対する支援事業を創設したことに伴い、本事業については、平成31年度までの経過措置として事業を終了する。	-	災害対応拠点を含む都市開発が予定される拠点地区で自立分散型エネルギーシステムが導入される地区数 災害対応拠点を含む都市開発が予定される拠点地区で自立分散型エネルギーシステム導入に伴う災害発生時の被害軽減効果
(11)	内水浸水被害に対するソフト・自助を含めた減災対策に関する検討経費 (平成27年度)	0110	14 (14)	27 (27)	18 (18)	0	局地的な大雨等による被害を軽減するため、内水に関する浸水情報を下水道管理者等から地下街等の施設管理者等へ提供する手法を検討するとともに、浸水時の避難確保・浸水防止に関する関係者間の連携を促進する方策を検討し、関係者間が連携した水防計画等の作成の促進を図る。	-	水防計画等に関する技術資料の作成 地下の避難確保・浸水防止計画を作成した地下街等の数

(12) 官民連携による浸水対策に関する検討経費 (平成28年度)	0111	-	20	14	0	官民連携した効率的かつ効果的な浸水対策を推進するため、民間事業者が管理を委ねる際に必要となる管理協定等の条件を調査するとともに、下水道管理者が民間の貯留施設を管理する手法を検討し、その手法をガイドラインとしてとりまとめる。	-	官民連携した浸水対策に関する技術資料の作成 過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち、未だ浸水のおそれのある家屋数
(13) 施設管理計画と経営改善等検討経費 (平成28年度)	0112	-	42	52	51	下水道法改正(平成27年度7月施行)にあわせて、地方公共団体では平成28年度以降、概ね3年程度の間には施設管理計画を策定することとしており、それを実施するための体制・財源についても併せて検討する必要がある。そこで、国が選定したモデル都市においてこれらの検討を行い、先進事例として広く周知する必要があるため、複数の特徴的な地方公共団体をモデルケースとし、 ・施設管理計画策定の検討 ・財源となる下水道使用料や地方債の将来見通しを推計する際の人口動態や借入利率等の前提条件、健全な下水道事業運営を確保するための指標、経営改善の取組の検討 ・下水道事業の持続的な運営を行う執行体制を確保するための広域化・統合化、PPP導入等の検討 を実施する。さらに、これらのモデルケースにおける検討をマニュアルとしてとりまとめ、全国へ水平展開し、持続的な下水道事業運営の促進に繋げる。	-	施設管理計画等に関する技術資料の作成 個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率
(14) 長期優良住宅化リフォーム推進事業 (平成28年度)	0121	-	656	3,616	4,200	既存住宅のリフォームによる耐震性や耐久性、省エネルギー性能等に優れた良質な住宅ストックの形成及び三世代同居など複数世帯の同居がしやすい環境の整備を図ることを目的とする。(補助率:1/3)	13,31.46	- -
(15) 下水道管路内の水位情報等を活用した効率的な雨水管理検討経費 (平成30年度)	新30-0008	-	-	-	10	蓄積された水位データや地上の浸水情報等の観測情報を最大限活用するため、最適な観測情報の選定等に基づく施設整備や避難活動への活用に関する統一的な基準、考え方について、地方公共団体の実フィールドを活用して具体的な検討を行うとともに、その結果を取りまとめた手引きを作成・公表することにより、効果的・効率的な雨水管理を推進する。	-	観測情報を活用した効率的な雨水管理手法に関する技術資料の公表 ハード・ソフトを組み合わせた浸水対策の計画を策定した地区数
(16) 防災・安全交付金 (平成24年度)	0385	1,146,342 (1,142,974)	1,215,699 (1,212,518)	1,194,711 (1,192,793)	1,058,887	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、国民の命と暮らしを守るインフラの再構築及び生活空間の安全確保が図られるため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画(防災・安全交付金)に基づき、政策目的を実現するための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。	40、41、42、 43、44、46	社会資本総合整備計画数(全国ベース) 社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)
施策の予算額・執行額		217,979 (107,390)	245,972 (122,532)	215,714	115,341	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)  【施政方針】 ・第162回国会 施政方針演説(平成17年1月21日)(業績指標39、40) ・第166回国会 施政方針演説(平成19年1月26日)(業績指標39、40) ・第169回国会 施政方針演説(平成20年1月18日)(業績指標42) ・第183回国会 施政方針演説(平成25年2月28日)(業績指標42、46) ・第186回国会 施政方針演説(平成26年1月24日)(業績指標46) ・第189回国会 施政方針演説(平成27年2月12日)(業績指標42)  【閣決】社会資本整備重点計画(平成27年9月18日)(業績指標40、41、42、43、44、45、46、47)		
備考								

※複数の施策に係る事業の予算額について、「予算額計」当初予算額欄に記載されている数字は複数施策の合計額である。

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-⑫)

施策目標		12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する					担当部局名	水管理・国土保全局		作成責任者名	河川計画課長 岡村 次郎	
施策目標の概要及び達成すべき目標		洪水・土石流等による国民の生命・財産に係る被害の防止・軽減を図るため、河川事業や砂防事業等のハード整備を実施するとともに、ハザードマップの周知などのソフト対策を一体として実施することにより水害・土砂災害の防止・減災を推進する。					施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	4 水害等災害による被害の軽減	政策評価実施予定時期	平成31年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
48	南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における①河川堤防の整備率(計画高までの整備と耐震化)及び②水門・樋門等の耐震化率	①約37% ②約32%	平成26年度	-	①約37% ②約32%	①約42% ②約37%	①約47% ②約42%	①約55% ②約47%	①約75% ②約77%	平成32年度	【指標の定義】 ①河川堤防の整備率 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、堤防の崩壊により甚大な被害が想定される区間において、耐震対策等が必要な河川堤防の延長のうち対策を実施した延長の割合 ②水門・樋門等の耐震化率 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策が必要とされた治水重要水門・樋門等のうち、対策を実施した箇所割合 【目標設定の考え方・根拠】 平成32年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定	
49	人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(①国管理、②県管理)	①約71% ②約55%	平成26年度	-	①約70.7% ②約54.7%	①約71.3% ②約55.3%	①約71.8% ②約55.5%	①約72.2% ②約55.8%	①約76% ②約60%	平成32年度	【指標の定義】 人口・資産集積地区等を流下する河川延長のうち整備計画目標相当の洪水を流下させることのできる延長の割合 【目標設定の考え方・根拠】 平成32年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定	
50	最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合	-	平成26年度	-	-	0%	0%	集計中	100%	平成32年度	【指標の定義】 洪水ハザードマップ作成対象市町村数のうち、最大クラスの洪水ハザードマップを作成・公表し、かつ住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市町村数の割合(=①/②%) ①:洪水ハザードマップを作成・公表し、情報伝達訓練等を実施した市町村数 ②:想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域内に含まれる市町村数 【目標設定の考え方・根拠】 ハザードマップ作成のみならず、それを実際に訓練に活用することが必要であることから、100%を目標として設定。 なお、浸水想定区域図作成と同時にハザードマップ公表及び訓練が実施されるよう、浸水域に含まれる市町村と事前に連絡調整を行うこととしている。	
51	要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率	約37%	平成26年度	-	約37%	約38%	約39%	約40%	約41%	平成32年度	【指標の定義】 【分子】対策実施数 【分母】要配慮者利用施設、防災拠点が立地する地域等にかかる土石流危険渓流等の数 【目標設定の考え方・根拠】 土砂災害から人命を守る施設整備の重点的な実施の進捗状況を測る指標として、これまでの実績も踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定	
52	土砂災害警戒区域等に関する①基礎調査結果の公表及び②区域指定数	①約42万区域 ②約40万区域	平成26年度	-	①約42万区域 ②約40万区域	①約48万区域 ②約44万区域	①約53万区域 ②約49万区域	①約57万区域 ②約53万区域	①約65万区域 ②約63万区域	①平成31年度 ②平成32年度	【指標の定義】 ①土砂災害警戒区域等に係る基礎調査が完了した区域の結果公表数 ②土砂災害警戒区域の指定数 【目標設定の考え方・根拠】 土砂災害防止法に基づく取組の進捗状況を測る指標として、これまでの実績も踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定	
53	TEC-FORCEと連携し訓練を実施した都道府県数	17都道府県	平成26年度	-	17都道府県	27都道府県	44都道府県	47都道府県	47都道府県	平成32年度	【指標の定義】 TEC-FORCEと連携し訓練を実施した都道府県数 【目標設定の考え方・根拠】 大規模地震等による広域かつ甚大な被害を軽減するためには、関係機関との連携が重要になることから、地方自治体を実施する実働訓練にTEC-FORCEが参加し、総合的な防災力の強化を図るものである。 早期に全国の都道府県との連携を強化し、国民の安全・安心及び民生の安定を図る必要があることから、平成32年度までに全都道府県で実施することを目標としている。	
54	国管理河川におけるタイムライン策定数	148市区町村	平成26年度	-	148市区町村	344市区町村	657市区町村	730市区町村	730市区町村	平成32年度	【指標の定義】 国管理河川における洪水浸水想定区域内にある市区町村の避難勧告の発令等に着目したタイムライン策定数 【目標設定の考え方・根拠】 平成32年度までに、国管理河川における洪水浸水想定区域内の市区町村(730市区町村)全てにおいて、策定することを目標として設定	

55	最大クラスの洪水等に対応した避難確保・浸水防止措置を講じた地下街等の数	0	平成26年度	-	0	0	75	集計中		約900	平成32年度	【指標の定義】 最大クラスの洪水、内水、高潮の浸水想定区域内にあり、市町村が浸水のおそれがあるものとして地域防災計画に位置づけられた不特定・多数の者が利用する地下街等のうち、避難確保・浸水防止計画の作成等の措置を講じた地下街等の数 【目標設定の考え方・根拠】 H32までに優先的に指定を行う浸水想定区域内にある地下街等の数を目標として設定。
		予算額計(執行額)			30年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要					関連する業績指標番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
達成手段(開始年度)	30年度行政事業レビュー事業番号	27年度(百万円)	28年度(百万円)	29年度(百万円)								
(1) 河川改修事業 (明治7年度(直轄)、昭和7年度(補助))(関連30-⑧)	0059	234,695 (234,066)	276,813 (276,133)	237,064 (236,607)	184,986	河川を整備するにあたっては、洪水を安全に流下させることを目的に、河川の改修やダム等の整備を実施している。このうち、河川改修事業については、河道の拡幅、築堤、放水路の整備、遊水地の整備等を、各河川の特性や背後地の資産の状況、災害の発生状況等を踏まえ、上下流・左右岸及び本支川のバランスを図りながら実施する。また、水質汚濁の著しい河川での浄化施設整備や自然環境の保全・復元が必要な区域での河道整備、まちづくりと一体となった河川管理施設の整備等の取組みを実施する。 (直轄:国費率2/3等、補助:国費率1/2等)					49	河川改修事業(直轄・補助)及び総合水系環境整備事業(直轄)の実施箇所数  人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する国管理河川の整備率を平成32年度末までに約71%から約76%とする。 ・人口・資産集積等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(国管理区間)  人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する県管理河川の整備率を平成32年度末までに約55%から約60%とする。 ・人口・資産集積等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(県管理区間)  平成32年度末までに、過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち、未だ浸水の恐れのある家屋数を約6.5万戸から約4.4万戸とする。 ・過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数
(2) 災害対策等緊急事業 (平成17年度)	0122	11,160 (4,982)	145,005 (9,375)	10,296 (10,197)	25,311	台風や集中豪雨等の自然災害を受けた地域等で、再度災害による被害を防止するために、浸水被害を受けた河川の河道掘削や落石発生箇所における道路斜面の防護柵の設置等の再度災害防止対策工事を年度途中で緊急に実施するため、関係府省庁へ予算を移し替えて実施する事業。 また、重大な事故が発生した箇所等で、速やかに事故の再発を防止するために、道路交通事故を受けて道路情報提供装置を設置する等の事故再発防止対策工事を年度途中で緊急に実施するため、関係府省庁へ予算を移し替えて実施する事業。 (※国庫負担率、国庫補助率は各対象事業で決められた率に従う。)					-	災害等の発生を受けた当該年度新規の配分件数(前年度繰越及び翌年度への繰越箇所は含まない) ※年度毎に災害等発生状況が変化するため、事前に活動見込みを示すことは不可。  ・推進費の緊急配分により、再度災害防止等効果を約9ヶ月早期発現することを目標とする。 ・推進費を配分しない場合と緊急配分した場合との再度災害防止の効果発現の短縮期間
(3) 河川改修事業 (補助・床上浸水対策特別緊急事業)(平成7年度)	0123	8,000 (8,000)	7,947 (7,945)	8,288 (8,288)	8,154	河川を整備するにあたっては、洪水を安全に流下させることを目的に、河川の改修やダム等の整備を実施している。このうち、河川改修事業として実施する補助・床上浸水対策特別緊急事業の要件は、下記によるものとする。  ○指定区内の一級河川又は二級河川において施行される改良工事のうち、 ・概ね5年間で事業完了させるもの ・過去概ね10年間の河川の氾濫による被害が以下に該当するもの 延べ床上浸水家屋数が50戸以上であるもの 延べ浸水家屋数が200戸以上であるもの 床上浸水回数が2回以上であるもの 補助率 1/2 等					49	・事業着手時に平成26年度完了予定の事業の整備延長(予算執行ベースで事業計画延長を換算したもの) ・事業着手時に平成27年度完了予定の事業の整備延長(予算執行ベースで事業計画延長を換算したもの) ・事業着手時に平成28年度完了予定の事業の整備延長(予算執行ベースで事業計画延長を換算したもの) ・事業着手時に平成29年度以降完了予定の事業の整備延長(予算執行ベースで事業計画延長を換算したもの)  事業実施の契機となった出水に対する再度災害防止(対象:事業着手時に平成26年度完了予定の事業) ・再度同規模の出水があった場合の床上浸水解消戸数  事業実施の契機となった出水に対する再度災害防止(対象:事業着手時に平成27年度完了予定の事業) ・再度同規模の出水があった場合の床上浸水解消戸数  事業実施の契機となった出水に対する再度災害防止(対象:事業着手時に平成28年度完了予定の事業) ・再度同規模の出水があった場合の床上浸水解消戸数  事業実施の契機となった出水に対する再度災害防止(対象:事業着手時に平成29年度以降完了予定の事業) ・再度同規模の出水があった場合の床上浸水解消戸数

<p>(4) ダム建設事業 (昭和25年度(直轄)、昭和15年度(補助))</p>	<p>0124</p>	<p>137,052  (136,865)</p>	<p>144,734  (144,173)</p>	<p>135,757  (135,524)</p>	<p>163,299</p>	<p>河川を整備するにあたっては、洪水を安全に流下させることを目的に、河川の改修やダムの整備を実施している。このうち、ダム建設事業については、ダム等の新設及び、既存ストックの有効活用(既設ダムのかさ上げや放流設備の増設等)により、洪水を調節することで被害の軽減を図るとともに、貯留した水を活用して、渇水時に補給するなどによる流水の正常な機能の維持、都市用水・かんがい用水の開発、発電等を行う。 (直轄:国費率2/3等、補助:国費率1/2等)</p>	<p>ダム建設事業の実施箇所数 (直轄事業、水資源機構事業、補助事業)</p> <p>人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する国管理河川の整備率を平成32年度末までに約71%から約76%とする。 ・人口・資産集積等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(国管理区間)</p> <p>人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する県管理河川の整備率を平成32年度末までに約55%から約60%とする。 ・人口・資産集積等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(県管理区間)</p> <p>平成32年度末までに、過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち、未だ浸水の恐れのある家屋数を約6.5万戸から約2.1万戸減少させる。 ・過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数</p>
<p>(5) 河川・ダムの維持管理事業 (昭和元年度以前)</p>	<p>0125</p>	<p>142,553  (142,316)</p>	<p>159,625  (159,298)</p>	<p>161,272  (160,916)</p>	<p>151,579</p>	<p>河川法、特定多目的ダム法等の関係法令に基づき、河川及び河川管理施設の維持管理を実施する。具体的には、河川及び堤防、護岸、水門、樋門樋管、排水機場等(以下、「河川管理施設」という。)の機能を維持するために、堤防の変状把握のための除草、河川巡視、河川管理施設の点検及び出水時の操作、洪水の流下断面確保のための樹木伐採や河道内堆積土砂の撤去等を実施するとともに、河川管理施設の補修や、老朽化等に伴い低下した機能回復等を実施する他にも、ダムの操作、堤体と貯水池の点検、巡視、補修及び、更新等を実施する。</p>	<p>-</p> <p>・河川管理延長(河川区間) ・河川管理施設数 ・ダム数(国・水資源機構)</p> <p>・河川管理施設の補修等により安全が保持された河川周辺の人口 ・ダムの補修等により安全が保持されたダム下流の人口 ※直轄管理区間のみ</p>
<p>(6) 砂防事業 (明治31年度)</p>	<p>0126</p>	<p>87,666  (87,446)</p>	<p>89,715  (89,423)</p>	<p>83,705  (83,239)</p>	<p>80,048</p>	<p>砂防事業は、土砂流出の著しい荒廃地域や火山地域、または土石流の発生のおそれのある箇所や発生した箇所において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案して、砂防堰堤や床固工群等の砂防設備を整備する。これにより、土石流や火山泥流等により引き起こされる土砂流出や下流河川の河床上昇等を防ぎ、国土及び人家、公共施設等を保全する。 (直轄:国費率2/3、補助:国費率1/2等)</p>	<p>51</p> <p>・直轄事業実施箇所 ・補助事業実施箇所</p> <p>平成32年度に重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率を約49%から約54%まで引き上げる ・重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率</p> <p>平成32年度に要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率を約37%から約41%まで引き上げる ・要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率</p>
<p>(7) 砂防管理事業 (平成20年度)</p>	<p>0127</p>	<p>551  (551)</p>	<p>727  (726)</p>	<p>767  (766)</p>	<p>703</p>	<p>砂防設備の機能保持のため、直轄砂防管理を実施する溪流毎に巡視・点検、流出土砂量の把握等を行うとともに、設備の機能回復のために必要な除石及び補修等を実施する。</p>	<p>-</p> <p>除石量</p> <p>適正に砂防施設の機能が確保された溪流の数</p>
<p>(8) 地すべり対策事業 (昭和27年度)</p>	<p>0128</p>	<p>7,442  (7,422)</p>	<p>6,400  (6,368)</p>	<p>7,668  (7,589)</p>	<p>6,654</p>	<p>地すべり災害は一旦発生すると緊急かつ大規模な対策が必要となることが多いため、地すべりの兆候の早期発見が重要である。また、全国の災害発生状況等を見ながら機動的に事業を実施しているところ。地すべり対策事業は、地すべりの原因やすべり面の位置を把握するために、地下水・地表面・地中の動きの観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、地すべりの原因となる地表水や地下水を排除したり、地すべり土塊の移動を抑制する工事を実施している。 (直轄:国費率2/3、補助:国費率1/2等)</p>	<p>・直轄事業実施箇所 ・補助事業実施箇所</p> <p>重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率</p>
<p>(9) 急傾斜地崩壊対策事業 (昭和42年度)</p>	<p>0129</p>	<p>16  (16)</p>	<p>16  (15)</p>	<p>16  (16)</p>	<p>16</p>	<p>急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れの発生のおそれのある箇所や発生した箇所において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案し、擁壁工や法枠工等の急傾斜地崩壊防止施設を整備を行い、国民の生命を保護する。また、急傾斜地崩壊対策事業の政策立案に活用することを目的とした調査研究等を行い、国民の生命を保護するための取り組みの効率的な実施を図る。</p>	<p>51</p> <p>急傾斜地崩壊対策に関する検討業務</p> <p>平成32年度に重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率を約49%から約54%まで引き上げる ・重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率</p> <p>平成32年度に要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率を約37%から約41%まで引き上げる ・要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率</p>

<p>(10) 河川・海岸等復興関連事業(水管理・国土保全局所管)(東日本大震災関連)(平成23年度)(関連30-13)</p>	<p>0130</p>	<p>20,785</p>	<p>14,758</p>	<p>1,866</p>	<p>-</p>	<p>東日本大震災における堤防の液状化や津波の河川遡上による被害、水門等の操作員の被災等を踏まえ、東海、東南海・南海地震の対策地域等における津波が遡上する区間や、ゼロメートル地帯等で大規模な地震に伴う堤防の液状化等により甚大な被害が想定される区間において、即効性の高い堤防のかさ上げや堤防等の耐震・液状化対策、水門等の自動化・遠隔操作化を実施。</p>	<p>48</p>	<p>・実施箇所数(直轄河川) ・実施箇所数(直轄・水資源機構管理ダム) ・土砂災害対策箇所数 ・実施箇所数(海岸)</p> <p>南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防の整備率(計画高までの整備と耐震化)を平成32年度までに約37%から約75%まで引き上げる。 ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川・海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)及び水門・樋門等の耐震化率 (①河川堤防の整備率)</p> <p>南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)を平成32年度までに約39%から約69%まで引き上げる。 ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川・海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)及び水門・樋門等の耐震化率 (②海岸堤防等の整備率)</p> <p>南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・樋門等の耐震化率を平成32年度までに約32%から約77%まで引き上げる。 ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川・海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)及び水門・樋門等の耐震化率 (③水門・樋門等の耐震化率)</p> <p>南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川の水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率を平成32年度までに約40%から約78%まで引き上げる。 ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域における、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率 (①河川)</p> <p>南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸の水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率を平成32年度までに約43%から約82%まで引き上げる。 ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域における、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率 (②海岸)</p>
<p>(11) 下水道事業(昭和32年度)(関連30-⑧、⑩)</p>	<p>0060</p>	<p>5,319</p>	<p>5,280</p>	<p>5,284</p>	<p>5,287</p>	<p>○地方公共団体が実施する下記事業に対する補助金。※()は補助率 ①民間活カインベション推進下水道事業費補助・・・再生可能エネルギーの利用促進及び効率的な下水道整備等を図るため、PPP/PFI事業などの官民連携事業を支援(1/2、5.5/10等) ②未普及解消下水道事業費補助・・・公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、し尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための汚水管の整備等(1/2等) ③浸水対策下水道事業費補助・・・集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、官民連携した雨水管、ポンプ場、雨水調整池の整備等(1/2等) ○下水道事業の計画的かつ効率的な推進を図るために必要な国が実施する調査研究</p>	<p>26.27.28</p>	<p>-</p>
<p>(12) 防災・安全交付金(平成24年度)</p>	<p>0385</p>	<p>1,146,342</p>	<p>1,215,699</p>	<p>1,194,711</p>	<p>1,058,887</p>	<p>命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保を実現するため、地方公共団体等が作成した社会資本総合整備計画(防安交)※に基づく次の取組について、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業等に対する総合的・一体的な支援を行う。 ※ 計画期間は3～5年。地方公共団体等が単独で、又は共同して社会資本総合整備計画(防安交)を策定 ※ 計画策定に当たっては、地域の防災性・安全性の向上等の実現状況等を測るための成果指標(アウトカム指標)を設定</p>	<p>48,49,50,51,52</p>	<p>社会資本総合整備計画数(全国ベース)</p> <p>社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)</p>

(13)	水害等統計作成経費 (昭和36年度)	0131	14 (13)	14 (12)	13 (12)	13	①毎年、1月1日から12月31日までの間に発生した全ての水害に係る個人・法人が所有する一般資産、公共土木施設及び公益事業者施設等の詳細な被害実態(被災建物ごとの浸水深、床面積、世帯数、事業所従業者数等並びに公共土木施設被害額、公益事業者被害額)を網羅的に調査するため、最も的確に調査・把握できる地方公共団体に委託のうえ、実施。 ②水害被害の実態調査を通じて得られた結果をとりまとめ、それらの経年変化を把握することができる統計書等の作成。	-	水害統計の作成 水害統計ホームページ閲覧件数
(14)	洪水予報施設運営に必要な経費 (昭和25年度)	0132	19 (19)	19 (19)	19 (19)	19	本事業は、国土交通大臣が洪水予報、水防警報を実施する全国の一級河川において、水系各地の雨量等の把握や河川水位の予測、並びに情報の伝達を迅速に行うために必要な雨量・水位観測施設や警報施設等の保守管理や電力の供給を行うものである。	-	全国の洪水予報施設の保守点検 適切に機能を発揮している予報施設数
(15)	河川水理調査に必要な経費 (昭和26年度)	0133	40 (40)	40 (40)	39 (39)	39	本事業は、河川の水位・流量、雨量の観測施設について、定期的に稼働状況等を点検するとともに、消耗品の交換等の保守を行うものである。 また、観測データの精度を確保するために整理・照査を行い、統計資料の作成を行うものである。	-	全国の河川水理調査箇所数 統計処理可能な観測データが得られている観測所の割合
(16)	河川水理調査観測所施設経費 (昭和26年度)	0134	8 (8)	8 (8)	8 (8)	8	本事業は、河川の水位・流量、雨量の観測施設について、異常が認められた観測施設の修繕等を行うものである。 また、災害の発生により被災した観測施設の復旧を行うものである。	-	統計処理可能な観測データが得られている観測所の割合 全国832箇所の河川水理調査観測所施設の内、修繕等を実施した箇所数
(17)	洪水予報施設経費 (昭和25年度)	0135	96 (96)	96 (96)	95 (95)	95	本事業は、国土交通大臣が洪水予報、水防警報を実施する全国の一級河川において、水系各地の雨量等の把握や河川水位の予測、並びに情報の伝達を迅速に行うために必要な雨量・水位観測施設や警報施設等の更新や機器交換を行い機能を維持するものである。	-	全国の洪水予報施設の更新 適切に機能を発揮している予報施設数
(18)	防災分野の海外展開支援に係る経費 (平成25年度)	0136	65 (65)	65 (65)	65 (65)	65	世界における水防災対策の推進及び我が国の水防災技術の海外展開に資する環境整備等に寄与するため、国連事務局等への拠出金により、水防災に係る国際目標の達成に向けた活動等を推進する。	-	我が国から主張を行った水・防災分野における国際会議の開催数 我が国の主張を発信した水・防災分野に関する国際会議等における国連加盟国の出席数
(19)	大規模土砂災害緊急調査経費 (平成25年度)	0137	4 (0)	4 (0)	4 (0)	4	大規模な土砂災害の発生原因となる河道閉塞(天然ダム)や火山噴火が生じた際に、河道閉塞(天然ダム)の形状や規模、火山噴火による降灰状況や範囲等の把握を迅速に行うためにヘリコプターによる調査や航空測量等を実施するほか、被害区域や発生時期の想定と警戒避難対策に必要な基礎データを収集するため、河道閉塞(天然ダム)の湛水位や火山噴火による降灰深、降雨量、土石流発生等を監視・観測機器により常時観測する。 また、これらの現地調査や測量結果、監視・観測データ等を解析し、河道閉塞(天然ダム)の決壊あるいは火山噴火での降灰で発生する土石流によって生じ得る被害区域及び被害発生時期を予測して、住民への避難指示の判断等を適切に行えるよう土砂災害緊急情報を通知する。	-	土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査の実施 土砂災害防止法第31条に基づく土砂災害緊急情報等の通知回数
(20)	水関連分野の防災協働対話推進のための調査検討経費 (平成27年度)	0138	17 (17)	17 (17)	17 (17)	-	現地調査等により防災に関するプロジェクトやニーズを把握し、本邦企業の参画可能性、本邦防災技術の適用可能性といったニーズとシーズとのマッチングの検討を行い、各国との防災協働対話に係るワークショップ等において、各国のニーズにマッチした最適な政策や技術の組み合わせ等について効果的にアピールするための情報発信を行う。	-	防災協働対話ワークショップ及びその準備会合の開催回数 防災協働対話を通じ、情報発信を行った技術・政策の数
(21)	水災害分野における気候変動適応策の推進のための調査・検討経費 (平成27年度)	0139	11 (10)	11 (8)	10 (10)	10 (10)	地球温暖化に伴う気候変動による海面水位の上昇、大雨の頻度増加、台風の激化等により水害、高潮災害等が頻発、激甚化することが懸念されている。これを踏まえ、水災害分野の気候変動適応策を検討し、適応計画としてとりまとめた。各地域において気候変動を踏まえた適応策を推進するため、気候変動の不確実性の取扱いを体系的に整理し、外力の取扱い等の調査検討を行う。また、どこで氾濫が発生するか等のリスク評価の手法の開発や、高潮の浸水想定に必要な外力の設定方法等を調査・検討する。	-	適応計画の政策立案に資する手引き等の作成数 水防災意識社会再構築ビジョンに基づく地域毎の取組方針策定数
(22)	市場機能を活用した防災・減災対策の推進に関する調査・検討経費 (平成28年度)	0140	0 (0)	7 (7)	7 (6)	-	住民自らが行う住宅や家財を水害から守るための防災・減災対策の現状等の整理や住民ニーズの調査を実施した上で、助成、税制等の市場機能を活用した防災・減災対策の推進策として実施が望まれる事項や、防災・減災対策の周知・普及を促進するための方策について検討を行う。	-	住民の自発的な防災・減災対策の普及促進に資する取組事例 地方自治体における新規助成制度等の数
(23)	水災害に係る企業等の防災力向上に関する調査検討経費 (平成28年度)	0141	0 (0)	8 (7)	6 (6)	-	大規模な水害による壊滅的な被害を回避するためには、経済活動の担い手である企業等が、水害等に対する意識を高め、主体的に企業防災を推進するために必要な取組を検討することが必要である。しかし、浸水区域に立地している企業であっても、多くの場合、水害に対する備えがほとんどなされていないのが現状である。また、自然災害から命を守るためには、自然災害に関する「心構え」と「知識」を備えた個人を育成する必要がある。そのためには、幼少期からの防災教育を進めることが必要である。このため、企業等の防災に関する現状把握及び分析を行い、水害への対応力を向上させるための手順書を作成するとともに、学校教育現場で活用できるモデル教材・指導計画の作成、学校関係者向け啓発資料の作成を行う。	-	企業等が水害への対応を向上させるための手順書 ※28年度の活動実績は手順書(案)の作成であり、29年度に改善 企業と連携して大規模水害への対応力を向上させる取組を実施している地域数

(24)	火山噴火時の土砂災害緊急情報等の高度化検討経費 (平成28年度)	0142	0 (0)	8 (7)	10 (10)	-	降灰等の堆積後の降雨に起因する土石流について、既往の事例を海外の事例も含め収集し、火山堆積物の性質と土石流の発生降雨量等についての調査を行い、火山堆積物の性質等を踏まえた土砂災害緊急情報の雨量基準の設定手法の検討を行う。また、緊急調査を実施する地方整備局職員による効率的な火山灰の特性等の調査方法について検討を行い、火山堆積物の性質を考慮した土砂災害緊急情報の雨量基準設定の手引き(案)を作成する。	-	火山噴火時の土砂災害緊急情報等の高度化に関する手引き(案)の数 火山噴火時の土砂災害緊急情報等について、高度化した情報の通知率
(25)	大規模地震発生後の土砂災害警戒避難体制強化手法検討経費 (平成29年度)	0143	0 (0)	0 (0)	14 (13)	10	過去の大規模地震発生後の土砂災害について、自治体の警戒避難に関する取り組み事例を調査し、地震後の二次災害防止に向けた取組を整理・分析した上で、大規模地震発生後の土砂災害警戒避難体制強化手法を検討する。	-	大規模地震発生後の土砂災害警戒避難体制強化手法に関する事例集の数 大規模地震発生後の土砂災害警戒避難体制を強化した市町村数
(26)	海岸事業 (昭和24年度)(関連:30-④)	0030	11,192 (11,186)	13,026 (12,890)	13,014 (13,030)	11,749	津波、高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、被災のメカニズムや特性等を把握するため、海象観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。また、国土保全上極めて重要である沖ノ鳥島海岸で、海岸の維持管理を実施する。	56	-
(27)	防災協働対話を通じた水防災技術の国際展開強化のための調査検討経費 (平成30年度)	新30-0009	- -	- -	- -	22	現地調査等により防災に関するプロジェクトやニーズを把握し、本邦企業の参画可能性、本邦防災技術の適用可能性といったニーズとシーズとのマッチングの検討を行い、各国との防災協働対話に係るワークショップ等において、各国のニーズにマッチした最適な政策や技術の組み合わせ等について効果的にアピールするための情報発信を行う。	-	防災協働対話ワークショップ及びその準備会合の開催回数 防災協働対話を通じ、情報発信を行った技術・政策の数
(28)	要配慮者利用施設における実効性の高い警戒避難に関する検討経費 (平成30年度)	新30-0010	- -	- -	- -	22	要配慮者利用施設で実施されている避難確保計画作成・訓練の実施の取組事例について、災害別に施設種別毎の利用者の避難の難しさ等を考慮し、各種取組を体系的に整理・分析した上で、要配慮者利用施設における実効性の高い警戒避難について検討する。	-	水防計画等に関する技術資料の作成 ・水害に関する要配慮者利用施設における避難確保計画の作成割合(計画作成施設数/対象施設数) ・土砂災害に関する要配慮者利用施設における避難確保計画の作成割合(計画作成施設数/対象施設数)
(29)	災害対策等に資する測量・観測規程等の策定に関する検討経費 (平成30年度)	新30-0011	- -	- -	- -	14	(三次元河川管理測量マニュアル等の策定について) 本事業は、河川をより迅速かつ高密度に測量するとともに三次元で監視し、変状の把握等を迅速化することにより効率的な河川管理の実施ができるよう、レーザー測量等を用いて河川を詳細に三次元で計測するためのマニュアル等の策定を行うものである。 (危機管理型水位観測マニュアル等の作成について) 本事業は、IoT等新技术を活用した新しい危機管理型の水位計測機器を有効に活用するための新しいマニュアル等の策定を行うものである。	-	・三次元河川管理測量マニュアル等を策定(平成31年度) ・危機管理型水位観測マニュアル等を策定(平成31年度) ・三次元河川管理測量を実施した河川数 ・危機管理型水位計が設置された水系数
(30)	砂防指定地等の管理の強化・支援についての検討経費 (平成30年度)	新30-0012	- -	- -	- -	6	明治時代など古い時代の字指定などで資料が不足している等を理由に、砂防指定地の範囲が曖昧な地域に対して、実際に復元作業を実施し、指定範囲を明確にするための方法を検討し、事例集として取りまとめ、他地域に展開する。また、都道府県、市町村へのヒアリングや現地調査を行い、砂防指定地の管理の実態を把握する。調査の結果は、管理の優良事例、失敗事例として取りまとめ、都道府県へ展開する。	-	砂防指定地の指定範囲再現、砂防指定地の管理状況に関する事例集数 砂防指定地に係る固定資産評価額の減価補正に係る資料提供率(提供済都道府県数/都道府県数)
施策の予算額・執行額			833,843 (616,248)	881,495 (680,412)	838,731	588,102	【施政方針】 第百九十三回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成29年1月20日) 「昨年の台風十号では、岩手の岩泉町で、避難が遅れ、九名の高齢者の方々が川の氾濫の犠牲となりました。現場に足を運び、御冥福をお祈りするとともに、再発防止への決意を新たにしました。 水防法を抜本的に改正します。介護施設、学校、病院など避難に配慮が必要な方々がいらっしゃる施設では、避難計画の作成、訓練の実施を義務化します。中小河川も含め、地域住民に水災リスクが確実に周知されるようにします。 治水対策の他、水害や土砂災害への備え、最先端技術を活用した老朽インフラの維持管理など、事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱(じん)化を進めます。」 【閣議決定】 経済財政運営と改革の基本方針2017について(平成29年6月9日閣議決定)、国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)、社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定)		
備考									

※複数の施策に係る事業の予算額について、「予算額計」「当初予算額」欄に記載されている数字は複数施策の合計額である。

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-13)

施策目標		13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する					担当部局名 水管理・国土保全局砂防部 港湾局			作成責任者名 海岸室長 齋藤 博之 海岸・防災課長 加藤 雅啓		
施策目標の概要及び達成すべき目標		海岸保全施設等の施設を充実させるとともに、津波・高潮ハザードマップや住民避難対策の促進により、ハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を進めることにより、効率的に津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する。					施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け 4 水害等災害による被害の軽減		政策評価実施予定時期 平成31年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
56 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)	約39%	平成26年度	-	約39%	約40%	約46%	約47%	/	約69%	平成32年度	【指標の定義】 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策等により背後地の重要な保全対象等の防護が完了する海岸における堤防等の延長のうち、計画高までの整備と耐震性の確保が完了している延長の割合。 【目標設定の考え方・根拠】 平成32年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。	
57 最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合(①津波、②高潮)	①0% ②-	平成26年度	-	①0%②-	①50% ②0%	①60% ②0%	①65% ②0%	/	①100% ②100%	平成32年度	【指標の定義】 最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合(津波=①/②% 高潮=③/④%) ①:ハザードマップを作成・公表し、情報伝達訓練等を実施した市区町村数 ②:津波災害警戒区域内に存する市区町村数 ③:ハザードマップを作成・公表し、情報伝達訓練等を実施した市区町村数 ④:高潮浸水想定区域内に存する市区町村数 【目標設定の考え方・根拠】 ハザードマップ作成のみならず、それを実際に訓練に活用することが必要であることから、100%を目標として設定。	
達成手段 (開始年度)	29年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)								
(1) 海岸事業 (昭和24年度)(関連:30-④)	0030	11,192 (11,186)	13,026 (12,890)	13,037 13,030	11,749	津波・高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、被災のメカニズムや特性等を把握するため、海象観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。また、国土保全上極めて重要である沖ノ島海岸で、海岸の維持管理を実施する。	56	-				
(2) 海岸事業(直轄) (昭和47年度)	0035	10,714 (10,713)	10,625 (10,623)	10,394 10,383	9,492	津波・高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。	56	-				
(4) 防災・安全交付金 (平成24年度)	0385	1,146,342 (1,142,974)	1,215,699 (1,212,518)	1,194,711 (1,192,793)	1,058,887	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、国民の命と暮らしを守るインフラの再構築及び生活空間の安全確保が図られることを目的とし、地方公共団体が作成した、命と暮らしを守るインフラの再構築又は生活空間の安全確保を実現するための「整備計画」に基づく次の取り組みについて、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。	56,57	社会資本整備総合計画数(全国ベース) 社会資本整備総合計画中の成果指標目標の達成度(全国ベ				
施策の予算額・執行額		40,977 (27,602)	37,817 (28,225)	32,989	21,241	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	【閣議決定】 経済財政運営と改革の基本方針2015(平成26年6月30日)、国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)、社会資本整備重点計画(平成27年9月18日)					
備考												

※複数の施策に関係する事業の予算額について、「予算額計」|「当初予算額」欄に記載されている数字は複数施策の合計額である。

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-14)

施策目標		14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する						担当部局名	大臣官房 運輸安全監理官付		作成責任者名	運輸安全監理官 日笠 弥三郎	
施策目標の概要及び達成すべき目標		鉄道・自動車・海運・航空の全交通モードにわたる公共交通などについて、安全運行(航)を確保するとともに、ハイジャック・航空機テロを防止する。						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	政策評価実施予定時期	平成31年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度						
首都直下地震又は南海トラフ巨大地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率	91%	平成24年度末	94%	95%	96%	97%	集計中	概ね100%	平成29年度末	首都直下地震や南海トラフ地震等に備え、地震時において、鉄道利用者の安全確保や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」(平成25年国土交通省令第16号)において、主要駅や高架橋等の耐震対策について平成29年度末までに実施することとされていることから業績指標を設定している。			
事業用自動車による事故に関する指標 59 (①事業用自動車による交通事故死者数、②事業用自動車による人身事故件数)	①363人 ②33,336件	平成28年	①434人 ②42,425件	①421人 ②39,649件	①403人 ②36,499件	①363人 ②33,336件	①352人 ②32,654件	①235人 ②23,100件	平成32年	平成21年に策定した「事業用自動車総合安全プラン2009」に代わる新たなプランとして、平成29年6月に「事業用自動車総合安全プラン2020」を策定し、32年までの新たな事故削減目標(事業用自動車による交通事故死者数減、人身事故件数減、飲酒運転ゼロ)を設定していることから、その事故削減目標値を本指標として設定している。			
60 商船の海難船舶隻数	386隻	平成23年～27年の平均海難隻数	379隻	394隻	382隻	334隻	296隻	339隻未満	平成32年	第10次交通安全基本計画第2部(海上交通の安全)における目標(我が国周辺で発生する船舶事故隻数(本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く。以下同じ。))を第9次計画期間の年平均(2,256隻)から平成32年までに少なくとも2,000隻未満とする。)に準じた目標設定とする。 第10次計画では第9次計画期間の年平均船舶事故隻数の約12%削減を目標としていることから、商船(旅客船、貨物船及びタンカー)に係る第9次計画期間の年平均船舶事故隻数386隻から12%削減した339隻未満を目標とする。 ※平成28年度～平成32年度に適用する目標値を設定するにあたり、目標値を447隻から339隻に見直した。			
61 船員災害発生率(千人率)	-	第10次船員災害防止基本計画期間(平成25年～29年度の年平均値)	10.3‰	10.3‰	9.3‰	9.3‰	集計中	第10次船員災害防止基本計画期間の年平均値から16%減少	第11次船員災害防止基本計画期間(平成30年～34年度の平均)	船員災害防止活動の促進に関する法律第6条に基づき、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し、基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画(以下「基本計画」という。)を5年ごとに作成している。 死傷災害の発生率(千人率)について、第10次基本計画期間(平成25年度から平成29年度まで)の年平均値と比較して、第11次基本計画期間(平成30年度から平成34年度まで)の年平均値を16%減少させることとした。 目標設定の考え方は、 ① 平成25～28年度の発生件数及び平成25～28年度の船員数を基礎として目標を算出した。 ② 業績目標の初期値及び目標値は、計画期間(5年間)の平均値を比較する。			
62 国内航空における航空事故発生件数	10.8件	平成20～24年の平均	10.2件	9.6件	10.8件	10.0件	10.2件	10.0件	平成25～29年の平均	航空安全性向上に関する諸施策を講じることにより、航空事故の発生件数(平成25年～29年の5ヵ年平均値)を現況値(平成20年～24年の5ヵ年平均値)の約1割減を目標とする。 また、長期的にもできる限り着実に縮減していく。			
達成手段 (開始年度)	30年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
		27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)									
(1) 運輸安全マネジメント制度の充実・強化 (平成18年度)	0145	42 (34)	45 (39)	42 (37)	39	公共交通等の一層の安全を確保するため、運輸事業者による社内一丸となった安全管理体制の構築、改善を図る運輸安全マネジメント制度の充実・強化を図る。 具体的には、①事業者が構築した安全管理体制の状況を国が評価し、改善に向けた助言を行う「運輸安全マネジメント評価」の実施、②運輸事業者に対する運輸安全マネジメントセミナーの実施等を行っている。	59,60,61,62	・運輸安全マネジメント評価回数 ・運輸安全マネジメントセミナー及び認定セミナー等の受講者					
(2) 公共交通における事故発生時の被害者支援のための体制整備 (平成24年度)	0146	4 (3)	4 (2)	4 (2)	4	・公共交通事故被害者等からの相談を受け付けるため、相談窓口の設置、周知活動等を実施 ・公共交通事故被害者等支援施策の改善に資するため、被害者団体や有識者から助言を頂くための「公共交通事故被害者等支援懇談会」を開催 ・被害者等に寄り添った支援を行うため、支援に当たる国土交通省職員に対する教育訓練を実施 ・被害者支援の関係行政機関・民間団体とのネットワーク形成 ・公共交通事業者による被害者等支援計画の策定促進	-	研修の開催数 プロモート活動					
(3) 交通安全対策推進経費 (平成28年度)	0147	- (17)	17 (17)	17 (14)	17	地方自治体における交通安全対策の推進並びに交通事故相談活動を通じた損害賠償の適正化及び安全啓発等により、交通の安全確保や交通事故被害者等の福祉の向上を図るため、地方自治体における交通安全対策の課題等の実態把握、分析、好事例の選別を行い、情報共有するとともに、都道府県・政令指定都市に設置されている交通事故相談所の相談員が複雑・多様かつ専門化する交通事故相談内容に対処できるよう、交通事故相談の実務必携の発刊や相談員研修の開催等を通じて当該相談員の育成を図り、周辺市町村を含めた交通事故相談員全体の資質を向上させることにより、全国どこにおいても質の高い交通事故相談を受けられる体制を確保する。	-	調査件数、実務必携発刊及び研修等開催回数 ・平成32年までに年間の24時間交通事故死者数を2,500人以下とする ・平成32年までに年間の交通事故死傷者数を50万人以下とする ・交通事故発生件数に対する相談件数の割合を10%以上とする					

(4)	鉄道施設総合安全対策事業 (老朽化対策等) (平成20年度)	0148	83 (83)	2,301 (2,186)	5,125 (4,859)	2,986	列車の安全運行並びに鉄道利用者の安全確保を図るとともに発災時における緊急応急活動の機能を確保するため、鉄道総合安全対策事業に要する経費の一部を国が補助する。 <補助率> ○老朽化対策事業 補助対象経費の1/3以内 ○浸水対策事業 補助対象経費の1/3以内 ○踏切保安設備整備事業 補助対象経費の1/2又は1/3 ○鉄道軌道安全輸送設備整備事業 補助対象経費の1/2又は1/3以内	-	【老朽化対策事業】 老朽化対策事業を活用した事業を実施する箇所数 【踏切保安設備整備事業】 踏切保安設備の整備箇所数 【鉄道軌道安全輸送設備整備事業】 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の補助事業者数  【老朽化対策事業】 地域鉄道において、橋りょう、トンネル等の施設の老朽化を起因とした輸送障害又は鉄道運転事故を0件とする 【踏切保安設備整備事業】 平成32年までに踏切事故件数を平成27年と比較して約1割削減することを目指す 【浸水対策事業】 河川氾濫、津波、集中豪雨における地下駅又はトンネルの浸水被害を0件とする 【鉄道軌道安全輸送設備整備事業】 地域鉄道において、線路設備や信号保安設備等の鉄道施設を原因とした鉄道運転事故を0件とする。
(5)	鉄道施設総合安全対策事業 (耐震補強) (平成27年度)	0149	1,527 (1,464)	3,003 (2,478)	2,631 (2,458)	996	中央防災会議において耐震補強の必要性が喫緊の課題であると指摘されている首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に備え、鉄道利用者の安全確保や一時避難場所としての機能の確保を図るため、片道断面輸送量が1日1万人以上であって、ピーク1時間あたりの片道列車本数10本以上等一定の要件を満たす路線の高架橋等や駅の耐震対策を行う事業を対象に、補助対象経費の1/3以内で補助する。	58	当該補助金を活用し耐震対策事業を実施した箇所数 平成29年度までに首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等の耐震化率を概ね100%にすることを旨とする
(6)	鉄道防災事業 (昭和53年度)	0150	1,379 (1,378)	1,100 (1,097)	1,156 (1,154)	1,030	旅客会社等が行う落石・なだれ等対策又は海岸等保全等のための施設整備であって、その効果が一般住民、道路、耕地等の保全保護にも資する事業(一般防災)及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う青函トンネル機能保全のための改修事業について、国がその一部を補助する。	-	落石・なだれ等による鉄道施設及び住民の生活への被害を軽減するために防災工事を施工する箇所数 平成34年度までに首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等の耐震化率を概ね100%にすることを旨とする
(7)	鉄道技術基準等 (平成14年度)	0151	145 140	144 (128)	248 (231)	247	鉄道のトンネル、橋りょう、電気設備等の鉄道施設、車両や列車の運転について、最新の知見を踏まえた調査研究を実施し、技術基準の原案を作成。 主な調査研究内容として、 ①鉄道のトンネルの設計方法や構造物の延命化対策に関する調査研究 ②列車走行時における安全性確保のための車両振動の影響に関する調査研究 ③鉄道、索道の技術基準の見直しに関する調査研究 ④路面電車の車両、施設の状況等についての調査研究等を実施。	-	落石・なだれ等の災害による鉄道施設及び住民への被害を軽減するために防災工事を施工する箇所数  落石・なだれ等の災害による鉄道施設及び住民への被害を軽減するために防災工事を実施し、施設等が被災することによる鉄道の輸送障害を0件とする
(8)	鉄道安全対策等 (平成15年度)	0152	59 44	57 (44)	60 (47)	60	鉄道事業者に対し、輸送の安全の確保に関する取り組みが適切であるか等について保安監査を実施するほか、保安度向上に資するため、国土交通省と鉄道事業者等で構成する会議を開催。 また、利用者等への事故防止に関する理解促進のための取り組みを実施。 さらに、鉄軌道輸送の安全性を高めるため、鉄道係員に関する安全指針や、リスク情報の活用等について検討。	-	保安監査の実施回数等  -
(9)	ITを活用した運送事業に対する監査体制の強化 (平成14年度)	0153	50 (42)	53 (46)	82 (46)	119	「運送事業者監査総合情報システム」用の個別業務サーバを借用するとともに、当該システムの運用にあたり、サーバ、ネットワーク機器、ソフトウェア及び業務プログラムの安定稼働のための運用支援及び維持管理を行っている。また、当該システムに格納している自動車運送事業の各種情報を利用して、自動車運送事業者に対する効率的かつ効果的な監査を実施し、監査の結果、法令違反が判明した場合には、文書警告、自動車の使用停止、事業停止、許可取消等の厳正な行政処分を行うとともに、改善について命令等の措置を講じている。	59	自動車運送事業者に対する監査実施件数 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数
(10)	タクシー運転者登録制度ネットワークシステムの運用 (平成19年度)	0154	30 (29)	32 (32)	32 (32)	31	タクシー業務適正化特別措置法に規定する単位地域については、当該地域内の営業所に配置するタクシーには、当該単位地域に係るタクシー運転者登録原簿に登録を受けている者以外の者を運転者として乗務させてはならないことが明確に規定されている。 「タクシー運転者登録制度ネットワークシステム」は、全国60ヶ所の単位地域における運転者登録(法人)業務を中心に、運転者証の交付、記載内容の訂正、運転者業務経歴証明書の交付や運転者ごとの違反情報等について一元管理を行っている。	-	全国で行われるタクシー運転者の登録について発生する各種業務の迅速な処理。 全国におけるタクシー運転者の登録制度の実施により、輸送の安全、利用者利便の確保を図る。
(11)	自動車保安対策 (昭和41年度)	0155	31 (24)	31 (24)	34 (24)	32	整備管理者に対する安全に係る関係法令、近年の事故事例、自動車技術の進歩等の車両の適切な保守管理を行うため必要な知識を取得させるための研修等を実施。	59	整備管理者研修等実施回数 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数
(12)	貨物自動車運送秩序改善等対策 (昭和52年度)	0156	2 (1)	2 (1)	2 (1)	2	・貨物自動車運送事業に係る輸送秩序の改善のため、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督等を実施 ・過積載防止の徹底を図るため、過積載防止連絡会議等を実施	-	過積載防止対策連絡会議等実施回数  貨物自動車運送事業者の過積載防止違反の行政処分件数
(13)	リサイクル部品の活用の推進 (平成25年度)	0157	3 (0.9)	3 (3)	2 (0.5)	0.9	リサイクル部品の活用の推進のため、ポスターやチラシを作成して周知・啓蒙活動を行う。 リサイクル部品に関する品質保証の方法や、自動車ユーザーへ必要な情報を適切に提供するための調査等を行う。	-	自動車リサイクル部品の活用推進に係る啓発ポスター・チラシの作成 ①産業廃棄物の業種別(サービス業)排出量 ②事業用自動車の車両故障に起因する重大事故件数

(14)	海上輸送の安全性向上のための総合対策 (平成21年度)	0159	16 (14)	21 (19)	76 (66)	33	船舶の安全基準は、国際海事機関において国際的な統一基準として制定・改正されているところ、海難事故や新たなニーズを考慮した安全基準を導入するため、国際会議において、国内外の事故及び実態調査等に基づく船舶の安全基準案を積極的に提案する。また、国際的船舶データベースの運営資金の拠出を通じて、ポートステートコントロールによる安全基準に満たない船舶の排除に貢献する。これらの取組みによって、海上輸送の安全を確保し、我が国周辺における船舶事故の削減を図る。	60	国際会議における新基準、指針等の決議数 PSCを実施した延べ隻数  関連する業績指標等と内容
(15)	資格制度及び監査等による航行安全確保に必要な経費 (平成21年度)	0160	242 (220)	354 (324)	202 180	238	①海技士国家試験を実施するほか、海技免許に関する原簿のデータの管理、免状の発行等のため、海技資格制度事務処理システムを適切に運用する。 ②STCW条約の求めに従い、船員の資質の確保・向上を目的として、海技資格制度の実施・運用に係るすべての内部管理、監視、フォローアップの手順の文書化、文書化された手続きによる実務の実施、欠点があった場合の適時の修正行動について、内部監査により徹底を図る。また、一定期間ごとに外部機関による評価を実施しIMOに報告する。 ③海事関係法令に基づく運航監理業務、船員労務監査業務、立入検査業務を一元的に実施する。	60	
(16)	小型船舶利用適正化に向けた総合対策 (平成15年度)	0161	22 (14)	20 (13)	17 13	16	事故の未然防止と健全な利用振興を推進する観点から、①小型船舶操縦士制度に基づく危険操縦及び発航前検査等の遵守事項に関するパトロール活動及び周知啓発活動、②小型船舶に対する安全確保対策に関するパトロール指導及び周知啓蒙等を実施する。	-	海難事故の減少等を目的とし、マリナー、港等において、多くの小型船舶所有者に対して適正に船舶検査の受検及び小型船舶操縦者の遵守事項についてパトロール指導及び周知啓発する。 事故の未然防止、小型船舶の健全な利用振興等は、様々な要因が関係するものであることから、成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めるのは困難であるが、本事業の実施により、小型船舶の健全な利用振興及び関連産業の活性化を図る。
(17)	船舶の安全確保、海洋汚染の防止等に必要な経費 (平成21年度)	0162	229 (198)	227 (196)	216 208	220	船舶法、船舶のトン数の測定に関する法律、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律等に基づき、船舶の登録、測定及び検査等を行うことにより、船舶の安全確保、海洋汚染等の防止、テロ対策、放射性物質等危険物の海上運送の安全確保等を図る。	60	
(18)	ポートステートコントロールの実施に必要な経費 (平成21年度)	0163	98 (86)	98 (83)	108 94	102	我が国に入港する外国船舶に対し、船舶の安全確保、海洋汚染等の防止、テロ対策等に係る検査を実施し、欠陥のある船舶又は関連証書等を受有していない船舶等に対して船舶の航行停止を含む処分を行い、国際基準に満たないサブスタンダード船の排除を図る。	60	PSCで実施した延べ隻数  平成23年～平成27年までの商船に係る年平均海難隻数(386隻)を平成32年までに12%減(339隻未満)とする。
(19)	国際海事機関(IMO)分担金 (昭和32年度)	0164	151 (149)	176 (173)	119 (119)	116	国際海事機関(IMO)は、航行安全・保安及び船舶からの海洋汚染の防止等広く海事に関する技術的及び法的事項について政府間の協力を促進し、国際的に統一された措置の採用及び条約等の作成を目的として設立された国連の専門機関であり、我が国は、1958年の設立以来今日まで理事国を務めている。IMO分担金は、IMO加盟国に課せられており、分担金を含む予算が2年に1回開催される総会で決定され、毎年全加盟国(準加盟を含む177の国及び地域)に割り当てられる。	-	参加した総会、理事会、委員会及び小委員会の件数  IMOの各会合における審議を主導し、必要に応じた我が国の意見の反映に資するため、分担比率に相応した日本人職員割合を維持する。
(20)	北大西洋流水監視分担金 (平成21年度)	0165	8 (8)	9 (2)	8 (8)	12	北大西洋における海上での人命の安全、航海の安全及び効率並びに海洋環境の保護を目的として、「海上における人命の安全のための国際条約」(SOLAS条約)第5章第6規則の規定に基づき、氷の監視機関(米国沿岸警備隊)が氷の季節(2月15日～7月1日)に氷の監視業務並びに氷の状態の調査及び観測を実施し、氷山海域を通航する全船舶に対して係る情報を提供しており、業務の経費を負担するものである。	-	米国より、係る情報の提供を受け、氷山海域を通航した日本籍船の全船腹量(米国の集計)。  本施策により、氷山海域を通航する船舶の海難をゼロとする。
(21)	危険物・特殊貨物の海上運送における安全対策 (平成28年度)	0166	- -	6 (6)	5 2	7	我が国の輸出コンテナ関係者が多岐に亘ることや国際機関の審議・諸外国の動向等に応じ、荷送人等の適格性担保のための方策が求められていることに鑑み、国内外における危険物等の海上輸送に係る実態把握や規制方策の改善検討の取組みを通じて、安定的な国際海上輸送を確保する。	-	我が国で積付けを行ったコンテナ船のうち、貨物情報の未申告等に起因する海難事故の件数。  本施策により、我が国で積付けを行ったコンテナ船のうち、貨物情報の未申告等に起因する海難事故をゼロとする。
(22)	空港等維持運営(空港) (昭和27年度)	0167	78,227 (74,570)	75,371 (68,926)	73,856 (69,124)	74,566	【事業目的】 航空機の安全運航の確保を図りつつ、空港の円滑な運営、全国の空域の効率的な運用や航空事故防止等への対応に資するため、国管理空港、航空保安施設などの維持管理・運営を行っている。  【事業概要】 ・滑走路、誘導路など空港土木施設の点検、清掃、修繕、除雪作業等 ・計器着陸装置、航空灯火など航空保安施設の点検、修理、保守等 ・航空路の監視レーダーなど航空路施設の点検、修理、保守等及び航空交通管制部の管理・運営 ・空港における警備や航空火災発生時の消防業務等 ・航空保安施設の飛行検査業務、航空管制官などを養成するための教育・研修施設の管理運営等	-	国が管理する空港数 航空保安無線施設数 航空路施設数 教育施設数  空港等の維持管理・運営業務に起因して発生した航空機事故件数
(23)	ハイジャック・テロ対策 (昭和48年度)	0168	8,100 (8,100)	8,412 (8,412)	10,408 (10,408)	13,446	航空運送事業者、空港管理者等は、各自が役割と責任を分担し、旅客・貨物及び空港関係者のX線検査装置等による保安検査、貨物ターミナルビル等の監視等、所要の保安対策を講じ連携を図っているところである。本事業は国管理空港において、国が空港設置者として、民間航空の安全を確保するため、航空機に対するハイジャック・航空機テロ等の防止対策に使用する保安検査機器の整備に係る経費の1/2、保安検査業務及び監視業務に係る経費の1/2を分担して負担するもの等である。	-	国から費用分担・補助を受け、ハイジャック・テロ防止対策を実施する空港等数(国管理空港) 国から補助を受け、ハイジャック・テロ防止対策を実施する空港数(国管理空港以外)  航空機に対するハイジャック・テロの発生件数0件を目標とする。昨年度も成果実績は0件を達成している。

(24) 空港等維持運営(航空気象) (昭和53年度)	0169	3,144 (3,030)	3,299 (3,205)	3,386 (3,310)	3,444	全国81空港に設置してある気象観測施設により24時間365日観測を行うとともに、国際線が就航している37空港に対しては飛行場予報、飛行場警報及び飛行場気象情報を発表しているほか、日本が航空交通業務を担当する空域の気象実況を監視し、乱気流や火山灰等の空域気象情報(シグメット情報)及び予報等を発表している。これらの航空気象情報は、専用の通信網等を介して迅速に国内外の航空局及び航空会社等に配信している。	-	気象観測施設の維持管理・運営を行う設置空港数:81空港 空港の気象に関する観測通報数:553,296回 空港及び空域に対する予報・警報等の発表数:268,088回 空港及び空域の気象に関する解説回数:89,129回 航空用気象資料の提供枚数:1,085,510枚  空港の予報通報の信頼性:99.7% 空港の観測通報の信頼性:99.7%
(25) 航空輸送安全対策 (昭和27年度)	0170	103 (105)	107 (88)	202 (集計中)	233	航空法等に基づき航空輸送の安全性をより一層向上させるため、航空輸送事業業務監査、航空機の耐空証明等検査、航空機の製造・整備部門や運航管理施設等への立入検査、操縦士(機長等)に対する資格審査、外国航空機に対する検査(ランブンスペクション)等を実施している。	62	・国内主要航空会社に対する立入検査 ・外国航空機に対する立入検査(ランブンスペクション) ・機長・査察操縦士に対する認定審査・定期審査 ・航空身体検査医等に対する立入検査  ・定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率を成果指標とする。 ・航空運送事業許可及びび／又は航空機使用事業許可を受けている事業者(定期便を運航する事業者を含まず)に係る航空事故発生率を成果指標とする。
(26) 航空従事者の技能証明試験 (昭和27年度)	0171	33 (32)	41 (39)	44 43	45	航空業務に従事する者は、航空法第29条(技能証明)及び第29条の2(限定変更)に基づく技能証明を有することが必要であることから、航空業務を行おうとする者に対して、適正に航空従事者技能証明を行うもの。国は、技能証明申請者の知識及び技量を判定するため学科試験及び実地試験を実施している。また、実地試験合格後に試験合格者に対し航空従事者技能証明証及び技能証明の限定変更証等を交付している。	-	技能証明に係る試験(学科)を公正かつ適性に行った回数
(27) 国産旅客機開発に伴う安全性審査方式の導入 (平成21年度)	0172	75 (66)	84 (84)	111 (109)	111	・国産ジェット旅客機の型式証明審査及び関係機関との会議に係る国内外旅費 ・同機に採用される新技術に対応した安全性審査方式の導入に関する調査費及び審査に必要な環境整備 等	-	適合性証明文書のうち3ヶ月以内に航空局による審査を終了したものの比率  国産ジェット旅客機における航空事故発生件数
(28) 国際民間航空機関分担金・拠出金 (昭和28年度)	0173	762 (762)	793 (793)	630 630	667	【事業目的】 国際民間航空が安全かつ整然と発達するように、また、国際航空運送業務が機会均等主義に基づいて確立され、健全かつ経済的に運営されるように一定の原則及び取極を規定することにより、世界各国の協力を図ることを目的としている。国際民間航空機関(ICAO)に係る我が国分担金の支出である。なお、ICAOの設置根拠条約である国際民間航空条約において、ICAO加盟国の分担金支払い義務が定められている。また、「航空保安行動計画」及び「アジア太平洋等地域航空安全情報分析・共有実証事業」に対し、一定の拠出を行う。  【事業概要】 ①航空技術部門に関する事業(国際航空の安全、保安、正確及び能率化のために望ましい国際標準及び勧告方式の採択) ②航空運送に関する事業(国際航空運送の経済面での発展を支援するための出入国の簡易化、空港及び航空路航行援助施設に関する経済的問題、航空保安に関すること等) ③法律問題に関する事業 ④地域活動に関する事業 ⑤技術援助に関する事業 ⑥航空保安施設の共同維持に関する事業 などを実施。	-	理事会参加数  世界の定期航空便における事故率 世界の定期航空輸送量
(29) (独)航空大学校運営費交付金 (平成13年度)	0174	2,069 (2,069)	2,112 (2,112)	2,316 (2,316)	2,381	安定的な航空輸送の確保を図るため、中期目標に基づく中期計画において、我が国航空輸送の基幹的要員となるパイロットを養成するため年間72名(平成30年度から108名)の学生の教育を実施することを定め、年度計画において、具体的に年間予算や教育内容を定めて実施。	-	1年間の学生訓練時間数  学生の事業用操縦士(陸上多発)及び計器飛行証明の資格取得率:91%以上

(30) (独)航空大学校施設整備費 (平成13年度)	0175	66 (59)	39 (23)	372 (285)	85	航空大学校は、安定的な航空運送の確保を図るため、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成しており、そのために必要となる施設及び設備が老朽化により業務に支障が生じないよう、改修、整備を実施するものである。	-	施設整備実施件数  学生の事業用操縦士(陸上多発)及び計器飛行証明の資格取得率:91%以上
(31) 操縦士・整備士・製造技術者の養成・確保対策 (平成27年度)	0176	138 (133)	63 (52)	115 108	92	航空機の操縦士・整備士・製造技術者の養成・確保を促進すべく、以下の施策を講じる。 ・民間養成機関の操縦士供給能力拡充(奨学金制度の設計検討のための取組、技量レベル向上のための取組等) ・航空大学校のさらなる活用(訓練の確実な実施や民間養成機関への技術支援強化等) ・航空会社における効率的な操縦士の養成の促進(安全性を確保しつつ航空会社による柔軟な訓練・審査プログラムの策定を可能とする制度(AQP)の導入に向けた環境整備) ・操縦士の健康管理の向上(加齢乗員の一層の活用に向けた取組、航空会社における健康管理体制確保のための取組等)	-	操縦士・整備士・製造技術者の養成・確保を目的とした事業の実施件数  ・主要航空会社の航空機操縦士の人数 ・主要航空会社への航空機操縦士の年間新規供給数
(32) 公共交通等安全対策に必要な経費 (平成20年度)	0177	169 (149)	167 (158)	159 (152)	153	運輸安全委員会は、航空、鉄道及び船舶の事故等が発生した場合、事実調査を行い、事実を適確に認定し、必要な試験研究を行い、これらの結果を総合的に解析して、委員会の審議を経て原因の究明を行う。また、必要と認めるときには、関係する行政機関の長や事故を起こした関係者等に対して、事故等の防止又は事故が発生した場合における被害の軽減のために必要な勧告あるいは意見を述べることにより改善を促す。調査の結果は、報告書としてとりまとめ、国土交通大臣に提出するとともに公表することとなっている。	60.62	
(33) 鉄道施設災害復旧事業 (昭和33年度)	0478	30 (4)	1,118 (825)	59 (19)	910	大規模災害を受けた鉄道であって速やかに災害復旧を施工してその運輸を確保しなければ国民生活に著しい障害を生ずるおそれのある鉄道の鉄道事業者が、その資力のみによっては当該災害復旧事業を施工することが著しく困難であると認める時には、当該災害復旧事業に要する費用の一部を国と地方公共団体が補助する。	-	本事業の補助対象として、災害復旧に着手した路線数  本事業の補助対象となる施設の復旧により、鉄道事業者の施設の機能を被災前の状況に回復させる(毎年1事業者程度)
施策の予算額・執行額		163,149 (153,901)	167,595 (153,009)	167,278	161,496	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		
備考								

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-15)

施策目標		15 道路交通の安全性を確保・向上する					担当部局名	道路局		作成責任者名	環境安全・防災課 道路防災対策室 (室長 松原 茂久) 環境安全・防災課 道路交通安全対策室 (室長 五十川 泰史)		
施策目標の概要及び達成すべき目標		信頼性の高い道路ネットワークづくりや交通安全対策、戦略的な道路管理を進めることで、道路交通の安全性を確保・向上する。					施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		政策評価実施予定時期	平成31年8月
業績指標	初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
		目標値設定年度	25年度	26年度	27年度	28年度							
63 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率	75%	平成25年度	75.2%	75.7%	76.3%	77.1%	集計中	81%	平成32年度	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率については、平成32年度までに81%にすることとされている。 ・過年度の平均工事完了数で推移するものとして目標値を設定。			
64 生活道路におけるハンプ等の設置による死傷事故抑止率	-	-	-	-	-	-	集計中	約3割抑止 (平成26年比)	平成32年	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、生活道路におけるハンプ等の設置による死傷事故抑止率については、平成32年において平成26年比約3割抑止することとされている。 ・過年度に実施した生活道路のゾーン対策における死傷事故件数の削減実績より目標値を設定。			
達成手段 (開始年度)	30年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要		関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)									
(1) 道路事業(直轄・改築等) (昭和27年度)	0038	874,830 (874,163)	832,320 (831,696)	895,882 (894,524)	758,605 -	・直轄国道(一般国道のうち、政令で指定する区間)等の新設・改築等を実施 ・主な事業として、高規格幹線道路、地域高規格道路、バイパス等の整備等を実施することで、国民の命と暮らしを守る代替性の確保や地域活性化に資する道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保、また、我が国の成長力を確保する物流ネットワークなど基幹ネットワークの整備を実施 ・活動実績として、平成29年度の新規開通延長は121kmとなっており、測定指標である「道路による都市間速達性の確保率」の向上に寄与		87	-				
(2) 道路事業(直轄・交通安全対策) (昭和41年度)	0178	141,154 (140,962)	151,764 (151,574)	144,160 (143,286)	152,361 -	安全な道路交通環境の実現を目指し、幹線道路ネットワークの体系的な整備を進めるとともに、幹線道路における事故危険箇所を含めた交差点改良などの実施、通学路をはじめとする歩行空間の確保のための対策(歩道の拡幅や新設など)等、交通安全施設等の整備を実施。		64	通学路の歩道整備率 [=1-(対策後の事故件数/対策前の事故件数)]				
(3) 道路事業(直轄・維持等) (昭和33年度)	0179	76,919 (76,911)	79,761 (79,705)	92,213 (92,205)	84,619 -	一般国道及び高速自動車国道のうち直轄管理区間を対象に、 ・道路の異常、道路利用状況等を確認するための道路巡回 ・通行車両に対する安全性の確保や走行の快適性や沿道環境の向上を目的とした清掃 ・通行車両からの視認性を確保するための除草や街路樹の剪定 ・積雪等による道路の通行阻害を防止するために除雪等を実施。		63	直轄国道の管理延長 管理瑕疵件数 (路面の異常・障害に関する管理瑕疵以外も含む)				
(4) 道路事業(直轄・修繕等) (昭和33年度)	0180	147,760 (147,744)	173,080 (172,942)	197,635 (197,309)	196,215 -	一般国道及び高速自動車国道のうち直轄管理区間を対象に、 ・橋梁、トンネル、舗装等の点検・補修・補強 ・法面・斜面の防災対策 ・防雪対策、凍雪害防止等を実施。		63	道路橋の個別施設計画の策定率 道路橋の点検実施率、トンネルの点検実施率				
(5) 道路事業(補助等) (昭和27年度)	0181	60,931 (60,906)	78,815 (78,728)	94,773 (94,596)	80,667 -	・補助国道(一般国道のうち、政令で指定する区間以外)、都道府県道及び市町村道の新設・改築、修繕等について、地方公共団体に補助を行う。 ・具体的には地域高規格道路の整備、インターチェンジへのアクセス道路整備により、幹線道路ネットワークの整備を推進するとともに、橋梁等の大規模修繕・更新を行うことで国民の命と暮らしを守るネットワークの代替性の確保や地域・拠点の連携強化及び我が国の成長力を高める物流ネットワークの整備を行う。 ・補助率 1/2 等		87	-				
(6) 有料道路事業等 (昭和43年度)	0182	21,311 (20,997)	28,834 (28,057)	48,862 (48,804)	14,119 -	・首都高速道路(株)及び阪神高速道路(株)が行う新設・改築に要する資金の一部を貸付ける独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する出資 ・東日本高速道路(株)等が施行するスマートインターチェンジ整備事業に要する資金の一部を貸付ける独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する補助 ・地方道路公社が施行する有料道路事業に要する資金の一部貸付け 等		87	-				

(7) 道路事業(補助・除雪) (平成25年度)	0183	6,864 (6,864)	7,166 (7,166)	14,074 (14,074)	7,166 -	・補助国道(一般国道のうち、政令で指定する区間以外)及び都道府県道のうち、積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域における道路の交通の確保が特に必要であると指定した道路の除雪について、地方公共団体に補助を行う。 ・地方自治体の道路除雪費の支援については、従来、平年の最低限必要となる除雪費は社会資本整備総合交付金により措置してきたが、それを上回る降雪により除雪費が多くなった地域に対する災害的な経費として、年度途中での機動的な除雪支援が可能となるよう、除雪の補助を実施する。 ○補助率 2/3	-	除雪実施延長 豪雪等による通行止め回数	
(8) 道路構造物の予防保全の着実な実施に係る経費 (平成26年度)	0184	134 (127)	169 (164)	175 (175)	174 -	道路構造物の予防保全の着実な実施に向け ・点検・診断・措置等の適切な実施のための道路管理者への技術力向上支援 ・道路のメンテナンスに活用できるデータの調査等を実施。	63	国、地方公共団体職員を対象とした橋梁、トンネル等の点検に関する研修の累積受講人数 道路橋の点検実施率、トンネルの点検実施率	
(9) 歩行者自転車中心の道路空間構築のための基準等検討経費 (平成28年度)	0185	-	52 (52)	51 (51)	42 -	我が国において基準の未整備等により導入が進まない施策(すれ違い二段階横断施設、シェアスペース、ライジングボード等)について、全国の道路への適用や基準化の可能性について、以下のような検討を行う。 1. 先進事例の収集・分析検討 2. 実証実験 3. 基準化に向けた検討	64	歩行者自転車中心の道路施策(すれ違い二段階横断施設、ライジングボード)のガイドライン(仮)の作成 道路交通による事故危険箇所の死傷事故抑止率 [=1-(対策後の事故件数/対策前の事故件数)]	
(10) 自動走行を含む次世代のITS構築に向けた路車協調システムに関する検討 (平成29年度)	0186	-	-	40 (40)	38 -	合流部や事故車両など自動運転車両が対応できない複雑な交通環境下における道路側からの情報提供の仕組みについて、技術的な検討を道路側と車両側が連携して進めるため、国土技術政策総合研究所において官民共同研究を実施。 具体的には、合流部において本線の交通状況を把握し、合流しようとするドライバー・車両に情報提供することで、円滑な合流を支援するサービスや、車両単独では検知できない前方の事故車両等の情報(先読み情報)をドライバー・車両に提供することで、事前の車線変更等を支援するサービスなどについて、収集・提供する情報内容等の具体化、情報収集・提供フォーマットの検討、実験システムの構築と実証実験、技術仕様書の検討等を実施。	-	成果報告書(合流部等での情報提供、先読み情報提供) 合流部等での情報提供に関する技術仕様書に基づいたサービスの導入地点数	
(11) 自動審査システムの強化による特車通行許可の迅速化に関する検討経費 (平成29年度)	0187	-	-	77 (77)	74 -	特車許可の迅速化のため、未収録路線の状況整理、申請件数の多い重点収録区間のデータ収集、当該データを活用した調査票の作成、未収録区間解消に向けた効果的な収集手法の整理等、許可期間短縮に向けた道路情報便覧収録方法の実行性等を検証する。	-	道路情報便覧の追加収録延長(累積) 平均審査日数	
(12) 道路整備事業 (平成26年度)	復興庁0144	216,970 (216,901)	258,997 (258,910)	299,732 (299,729)	208,501 -	・三陸沿岸道路などの復興道路・復興支援道路の緊急整備 被災地の早期復興を図るため、三陸沿岸道路等の太平洋沿岸軸、沿岸部と東北道とを結ぶ横断軸について、防災面の効果を適切に評価しつつ、重点的な緊急整備を実施し強化する。 ・道路の防災・震災対策等 法面・盛土等の防災対策や橋梁の耐震補強をはじめとする道路の防災・震災対策等を実施 ・被災した道路の原型復旧 等 ・活動実績として、平成29年度の新規開通延長は52kmとなっており、測定指標である「道路による都市間速達性の確保率」の向上に寄与	87	復興道路・復興支援道路の新規開通延長 復興道路・復興支援道路開通に伴い短縮された所要時間	
施策の予算額・執行額		480,347 (402,662)	559,649 (443,237)	598,779	480,230	施策に関する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)	第186回国会内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日)「災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱化を進めます。」		
備考									

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-16)

施策目標		16 自動車事故の被害者の救済を図る						担当部局名	自動車局			作成責任者名	大臣官房参事官(保障制度) 小林 豊			
施策目標の概要及び達成すべき目標		現状、年間約60万人もの自動車事故被害者が発生していることを踏まえ、自動車事故による重度後遺障害者への介護料の支給や重度後遺障害者宅への訪問支援等の被害者救済対策を実施することで、被害者本人及びその家族に生じる経済的・肉体的・精神的被害の軽減を図る。						施策目標の評価結果			政策体系上の位置付け	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		政策評価実施予定時期	平成31年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度									
65 自動車事故による重度後遺障害者に対するケアの充実 (①訪問支援の実施割合((i)全体、(ii)新規認定者))	(i)60.6% (ii)86.5%	平成27年度	(i)49.5% (ii)86.5	(i)55.2% (ii)83.9	(i)60.6% (ii)86.5	(i)66.3% (ii)88.4	(i)69.4% (ii)100	/	(i)65% (ii)100%	毎年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車事故による重度後遺障害者やその家族には経済的・肉体的・精神的な被害が大きく発生しているところであり、保険金の支払いによる経済的・肉体的な被害に対する支援のみならず、精神的な被害について十分な救済を図る必要があるため。</li> <li>目標値については、1年間に介護料受給資格者の6割以上に対して訪問を行っているところ、限られた人員で業務の効率化を図ることにより、可能な限り訪問支援の実施割合を維持することとし、当面の目標として、平成33年度まで毎年度に、介護料受給者の65%以上に対して訪問支援を提供することを目指す。</li> <li>また、これまで以上に「量」より「質」を重視した取組とするため、事故後経過期間が短い等、より情報提供や精神的な支援が必要な新規認定者に対して100%とすることを旨とする。</li> </ul>					
65 自動車事故による重度後遺障害者に対するケアの充実 (②短期入所を受け入れる施設の全国カバー率)	12.8%	平成25年度	12.8%	42.6%	76.6%	87.2%	97.9%	/	100.0%	平成32年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車事故による重度後遺障害者やその家族には経済的・肉体的・精神的な被害が大きく発生しているところであり、在宅の重度後遺障害者の安定的な療養生活の維持や介護者の肉体的・精神的な負担の軽減を図る必要があるため。</li> <li>目標値については、平成25年度より事業として開始した在宅の重度後遺障害者の短期入所を受け入れる協力施設の全国カバー率を平成32年度までに100%とすることを目標値として設定。</li> </ul>					
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
(1)	ひき逃げ事故等による被害者に対する保障金の支払 (昭和30年度)	0188	3,530 (1,675)	3,072 (1,421)	2,177 (1,183)	2,073	ひき逃げや無保険車による事故のために自賠責保険の救済が受けられない被害者について、迅速かつ適切な国からの救済を実現する。					-	短縮する書類審査期間:▲5日 書類審査期間:22日			
(2)	被害者相談等自賠責制度の適正・円滑な執行 (昭和42年度)	0189	720 (720)	720 (570)	570 (570)	570	自動車事故に係る損害賠償問題について、公正で中立な弁護士や専門的知識を有する者による相談等を受けられる環境の整備を図ることにより、自動車事故の被害者の救済を図る。					-	相談件数:44,542件 示談あつ旋件数:2,115件 示談あつ旋成率:83%			
(3)	自動車事故による被害者遺族等に対する支援 (昭和55年度)	0190	23 (20)	20 (13)	20 (15)	22	自動車事故の交通遺児に対して、一定水準の育成給付金を長期にわたり安定的に給付することにより、交通遺児家庭の暮らしの安心が図られる環境を整備することにより、自動車事故被害者の救済を図る。					-	情報誌送付箇所数:4,050箇所 新規加入者数:45人			
(4)	自動車事故による被害者対策の充実 (昭和42年度)	0191	3,681 (3,314)	3,676 (3,368)	3,626 (3,401)	3,820	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車事故により重度の後遺障害を残す患者家族の負担軽減のための支援</li> <li>救急病院に対する救急医療設備の整備及び在宅の重度後遺障害者を受け入れる病院等に対する受入体制の整備</li> <li>自動車事故被害者の移動実態や利用しやすい福祉輸送サービス等に関する調査を行うことにより、自動車事故被害者の救済を図る。</li> </ul>					65	介護料延べ受給者数:18,544人 補助対象医療機関数:8病院 補助対象医療機関数及び障害者支援施設数:42病院等 補助対象障害者支援施設数:10施設 調査対象となる短期入院(所)確定者:30人 重度後遺障害者の家族に対する5段階評価のアンケート調査:4.4点 補助対象医療機関数:8病院 補助対象医療機関数及び障害者支援施設数:42病院等 補助対象障害者支援施設数:10施設 調査期間中における短期入院(所)確定者による福祉タクシー利用回数:16回			
(5)	自動車運送事業の安全総合対策事業(事故防止対策支援推進事業) (平成19年度)	0192	1,000 (966)	1,203 (1,125)	1,140 (1,120)	947	事業用自動車総合安全プラン2020において、平成32年度までに死者数に235人以下、平成32年度までに人身事故件数23、100件以下等の目標が設定され、事故そのものの低減を目指した予防安全装置の取り付けや、先進技術を駆使した運行管理の高度化、運転手に対する過労運転防止のための先進的な取り組み及び事業者の安全意識を高めるための補助を行う。					-	補助金交付件数:3,545件 事業用自動車等が第1当事者の交通事故における死者数:235人 事業用自動車等が第1当事者の交通事故における人身事故件数:23,100件			

(6) 独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金 (平成15年度)	0194	6,658  (6,658)	6,900  (6,900)	6,843  (6,843)	7,180	<b>【被害者援護業務】</b> ・自動車事故による遷延性意識障害者(脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者)に適切な治療・看護等を行う療護施設(療護センター及び療護施設機能委託病床)の設置・運営 ・介護料受給者宅を訪問し、介護料受給資格者やその家族等の介護に関する相談や各種情報の提供等 ・交通遺児等に対する育成資金の貸付け等 <b>【安全指導業務】</b> ・運行管理者等に対する指導講習 ・運転者に対する適性診断 <b>【自動車アセスメント業務】</b> ・自動車の安全性能に関する評価の実施及びその公表	65	貸付利用者数:133人 受入患者数(各年度末入院者数):242人 指導講習受講者数及び適性診断受診者数:591,245人 介護料延べ受給者数:18,544人 自動車アセスメント等試験実施車種数:23車種  交通遺児等への生活資金の貸付に係る債権回収率:90% 療護施設における脱却者数(一定の意思疎通・運動機能の改善が図られた患者数):24人 重度後遺障害者の家族に対する5段階評価のアンケート調査:4.4	
(7) 独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費 (平成15年度)	0195	543  (472)	476  (465)	76  (74)	138	自動車事故による遷延性意識障害者(脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者)を受け入れ、適切な治療・看護等を行う療護センターの高度先進医療機器等の施設整備を行い、遷延性意識障害のさらなる治療技術の精度向上を図ることにより、自動車事故被害者の支援を図る。	65	中期計画に基づく療護センターに関連した施設・設備の新設及び老朽化等に伴う整備改修等件数:6件  療護施設における脱却者数(一定の意思疎通・運動機能の改善が図られた患者数):24人	
(8) 事業用自動車の重大事故に関する事故調査等機能の強化 (平成26年度)	0196	58  (58)	60  (59)	59  (59)	67	事業用自動車の社会的影響の大きい重大事故について、その原因分析の深化を図り、事故の要因や事故に至った背景等について必要な情報を収集するなど、より高度かつ複合的な調査分析の実現を図るとともに、より客観性、実効性のある再発防止対策の提言を得る。	-	事業用自動車の重大事故の事故要因の調査分析と再発防止策の提言:10件  事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数:235人 事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数:23,100件	
施策の予算額・執行額		16,231  (13,894)	16,149  (13,932)	14,532  (13,265)	14,575	施策に係る内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	なし		
備考									

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-17)

施策目標	17 自動車の安全性を高める							担当部局名	自動車局			作成責任者名	技術政策課長 江坂 行弘		
施策目標の概要及び達成すべき目標	全対策を実施し自動車の安全性を向上させることにより、平成30年を目処に交通事故死者数を2,500人以下に減少							施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		政策評価実施予定時期	平成31年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度								
66 大型貨物自動車の衝突被害軽減ブレーキの装着率	54.4%	平成24年度	54.4%	59.5%	60.3%	66.1%	76%		90.0%	平成32年度	車両安全対策の一環として衝突被害軽減ブレーキの普及促進を図り、過去の装着台数実績より平成32年度までに90.0%の装着台数が見込まれるものとして設定したものを。				
達成手段 (開始年度)	30年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)							
		27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)											
(1) 車両の安全対策(昭和39年度)	0197	240 (220)	293 (274)	435 (415)	446 -	自動車等の技術に関して基準の国際標準化を推進するために、自動車の国際基準の策定に必要な基礎調査を実施するとともに、自動車の安全基準の拡充・強化及び先進安全自動車(ASV)の開発・実用化に必要な技術評価等の調査を行う。	-	調査研究の件数 交通事故死者数							
(2) (独)自動車技術総合機構運営費交付金(平成13年度)	0198	2,825 (2825)	3,174 (3174)	3,237 (3237)	3,192 -	自動車が保安基準に適合するかどうかの審査、自動車技術等に関する試験、調査、研究及び開発等を総合的に行うことにより、自動車運送等に関する安全の確保、公害の防止その他の環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図るための調査、研究及び開発等を遂行させる。	-	建替、改修等の箇所、分析等の件数、実施した研究テーマ数 受検者等の人身事故数、検査機器の故障等による閉鎖時間、整備実施件数、不具合情報の分析件数、							
(3) (独)自動車技術総合機構施設整備費(平成13年度)	0199	3,741 (3601)	3,665 (3,623)	3,998 (3,465)	4,159 -	自動車が保安基準に適合するかどうかの審査、自動車技術等に関する試験、調査、研究及び開発等を総合的に行うことにより、自動車運送等に関する安全の確保、公害の防止その他の環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保等に資する調査、研究及び開発等を遂行させるための施設等を整備する。	-	建替、改修等の箇所、施設整備費執行額 受検者等の人身事故数、検査機器の故障等による閉鎖時間、整備実施件数、							
施策の予算額・執行額		6,068 (5,880)	6,574 (6,307)	6,876	6,518	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)									
備考															

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-18)

施策目標		18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する						担当部局名	海上保安庁			作成責任者名	総務部政務課長 島田 勲資	
施策目標の概要及び達成すべき目標		すべての人が安心して海を利用し様々な恩恵を享受できるよう船舶交通の安全と海上の治安を確保する						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		政策評価実施予定時期	平成31年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度							
67	要救助海難の救助率	96%	平成23年～平成27年の平均	96%	95%	97%	95%	96%	/	95%以上	毎年	海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、救助率を維持・向上する事が重要であることから、救助率95%以上を目標とする。なお、平成28年3月11日に閣議決定された第10次交通安全基本計画において、要救助海難に対する全体の救助率を、今後95%以上に維持確保することが目標として掲げられている。 ※第10次交通安全基本計画閣議決定前の5年間(平成23年～平成27年)の統計によれば、要救助海難に対する全体の救助率は96%程度と高い水準で推移しており、平成28年以降も95%以上に維持確保することを新たに目標とした。		
68	航路標識の耐震補強の整備率	78%	平成26年度	75%	78%	80%	81%	84%	/	100%	平成32年度	災害発生時における海上輸送ルートの安全確保を図り船舶交通の被害の最小化を図るため、船舶の航行に不可欠な航路標識の耐震補強整備を推進する。 耐震対策を講じる必要があると判定された航路標識229基について、平成32年度までに、そのすべてを耐震補強することとした。 【社会資本整備重点計画第2章 重点目標2 災害特性や地域の脆弱性に応じた災害等のリスクを低減するに関する指標】		
達成手段 (開始年度)	30年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)						
		27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)										
(1)	航路標識の整備に関する経費 (昭和23年度)	0201	4,464 (4,394)	6,033 (5,427)	8,341 (8,016)	7,632	海難に伴う人命や財産の損失、海上輸送の遮断による経済活動への影響等に鑑み、海難を未然に防止するため、AIS(船舶自動識別装置)を始めとする新たな情報技術を活用して海上交通センターの機能拡充を図っているほか、今後予想される大規模地震、津波等の発生時においても航路標識機能を確保するため、航路標識の防災対策(耐震補強、耐波浪補強)等を行っている。	68						
(2)	巡視船艇の整備に関する経費 (昭和23年度)	0202	31,173 (30,173)	62,762 (62,275)	45,173 (42,591)	28,465	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となり、業務が質的・量的に拡大している。 一方、現在の巡視船艇では、速力や監視能力が不足する等、性能が旧式化しており、早急な代替整備が必要不可欠であることから、「海上保安体制強化に関する方針」(平成28年12月21日 海上保安体制強化に関する関係閣僚会議決定)を受けた大型巡視船等を整備し、また、これら以外の老朽・旧式化した巡視船艇等についても必要性を見極めながら整備を行う。 ※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。	67						
(3)	航空機の整備に関する経費 (昭和23年度)	0203	14,033 (14,033)	24,901 (24,869)	25,616 (25,531)	15,588	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となり、業務が質的・量的に拡大している。 それに伴い老朽・旧式化した航空機についても必要性を見極めながら整備を行う一方、「海上保安体制強化に関する方針」(平成28年12月21日 海上保安体制強化に関する関係閣僚会議決定)を受けた航空機の整備についても実施する。 ※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。	67						

(4)	巡視船艇の運航に関する経費 (昭和23年度)	0204	30,298 (30,177)	23,854 (23,694)	25,918 (25,915)	27,256	<p>海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。さらに、東日本大震災においても、海難船舶・行方不明者捜索救助、救援物資・人員等の緊急輸送、航路障害物等の曳航除去、航行禁止区域指導警戒、被災地での給水・給油活動等の災害対応業務を行ってきたところである。</p> <p>これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための根拠的なアセットである巡視船艇等を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしよう戒活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。</p> <p>※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。</p>	67
(5)	航空機の運航に関する経費 (昭和23年度)	0205	9,102 (8,926)	9,336 (9,283)	8,713 (8,605)	10,220	<p>海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。</p> <p>これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための根拠的なアセットである航空機を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしよう戒活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。</p> <p>※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。</p>	67
(6)	治安及び救難体制の整備に関する経費 (昭和23年度)	0206	9,939 (9,428)	8,263 (8,061)	7,386 (7,226)	7,860	<p>海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。</p> <p>これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、夜間における警戒や隠密監視を行うための暗視双眼鏡、犯罪捜査時に証拠を適確に収集・保全するためのカメラ等の捜査資機材、転覆船の船内から要救助者を救出するための潜水資機材等が必要不可欠であるところ、これらの整備・維持を行っている。</p> <p>また、人命救助活動や事件現場における犯罪捜査活動を実際に行う個々の海上保安官に対し、各種の訓練・研修を行うことにより、これらの者の業務遂行能力を維持・向上させ、もって治安・救難対応体制の維持を図っている。</p>	67
(7)	環境・防災体制の整備に関する経費 (昭和23年度)	0207	101 (93)	97 (92)	158 (153)	172	<p>海上保安庁は、海上防災、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているところ、船舶海難により油等が流出した場合は、その被害は甚大となり、環境への影響も計り知れないものとなることから、海難の未然防止のため、海上交通ルールの制定、航路標識の設置、海図の刊行等を行っているが、その一方で、油等の流出を伴う船舶海難が毎年発生しているという現実を踏まえれば、事故発生時に迅速かつ効果的に防除措置を実施するための油回収装置等の資機材が必要不可欠であるところ、これらの整備・維持を行っている。</p> <p>また、現場における防除活動を実際に行う個々の海上保安官に対し、各種の訓練・研修を行うことにより、これらの者の業務遂行能力を維持・向上させているほか、海洋汚染の未然防止を図る観点から、海事関係者や一般市民に対する海洋環境保全講習会を開催することにより、環境保全・防災体制の維持を図っている。</p>	-
(8)	海上保安官署施設整備に関する経費 (昭和23年度)	0208	5,302 (5,228)	2,350 (2,242)	3,037 (2,987)	1,244	<p>海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。</p> <p>これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための根拠的なアセットである巡視船艇や航空機を適正に維持するとともに、これらの運航に必要な施設・設備を確保することが必要不可欠であるところ、上記業務課題に適確に対処するため、領海警備体制強化に伴う航空基地の整備や巡視船乗組員用の宿舎建設等を行っている。</p>	67
(9)	情報通信システムに関する経費 (昭和23年度)	0209	3,841 (3,735)	5,436 (5,001)	8,212 (8,034)	5,780	<p>海上保安庁は、海上の安全及び治安の確保を図るために行う法令の海上における励行、海難救助、海上における犯人の捜査及び逮捕等の業務を24時間体制で行っており、さらに近年においては、テロ対策、尖閣諸島周辺海域における領海警備等の業務にも対応することが求められている。</p> <p>これらの質的・量的に拡大している業務に対応するためには、事件、事故の発生情報の入手・伝達及び現場巡視船艇等への指示・命令を迅速かつ的確に行うとともに、陸上部署における現場の状況把握に資するため、現場海域の画像をリアルタイムで伝送するなどの対応が求められるところ、当事業においては、海上保安業務を遂行する上で不可欠な情報通信システムの整備及び管理を行っている。</p>	67

(10) 海上交通安全に関する経費 (昭和23年度)	0210	1,699 (1,652)	1,527 (1,493)	222 (216)	206	海上交通センター(船舶通航信号所)、灯台及び灯浮標等の航路標識の維持等を行うほか、海難防止講習会、訪船指導等の海難防止対策及びふくそう海域、港内における安全に関する情報提供等の航行安全対策を行っている。	-	
(11) 海洋情報に関する経費 (昭和23年度)	0211	932 (921)	657 (651)	660 (645)	712	海難に伴う人命や財産の損失、海上輸送の遮断による経済活動への影響等を鑑み、海難を未然に防止するため、水深や航路、錨地、航行の目標となる陸上の物標等について詳細に記載した、安全航行のため必要不可欠な海図や、さらにこの情報を電子化し、自船の位置や針路・速力、危険な海域に接近した場合の警報等を、周囲の地形等とともに画面上にリアルタイムで表示することで、航行の安全性と効率性を高める電子海図を刊行しているほか、漂流物発見時や海難発生時の航行警報の発出を行っている。 また、海図の新刊、改版及び補正のための測量等、各種海洋情報の収集を行っている。	-	・海図の新刊、改版及び補正図の合計刊行回数  ・船舶交通の安全に必要な情報を水路通報・航行警報等により、確実に提供する。
(12) 海洋調査に関する経費 (昭和23年度)	0212	1,154 (1,139)	2,739 (2,721)	2,965 (2,928)	1,192	我が国の海洋権益の保全のため、領海及び排他的経済水域のうち、東シナ海、日本海といった調査データの不足している海域について、海底地形、地殻構造、領海基線等の海洋調査を実施することにより、海洋に関する基盤的情報の整備を行っている。	-	・海底地形、地殻構造、領海基線等の調査日数  ・海底地形調査等の結果をもとに集積される基盤的情報の利用率100%を維持する。
(13) 船舶交通安全の基盤整備に関する経費 (平成30年度)	新30-0016	-	-	-	577	海上保安庁は、船舶交通安全の確保、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである巡視船艇や航空機を適正に維持するとともに、これらの運航に必要な施設・設備を確保することが必要不可欠であるところ、上記業務に的確に対処するため、海上保安体制強化に伴う巡視船の係留施設・船艇用品庫の整備等を行っている。	67	
施策の予算額・執行額		111,925 (104,701)	158,566 (143,302)	147,321	105,686	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第183回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成25年2月28日)四 世界一安全・安心な国</li> <li>・第185回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説(平成25年10月15日)五 現実を直視した外交・安全保障政策の立て直し</li> <li>・第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日)九 安心を取り戻す</li> <li>・第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成27年2月12日)冒頭</li> <li>・第190回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成28年1月22日)四 より良い世界への挑戦(世界の中心で輝く日本)</li> <li>・第192回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説(平成28年9月26日)六 地球儀を俯瞰する外交</li> <li>・第193回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成29年1月20日)四 安全・安心の国創り(生活の安心)</li> <li>・第196回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成30年1月22日)五 地方創生(安全と安心の確保)</li> </ul>
備考								

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-19)

施策目標		19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する						担当部局名	総合政策局物流政策課			作成責任者名	物流政策課長 英 浩道	
施策目標の概要及び達成すべき目標		港湾および海上等における総合的な物流体系の整備を促進することで、我が国の国際競争力の強化を図る。						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	政策評価実施予定時期	平成31年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度							
69 国際船舶の隻数	214隻	平成28年央	158隻	179隻	193隻	214隻	229隻		約294隻	平成33年央	安定的な国際海上輸送の確保のため、国際船舶に関する課税の特例(登録免許税・固定資産税の軽減)を継続することにより、国際船舶を平成28年より約80隻増加させることとし、目標を約294隻(平成33年央)とした。			
70 世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合*	約10%	平成22年度	10%	9.8%	9.8%	9.2%	8.4%		約10%	毎年度	我が国の外航海運の発展を図るため、各国動向等の把握、当局間協議等の取り組み及び海上輸送の安全確保等の推進を通じて、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成22年度時点における過去5年間の我が国商船隊の輸送比率である約10%を元に、引き続きその輸送比率を維持することを目指す。			
71 外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数	150隻	平成24年度	159隻	184隻	197隻	219隻	237隻		262隻	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申(平成19年12月)において、非常時において一定規模の国民生活・経済活動水準を維持するために最低限必要な、日本の外航海運事業者が運航する日本船舶(以下「日本船舶」)の隻数は「約450隻」と試算されたところである。</li> <li>・ しかしながら、日本船舶450隻を短期間で達成することは困難であることから、平成25年3月30日に改正した「日本船舶・船員の確保に関する基本方針」において、当面の目標として、海上運送法に基づく「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた対外船舶運航事業者(認定事業者)が所有する日本船舶数を平成20年度からの9年間で3.2倍とすることを目指すこととしている。</li> <li>・ 上記「基本方針」に基づき、認定事業者が所有している平成20年度の日本船舶数74隻を3.2倍、その他の事業者は横ばいとし、平成29年には262隻に増加させることを目標値として設定するものである。</li> <li>・ 上記目標値は、認定事業者が「基本方針」に基づき策定した計画を踏まえ、トン数標準規制等の税制特例措置の効果により、達成すべき目標値として設定している。</li> <li>・ 上記目標値の達成により、非常時における一定規模の国民生活・経済活動水準を維持するために最低限必要な外航日本船舶450隻の早期確保等の効果が期待出来る。</li> </ul>			
72 内航船舶の平均総トン数*	654トン	平成23年度	688	704	715	712	727		687トン	毎年度	効率的で安定した国内海上輸送を確保するためには、産業基礎物資の約8割の輸送を担う等の内航海運の特性を踏まえ、代替建造の促進により、効率的かつ一定規模の輸送能力(船腹量)の確保が求められる。この代替建造の促進の指標として、船腹量の維持又は平均総トン数の維持という、主に2つの考え方があるが、船腹量は需給動向に応じて変動するものであるため、内航船舶の平均総トン数を最低限維持していくという目標設定が有効かつ最適である。このため、内航船舶の過去5年(平成23年度～平成27年度)の平均総トン数687(平均総トン)の数値の維持を目標とする。			
73 海上貨物輸送コスト低減効果(対H25年度総輸送コスト) (①国内*、②国際*)	①- ②-	-	①- ②-	① 0.1%減 ② 0.6%減	① 0.9%減 ② 1.4%減	① 1.0%減 ② 1.9%減	① 1.0%減 (速報値) ② 2.0%減 (速報値)		①約3%減 ②約5%減	平成32年度	①国内海上貨物のコスト削減を着実に推進していく必要があるため、船舶の大型化に対応した港湾施設等の整備や効率的な施設配置等により、平成32年度までに発現が見込まれる海上輸送コスト低減効果である3%を、目標として設定。 ②国際海上貨物のコスト削減を着実に推進していく必要があるため、船舶の大型化に対応した港湾施設等の整備や効率的な施設配置等により、平成32年度までに発現が見込まれる海上輸送コスト低減効果である5%を、目標として設定。			
74 災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフト一体として構築されている港湾(重要港湾以上)の割合	31%	平成26年度	-	31%	45%	79%	80%		80%	平成32年度	各港湾における大規模地震対策施設の整備状況及び港湾BCPの策定状況を踏まえ、平成32年度までに施設整備及び港湾BCP策定が見込まれる港湾の割合を80%として目標に設定。			
75 港湾BCPが策定された国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾において、関係機関と連携した訓練の実施割合	39%	平成28年度	-	-	-	39%	67%		100%	平成31年度	国土強靱化アクションプラン2017において重要業績指標(KPI)の一つとして設定され、これとの整合を踏まえ、平成31年度までに港湾BCPが策定された重要港湾以上の全ての港湾において関係機関との連携した港湾BCPに基づく訓練が行われるよう目標を設定。			
76 国際コンテナ戦略港湾へ寄港する基幹航路の便数(①北米基幹航路、②欧州基幹航路)	①デイリー寄港 ②週2便	平成25年度	①デイリー寄港を維持 ②週2便	①デイリー寄港を維持 ②週2便	①デイリー寄港を維持 ②週2便	①デイリー寄港を維持 ②週2便	①デイリー寄港を維持 ②週2便		①デイリー寄港を維持・拡大 ②週3便	平成30年度	我が国経済の国際競争力強化に資する基幹航路の直接寄港を維持・拡大することを目的として、国際コンテナ戦略港湾において、①北米航路については現状のデイリー寄港を維持・拡大し、②欧州航路については現状週2便の寄港便数を週3便にすることを目標とする。			
77 訪日クルーズ旅客数	41.6万人	平成26年	-	41.6万人	111.6万人	199.2万人	252.9万人		500万人	平成32年	明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議)において、「訪日クルーズ旅客を2020年に500万人」という目標を設定。			
78 支援物資輸送の広域物資拠点として機能すべき特定流通業務施設の選定率	28%	平成25年度	28%	56%	68%	69%	76%		100%	平成29年度	都道府県の防災計画に示された避難者数等をもとに必要な支援物資を受け入れるために必要な施設数を推計し、88件を目標とする。			

達成手段 (開始年度)	30年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)				
(1) 物流産業イノベーションの推進 (平成26年度)	0214	25 (24)	41 (39)	16 (24)	25 -	産業活動と国民生活の基盤であり、我が国社会経済にとって不可欠の構成要素である物流を官民一体となって強い産業構造に改革していくこと(物流産業イノベーション)により、我が国の経済成長を確実に実現していくことが重要になっている。このため、パレット等物流機材のリターナブルユースの促進、北東アジア物流情報サービスネットワーク(NEAL-NET)のASEAN諸国等への展開等に向けて必要な調査・検討を実施するなど、物流産業イノベーションの実現に寄与する取組の総合的な推進を図る。	-	-
(2) 海上運送対策に必要な経費 (平成21年度)	0215	64 (61)	31 (27)	37 (32)	19	①外航海運分野におけるアジアとの連携強化 国際海事機関(IMO)においては、海事に関する国際ルールの策定に関してはEUが主導的立場にある。このため、我が国を国際海事活動の拠点としたアジアにおける連携協調体制を確立し、国際海事活動への積極的貢献を行うことにより、我が国海事産業の競争力強化、我が国主導の安全・環境基準の策定を図る。 ②外航海運対策 我が国商船隊の国際競争力及び航行安全対策の強化を推進するために必要な施策の企画・立案により、外航海運の発展を図る。 ③内航海運・旅客船対策 内航海運について近代化を促進し、事業の安定を確保するとともに、その健全な発展を図る。また、旅客船事業について実態を把握し、必要な施策を立案する。	70 72	-
(3) マラッカ・シンガポール海峡等 航行安全対策 (平成20年度)	0216	34 (33)	33 (30)	35 (32)	34	マラッカ・シンガポール海峡は、我が国の輸入原油の約8割が通過することから、我が国経済・国民生活にとって極めて重要な海峡である。最大の海峡利用国である我が国としては、国連海洋法条約に基づき、海峡沿岸国と利用国の協力のあり方を具体化した「協力メカニズム」の下、海峡沿岸国提案の支援要請プロジェクトを推進し、同海峡の安全確保等に貢献する。	70	- マラッカ・シンガポール海峡において航路を閉塞する大規模海難事件の発生件数:0件
(4) 内航海運の効率化に必要な経費 (平成29年度)	0217	- -	- -	21 (19)	20	新規荷主が海上輸送を利用しやすいよう、フェリー、RO-RO船等の船種共通で運航ダイヤ等の利用情報をわかりやすく提供するシステムを構築するための実証実験を行い、その効果を検証する。	-	-
(5) 海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置(昭和45年度)	-	-	-	-	-	多額の資金を要する船舶の調達において、譲渡船舶の売却益を活用して、環境負荷低減を図りつつ船舶の代替を促進し、外航海運における計画的かつ安定的な日本商船隊の維持・整備、内航海運における安定的な輸送サービスの確保を図るための税制特例措置。 圧縮記帳の比率:80/100	70 72	-
(6) 船舶に係る特別償却制度(昭和26年度)	-	-	-	-	-	外航・内航海運におけるCO2排出削減にかかる国際的な動向を踏まえ、船舶を取得した際に投下した資金を早期に回収し、エネルギー効率が高く環境に優しい先進的な船舶の建造や船隊拡大のための投資を促進するための税制特例措置。 (外航) 外航日本船舶:18/100 (内航) 高度内航環境低負荷船:18/100 外航日本船舶以外:16/100 内航環境低負荷船:16/100	70 72	-
(7) 国際船舶に係る課税標準の特例措置(平成8年度)	-	-	-	-	-	我が国商船隊の中核を担い、質の高いサービスを確実に提供している日本籍船のうち、安定的な国際海上輸送の確保上、特に重要な船舶である国際船舶の安定的な確保を図るための税制特例措置。 登録免許税:税率 本則4/1000 → 国際船舶 3.5/100 固定資産税:課税標準 外航船舶1/6 → 国際船舶1/18	69	-
(8) 国際船舶の所有権保存登記等 に係る課税の軽減措置(平成8年度)	-	-	-	-	-			
(9) 対外船舶運航事業を営む邦人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置(平成21年度)	-	-	-	-	-	対外船舶運航事業者が、海上運送法に基づき、日本船舶・日本人船員の確保に係る「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合、日本船舶・準日本船舶に係る利益について、通常法人税に代えて、みなし利益課税を選択できる制度。	71	-
(10) 港湾整備事業 (昭和25年度)	0219	188,021 (187,265)	206,753 (206,622)	198,025 (197,403)	180,801 -	国際・国内の海上輸送ネットワークの構築による国民経済の健全な発展や国民生活の質の向上等を図ることを目的として、国又は港湾管理者が一般公衆の用に供する港湾施設の整備等を行う。	73~77	-
(11) 改正SOLAS条約等を踏まえた総合的な港湾保安対策 (平成17年度)	0220	11 (11)	13 (13)	11 (10)	11 -	2001(H13)年9月11日に勃発した米国同時多発テロを契機に改正SOLAS条約が2004(H16)年7月より発効した。同条約に規定された締約政府の義務を果たすため、国は全国統一的な観点から各国際埠頭施設の管理者が定める埠頭保安規定の承認や立入検査等を行い、同施設の管理者は当該施設に係る保安対策を実施している。このような中で、国による保安対策の確実な実施及び迅速な情報伝達体制の維持等を図ることにより、我が国の国際港湾において全国的に一定の保安水準を確保し、危害行為の防止に努めることを目的とする。	-	-
(12) 港湾広域防災拠点支援施設の維持管理に必要な経費 (平成20年度)	0221	56 (56)	45 (45)	35 (35)	45 -	大規模災害発生時に基幹的広域防災拠点の機能が早急に発揮されることを目的とした「港湾広域防災拠点支援施設」を国において整備しており、川崎港東扇島地区においては平成20年度から、堺泉北港堺2区においては平成24年度から供用開始しているところ。当該施設が、発災時において有効に活用されるため、日常の維持・管理を適切に実施しているものである。	74	-
(13) 基幹的広域防災拠点における広域輸送訓練に必要な経費 (平成20年度)	0222	30 (30)	32 (32)	31 (31)	31 -	首都直下地震や近畿圏直下地震等の大規模災害時に、川崎港東扇島地区及び堺泉北港堺2区の基幹的広域防災拠点が首都圏及び近畿圏における物流コントロール機能を担い、緊急物資等の輸送を迅速かつ円滑に実施できるように、広域輸送訓練を実施する。	74	-
(14) 国際物流競争力強化に対応した情報ネットワーク構築等経費 (平成24年度)	0224	37 (36)	37 (37)	25 (25)	27 -	近年の国際分業の進展により、製造業や流通業においては、効率的な国際物流ネットワークの構築による、高度なサプライチェーンの形成が不可欠となっており、ICTの活用による物流体系全体の効率化が求められている。このため、本事業では、国内のコンテナ物流情報を一元的に情報提供する「コンテナ物流情報サービス(Colins)」の中でコンテナ動静情報をインターネット上で共有するシステムを用いた国際物流競争力強化に対応した情報ネットワーク構築・運営等を行う。	-	-

(15)	国際戦略港湾競争力強化対策事業 (平成26年度)	0225	1,375 (1,375)	1,616 (1,615)	1,581 (1,581)	1,462 -	コンテナ船の更なる大型化や国際基幹航路の再編等、海運・港湾を取り巻く情勢が変化中、我が国の産業競争力の強化、ひいては国民の雇用と所得の維持・創出を図るため、「集貨」、「創貨」、「港の競争力強化」の3本柱の施策を総動員し、国際コンテナ戦略港湾政策を深化・加速することにより、我が国に寄港する国際基幹航路の維持・拡大することを目的としている。このためには、ハード・ソフト一体の施策を実施する必要があり、本事業ではソフト施策を対象としている。具体的には、国際基幹航路の維持・拡大に必要な貨物の集約を促進することを目的とする。	76	-
(16)	港湾整備事業 (平成26年度)	復興庁 141	31,467 (31,025)	33,061 (33,054)	33,861 (33,821)	30,415 -	東日本大震災からの早期復興のため、地域経済活動の再生等に必要な岸壁、防波堤の整備、がれきや津波による堆積土砂を受け入れるための廃棄物埋立護岸の整備等を行う。	-	-
(17)	国際戦略港湾コンテナターミナル高度化実証事業 (平成28年度)	0227	- -	423 (422)	437 (435)	510 -	コンテナ船の更なる大型化や基幹航路の再編等、海運・港湾を取り巻く情勢が変化中、我が国の国際戦略港湾におけるコンテナターミナルの高度化に取り組み、効率化・コスト削減を推進することで、我が国の産業競争力の強化、ひいては国民の雇用と所得の維持・創出に必要な我が国に寄港する基幹航路の維持・拡大を図る。	76	-
(18)	国際クルーズ旅客受入機能高度化事業 (平成29年度)	0218	- -	- -	386 (384)	700 -	訪日クルーズ旅客数500万人の実現に向けて、クルーズ旅客の利便性や安全性の向上及び物流機能の効率化を図るための事業を実施する者(地方公共団体又は民間事業者)に対し、その経費の一部を国が補助する。	77	-
(19)	災害に強い物流システム構築事業 (平成23年度)	0213	224 (96)	11 (10)	10 (9)	8	災害時における円滑な支援物資物流を確保するため、地方ブロック毎に設置された国、地方公共団体、物流事業者等の関係者が参画する協議会において、地方公共団体と物流事業者団体との協力協定の内容の高度化促進や災害時に支援物資拠点として活用可能な民間物流施設の選定等を実施するとともに、熊本地震で顕在化した課題を踏まえ、ラストマイルを中心とした支援物資輸送訓練等を行う。	78	-
(20)	物流効率化のための計画に基づき取得した特定流通業務施設に係る税制特例措置	-	- -	- -	- -	-	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律による総合効率化計画の認定を受けた倉庫業者が一定の防災機能を持ち、物流効率化に資する特定流通業務施設を取得する場合に、当該施設に対して、法人税等の割増償却や固定資産税等の課税標準の特例を講じる。	78	-
(21)	社会資本整備総合交付金 (平成22年度)	0384	873,313 (871,085)	866,058 (864,909)	884,548 (882,356)	823,318	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図るため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画(社会資本整備総合交付金)に基づき、政策目的を実現するための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。	73 77	社会資本総合整備計画数(全国ベース) 社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)
(22)	防災・安全交付金 (平成24年度)	0385	1,146,342 (1,142,974)	1,215,699 (1,212,518)	1,194,711 (1,192,793)	1,058,887	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、国民の命と暮らしを守るインフラの再構築及び生活空間の安全確保が図られるため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画(防災・安全交付金)に基づき、政策目的を実現するための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。	74	社会資本総合整備計画数(全国ベース) 社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)
施策の予算額・執行額			236,414  (196,364)	251,919  (210,858)	248,523	183,703	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)</li> <li>○観光立国実現に向けたアクション・プログラム2016(平成28年5月)</li> <li>○防災対策推進検討会議 最終報告(平成24年7月31日防災対策推進検討会議決定)</li> <li>○海洋基本計画(平成25年4月26日)、海洋基本計画(平成30年5月15日)</li> <li>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</li> <li>○総合物流施策大綱(2013-2017)(平成25年6月25日)、総合物流施策大綱(2017年度～2020年度)(平成29年7月28日閣議決定)</li> <li>○国土強靱化基本計画(平成26年6月3日)</li> <li>○「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</li> <li>○交通政策基本計画(平成27年2月13日)</li> <li>○経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月閣議決定)</li> <li>○「日本再興戦略」改訂2015-未来への投資・生産性革命-(平成27年6月30日)</li> <li>○第4次社会資本整備重点計画(平成27年9月18日)</li> <li>○国土強靱化アクションプラン2017(平成29年6月6日国土強靱化推進本部決定)</li> <li>○「日本再興戦略」改訂2016(平成28年6月2日閣議決定)</li> <li>○防災基本計画(平成29年4月11日中央防災会議決定)</li> <li>○未来投資戦略2017(平成29年6月閣議決定)</li> </ul>	
備考									

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-20)

施策目標		20 観光立国を推進する						担当部局名	観光庁			作成責任者名	観光戦略課長 秋田未樹			
施策目標の概要及び達成すべき目標		国民経済の発展、国際相互理解の増進、国民生活の安定向上、災害、事故等のリスクへの備え等の実現を図り、観光立国を推進する。						施策目標の評価結果			政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		政策評価実施予定時期	平成31年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年	実績値					評価結果	目標値	目標年	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
			25年	26年	27年	28年	29年									
79	訪日外国人旅行者数	622(万人)	平成23年	1036	1341	1974	2404	2869	/	4,000(万人)	平成32年	平成27年の訪日外国人旅行者数は1974万人まで増加し、従来の政府目標であった2000万人の達成が視野に入ってきたことから、次の時代の新たな目標とするために必要な対応について検討するため、平成27年11月に総理を議長とする「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」を創設し、平成28年3月に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日外国人旅行者数について、「2020年：4000万人」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定する。				
80	訪日外国人旅行消費額	0.8(兆円)	平成23年	1.4	2.0	3.5	3.7	4.4	/	8(兆円)	平成32年	観光立国の推進は我が国経済成長の大きな鍵であり、消費の増大により地域への経済効果を高め、地方創生への貢献を図ることが重要である。こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日外国人旅行消費額について、「2020年：8兆円」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定する。				
81	地方部での外国人延べ宿泊者数	616(万人泊)	平成23年	1186	1575	2514	2753	3188(速報値)	/	7,000(万人泊)	平成32年	インバウンド拡大の経済効果を地方へ波及させ、地方創生につなげていくためには、地方部への外国人旅行者の訪問を増大させていく必要がある。こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、地方部での外国人延べ宿泊者数について、「2020年：7000万人泊」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定する。				
82	外国人リピーター数	401(万人)	平成23年	672	837	1159	1426	1761	/	2,400(万人)	平成32年	我が国の観光の質を高め、観光先進国を目指すためには、訪日外国人旅行者の満足度を向上させ、リピーターを増加させることが重要である。こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、外国人リピーター数について、「2020年：2400万人泊」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定する。				
83	日本人国内旅行消費額	19.7(兆円)	平成23年	20.2	18.4	20.4	21.0	21.1	/	21(兆円)	平成32年	我が国の観光消費額は、日本人国内旅行が占める割合が高く、国内旅行を促進し、地域への経済効果をより一層高めることが重要である。こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、日本人国内旅行消費額について、「2020年：21兆円」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定する。				
達成手段 (開始年度)	30年度 行政事業レビュー 事業番号	27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)	30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段：アウトプット、下段：アウトカム)				
(1)	世界観光事業分担金 (昭和53年度)	0228	48 (48)	47 (47)	42 (42)	43	・世界観光機関(UNWTO)の活動を通じて、観光交流の拡大を目指す。 ・UNWTOの実施事業や組織運営状況の把握に努め、加盟国や関係地域と連携を図りつつ、UNWTOに対して効率的な運用を求めていく。 ・UNWTO加盟国等は分担金を毎年義務的に拠出することが定められている。我が国も決められた分担金を拠出するもの。					79,80	- -			
(2)	ASEAN貿易投資観光 促進センター等拠出金 (昭和56年度)	0229	103 (103)	103 (103)	102 (102)	102	・ASEAN貿易投資観光促進センター等の活動を通じて、観光交流の拡大等を目指す。 ・ASEAN貿易投資観光促進センター、世界観光機関アジア太平洋センター、経済協力開発機構のより効果的な活動成果を引き出すため、実施事業や組織運営状況の把握に努め、加盟国や関係機関と連携を図りつつ、引き続きASEAN貿易投資観光促進センター等に対して効果的な運用を求めていく。 ・各種国際機関と連携し、国際会議を開催する。					79,80	- -			
(3)	観光連絡調整経費 (平成17年度)	0230	18 (17)	18 (17)	17 (14)	17	観光立国推進基本法(平成18年法律第117号)第9条第1項及び第2項の規定に基づき、観光の状況及び政府が観光立国の実現に関して講じた施策並びに観光の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文章を国会に提出するため、年次報告書として「観光白書」の作成を行う。					-	観光白書の作成・公表 観光白書の販売部数			
(4)	観光統計整備事業 (平成14年度)	0231	460 (392)	500 (493)	522 (463)	610	観光統計整備事業は、平成14年度の事業開始以降、調査対象の拡充等を行いつつ継続的に実施している。訪日外客誘致施策の更なる強化、地域が主役となった観光政策の展開が求められる中、行政・民間における観光に関する取組をPDCAサイクルに基づき早急かつ着実に実施するため、観光施策の基本インフラである観光統計の整備を着実に進める。					80,81,82,83	- -			
(5)	観光地域動向調査事業 (平成20年度)	0232	38 (37)	38 (34)	29 (26)	27	地域の関係者が連携して地域の特色を活かした観光地域づくりを推進するため、各運輸局管内において、地方公共団体・民間事業者・観光関係者等による協議会等を設置し、各々の役割分担に応じて、効果的に観光予算を投入し、地域の課題解決に向けた共同調査を実施し、改善に向けた方策の検討・現地調査・実証事業等を実施する。					81	- -			
(6)	訪日旅行促進事業(訪日プロ モーション事業)(平成15年度)	0233	1,344 (1,190)	1,245 (994)	881 (771)	794	訪日プロモーション事業のうち、国と地方(自治体及び観光関係団体等)が広域に連携して取り組む事業(旅行会社・メディア・教育関係者の招聘、海外旅行博への出展、海外新聞・雑誌等への広告掲載、外国人向けパンフレット作成等)や国内における海外情報発信の機会を活用した事業等、地方公共団体等との調整が不可欠なものについて実施する。					79, 80, 81, 82	- -			
(7)	国際会議等(MICE)の誘致・開 催の促進 (平成20年度)	0234	190 (180)	199 (198)	201 (180)	201	国際会議等(MICE)の誘致・開催を促進するため、 ①アドバイザー派遣等を通じたマーケティング能力の向上支援等による世界トップレベルのMICE都市の育成 ②地域産業、観光資源、ユニークベニュー等地域の特性を活かしたMICEの推進等に取り組む。					79, 80	- -			

(8)	通訳ガイド制度の充実・強化 (平成22年度)	0235	20 (18)	20 (16)	30 (23)	26	改正通訳案内士法施行後の通訳ガイドの状況を的確に把握し、訪日外国人旅行者のガイドニーズ等に適切に対応するとともに、改正通訳案内士法の附帯決議を踏まえ、通訳案内士の認知度向上や就業環境の改善に向け取組を進める。	79、80、81、 82	- -
(9)	(独)国際観光振興機構運営費 交付金(一般勘定)(平成15年 度)	0236	10,726 (10,726)	11,537 (11,537)	11,720 (11,720)	7,917 -	・外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝 (国別戦略に基づく市場別プロモーション等の徹底、地域の魅力発信による地方への誘客等) ・外国人観光旅客に対する観光案内所の運営 ・全国通訳案内士試験事務の代行 ・国際観光に関する調査及び研究 ・国際観光に関する出版物の刊行 ・国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等	79、80、81、 82	- -
(10)	ユニバーサルツーリズム促進 事業 (平成24年度)	0237	35 28	32 (28)	20 (17)	18	多様なユニバーサルツアーの造成を推進するため、現状のツアー商品の検証を行うとともに、モデル事業により新規事業の造成及びその恒常化に向けた実証を行う。	79.80.81 82.83	- -
(11)	観光人材育成支援事業 (平成27年度)	0241	27 (27)	365 (163)	370 (340)	315	観光先進国の実現を目指して、観光産業を我が国の成長に資する基幹産業とするため、トップ・中核・実務人材の3層構造の各段階において、観光産業の担い手の育成・強化を図る。	79、80、81、 82、83	- -
(12)	訪日外国人旅行者受入環境整 備事業(平成27年度)	0242	0 0	12,056 (6,271)	16,580 (14,207)	8,532	訪日外国人旅行者数4,000万人等の実現に向けて、多言語音声翻訳システムの普及等の多言語対応の一層の促進、無料公衆無線LAN環境の一層の充実等、ストレスフリーな受入環境の整備に向けてさらにきめ細やかな支援を行う。	79、80、 81、82	- -
(13)	テーマ別観光による地方誘客 事業(平成28年度)	0243	- -	70 (68)	151 (135)	151	酒蔵やロケ地など、特定の観光資源に魅せられて全国各地を訪れる「テーマ別観光」は、旅行者に複数地域への来訪動機を与えるものである。各テーマの新たな旅行需要を創出するため、これら特定の観光資源により観光振興を図る地域をネットワーク化し、観光資源の磨き上げや情報発信力の強化等の事業を実施し、地方誘客を図る。	79、80、81、 82、83	- -
(14)	健全な民泊サービスの普及 (平成29年度)	0244	- -	- -	70 (54)	109	住宅宿泊事業法が平成30年6月15日に施行されることに合わせ、民泊に関する相談、問い合わせ等にワンストップで対応できる民泊制度コールセンターの活用及び、手続等に関する民泊制度運営システムの活用により、制度周知や手続等の利便性を向上させ、健全な民泊の普及を図る。	79,80,81,82, 83	- -
(15)	宿泊施設における生産性向上 (平成29年度)	0247	- -	- -	40 (40)	107	業務効率化や施設間連携による宿泊施設の生産性向上の取組を支援するとともに、宿泊施設に対する訪日外国人旅行者目線によるハード・ソフト両面での情報開示を支援することで、宿泊施設の経営力向上や集客力向上を図る。	79、80、81、 82、83	- -
(16)	最先端観光コンテンツインキュ ベーター事業(国際観光旅客 税財源)(平成30年度)	新30-0018	- -	- -	- -	450	「モノ消費」から「コト消費」への消費動向の変化及び『楽しい国 日本』の実現に向けた観光資源活性化に関する検討会議』の提言内容を踏まえ、訪日観光における地域での体験滞在の満足度向上のため、訪日外国人旅行者の潜在的なニーズを把握し、各国・各層のニーズに対応した、消費機会の拡大が期待できる最先端観光コンテンツを開拓・育成する。	79、80、81、 82	- -
(17)	広域周遊観光促進のための新 たな観光地域支援事業 (平成30年度)	新30-0019	- -	- -	- -	1,848	訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、DMOが中心となって行う、地域の関係者が連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して支援を行う。	79,80,81,82	- -
(18)	地域観光資源の多言語解説整 備支援事業(国際観光旅客税 財源)(平成30年度)	新30-0020	- -	- -	- -	300	訪日外国人旅行者が地域を訪れた際、観光資源の解説文が乱立していたり、表記が不十分なため、観光地としての魅力が伝わらないとの声があることから、観光庁が関係省庁等と連携して多言語解説の専門人材を初めてリスト化し、派遣体制の構築、解説文作成等の支援を行うことで、旅行者にとって分かりやすく、地域の面的観光ストーリーを伝える魅力的な解説文を整備する。	79、80、81、 82	- -
(19)	(独)国際観光振興機構運営費 交付金(国際観光旅客税財源 勘定)(平成30年度)	新30-0021	- -	- -	- -	1,300 -	・外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝 (訪日グローバルキャンペーンの本格実施、ICT、ビッグデータの活用等による我が国の魅力発信のレベルアップ等)	79、80、81、 82	- -
(20)	旅行安全情報等に関する情報 プラットフォームの整備(国際 観光旅客税財源)(平成30年 度)	新30-0023	- -	- -	- -	100	日本人海外旅行者の安全性を確保するため、事件・事故等の緊急時に、災害情報や避難経路情報等の提供を行う情報プラットフォームを整備する。	79、80、81、 82	- -
(21)	旅行環境整備事業(国際観光 旅客税財源)(平成30年度)	新30-0022	- -	- -	- -	1,100	訪日外国人旅行者数4,000万人等の実現に向けて、多言語音声翻訳システムの普及等の多言語対応の一層の促進、無料公衆無線LAN環境の一層の充実、増加する訪日ムスリム旅客の受入体制の強化等、ストレスフリーな受入環境の整備に向けてさらにきめ細やかな支援を行う。	79、80、 81、82	- -
(22)	福島県における観光関連産業 復興支援事業 (平成25年度)	復興庁 0142	374 (368)	266 (254)	300 (269)	300	福島県における早期の観光復興を最大限に促進するため、同県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業に対して補助を行う。	83	- -
(23)	東北地方へのインバウンド推 進による観光復興事業 (平成27年度)	復興庁 0143	0 (0)	4,280 (3,993)	5,150 (4,827)	4,265	東北地方の風評被害を払拭し、東日本震災の影響により大きく落ち込んだ訪日外国人旅行者を回復させることにより、観光を通じて被災地の復興を加速化する。	79,81	- -
施策の予算額・執行額			15,845 (14,176)	59,212 (39,689)	42,356	24,071	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	・明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月30日「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」決定) ・観光ビジョン実現プログラム2018(観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2018)(平成30年6月12日「観光立国推進関係会議」決定) ・観光立国推進基本計画(平成29年3月28日閣議決定) ・未来投資戦略2018—「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革—(平成30年6月15日閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～(平成30年6月15日閣議決定)	
備考									

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-②)

施策目標	21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する							担当部局名	都市局			作成責任者名	公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室長 渡瀬 友博	
施策目標の概要及び達成すべき目標	良好な景観及び歴史的資産は地域固有の資源であり、交流人口の拡大を生み、地域振興・活性化に繋がるものであることから、その保全及び活用を中心とした取組の支援を行う。							施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	政策評価実施予定時期	平成31年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度							
84 景観計画に基づき取組を進める地域の数(市区町村数)	458団体	平成26年度	409団体	458団体	503団体	518団体	538団体	約700団体	平成32年度	過去3年間(平成23年度末～平成25年度末)の各年度における景観計画未策定団体数(市区町村に限る)のうち景観計画を策定した景観行政団体数の割合を踏まえ、目標値を設定。				
85 歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村の数	31団体	平成23年度	44団体	49団体	53団体	62団体	66団体	約110団体	平成32年度	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、地域における歴史的な資産を活用したまちづくりを行う意向のある市町村について調査を行った結果、意向ありと回答した市町村の数に基づき設定。				
達成手段 (開始年度)	30年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要				関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
		27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)										
(1) 集約促進景観・歴史的風致形成推進事業 (平成26年度)	0248	40	458	220	236	少子・超高齢化の進展への対応、厳しさを増す財政状況への対応等の観点において、持続可能でコンパクトな集約型都市構造への転換が求められているが、その実現には、機能面の充実だけでなく、地域独自の歴史文化等に根ざした景観の魅力を通じてまちの求心力を確保し、居住等を誘導することが必要となる。こうしたことから、人口密度を維持するエリア等において、良好な景観形成や歴史的風致形成の取組支援を強化し、まちの魅力と居住環境を向上させることにより、その活力の維持・増進(都市再生)を図る。				-	良好な景観形成や歴史的風致形成の推進により、集約型都市構造への転換に着手した地方公共団体数:10			
		(35)	(425)	(198)							景観計画又は歴史的風致維持向上計画に基づいた居住等機能の立地誘導に資するまちづくりの活動数(H30年度までの目標値:40活動) 景観まちづくり刷新支援事業を活用した地方自治体における観光入込客数の増加割合(H32年度の観光入込客数をH27年度比10%)			
施策の予算額・執行額		330 (43)	531 (432)	266	200	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)				【関連(重点)】(業績指標84、85) 社会資本整備重点計画(平成27年9月18日)				
備考														

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-22)

施策目標		22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する						担当部局名	道路局			作成責任者名	企画課 道路経済調査室 (室長 田村 央)	
施策目標の概要及び達成すべき目標		国際競争力・地域の自立等を強化するため、国際物流に対応した基幹ネットワークや日常の暮らしを支える生活幹線道路ネットワークを構築する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		政策評価実施予定時期	平成31年8月
業績指標	初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
		目標値設定年度	25年度	26年度	27年度	28年度								
86 三大都市圏環状道路整備率	68%	平成26年度	63%	68%	71%	74%	79%	約80%	平成32年度	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、三大都市圏環状道路整備率については、平成32年度までに約80%にすることとされている。 ・既に供用時期を公表している区間について、供用予定延長を積み上げて目標値を設定。				
87 道路による都市間速達性の確保率 (※主要都市等を結ぶ都市間リンクのうち都市間連絡速度(都市間の最短道路距離を最短所要時間で除したもの)60km/hが確保されている割合)	49%	平成25年度	49%	51%	53%	54%	集計中	約55%	平成32年度	・社会資本整備計画(閣議決定)において、道路による都市間速達性の確保率については、平成32年度までに約55%にすることとされている。 ・公表している今後の高規格幹線道路の供用予定等により都市間連絡速度の改善が見込める都市間リンクをもとに目標値を設定。				
達成手段 (開始年度)	30年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
		27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)										
(1) 道路事業(直轄・改築等) (昭和27年度)	0038	874,830 (874,163)	832,320 (831,696)	895,882 (894,524)	758,605 -	・直轄国道(一般国道のうち、政令で指定する区間)等の新設・改築等を実施 ・主な事業として、高規格幹線道路、地域高規格道路、バイパス等の整備等を実施することで、国民の命と暮らしを守る代替性の確保や地域活性化に資する道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保、また、我が国の成長力を確保する物流ネットワークなど基幹ネットワークの整備を実施 ・活動実績として、平成29年度の新規開通延長は121kmとなっており、測定指標である「道路による都市間速達性の確保率」の向上に寄与					87	-		
(2) 道路事業(補助等) (昭和27年度)	0181	60,931 (60,906)	78,815 (78,728)	94,773 (94,596)	80,667 -	・補助国道(一般国道のうち、政令で指定する区間以外)、都道府県道及び市町村道の新設・改築、修繕等について、地方公共団体に補助を行う。 ・具体的には地域高規格道路の整備、インターチェンジへのアクセス道路整備により、幹線道路ネットワークの整備を推進するとともに、橋梁等の大規模修繕・更新を行うことで国民の命と暮らしを守るネットワークの代替性の確保や地域・拠点の連携強化及び我が国の成長力を高める物流ネットワークの整備を行う。 ・補助率 1/2 等					87	-		
(3) 有料道路事業等 (昭和43年度)	0182	21,311 (20,997)	28,834 (28,057)	48,862 (48,804)	14,119 -	・首都高速道路(株)及び阪神高速道路(株)が行う新設・改築に要する資金の一部を貸付ける独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する出資 ・東日本高速道路(株)等が施行するスマートインターチェンジ整備事業に要する資金の一部を貸付ける独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する補助 ・地方道路公社が施行する有料道路事業に要する資金の一部貸付け 等					87	-		
(4) 社会資本整備総合交付金 (平成22年度)	0384	873,313 (871,085)	866,058 (864,909)	884,548 (882,356)	823,318	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図るため、地方公共団体が作成した社会資本整備総合計画(社会資本整備総合交付金)に基づき、政策目的を実現するための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。					15 17	社会資本整備総合計画数(全国ベース) 社会資本整備総合計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)		
(5) 道路整備事業 (平成26年度)	復興庁0144	216,970 (216,901)	258,997 (258,910)	299,732 (299,729)	208,501 -	・三陸沿岸道路などの復興道路・復興支援道路の緊急整備 被災地の早期復興を図るため、三陸沿岸道路等の太平洋沿岸軸、沿岸部と東北道とを結ぶ横断軸について、防災面の効果を適切に評価しつつ、重点的な緊急整備を実施し強化する。 ・道路の防災・震災対策等 法面・盛土等の防災対策や橋梁の耐震補強をはじめとする道路の防災・震災対策等を実施 ・被災した道路の原型復旧 等 ・活動実績として、平成29年度の新規開通延長は52kmとなっており、測定指標である「道路による都市間速達性の確保率」の向上に寄与					87	復興道路・復興支援道路の新規開通延長 復興道路・復興支援道路開通に伴い短縮された所要時間		
施策の予算額・執行額		770,431 (577,636)	840,234 (568,730)	905,282	536,582	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		第193回国会内閣総理大臣施政方針演説(平成29年1月20日)「治水対策の他、水害や土砂災害への備え、最先端技術を活用した老朽インフラの維持管理など、事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱(じん)化を進めます。」						
備考														

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-23)

施策目標		23 整備新幹線の整備を推進する					担当部局名	鉄道局			作成責任者名	幹線鉄道課長 池光 崇		
施策目標の概要及び達成すべき目標		広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により、全国一日交通圏の形成に寄与する観点から、整備新幹線の整備を促進する。					施策目標の評価結果			政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		政策評価実施予定時期	平成31年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度							
88 鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数	0万人	平成27年度	-	-	-	135万人	130万人		140万人	平成34年度	広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与する観点から、今後予定される鉄道整備等により、5大都市(札幌、東京、名古屋、大阪、福岡)の各中心駅から、新たに3時間以内で到達することが出来ることになる地域の人口数を目標値として設定。ただし、実績値については、外部要因(鉄道事業者によるダイヤ改正)の影響を受ける。			
達成手段 (開始年度)	30年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要				関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
(1) 整備新幹線整備事業 (平成4年度)	0249	75,450 (65,483)	75,450 (71,948)	75,450	75,450	我が国の基幹的な高速輸送体系を形成するため、地域間の移動時間を大幅に短縮させて、関係する地域社会の振興や経済活性化に大きな効果をもたらすとともに、環境性能と効率性に優れた交通機関である整備新幹線を着実に整備する。				88	-			
(2) 整備新幹線建設推進高度化等 事業 (平成9年度)	0250	3,817 (3,211)	3,268 (3,268)	2,600	2,500	整備新幹線の未着工区間において、設計施工法等調査、経済設計調査を実施することにより、着工後の新幹線建設の円滑な進捗やコスト縮減などを図る。また、貨物列車走行調査を実施することにより、貨物列車と新幹線の共用走行区間において必要とされる安全確保等の手法の技術的検証を行い、速度向上の実現を目指す。さらに、軌間可変技術調査を実施することにより、新幹線と在来線の直通運転を実現し、整備新幹線の高速化効果を他の地域に均霑する。				88	-			
(3) 北海道、東北、北陸、九州新幹 線の新線建設により取得する 鉄道施設に係る税制特例措置 (昭和62年度)	-	-	-	-	-	北海道、東北、北陸及び九州新幹線の新規建設に係る鉄道施設に係る固定資産税の課税標準を最初の5年間1/6、その後5年間1/3とする。				88	-			
(4) 整備新幹線の開業に伴いJRか ら経営分離される並行在来線 の固定資産に係る特例措置 (平成9年度)	-	-	-	-	-	整備新幹線の開業に伴い、JRから経営分離される並行在来線の譲渡固定資産に係る固定資産税・都市計画税の課税標準額を20年間1/2とする。				88	-			
施策の予算額・執行額		117,804 (68,694)	126,399 (75,217)	129,233	77,950	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)								
備考														

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-24)

施策目標		24 航空交通ネットワークを強化する						担当部局名	航空局			作成責任者名	総務課政策企画調査室長 埴崎正俊		
施策目標の概要及び達成すべき目標		国際競争力の強化、地域活力の向上などの推進等に向けて、国際拠点空港の整備、既存ストックを活用した空港の高質化、航空交通容量の拡大等を推進し、航空交通ネットワークの強化を図る。						施策目標の評価結果			政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		政策評価実施予定時期	平成31年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度								
89 首都圏空港の空港処理能力	74.7万回	平成27年度	-	-	74.7万回	74.7万回	74.7万回	/	74.7万回 + 最大7.9万回	平成32年度	羽田、成田両空港の整備により見込まれる大都市圏拠点空港(首都圏空港)の空港処理能力の増加を目標とした。				
90 首都圏周辺の都市における国際線就航都市数	88都市	平成25年	88	92	101	100	102	/	アジア主要都市並	平成32年	「首都圏周辺の都市における国際線就航都市数」の増加は、航空交通ネットワークの強化に直結するため。比較対象としては、近隣のアジア主要都市(ソウル・香港・シンガポール・北京・上海)が適当であり、オリンピックイヤーである2020年度(平成32年度)迄に上記アジア主要都市並の就航都市数を目標とするもの。				
91 航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合	73%	平成26年度	-	73%	74%	79%	79%	/	84%	平成32年度	平成23年の東日本大震災等大規模地震発生時において、空港が緊急物資の拠点等としての役割を果たしたように、地震災害時には、空港は緊急物資及び人員等の輸送基地としての役割が求められる。このため、航空輸送上重要な空港において、滑走路、誘導路等の耐震化を図り、空港の耐震性向上を進めることにより、救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を確保し、空港から100km圏内に居住する人口の割合を高める。				
達成手段 (開始年度)	30年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)							
		27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)											
(1) 首都圏空港整備事業 (東京国際空港:昭和27年度) (成田国際空港:昭和45年度)	0252	31,300	43,211	64,638	75,030	国土交通省成長戦略会議等に基づき、首都圏空港(羽田空港及び成田空港)の空港処理能力を2020年までに7.9万回(羽田空港:3.9万回、成田空港:4万回)拡大することにより、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な開催、首都圏の国際競争力強化、増加する訪日外国人旅行者の受入体制強化、経済成長の促進を図るもの。 〈東京国際空港〉 飛行経路見直しに必要となる航空保安施設、誘導路等の施設整備、CIQ施設整備、駐機場の整備、国際線・国内線地区を結ぶトンネル(際内トンネル)の整備、空港アクセス道路の改良、連絡道路の整備、A滑走路等の耐震対策、航空機の安全かつ円滑な航空交通の確保のために必要な機器の更新・改良 〈成田国際空港〉 庁舎耐震対策、CIQ施設の利便性向上のための施設整備、航空機の安全かつ円滑な航空交通の確保のために必要な機器の更新・改良	89	-							
		(30,469)	(41,507)	(59,268)											
(2) 関西国際空港整備事業 (大阪国際空港:昭和33年度) (関西国際空港:昭和59年度)	0253	7,420	9,136	3,599	2,855	・関西国際空港・大阪国際空港については、安全安心の確保を前提としつつ、競争力の強化を図ることが重要であり、航空保安施設の整備等を行い、航空機の安全運航を図る。 ・関西・伊丹のコンセッションによって民間事業者がそのノウハウを最大限に活用しつつ、より効率的で緊張感ある経営を実現出来る仕組みを確立すること等により、関空債務の早期の確実な返済を行い、関西国際空港の国際拠点空港としての再生・強化及び関西全体の航空輸送需要の拡大を図る。	-	事業実施空港数  施設の老朽化を起因とした航空機事故を起こさない。							
		(7,251)	(8,289)	(3,357)											
(3) 中部国際空港整備事業 (中部国際空港:平成10年度)	0254	365	1,067	1,737	1,701	・中部国際空港については、安全安心の確保を前提としつつ、競争力の強化を図ることが重要であり、航空保安施設の整備等を行い、航空機の安全運航を図る。	-	事業実施空港数  施設の老朽化を起因とした航空機事故を起こさない。							
		(353)	(1,065)	(1,667)											
(4) 空港周辺環境対策事業 (昭和42年度)	0255	2,502	2,789	2,793	4,951	航空機騒音については、環境基本法に基づき「航空機騒音に係る環境基準」が定められており、当該基準の達成が航空機騒音対策の目的である。基準を達成していない空港については、関係住民の生活に障害が生じていることから、住宅・学校等の防音工事、緩衝緑地帯の整備、移転補償等を推進し、航空機騒音による障害の防止又は軽減を図り、地域住民の生活環境の改善に努める。	-								
		(1,913)	(2,402)	(2,303)											
(5) 一般空港等整備事業(直轄) (耐震対策事業除く) (昭和31年度)	0256	58,956	82,533	82,328	102,112	国際競争力を強化するための基盤であり、地域における広域的な交流の拠点である空港について、航空利用者の視点も踏まえつつ、その機能を確保・維持するとともに、航空における安全・安心を確保するための取組を着実に推進する。 ・滑走路増設事業を実施する。 ・老朽化した空港施設の更新・改良を実施する。 ・既存ストックを活用した旅客利便性向上等のための整備を実施する。	-	事業実施空港数  滑走路増設事業を実施し、空港の処理能力を向上する。 施設の老朽化を起因とした航空機事故を起こさない。							
		(57,124)	(81,217)	(80,912)											

(6)	一般空港等整備事業(直轄) (耐震対策事業) (平成19年度)	0257	4,545 (4,472)	5,853 (5,302)	5,145 (3,922)	3,210	航空輸送上重要な空港等において、地震災害時に、緊急物資等輸送拠点としての機能確保、航空ネットワークの維持や背後圏経済活動の継続性確保、飛行中の航空機の安全確保を図るため、最低限必要となる基本施設等並びに管制施設等の耐震対策を実施する。	91	航空輸送上重要な空港等のうち、一般空港等について、地震災害時に、緊急物資等輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口 航空輸送上重要な空港等のうち、一般空港等について、平成32年度までに、地震災害時における緊急物資等輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口を3,800万人とする。
(7)	一般空港等整備事業(補助) (昭和31年度)	0258	3,335 (3,178)	1,872 (1,711)	3,120 (3,068)	3,461	国際競争力を強化するための基盤であり、地域における広域的な交流の拠点である空港について、航空利用者の視点も踏まえつつ、その機能を確保・維持するとともに、航空における安全・安心を確保するための取組を着実に推進する。 ・老朽化した空港施設の更新・改良を実施する。 ・補助率 50%等	-	事業実施空港数 施設の老朽化を起因とした航空機事故を起こさない。
(8)	航空路整備事業(管制施設整備) (昭和27年度)	0259	22,184 (21,833)	30,459 (29,979)	28,194 (27,822)	33,376	航空交通の安全確保を最優先としつつ、首都圏などの混雑空港・空域における航空交通容量の拡大やニーズの多様化に対応した効率的な運航を実現するために、管制施設等の機能を確保するとともに、我が国の航空交通の特徴を踏まえ、航空機側の性能向上と調和のとれた航空交通システムの整備を行う。 ・航空機の安全かつ円滑な航空交通の確保のために必要な管制施設の更新・改良	-	更新・改良事業を行う施設数 管制処理容量の拡大
(9)	航空路整備事業(航空路監視レーダー施設整備) (昭和27年度)	0260	2647 (2,543)	2,323 (2,266)	2,652 (2,595)	1,187	航空交通の安全確保を最優先としつつ、円滑な運航を確保するため、施設の安定運用に必要な整備を実施する。 ・航空路監視レーダー施設は、航空機の安全かつ円滑な航空交通を確保するため、航空機の誘導及び航空機相互間の間隔設定等に使用される施設である。 ・本事業において、航空路監視レーダー施設の更新・改良を実施する。	-	・更新・改良事業を行う施設数 ・航空路監視レーダーを用いた航空路管制業務の提供率 ・新型監視装置の運用開始地域数
(10)	航空路整備事業(航空保安施設整備) (昭和27年度)	0261	1,028 (976)	1,031 (994)	1,413 (1,338)	941	航空交通の安全確保を最優先としつつ、効率的な運航を確保するため、施設の安定運用に必要な整備を実施する。 ・航空保安施設は、航空機の安全かつ円滑な航空交通を確保するため、全国の航空路を形成するために必要な施設である。 ・本事業において、航空保安施設の更新・改良を実施するとともに、縮退可能な施設の撤去を実施する。	-	・老朽化した航空保安施設の更新整備数 ・VOR施設の縮退数活動実績 ・施設のサービス提供率 ・施設の縮減数
(11)	国管理空港の経営改革の推進 (平成24年度)	0262	574 (281)	522 (458)	659 (646)	729	国管理空港の経営改革については、地域の実情に応じた空港運営の効率化を通じた地域の活性化を図るため、PFI法の「公共施設等運営権制度」を活用した民間委託手法を空港管理形態の1つの選択肢として追加し、空港の民間委託を可能とするものである。 先行的に運営委託の検討が進められた仙台空港については、公共施設等運営権を活用して、平成28年7月より民間事業者による空港運営が開始され、高松空港については、平成30年4月より民間事業者による空港運営が開始された。高松空港に続く空港についても、公共施設等運営権制度の活用による運営委託事業における各種論点等について検討・整理するとともに、実施方針、要求水準書、実施契約書等の公募書類等の作成、空港ビル等の経営一体化推進のための調査等を実施する。	-	空港経営改革に係る支出をしている空港数 平成28年度までにの数値目標(6件)は達成しているが、引き続き国管理空港の経営改革を推進する。
施策の予算額・執行額			328,404 (246,553)	379,630 (277,228)	375,513	312,682	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		
備考									

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-25)

施策目標		25 都市再生・地域再生を推進する					担当部局名	都市局		作成責任者名	都市政策課長 倉野 泰行		
施策目標の概要及び達成すべき目標		都市・地域の魅力ある将来像を実現するため、都市の競争力・成長力を高めるとともに、地域の活性化を図るなど、都市再生・地域再生を推進する。					施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	7 都市再生・地域再生の推進		政策評価実施予定時期	平成31年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度						
92 全国の地方圏における大都市圏との間の転出者数に対する転入者数の割合	86.7%	平成23年度	82.9%	81.4%	79.8%	79.9%	79.9%	82.0%	毎年度	過去5年間(平成18年度～平成23年度の間)の実績は8.8ポイント増加となっているが、それまでの4年間は減少傾向であり、短期変動の可能性があるので、過去10年間(平成13年度～平成23年度)の平均値である81.9%を近年の平均的な傾向ととらえることとする。その上で、UJIターンや二地域居住の地方定住を支援する施策として、地域活性化及び地域振興を図り、積極的な環境構築を行っている中で地方圏への転入者の比率を維持させていく。そのため、過去10年間の平均値である82%を下回らないことを目標とする。			
93 都市再生誘発量(基盤整備等の民間投資を誘発する事業が行われた区域等の面積の合計)	-	平成28年度	-	-	-	-	2,687ha	13,500ha	平成33年度	民間投資を誘発する市街地整備などのこれまでの実績や今後の事業計画等をもとに算出。			
94 文化・学術・研究拠点の整備の推進(関西文化学術研究都市における立地施設数)	133施設	平成28年度	121施設	126施設	129施設	133施設	142施設	150施設	平成31年度	関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における立地施設数。対象とする立地施設は、本都市が文化、学術及び研究の中心となる都市の建設を目的としていることから、文化学術研究の向上に資するものとする。 ・研究施設(研究施設、技術開発施設) ・大学(大学・短大) ・文化施設(都市の文化の発展に寄与する施設) ・交流施設(文化・学術・研究の発展に係る交流または共同研究を推進するための施設) ・宿泊研修施設(研修、保養、スポーツ・レクリエーション機能を有する施設) ・その他(基本方針または建設計画に掲げる施設等)			
95 半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比	-	-	1.06	1.10	1.18	1.04	集計中	1.00未満(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)	毎年度	半島振興法は平成27年3月31日が法期限とされていたが、半島地域の実情を踏まえ、議員立法により法の期限が10年間延長されるとともに、目的規定への定住の促進の追加、計画事項の拡充、配慮規定の追加、多様な主体の連携及び協力により実施される事業に対する助成等の措置を講ずる旨の規定の新設等が行われた。このような状況を踏まえ、「定住の促進」を評価する指標を新たに設定することとする。 評価年度の半島地域内における社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの)が過去5ヶ年の社会増減の平均値よりも大きかった場合には1.00超(転出増の値が拡大)となり、逆に平均値よりも小さかった場合には目標値である1.00未満(転出増の幅は縮小)を達成することとなる。			
96 共助等による除雪体制が整備された市町村の割合	60%	平成24年度	62%	63%	68%	74%	74%	約90%	平成29年度	高齢化、過疎化が進行している豪雪地域においては、毎年、高齢者を中心に雪処理作業中の事故が多発している状況である。また、今後更に雪処理の担い手が不足すると予測される中で、除雪を円滑に実施して豪雪地域の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、地域コミュニティの形成や、地域内外のボランティア等による地域防災力の向上が求められている。 このような状況に鑑み、平成24年3月に豪雪地域対策特別措置法が改正、同年12月に豪雪地域対策基本計画が変更され、「除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)」に係る規定が追加された。 特に、高齢化・過疎化が著しく、雪処理の担い手が不足している特別豪雪地域の市町村において、平成29年度を目途に全201市町村の約90%となる180市町村で共助等による除雪体制の整備を促進する。			
97 特定都市再生緊急整備地域における国際競争力強化に資する都市開発事業の事業完了数	8	平成26年度	-	8	14	26	33	46	平成32年度	大都市の国際競争力強化のための基盤整備の推進を測る指標として、特定都市再生緊急整備地域における整備計画に記載された都市開発事業の完了を見込んで設定。			
98 立地適正化計画を作成する市町村数 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野①】 【APのKPI】	-	-	-	-	1市町村	100市町村	142市町村	300市町村	平成32年	立地適正化計画を作成する市町村数が増加することにより、居住や生活サービス施設の集約・誘導が進み、コンパクトシティの形成が促進される。 当初、立地適正化計画の作成意向のある約150市町村(平成26年9月末時点調査)において、平成32年までに着実に計画が作成されることを目指し、目標値を150市町村と設定。その後、見込みを上回るペースで計画作成市町村数が増加したことから、平成31年度までに計画の作成意向を有する約300市町村(平成29年7月末時点調査)において着実な計画作成がなされるよう、目標値を上方修正した。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を業績指標として設定】			
99 自動二輪車駐車場の整備比率	52.3%	平成27年度	-	-	50.3%	50.9%	集計中	56.4%	平成32年度	直近3か年の自動二輪車駐車場整備比率(注1)の平均伸び率である1.4%のトレンドで目標を設定。 (注1)自動二輪車駐車場の整備比率=自動二輪車駐車場供用台数/(自動二輪車保有台数/1,000) ※平成27年度の実績値は精査した結果の値を記入しており、初期値とは異なる。			
100 中心市街地人口比率の増加率	前年度比0.13%増	平成25年度	0.13%増	0.08%増	0.08%増	0.11%増	集計中	前年度比0.2%増	毎年度	街なか居住推進施策等に取り組むことを前提として、中心市街地の衰退、人口の郊外流出による現在のトレンドを踏まえ、歩いて暮らせるまちづくり(コンパクトシティ)の実現に向けてのメルクマールである、市全域人口に対する中心市街地人口の比率を着実に伸ばしていく必要があることから、前年度比0.2%増を目標とする。			

101 物流拠点の整備地区数		80地区	平成28年度	72地区	75地区	78地区	80地区	87地区		97地区	平成33年度	総合物流施策大綱(2013-2017)に基づく「総合物流施策推進プログラム」に掲げられた取組みに関する進捗状況を反映し、平成33年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定
達成手段 (開始年度)	30年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)								
(1) 半島地域振興等に必要経費 (平成19年度)	0263	315 (247)	111 (75)	107 (85)	96	地域間交流の促進、産業の振興、定住促進を図るため、半島地域の様々な主体が地域資源や特性を活かして実施する取組を道府県がパッケージ化して一体的、広域的に推進するソフト事業に対する支援を行う。また、半島振興法による半島振興施策の実施状況を確認し、評価を行うとともに、半島地域の社会経済情勢その他のデータ等の半島振興法の施行に必要な情報の収集・分析等を行う。	95	-				
(2) 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業 (平成20年度)	0264	335 (318)	276 (259)	132 (122)	121	人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域(過疎、山村、半島、離島、豪雪の各地域)において、基幹集落に暮らしの安心を支える複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」の形成に資するため、市町村等が行う、必要となる既存施設を活用した施設改修等に所要の補助を行い、もって地方における集落の活性化に資することを目的とする。 【補助率等】公益サービス機能を維持確保するため、廃校舎等の遊休施設を活用した既存施設の再編・集約に係る改修費の他、再編・集約に伴う廃止施設の除却費について補助する(補助率:市町村1/2以内、NPO法人等1/3以内(間接補助))。	92	-				
(3) きめ細やかな豪雪地帯対策の 推進に要する経費 (平成25年度)	0265	35 (35)	35 (35)	35 (35)	31	豪雪地帯対策特別措置法(H24.3改正)及び豪雪地帯対策基本計画(H24.12変更)に基づいた様々な取組により豪雪地帯の発展と住民の生活向上を図るため、地域の現状と課題の把握を行うとともに、効果的・効率的な克服体制の実現方策を確立し、総合的な豪雪地帯対策を推進することを目的とする。 特に、コンパクト+ネットワークの都市再生・地域再生を実現する観点から、豪雪地帯における共助による除雪体制の構築を推進し、安全・安心な雪国の形成により地方創生に寄与する。	96	-				
(4) 多様な主体の協働による対流 促進施策に関する検討調査	新30-0025	-	-	-	9	地域の課題解決や新しいひとの流れ・イノベーションの創出を促し、もって対流促進型国土の形成を図ることを目的とする。地方における多様な主体の共助による地域づくり活動の取組を推進するため、地方移住、二地域居住等の都市と地方の対流に関する国民意識の実態調査や先駆的なアプローチを用いた取組事例調査を行うとともに、それらの分析を行い、その成果を広く関係団体に対して情報提供を行う。	-	調査結果を周知した都道府県数(平成30年度 見込47) 「お試し居住」推進等に取り組む市町村の数 (H32年度目標値:790)				
(5) 市街地再開発事業 (昭和62年度)	0267	8,147 (8,147)	7,857 (7,857)	8,579 (8,521)	10,409	都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新・集積に資する市街地再開発事業等において防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備を促進することを目的とする。 [補助率:3%、5%、7%]	-	補助事業実施箇所(地区)数(H30年度活動見込:39) 都市機能更新率(市街地再開発事業等により4階建て以上の建物へ更新された宅地面積の割合) (H30年度目標値:44)				
(6) 都市再生総合整備事業 (平成12年度)	0268	1,151 (1,151)	1,151 (1,151)	1,151 (1,151)	1,180	低未利用地の有効利用の促進及び都市再生に民間事業者を誘導するための条件整備として行う既存市街地の整備改善のため、土地区画整理事業や防災公園街区整備事業等の手法により低未利用地の有効利用や都市の防災性の向上を図るべき地区等について、市街地の将来像を明らかにしつつ、計画策定、事業化へ向けてのコーディネート等を行う。また、立地適正化計画制度によるコンパクトなまちづくりの推進に向けた都市機能誘導の促進のため、都市機能の立地に至るまでのコーディネート等を行う。	-	事業実施箇所(平成29年度活動実績42地区) 民間建築投資可能床面積量(基盤整備等により、民間事業者等が都市再生のために活用可能となる最大床面積の合計)(平成30年度目標値 2,728千㎡)				
(7) まち再生総合支援事業 (平成17年度)	0269	400 (179)	300 (244)	200 (135)	610	地域の資金等を活用し、当該地域内の一定の区域の価値向上に資する民間事業者によるリノベーションその他のまちづくり事業(以下「民間まちづくり事業」という。)を支援するため、民間まちづくり事業への出資、融資又は助成を行うまちづくりファンドに対して出資又は資金拠出による支援を行う民間都市開発推進機構に対し、国が必要な助成を行う。	-	まちづくりファンドへの支援件数(平成30年度 見込10) まちづくりファンド支援事業の誘発係数(民都機構が関わった案件の総事業費を当該案件の民都機構の支援額で除したものの。) (H32年度目標値:3.1倍)				
(8) 国際競争拠点都市整備事業等 (昭和62年度)	0270	6,862 (4,702)	9,917 (9,896)	15,944 (15,888)	9,680	国際的な経済活動の拠点地域の基盤となる都市拠点インフラの整備や、防災機能の向上や都市環境改善に資する国際コンテンツに対応した物流拠点の整備・再整備、災害時にエネルギーの安定供給を図るためのエネルギー導管等整備等に対し、国が必要な助成等を行う。	97	補助事業実施箇所(地区)数(平成30年度 見込10) 世界の都市総合ランキング(GPCI)の順位(平成37年度目標値:20位)				
(9) 景観まちづくり刷新支援事業 (平成29年度)	0271	-	-	1,233 (1,233)	3,887	良好な景観資源の保全・活用により都市の魅力向上及び地域活性化を図るため、目に見える形で景観形成を促進する景観まちづくり刷新モデル地区において市町村等が行う、建造物の外観修景等の景観整備について補助を行う。 【補助率等】歴史的建造物等の保存、城址公園の整備、ガードレール・路面等の美化、散歩道、広場、駐車場、視点場の整備等について補助する。(補助率1/2)	-	補助事業実施箇所(地区)数(H30年度活動見込:10) 景観まちづくり刷新支援事業を活用した地方自治体における観光入込客数の増加割合(H32年度の観光入込客数をH27年度比10%)				
(10) 都市機能立地支援事業 (平成26年度)	0272	3,409 (191)	2,578 (1,866)	1,464 (1,018)	942	拡大した市街地において、人口密度の低下や高齢者の急増により都市の生活や企業活動を支える機能(医療・福祉・子育て支援・教育文化)の維持が困難となるおそれがある中、まちの活力の維持・増進(都市再生)、持続可能な都市構造への再構築の実現を図るため、まちの拠点となるエリアにおいて医療・福祉等の都市機能を整備する民間事業者等に対し、国が都市の生活を支える機能の整備への支援を行う。(補助率1/2)	100	補助事業実施箇所(地区)数 都市機能立地支援事業を活用した施設が存する自治体において、都市機能誘導区域内に立地する誘導施設数が事業実施前より増加した自治体の割合を、平成33年までに70%まで引き上げる。				

(11) 都市開発資金貸付事業 (昭和41年度)	0273	9,561 (8,281)	6,275 (4,062)	11,215 (9,165)	9,535	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地先行取得資金の有利子貸付・市街地再開発事業等資金の無利子貸付</li> <li>・土地区画整理事業資金の無利子貸付・都市環境維持・改善事業(エリアマネジメント事業)資金の無利子貸付</li> <li>・都市再生機構事業資金の無利子貸付・民間都市開発推進資金の無利子貸付、賑わい増進事業資金の有利子貸付</li> </ul>	93	貸付を行った事業主体数(平成30年度活動見込 13) 都市機能更新率(市街地再開発事業等により4階建て以上の建築物へ更新された宅地面積の割合)(平成30年度目標値 44) 市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数(平成32年度目標数 100)
(12) 地域活性化推進経費 (平成16年度)	0274	100 (99)	50 (50)	40 (40)	32	<p>都市・地域づくりに資する地域活性化を推進するため、ICTを活用し、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークの普及と、テレワークを活用した都市整備のあり方について、データの収集、分析等を行い、各課題の対応策等を検討する。</p> <p>また、都市をとりまく様々な課題を解決し、都市の魅力・活力を向上させることに資する先進的なまちづくり事例の調査等を行う。</p>	-	調査実施件数: 3件  平成32年度までに、勤務先にテレワーク制度があり、その制度に基づきテレワークを実施している人(雇用型テレワーカー)の割合を平成28年度比で倍増させる。 平成31年度までに都市の集約化に関する計画である立地適正化計画の策定自治体数(中核市以上)を過半数とする。
(13) 国際機関等拠出金 (平成9年度)	0276	43 (43)	42 42	37 37	38	<p>OECD地域開発政策委員会は、OECDに設置されている政策委員会の1つとして、都市問題、地域開発政策等についての調査、研究を行い、各国政府に対し政策提言等を行っている。</p> <p>現在は、不安定な世界経済下での社会全体としての成長への挑戦を戦略的方向とし、地域に根差した政策の構築として、グリーン成長に貢献する競争的で持続可能な都市や、経済・社会・環境・財政変動に対応可能な都市であるレジリエントシティ施策の構築などに取り組んでおり、この成果は我が国の都市政策の課題解決にも資するものである。</p> <p>OECDの場を活用し、文献調査や訪問等では得ることのできないリアルタイムの政策情報を反映しつつ、環境共生型都市の開発支援、海外展開に官民挙げて取り組む我が国の問題関心に即した提言を得るとともに、同委員会が実施する「都市と農村における生産性と競争力」プロジェクトにかかる費用の一部を拠出し、我が国の都市政策の経験・課題を共有することで、国際的に共通する都市課題への対処について貢献する。</p>	-	調査研究件数: 1件  OECD地域開発政策委員会が実施する都市分野プロジェクトの調査報告を2か年で1件有することとする。 OECD地域開発政策委員会が実施するセミナー、シンポジウム等であって、日本の都市の紹介が含まれるものを1ヶ年で1回以上開催する。
(14) 防災のための集団移転促進事業に必要な経費(昭和47年度)	0277	44 (0)	44 (0)	44 (0)	44	<p>当該事業は、災害が発生した地域等における被災者の集団的な移転を促進する事業である。内容は以下のとおり。</p> <p>防災集団移転促進事業に要する経費の補助(補助率3/4)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)住宅団地の用地取得及び造成に要する費用</li> <li>(2)移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費</li> <li>(3)住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会所等の公共施設の整備に要する費用</li> <li>(4)移転促進区域内の農地及び宅地の買取に要する費用</li> <li>(5)移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用</li> <li>(6)移転者の住居の移転に対する補助に要する経費</li> </ol>	-	
(15) 都市分野の国際展開、国際貢献推進経費 (平成19年度)	0278	173 (171)	185 181	202 190	233	<ol style="list-style-type: none"> <li>①環境共生型都市開発の海外展開に向けた調査経費 インフラ海外展開を推進するため、日本が強みを有する環境共生型都市開発等の海外展開に向け、国内外の国際展開の事例収集、現状把握等を実施する。</li> <li>②海外における日本庭園の保全再生方策検討調査 海外の日本庭園での修復に係るモデル事業の実施を通じて、現地の技術者が利用可能な維持管理マニュアルの整備等を行う。</li> <li>③北京国際園芸博覧会出展調査 2019年(平成31年)北京で開催される予定の国際園芸博覧会において、日本の庭園文化の対外発信や造園緑化技術の海外展開を図るため、日本政府出展内容について調査等を行う。</li> </ol>	-	調査実施件数: 18件  平成30年度までに単年度で終わらず、翌年度のトップセールスやさらに深掘りの調査事業につながった案件発掘・形成調査(国土交通省実施)の件数を50件まで引き上げる。 海外における日本庭園のうち、平成33年度までに修復が完了する日本庭園を約50箇所にする。 北京国際園芸博覧会全入場者数の3%以上(48万人)以上が、日本政府屋外出展に来場する。
(16) 民間まちづくり活動促進事業 (平成24年度)	0279	98 (93)	80 (77)	92 (80)	105	<p>都市の魅力を増進するとともに持続可能なまちづくりを実現・定着させるため、快適な都市空間の形成・維持、住民等の地域への愛着や地域活力の向上、整備や管理に係るコストの縮減等を図る民間まちづくり活動を促進する。内容は以下のとおり。</p> <p>・先進団体が実施するこれから民間まちづくり活動に取り組もうとする者に対する普及啓発事業や、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となった都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備等を含む実証事業等に助成する。事業主体は都市再生推進法人、民間事業者等(補助率1/3、1/2、10/10)。</p>	-	市民・企業・NPOなどによる活動地区数 (H30年度活動見込: 100)  ・まちづくり関連協定の活用等により、まちの魅力を増進し、又は公的負担を軽減するまちづくり活動に取り組む地区数(累計) (H30年度目標値: 66) ・本事業の普及啓発を通じて生まれた、遊休不動産活用等の民間まちづくりプロジェクトの累計件数 (H30年度目標値: 180)

(17)	集約型都市構造化推進調査経費 (平成25年度)	0280	150 (144)	139 (136)	134 (133)	82	集約型都市構造の形成を促進するためには、コンパクトシティの取組の裾野を拡大させるための都市のコンパクト化による効果の見える化、都市機能・居住機能の適切な誘導を図っていくための都市計画制度とその運用の充実、実行段階での的確な評価と計画・施策への反映が課題である。 平成30年度においては、第一の効果の見える化に関しては、コンパクトシティの先行事例の分析、地方公共団体への横展開方策の検討の観点から、第二の都市計画制度とその運用に関しては、誘導の核となる地域生活拠点の構築に関する観点及び集約エリア外における都市と緑・農が共生するまちづくりを推進する観点から、第三の評価に関しては、地方公共団体の都市分析を支援するための都市計画情報を利用できる環境整備の観点から、必要な調査検討を行い、運用指針、ガイドライン等の整備や手法の充実等を行う必要がある。	98	集約型都市構造化推進調査の調査実施件数 (H30年度活動見込:5) 集約型都市構造化推進調査の実施団体数 (H30年度活動見込:3)  立地適正化計画を作成する市町村数 (H32年度目標値:300) 立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数 (H32年度目標値:100) 市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数 (H32年度目標値:100) 都市農地の保全・活用の方針を記載した緑の基本計画の策定割合 (H30年度目標値:60%)
(18)	集約都市形成支援事業 (平成25年度) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野①】 【APのKPI関連】	0281	409 (398)	321 (319)	419 (419)	470	立地適正化計画等に基づくコンパクトなまちづくりを、計画の策定、合意形成、建築物跡地の適正管理などソフト施策を中心に総合的に支援することにより、歩いて暮らせる集約型のまちづくりの実現を加速する。内容は以下のとおり。 ・歩いて暮らせる集約型のまちづくりの実現や、都市の低炭素化を促進するため、医療施設、社会福祉施設など都市のコアとなる施設のまちなかへの立地や、郊外部の都市的土地利用の転換を促進するための支援(①低炭素まちづくり計画、立地適正化計画、広域的な立地適正化の方針、PRE活用計画の計画策定支援、②コーディネート支援、③施設の移転促進、④建築物跡地等の適正管理支援に対する助成)を行う。事業主体は地方公共団体、PRE活用協議会、鉄道沿線まちづくり協議会、民間事業者等(補助率1/3、1/2)。 【APのKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、本事業は、市町村等によるコンパクトシティの取組を促進し、人口減少社会における都市の活力の維持・向上に寄与すると見込んでいる。】	98	歩いて暮らせる集約型のまちづくりの実現や、都市の低炭素化に取り組んでいる市町村数及び協議会数 (H30年度活動見込:164)  立地適正化計画を作成する市町村数 (H32年度目標値:300) 立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数 (H32年度目標値:100) 市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数 (H32年度目標値:100)
(19)	国際競争力強化・シティセールス支援事業 (平成26年度)	0282	300 (213)	338 (273)	477 (446)	572	都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域に外国企業及び高度外国人材(以下「外国企業等」という。)を呼び込むため、国際的ビジネス環境等改善に資する都市機能の向上及びシティセールスに係るソフト・ハード両面の対策を総合的に支援し、我が国の大都市の国際競争力の強化を図ることを目的とする。 特定都市再生緊急整備地域を対象として、都市再生緊急整備協議会による外国企業等を呼び込むための地域戦略に基づく整備計画の作成(補助率2分の1)や、整備計画に基づくソフト対策及びハード対策を総合的に支援する補助事業。事業主体は地方公共団体及び都市再生緊急整備協議会。 また、外国企業等の地域拠点の立地を促すため、国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業において整備される整備計画に記載された国際競争力強化施設の整備に要する費用を支援する。	-	外国企業等を呼び込むための整備計画を作成した地域数(累計) (H30年度活動見込:10地域)  平成32年度までに外国企業を呼び込むための成果目標(外国企業立地数、国際会議の開催件数、展示会への参加者数等)の達成状況を85%とする。 (H32年度目標値:85%)
(20)	歴史的風致活用国際観光支援事業 (平成27年度)	0275	35 (34)	120 (119)	108 (104)	67	広域観光周遊ルートの形成に向けた取組の一環として、地域固有の歴史・文化を国際観光資源としてより有効に活用するため、歴史的風致維持向上計画認定都市において、官民により構成された協議会が作成する整備計画に位置づけられた受入環境整備に対し、総合的な支援を行う。	-	本事業により受入環境整備を行った歴史的風致維持向上計画認定都市数 (H30年度活動見込:13都市)  事業実施都市における外国人延べ宿泊者数 (H32年度目標値:H27年度比2倍) 体験プログラム開発事業を実施した都市における当該事業の利用者数 (H31年度目標値:H27年度比8倍)
(21)	社会資本整備総合交付金 (平成22年度)(再掲) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野①】 【APのKPI関連】	0384	873,313 (871,085)	866,058 (864,909)	884,548 (882,456)	823,318	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図るため、地方公共団体が作成した社会資本整備総合交付金(社会資本整備総合交付金)に基づき、政策目的を実現するための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。 【都市機能の立地誘導及び都市交通システムの整備等を通じて、市町村等によるコンパクトシティの取組を促進し、立地適正化計画の具体化を図る。】	-	社会資本整備総合交付金(全国ベース)  社会資本整備総合交付金中の成果指標目標の達成度(全国ベース)
施策の予算額・執行額			39,007 (24,464)	47,738 (26,691)	52,975	33,440	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	【関連(重点)】(業績指標97、98) 社会資本整備重点計画(平成27年9月18日)	
備考			【AP改革項目関連:社会資本整備等分野①】にあるKPI「立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数」及び「市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数」は、政策チェックアップにおいて参考指標として設定しており、毎年度モニタリングを実施する。						

※複数の施策に係る事業の予算額について、「予算額計」欄に記載されている数字は複数施策の合計額である。

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-26)

施策目標		26 鉄道網を充実・活性化させる						担当部局名	鉄道局			作成責任者名	総務課長 宮澤 康一		
施策目標の概要及び達成すべき目標		鉄道網を充実・活性化させることにより、広域的な地域間の交流・連携の強化や、快適でゆとりある都市生活の実現等を図る。						施策目標の評価結果			政策体系上の位置付け	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		政策評価実施予定時期	平成31年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度								
15	【再掲】公共施設等のバリアフリー化率等(②全ての一定の旅客施設の1日あたり平均利用者数に占める段差解消された一定の旅客施設の1日あたり平均利用者数の割合)	約91%	平成25年度	90%	91%	92%	93%	集計中	約100%	平成32年度	②移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおいて原則として全て移動等円滑化を達成することを目指すこととしている(この場合、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする。)。これを踏まえ、利用者側の観点から設定したものを。				
32	【再掲】モーダルシフトに関する指標(①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ)	187億トンキロ	平成24年度	193億トンキロ	195億トンキロ	200億トンキロ	197億トンキロ	200億トンキロ	221億トンキロ	平成32年度	交通基本法に基づく、交通政策基本計画(平成27年2月13日閣議決定)において位置づけられたモーダルシフトに関する指標。				
88	【再掲】鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数	0万人	平成27年度	-	-	-	135万人	130万人	140万人	平成34年度	広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与する観点から、今後予定される鉄道整備等により、5大都市(札幌、東京、名古屋、大阪、福岡)の各中心駅から、新たに3時間以内で到達することが出来ることとなる地域の人口数を目標値として設定。ただし、実績値については、外部要因(鉄道事業者によるダイヤ改正)の影響を受ける。				
102	東京圏鉄道における混雑率 ①主要31区間のピーク時の平均混雑率 ②180%超の混雑率となっている区間数	①165% ②14区間	平成25年度	①165% ②14区間	①165% ②14区間	①164% ②12区間	①165% ②12区間	集計中	①150% ②0区間	平成32年度	東京圏の鉄道の混雑率については着実に緩和を図っていく必要があるが、第18号答申及び交通政策基本計画(2015年(平成27年)閣議決定)において定められた、①ピーク時における主要31区間の平均混雑率を150%とする目標及びピーク時における個別路線の最混雑区間の混雑率を180%以下とする目標はいずれも達成するに至っていない。 第198号答申においても、引き続き同目標の達成を目指すこととされていることから、同目標及び②ピーク時混雑率が180%超となっている区間数を0区間とする目標を達成することを目指す。				
103	東京圏の相互直通運転の路線延長	880km	平成25年度	880km	880km	880km	880km	885km	947km	平成34年度	東京圏における都市鉄道のネットワークが相当程度拡充されている現状において、そのネットワークを有機的に活用して都市鉄道の利用者の利便を増進することの重要性が増大していることに鑑み、複数の事業者によって相互直通運転が実施されている区間の延長を指標として設定。				
達成手段 (開始年度)	30年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)							
		27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)											
(1)	鉄道駅総合改善事業 (平成11年度)	0287	839 (833)	1,739 (1,640)	1,754 (1,539)	2,253	鉄道駅総合改善事業(鉄道利用旅客の利便性、安全性の向上等を図るために必要となる鉄道駅の総合的な改善を行う事業等)に要する経費の一部を国が補助することにより、鉄道利用に係る一般旅客、高齢者、障害者等の利用の利便性、円滑性及び安全性の向上等を図る。	15	-						
(2)	幹線鉄道等活性化事業 (昭和63年度)	0286	1,561 (1,205)	1,567 (1,505)	1,729 (1,707)	1,286	貨物鉄道の旅客線化、貨物列車の輸送力増強、乗継円滑化及び形成計画に基づく鉄軌道のサービス向上や利用の活性化のために必要な施設整備事業に要する費用の一部を国が助成することで、まちづくりと連携した鉄道網・沿線地域の活性化、通勤・通学混雑の緩和、環境負荷低減に資するモーダルシフトの促進等を図る。	-	-						
(3)	長期保有の土地等から機関車及びコンテナ貨車への買換えの場合の税制特例措置 (平成8年度)	-	-	-	-	-	長期保有の土地等から貨物電気機関車(入替用機関車を除く)への買換えの場合の圧縮記帳(80%)を認める。	33	-						
(4)	JR貨物が取得した高性能機関車に係る税制特例措置 (平成10年度)	-	-	-	-	-	JR貨物が取得した高性能機関車に係る固定資産税の課税標準を5年間3/5とする(国鉄から承継した車両からの代替に限る)。	33	-						
(5)	鉄軌道用車両等(JR貨物が駅の構内等でコンテナ貨物の積卸の用に供するフォークリフト等を含む)の動力源に供する軽油の免税措置 (昭和31年度)	-	-	-	-	-	鉄軌道用車両等(JR貨物が駅の構内等でコンテナ貨物の積卸の用に供するフォークリフト等を含む)の動力源に供する軽油に係る軽油引取税を課税免除とする。	33	-						

(6)	JR貨物に対する無利子貸付 (平成23年度)	—	—	—	—	JR貨物の設備投資を支援するため、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定から、7年間で700億円を無利子で貸し付けし、老朽化した車両や施設の取替を促進する。	33	—	
(7)	新規営業路線に係る鉄道施設の 特例措置 (昭和29年度)	—	—	—	—	新規営業路線に係る固定資産税の課税標準を最初の5年間1/3、その後5年間2/3とする。 うち、立体交差化施設(橋りょう、高架橋及び土工に限る)に係る固定資産税の課税標準を最初の5年間1/6、その後1/3とする。	102 103	—	
(8)	都市鉄道利便増進事業 (平成17年度)	0284	8,781 (8,781)	13,529 (13,529)	11,486 (11,486)	11,568	都市鉄道の既存ストックを有効活用して速達性の向上及び駅施設の利用円滑化を図るにより利用者の利便を増進し、もって活力ある都市活動及びゆとりのある都市生活の実現に寄与することを目的とする。	102 103	—
(9)	都市鉄道整備事業 地下高速鉄道整備事業 (昭和37年度)	0285	12,519 (11,673)	6,394 (6,295)	8,010 (7,079)	4,557	大都市圏における基幹的な公共交通機関として地下高速鉄道の整備を促進することにより、大都市圏における交通混雑の緩和・移動時間の短縮による円滑な旅客流動を確保するとともに、バリアフリー化等のニーズに対応することを目的とする。	102 103	—
(10)	都市鉄道等利便増進法に基づく 都市鉄道利便増進事業により 鉄道・運輸機構が整備したトンネルの 税制特例措置 (平成17年度)	—	—	—	—	—	都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が整備したトンネルに係る固定資産税を非課税とする。	102 103	—
(11)	都市鉄道等利便増進法に基づく 都市鉄道利便増進事業により 取得した鉄道施設に係る特例措置 (平成17年度)	—	—	—	—	—	都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を5年間2/3とする。	102 103	—
(12)	新設された変電所に係る償却 資産の特例措置 (昭和29年度)	—	—	—	—	—	新設された変電所に係る償却資産に係る固定資産税の課税標準を5年間3/5とする。	102 103	—
(13)	一体化法に規定する特定鉄道 事業者に関する特例措置 (平成元年度)	—	—	—	—	—	一体化法に規定する特定鉄道(首都圏新都市鉄道(株))に係る鉄道施設に係る固定資産税の課税標準を最初の5年間1/4、その後5年間1/2とする。	102 103	—
(14)	低炭素化等に資する旅客用新規 鉄道車両に係る特例措置 (昭和39年度)	—	—	—	—	—	低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る固定資産税の課税標準を5年間2/3とする(中小民鉄等は5年間3/5)。	102 103	—
(15)	鉄道事業再構築事業に係る税 制特例措置 (平成20年度)	—	—	—	—	—	地域公共交通活性化・再生法に基づく鉄道事業再構築事業により、国の一定の補助を受けて取得した鉄道施設に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を5年間1/4とする。	—	—
(16)	低床型路面電車に係る税制特 例措置 (平成12年度)	—	—	—	—	—	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる低床型路面電車に係る固定資産税の課税標準を5年間1/3とする。	—	—
(17)	鉄道整備等基礎調査 (平成19年度)	0288	100 (100)	100 (90)	280 (277)	280	社会経済活動を支える基幹的かつ必須の交通機関である鉄道について、更なる利便性の向上と効率化を目的とした整備等に向けた課題を取り上げて、今後の鉄道整備の基本的方向に沿った基礎的な調査を実施する。	—	調査件数 <small>調査結果を活用して、制度化、予算化、諸機関等の提言、連携、マニュアル等に反映した累積件数</small>
(18)	譲渡線建設費等利子補給 (昭和47年度)	0289	137 (137)	137 (130)	91	73	旧日本鉄道建設公団又は(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設又は大改良を行い譲渡した鉄道施設の建設等に係る借入金等の支払利子の一部について補給することにより、都市鉄道の建設促進及び経営の健全化を図る。	—	補給対象路線数 建設勘定の機構割賦債権残高
(19)	(独)鉄道建設・運輸施設整備 支援機構運営費交付金 (平成15年度(助成勘定)、平 成27年度(地域公共交通等勘 定))	0290	282 (282)	266 (266)	259	250	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道助成業務及び地域公共交通等業務の処理に必要な経費について所要の財政措置を講ずる。	—	・鉄道整備に対する助成業務における交付決定件数 ・出資等資金の致損額 ・一般管理費(人件費除く)について平成29年度比で5%程度に相当する額を削減し、平成34年度までに6.440百万円とする。 ・助成勘定の標準処理期間内に執行した業務件数割合
(20)	新線調査費等 (平成3年度)	0251	207 (206)	115 (114)	74 (71)	85	(1)新線等調査(定額補助) ・都心直結線調査 (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う、都心直結線の整備に必要な基礎資料等の作成に資する都心直結線調査に対し助成を行う。 (2)本州四国連絡橋維持修繕費(定額補助) (独)日本高速道路保有・債務返済機構が行う大鳴門橋の維持管理に係る経費のうち鉄道負担分(4.5%)に対し、実施した年度の翌年度に助成を行う。	102	—
施策の予算額・執行額 ※下段◇書きは、複数施策に関連する 予算であり、外数である。			36,171 (282) (22,938) (282)	37,983 (266) (23,305) (266)	34,733 (259) (71)	20,106 (250)	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		
備考									

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-27)

施策目標		27 地域公共交通の維持・活性化を推進する						担当部局名	総合政策局公共交通政策部			作成責任者名	交通計画課長 金子 正志	
施策目標の概要及び達成すべき目標		地域の経済活動、住民の日常生活や社会生活を支える基盤として必要不可欠な地域公共交通について支援を行うところより、維持・活性化を推進する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上	政策評価実施予定時期	平成31年8月	
業績指標	初期値	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
		目標値設定年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度							
104	地域公共交通再編実施計画の認定総数*	15件	平成28年度	-	-	-	15件	23件	100件	平成32年度	・地域公共交通再編実施計画は、地域公共交通ネットワークの再構築について具体的な取組を記載するものであり、その事業実施に当たっては、国土交通大臣による認定が必要となり、国が責任をもって評価できる。 ・なお、目標値については、地域公共交通再編実施計画の策定に対して具体的な意向を表明している地方公共団体は2017年4月末時点で135あり、これらの団体に対するノウハウ提供や相談対応等による支援を行っていくことにより、2020年度までに認定件数が100件を超えることを実現する。			
105	バスロケーションシステムが導入された系統数*	11,684系統	平成24年度	12,656系統	13,342系統	16,165系統	20,196系統	集計中	17,000系統	平成32年度	・バス利用者が必要としている運行情報を提供し、利便性を向上させるため、バス停における情報提供設備等の整備を積極的に推進していく必要があるため。 ・目標値については、近年における実績のトレンドと補助制度による影響を考慮の上、17,000系統を目標値として設定。			
106	地方バス路線の維持率	97.1%	平成20年度	98.2%	98.6%	98.3%	98.6%	98.5%	100%	平成30年度	・生活交通の存続が危機に瀕している地域において、地域住民の生活に必要なバス路線を継続的に維持する必要があるため。 ・目標値については、類似系統の再編等により数が増える可能性があるが、承認した路線が引き続き運行されることを想定して目標値を100%として設定。			
107	航路、航空路が確保されている有人離島の割合(①航路*、②航空路*)	①100% ②100%	①平成24年度 ②平成23年度	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②96%	①100% ②100%	①100% ②100%	平成32年度	①離島住民の生活の足として公共交通を確保するため、有人離島の交通手段確保に向けた取組状況を測る指標として、現存する離島航路を今後とも確実に維持すべく設定。 ②生活交通手段として航空輸送が必要な離島について、その維持を図ることにより、住民の生活の足を確保することを目標とする。また長期的に見た場合、就航可能な空港の数が増える可能性があるが、その場合においても就航可能な空港に関しては100%を維持することを目標とする。			
108	鉄道再構築実施計画(鉄道の上下分離等)の認定件数*	4	平成25年度	4	6	6	8	9	10	平成32年度	経営の厳しい地域鉄道を存続させるための公有民営方式の導入状況を測る指標として、これまでの伸び率を踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定。			
109	デマンド交通の導入件数	311市町村	平成25年度	311	338	362	516	集計中	700市町村	平成32年度	・地域の生活の足を確保する必要があるため、デマンド交通を導入している市町村を、近年における実績のトレンドを推計し、それに対応した目標値を設定			
110	LRTの導入割合(低床式路面電車の導入割合)	24.6%	平成25年度	24.60%	26.3%	27.1%	28.6%	30.4%	35.0%	平成32年度	自家用車から公共交通機関への転換による道路交通の円滑化を促進するための施策の進捗状況を測る指標として、これまでの伸び率を踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定。			
達成手段 (開始年度)	30年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)						
		27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)										
(1)	地域公共交通確保維持改善事業 (平成23年度)	0291	33,890 (34,008)	23,998 (27,598)	23,872 (22,274)	20,950	コンパクト+ネットワークの実現にとって不可欠な地域公共交通ネットワークの再構築に向けて、地域公共交通に関する各種の支援を着実に実施するとともに、地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通ネットワークの再編に対する支援内容を充実させる。	104,105,106, 107,108,109, 110	-					
(2)	地域公共交通確保維持改善事業(東日本大震災関連) (平成23年度)	復興庁	2,059 (1,973)	1,487 (1,346)	1,363 1,143	1,177	被災者の暮らしを支える被災地のバス交通等について、復旧・復興の進捗に応じた柔軟な支援を継続する。	106	-					
(3)	鉄道事業再構築事業に係る税制特例措置	-	-	-	-	-	地域公共交通活性化・再生法に基づく鉄道事業再構築事業により、国の一定の補助を受けて取得した鉄道施設に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を5年間1/4とする。	-	-					
(4)	低床型路面電車に係る税制特例措置	-	-	-	-	-	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる低床型路面電車に係る固定資産税の課税標準を5年間1/3とする。	-	-					

(5)	新たな自動車旅客運送業務の 取り組みにおける体制の強化 (平成18年度)	0293	10 (8)	10 (10)	9 (9)	9	地域公共交通について、地域のニーズに適したコミュニティーバスや乗合タクシー等の実施にあたり、地方公共団体が主宰する協議会等に、地域交通に関する専門的な知識等を有する地方運輸局等職員が構成員として参画し、関係者への助言、情報提供等を行うことにより、安全で、きめ細やかな交通サービスの提供の実現に向けた実効性のあるサービス改善対策等を推進する。	109	協議会等への参加数 デマンド交通の導入市町村数
(6)	地域公共交通維持・活性化推 進事業 (昭和47年度)	0294	5,302 (5,297)	6,423 (5,576)	4,817 (4,483)	2,761	離島航空路線に就航する航空機に対する航空機等購入費補助(購入に要する費用の45%(沖縄路線就航の場合は75%))及び衛星航法補強システム(MSAS)受信機購入費補助(購入に要する費用の45%(沖縄路線就航の場合は75%))により、地域的な航空ネットワーク機能の維持・拡充を図る。	-	当該年度における補助対象機数 航空機等購入費補助により確保された離島航空路線数
(7)	地方航空路活性化プラット フォーム事業 (平成29年度)	0295	-	-	60 (48)	50	発地着地面側の地域連携による路線の維持・拡充のための取組について実証調査として支援するほか、他地域の優良な取組事例に係るノウハウの共有や地域間の連携促進を図るための関係者連絡会議の開催等による情報の展開を行う。	-	発地着地の両地域が主体的に連携して行う路線の維持・拡充に係る取組のうち国が支援する路線数 航空路線の維持・拡充に係る情報を展開することにより確保する地方航空路線の計画数
(8)	地方空港受入環境整備事業 (平成29年度)	0296	-	-	1,000 (828)	1,000	地方空港への国際線の就航を促進するため、全国27の地方空港を「訪日誘客支援空港」として認定し当該空港に対して、着陸料に係る補助、グランドハンドリング経費への支援等の新規就航・増便への支援を行う。また、増大することが見込まれる航空旅客を受け入れる際のボトルネック解消のため、ボーディングブリッジの設置等への支援により旅客の受入環境の高度化を図る。	-	「訪日誘客支援空港」認定空港数 地方空港の入国外国人数
(9)	交通政策基本計画の実現によ る交通政策の総合的な推進 (平成28年度)	0292	-	67 (59)	61 (52)	56	交通政策基本計画の各施策の進捗状況について、適切にフォローアップを行うとともに、その結果を踏まえ、鉄道、自動車、航空等のモード横断的な目標を達成するため、特に取組の強化が必要な施策の推進に向けて調査・検討を実施。	-	-
施策の予算額・執行額 ※下段◇書きは、複数施策に関連する 予算であり、外数である。			48,446 〈282〉 (39,679) 〈〈282〉〉	37,479 〈266〉 (33,526) 〈〈266〉〉	31,889 〈259〉	24,839 〈250〉	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		
備考									

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-28)

施策目標		28 都市・地域における総合交通戦略を推進する					担当部局名	都市局			作成責任者名	街路交通施設課長 渡邊 浩司	
施策目標の概要及び達成すべき目標		人口減少・高齢社会において、自動車に過度に依存することなく移動できる環境を創出するため、都市交通施策や土地利用誘導等のまちづくりにより基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内に居住している人口を増加させる。					施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		政策評価実施予定時期	平成31年8月
業績指標		初期値	目標値 設定年度	実績値				評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度							
111	公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 (①三大都市圏、②地方中枢都市圏、③地方都市圏) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野①】 【APのKPI】	①90.5% ②78.7% ③38.6%	平成26年度 ①90.3% ②77.9% ③38.6%	①90.5% ②78.7% ③38.6%	①90.6% ②79.1% ③38.7%	①90.9% ②79.3% ③38.9%	①91.1% ②79.3% ③38.9%	/	①90.8% ②81.7% ③41.6%	平成32年度	・三大都市圏については、直近の伸び率の年率0.05%のトレンドで目標を設定。 ・地方中枢都市圏と地方都市圏については、地方中枢都市圏の直近の伸び率の年率0.5%のトレンドで目標を設定。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を業績指標として設定】		
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要				関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
		27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)									
(1) 都市・地域交通戦略推進事業 (平成20年度)		500 (500)	600 (600)	600 (600)	640	徒歩、自転車、自動車、公共交通等の多様なモードの連携が図られた自由通路等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に取り組む協議会等に対し、国が必要な助成を行う。				111			
(2) 社会資本整備総合交付金 (平成22年度)(再掲)		873,313 (871,085)	866,058 (864,909)	884,548 (882,356)	823,318	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図るため、地方公共団体が作成した社会資本整備総合計画(社会資本整備総合交付金)に基づき、政策目的を実現するための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。				111	社会資本整備計画数(全国ベース) 社会資本整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)		
施策の予算額・執行額		500 (87)	1,013 (835)	777	640	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		【施政方針】第169回国会 施政方針演説(平成20年1月18日) 【閣決】社会資本整備重点計画(平成27年9月18日)					
備考													

※複数の施策に係る事業の予算額について、「予算額計」「当初予算額」欄に記載されている数字は複数施策の合計額である。

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-29)

施策目標		29 道路交通の円滑化を推進する						担当部局名	道路局		作成責任者名	・道路局 路政課(課長 千葉 信義) ・都市局 街路交通施設課(課長 渡邊 浩司)		
施策目標の概要及び達成すべき目標		渋滞対策をはじめとした交通の快適性・利便性向上を図ることで、道路交通の円滑化を推進する。						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		政策評価実施予定時期	平成31年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度							
112 踏切遮断による損失時間	約123 万人・時/日	平成25年度	約123 万人・時/日	約122 万人・時/日	約121 万人・時/日	約121 万人・時/日	集計中		約117 万人・時/日	平成32年度	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、踏切遮断による損失時間については、平成32年度までに約117万人・時/日にすることとされている。 ・今後予定される連続立体交差事業や道路の立体化により削減が見込まれる開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間により目標値を設定。			
113 都市計画道路(幹線道路)の整備率	61.7%	平成24年度	62.7%	63.2%	63.8%	集計中	集計中		66.5%	平成32年度	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、都市計画道路(幹線街路)の整備率については、平成32年度までに66.5%にすることとされている。 ・都市内においてまとまった交通を受け持つとともに都市の骨格を形成する都市計画道路(幹線街路)の整備については、都市における交通の快適性、利便性はもとより、都市の防災性等、都市機能全般を向上させるものであり、都市計画道路(幹線街路)の計画延長に対する完成延長の割合を目標値として設定。			
達成手段 (開始年度)	30年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要				関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
		27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)										
(1) 道路事業(直轄・改築等) (昭和27年度)	0038	874,830 (874,163)	832,320 (831,696)	895,882 (894,524)	758,605 -	・直轄国道(一般国道のうち、政令で指定する区間)等の新設・改築等を実施 ・主な事業として、高規格幹線道路、地域高規格道路、バイパス等の整備等を実施することで、国民の命と暮らしを守る代替性の確保や地域活性化に資する道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保、また、我が国の成長力を確保する物流ネットワークなど基幹ネットワークの整備を実施 ・活動実績として、平成29年度の新規開通延長は121kmとなっており、測定指標である「道路による都市間連通性の確保率」の向上に寄与				87	-			
(2) 道路事業(補助等) (昭和27年度)	0181	60,931 (60,906)	78,815 (78,728)	94,773 (94,596)	80,667 -	・補助国道(一般国道のうち、政令で指定する区間以外)、都道府県道及び市町村道の新設・改築、修繕等について、地方公共団体に補助を行う。 ・具体的には地域高規格道路の整備、インターチェンジへのアクセス道路整備により、幹線道路ネットワークの整備を推進するとともに、橋梁等の大規模修繕・更新を行うことで国民の命と暮らしを守るネットワークの代替性の確保や地域・拠点の連携強化及び我が国の成長力を高める物流ネットワークの整備を行う。 ・補助率 1/2 等				87	-			
(3) 有料道路事業等 (昭和43年度)	0182	21,311 (20,997)	28,834 (28,057)	48,862 (48,804)	14,119 -	・首都高速道路(株)及び阪神高速道路(株)が行う新設・改築に要する資金の一部を貸付ける独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する出資 ・東日本高速道路(株)等が施行するスマートインターチェンジ整備事業に要する資金の一部を貸付ける独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する補助 ・地方道路公社が施行する有料道路事業に要する資金の一部貸付け 等				87	-			
(4) 高速道路ネットワークの利活用に関する検討経費 (平成26年度)	0298	116 (116)	122 (122)	118 (118)	116 -	高速道路ネットワークの利活用の観点から、本施策は、平成26年4月から実施している新たな高速道路料金について、見直し前後の交通量、旅行速度、渋滞量、観光、沿道環境の調査等を実施し、データの整理、分析を行うものである。観光振興、物流対策、環境対策などの観点を重視しつつ、高速道路利用の多い車に配慮するように見直したため、これらの観点における効果の分析を実施し、政策の評価を行うとともに、今後の政策検討に活用していく。また、一般道路の沿道環境を改善するための深夜割引については、渋滞している並行一般道からの転換等について効果を検証するために、全国で騒音調査を実施している。また、平成26年4月からの料金水準の見直しについては、当面10年間の措置としており、その間定期的な分析等が必要であり、まずは5年間の分析等に係る経費を措置されているところである。併せて、国土幹線道路部会で議論されている「道路を賢く使う取組」に基づき、暫定二車線の機能強化等についても検証を行っている。				-	交通データ(ETCデータ)の分析数  NEXCO3社の高速自動車国道の年間交通量			
(5) 高速道路料金割引	0299	25,600 (25,600)	10,500 (10,500)	10,700 (10,700)	- -	大口・多頻度割引の割引率拡充など高速道路の通行者の負担を軽減するために、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行う債務の返済に要する経費を同機構に対して補助するもの。				-	高速道路料金割引に係る高速道路機構からの交付申請額と割引額 NEXCO3社の高速自動車国道の年間交通量の対前年度比率			
(6) 社会資本整備総合交付金 (平成22年度)	0384	873,313 (871,085)	866,058 (864,909)	884,548 (882,356)	823,318	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図るため、地方公共団体が作成した社会資本整備総合計画(社会資本整備総合交付金)に基づき、政策目的を実現するための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。				15 17	社会資本整備総合計画数(全国ベース) 社会資本整備総合計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)			
施策の予算額・執行額		335,714 (269,248)	348,592 (239,628)	319,141	189,827	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)			第169回国会内閣総理大臣施政方針演説(平成20年1月18日)「開かずの踏切の解消など、国民生活に欠かすことのできない対策は実施しなければなりません。」					
備考														



(5)	i-Constructionの推進に関する検討経費(平成29年度)	0304	-	-	30	30	i-Construction推進にあたっては、建設現場の生産性向上効果を適切に把握し、適宜調査が可能である重要業績評価指標(KPI)の設定が重要である。複数の取組から成るi-Constructionの効果を適切に評価していくため、各取組の推進により影響を受ける様々な指標・項目について分析・検討し、本施策に最適なKPIの設定及びフォローアップ手法の検討を行う。 また、i-Constructionは官(国・地方公共団体)のみならず、産(建設産業、建機メーカー等)、学(大学、研究機関等)と協力し、推進・拡大を図っていく必要がある。そのため、i-Constructionに携わる関係者間で常に情報交換し議論できる場(コンソーシアム)を設立し、3次元データ等ビッグデータの集積・利活用方針の検討、最新技術の現場導入のための新技術発掘、海外展開に向けた国際標準化の要件検討等を行い、i-Constructionの効率的な推進・拡大を図る。	-	コンソーシアム・WG等の開催回数:3件(平成30年度) 橋梁、トンネル、ダム、舗装、維持管理等の主要工種においてICTを活用した工事を実施する
(6)	官民連携による民間資金を最大限活用した成長戦略の推進(平成23年度)	0305	598 (558)	598 (593)	591 (574)	579	コンセッション方式などPPP/PFI事業の制度・運用上の課題の解決を図るため、国が調査・検討を実施するとともに、 ・先導的な官民連携事業に取り組み意欲のある地方公共団体等に対し、事業スキームや導入可能性の検討に要する調査委託費を助成すること ・産官学で構成される地域プラットフォームを形成し、官民対話を促進することにより、PPP/PFIの案件形成を図る。	-	案件形成支援等を行う官民連携事業等の数 先導的な官民連携支援事業の支援対象事業の50%が調査検討終了から3年以内にPPP/PFIとして事業化することを旨とする。 (支援事業が調査終了後、1年後に1/6、2年後に1/3、3年後に1/2の割合で事業化することを目標とする。)
(7)	今後の社会資本整備に関する調査経費(平成27年度)	0307	20	20	17	18	我が国にとって最適な社会資本の規模や効果的な社会資本整備のあり方の基礎的分析を行うために、各国社会資本整備データや海外の社会資本整備に係る中長期的な計画の策定内容等を調査する。また、これまでの社会資本整備重点計画の課題の整理等を実施し、今後の社会資本整備のあるべき方向性や社会資本整備重点計画の指標やフォローアップ手法を検討する。さらに、ここ数年で施策が進捗している分野については、地方公共団体等における取り組みの内容把握、分析を通じ、今後の取り組みに反映する。	-	調査実施件数:1件(平成30年度) 審議会等で活用された調査件数の割合:100%(平成30年度)
(8)	民間等との連携による社会資本整備・管理等の効率的・効果的な推進(平成28年度)	0308	-	5 (5)	7 (7)	6	地域振興・地域活性化と社会資本に対する国民の理解促進に向けて、インフラを観光資源等として活用する観点から、地方公共団体や施設管理者及び民間企業等が協働してインフラを活用する際の課題を抽出し、分析・検討を行う。	-	インフラツーリズムによる地域振興・地域の活性化等に関する外部有識者(学識者、民間事業者等)を含む検討会の開催件数 インフラを地域振興に活用しようとする地域・民間企業の取り組みによる民間主催ツアーの募集件数
(9)	i-Constructionの普及加速(平成29年度)	0309	-	-	38 (38)	36	i-Constructionで示した業務プロセスモデルの中小建設業への適用性の検証や、好事例を創出した上での効果的な普及展開を図る目的で、各地方毎に、建機レンタル会社・地元建設コンサル会社・ICT関係企業等からなる実施主体によりコンソーシアムを運営し、地方自治体発注工事の受け皿となる中小建設業者に、ICTを活用した施工計画立案支援やマネジメント指導、実演を通じた普及展開活動等を行う。	-	基準を改定する工種数 好事例を創出した地方ブロック数
(10)	「地方ブロックにおける社会資本整備重点計画」の見える化の推進(平成29年度)	0310	-	-	3 (3)	3	民間企業等の計画的な投資活動を誘発して生産性革命を引き起こし、社会資本のストック効果を最大化するため、民間企業等と連携し、地方重点に記載された高速道路の整備や港湾機能の強化など将来のインフラ整備計画をその完成予定時期等の時間軸に関する情報とともに地図データとして「見える化」するために必要な調査・検討を実施する。	-	将来のインフラ整備計画の「見える化」のためのガイドライン策定に向けた検討調査の実施 平成32年度までに、ガイドラインを活用し、将来のインフラ整備の「見える化」が全地域(全国10区分)で実施される
(11)	メンテナンス産業の育成・拡大(平成29年度)	0311	-	-	14 (13)	14	インフラメンテナンスサイクルのあらゆる段階において、多様な産業の技術や民間のノウハウを活用し、メンテナンス産業の生産性を向上させ、メンテナンス産業の育成・活性化を図るため、産官民の技術や知恵を総動員するプラットフォームであるインフラメンテナンス国民会議の自主的な活動に係る検討を行う。また、ベストプラクティスの水平展開を図るため、インフラメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰するインフラメンテナンス大賞を開催する。	-	調査検討の報告数:1件 民間企業等が具体的にを行ったフォーラム等の回数:1回
(12)	用地取得の円滑・迅速化と用地補償の適正化に関する検討経費(平成19年度)	0312	13 (12)	12 (10)	12 (11)	9	用地取得期間を短縮化するための「用地取得マネジメント」の活用及び補償額算出の根拠である損失補償基準等の検証・見直しを計画的に行い、公共事業の効果の早期発現を図る。	115	-
(13)	持続可能な観光政策のあり方に関する調査研究(平成29年度)	0322	-	-	13	11	訪日外国人旅行者数等に係る新たな目標を見据え、海外観光先進国や国内観光先進地域における観光施策や地域住民との関わり等を調査し、観光客の増加に伴う地域住民への影響等を踏まえた持続可能な観光政策のあり方を検討する。	-	完了した業務数:1件 調査研究の成果が記事において利用(引用)された回数:1回
(14)	多様な交通形態を活用した地域公共交通維持施策の検証手法に関する調査研究(平成29年度)	0323	-	-	12	10	バス事業を対象に路線定期運行から代替運行形態への転換事例をもとに、検討プロセスや、交通事業・地域特性に関する定量データを活用し、現行の運行形態の評価基準や、他の運行形態への転換を検討する際の検討手法と選択基準を検討する。	-	完了した業務数:1件 調査研究の成果が記事において利用(引用)された回数:1回
(15)	少子高齢化・国際情勢の緊張を背景とした国土管理情報の共有に関する調査研究(平成29年度)	0324	-	-	6	5	国土の適切な管理と利用の促進のためには、土地所有・移転の実態把握を進める必要があり、個人情報保護等との兼ね合いを考慮しつつ、現在の土地制度上の課題を洗い出し、取り得る対策を幅広く検討する。	-	完了した業務数:1件 調査研究の成果が記事において利用(引用)された回数:1回
(16)	地下空間の利活用に関する安全技術の確立に関する検討経費(平成30年度)	新30-0028	-	-	-	20	近年、平成28年11月に福岡市で発生した地下鉄延伸工事に伴う道路陥没事故等、地下空間に関する事象が顕在化してきている。このような状況を踏まえ、社会資本整備審議会・交通政策審議会答申「地下空間の利活用に関する安全技術の確立について」を受けた。本事業では、地下空間の利活用に関する安全技術の確立に当たって、答申を踏まえ、「官民が所有する地盤及び地下水等に関する情報の共有化」、「計画・設計・施工・維持管理の各段階における地盤リスクアセスメント」、「ライフライン、地下街等の管理者の連携」について検討することを目的とする。	-	関係委員会等の開催回数:3回 地下空間の利活用に関する安全技術の確立に係るガイドライン等の数:-
(17)	AI・ロボット等革新的技術のインフラ分野への導入(平成30年度)	新30-0029	-	-	-	72	建設現場の更なる生産性向上を目指し、「人の判断」の支援を可能とする人工知能(AI)・ロボット等の革新的技術のインフラ分野への導入を推進するため、AI研究開発に必要な教師データの整備、教師データに研究者がアクセス出来る開発環境を整備するとともに、高い信頼性が求められる公物管理においてAIを評価する枠組みの構築、教師データを供する公物管理者・土木技術者・AI研究者等からなる開発支援を行う。	-	国が運営するAI等開発支援プラットフォーム数 AIによる支援が実現された工種数
(18)	エイジング・イン・プレイスに資する生活支援に関する調査研究(平成30年度)	新30-0030	-	-	-	16	高齢者が自立して生活できる地域づくりを目指して、生活支援サービスの新たな主体・手法に着目した事業実施の可能性を探るため、買い物・移動といった日常的支援を現地調査・アンケート等を通じて検討する。また、これらの取組を地域の特性に応じた持続可能なものとするために、地域住民など多様な主体との連携を視野に調査する。	-	完了した業務数:1件 調査研究の成果が記事において利用(引用)された回数:1回
(19)	エリアマネジメントによる地域インフラの効率的な維持・管理に関する調査研究(平成30年度)	新30-0031	-	-	-	6	エネルギー、地域公共交通、環境、防災等に関するインフラの地域管理の取組について、国内外の事例調査や関連法制度の整理等を行い、エリアマネジメントによる地域インフラの効率的な維持・管理のあり方を検討する。	-	完了した業務数:1件 調査研究の成果が記事において利用(引用)された回数:1回

(20)	スポンジ化した都市空間を有効活用した都市生活サービスの機能的な統合に関する調査研究(平成30年度)	新30-0032	-	-	-	5	市街地において空き家や空き地等が増加する「都市のスポンジ化」が、都市構造に関わる重大な変化として現れつつある。これらの低未利用地等と住民ニーズの高い生活サービス機能とを地域が主体となって効率的にマネジメントするための手法について検討する。	-	完了した業務数:1件 調査研究の成果が記事において利用(引用)された回数:1回
(21)	モビリティクラウドを活用したシームレスな移動サービスの動向・効果等に関する調査研究(平成30年度)	新30-0033	-	-	-	12	欧州を中心に拡大するモビリティクラウドを活用したシームレスな移動を実現するための取組等について、諸外国の動向等を把握するとともに、社会的影響や課題、効果等を調査・分析する。	-	完了した業務数:1件 調査研究の成果が記事において利用(引用)された回数:1回
(22)	防災・安全交付金(平成24年度)	0385	1,146,342 (1,142,974)	1,215,699 (1,212,518)	1,194,711 (1,192,793)	1,058,887	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、国民の命と暮らしを守るインフラの再構築及び生活空間の安全確保が図られるため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画(防災・安全交付金)に基づき、政策目的を実現するための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。	-	社会資本総合整備計画数(全国ベース) 社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)
施策の予算額・執行額			1,836 (1,664)	1,609 (1,491)	1,510	1,484	施策に関係する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)		
備考									

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-31)

施策目標		31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する						担当部局名	土地・建設産業局		作成責任者名	不動産課長 中田 裕人		
施策目標の概要及び達成すべき目標		不動産市場の透明性を確保し、取引の円滑化・活性化を図るため、不動産取引や不動産市場に関する情報の整備・提供の充実を図るとともに、安心・安全のための消費者保護施策等を進めていくことにより、不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進していく。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		政策評価実施予定時期	平成31年8月
業績指標	初期値	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
		目標値設定年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度							
118	リート等の資産総額	20兆円	28年度	13兆円	15兆円	17兆円	20兆円	22兆円	30兆円	平成32年	不動産投資市場の持続的な成長を実現することは、強い経済、一億総活躍社会を支える不動産ストックの形成・再生・活用にとって不可欠の課題であるとの認識のもと、日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)において以下の通り記載があることから、業績指標として採用している。 「不動産について流動化を通じた有効活用を図るため、今後ニーズの増加が見込まれる観光や介護等の分野における不動産の供給を促進するとともに、クラウドファンディング等の小口資金による空き家・空き店舗の再生、寄付等された遊休不動産の管理・活用、鑑定評価を含む不動産情報の充実等に必要な法改正等を一体的に行い、2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増することを目指す。」(第二―11―(2)i) また、近年のリート市場の成長度合や、リートの市場規模の国際比較等から、上記の目標値を設定した。			
119	指定流通機構(レインズ)における売却物件に係る各年度の成約報告件数	179千件	平成29年	163千件	158千件	173千件	179千件	179千件	213千件	平成33年	宅地建物取引業法は、専任媒介契約・専属専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者に指定流通機構への物件情報の登録及び成約情報の報告を義務づけている。よって指定流通機構における売却物件の成約報告件数は、不動産の流通市場の担い手である宅地建物取引業者が関与する中古物件及び土地の取引量を反映しており、不動産流通市場の環境整備の推進による不動産市場の拡大、活性化の状況を示すものであることから業績指標として採用。 目標については、平成27年度から平成28年度にかけての成約報告件数の伸び(3.5%)が、平成29年度以降5年間継続するものとした件数を、当該目標値として設定した。			
達成手段(開始年度)	30年度行政事業レビュー事業番号	予算額計(執行額)			30年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要					関連する業績指標番号	達成手段の目標(30年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
(1) 不動産証券化の推進に関する経費(平成26年度)	0339	70	32	24	58	地方公共団体が保有する公的不動産(PRE)の民間活用の実施にあたり、不動産証券化手法を用いたPRE民間活用のガイドラインの普及を行い、不動産証券化手法による公的不動産(PRE)の活用促進を図る。 デベロッパー、事業運営者(オペレーター)、医療関係者等を対象に、サービス付き高齢者住宅や有料老人ホーム等のヘルスケア施設や病院を取得・運用するヘルスケアリートの普及啓発等の取組を継続し、更なる活用を図る。 不動産特定共同事業法の適切な執行のため、事業者に対する適切な指導・監督を行うとともに、健全なクラウドファンディング市場形成のため、ガイドライン策定を行う。さらには、不動産証券化手法を活用した不動産再生事業等を促進するため、モデル事業形成支援を行うとともに、ネットワーク形成のためのセミナーを全国で開催する。					118	-		
(2) Jリート・SPCが取得する不動産に関する租税特別措置(平成10年度)	-	-	-	-	-	Jリート等の不動産取得コストを軽減して不動産の証券化を推進し、豊富な民間資金を活用したJリート等による不動産の取得・その後の長期間に渡る適切な維持管理・バリューアップ等が促進されることにより、Jリート等が有力な買い手として透明性の高い適正価格での取引が行われ、優良な都市ストックの形成・維持、開発の促進等による地域経済の活性化やデフレからの脱却をもたらす。また、不動産証券化の推進により約1,800兆円といわれる個人金融資産を不動産市場に振り向ける。					118	-		
(3) 特例事業者による不動産取得に係る不動産流通税の特例措置(平成25年度)	-	-	-	-	-	特例事業者が取得する不動産に係る不動産流通税を減免することにより、特例事業者による不動産証券化を推進することで、建築物の耐震化や老朽不動産の再生、民間施設の整備など都市機能の向上への民間資金の導入を促進する。					118	-		
(4) 小規模不動産特定共同事業者及び適格特例投資家限定事業者による不動産取得に係る不動産流通税の特例措置(平成29年度)	-	-	-	-	-	小規模不動産特定共同事業者における不動産取得コストを軽減することで、地域における小規模不動産の再生等を促進し、地域経済の活性化に寄与する。また、適格特例投資家限定事業に係る不動産取得コストを軽減することで、不動産の証券化を推進し、豊富な資金と目利き力を活かした物件の開発やバリューアップ等を通じて、地域経済の活性化や国際競争力の強化にも資する優良な都市ストックの形成を促進するとともに、優良不動産の供給とそれに伴う不動産取引の活性化による資産デフレからの脱却を確実なものにする。					118	-		

(5)	不動産市場整備・活性化の推進 (平成24年度)	0337	130 (125)	106 (98)	14 (10)	12	不動産市場の活性化を推進するため、既存住宅の取引におけるインスペクションや適正な価格査定等の普及・定着等を図る。また不動産取引における消費者サービス向上のため、平成29年度より、賃貸取引における重要事項説明のオンライン化(IT重説)の本格運用を開始。法人間売買取引におけるIT重説については、平成29年8月より社会実験を再開した。	119		
(6)	空き家・空き地の新たな流通・活用スキームの構築のための調査・検討経費 (平成29年度)	0344	-	-	-	110 (107)	52	物件情報の登録フォーマットを統一化した標準的な空き家・空き地バンクシステムを整備し、全国の空き家・空き地バンク物件をワンストップで閲覧することが可能なよう措置する。民間の不動産情報サイトとも連携しながら、全国どこからでも消費者のニーズに応じた物件の検索が可能なシステムを導入する。 また、空き家等の流通モデルの構築・普及に向け、関係者が連携して空き家等の流通促進のために先進的な取組を行う不動産関連団体等を支援する。	-	①全国版空き家・空き地バンクにかかる仕組みの構築:1件 ②空き家・空き地等の流通促進のために先進的な取組を行う不動産関連団体等への支援数:38件 ①賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数:400万戸程度(平成37年度) ②空き家等の流通促進業務における不動産関連団体と地方公共団体との連携数(協議会等数):500件(平成33年度)
(7)	土地利用計画の活用に関する経費(平成12年度)	0325	15 (12)	14 (13)	21 (20)	17	土地利用基本計画は、都道府県土の土地利用の基本方向を示すとともに、個別規制法で策定される計画等の総合調整を担う。国は土地利用基本計画制度の適切な運用を確保する観点から、総合調整機能の向上手法や土地利用に関する各種データの収集・分析・応用方法等について検討する。土地利用基本計画を変更する際の都道府県から国への意見聴取の円滑化及び土地利用基本計画図の国民への情報提供を行う「土地利用総合支援ネットワークシステム」について、保守点検を行う。	-	土地利用基本計画変更意見聴取実施件数:200件 土地利用総合支援ネットワークシステムについて、高い水準での使用環境を維持:100万件/月 土地白書の作成・公表:1件 国土交通省ホームページ「土地白書」へのアクセス件数:45,000件(平成33年度)	
(8)	土地白書作成等経費 (平成元年度)	0326	16 (15)	16 (15)	16 (16)	49	土地に関する動向等に関し、情報を収集し、調査・分析を行った上で、土地白書を作成し、国会へ提出することなどを通じ、土地についての基本理念及び土地政策の重要性等について国民の関心を高め、その理解の促進を図る。	-	-	
(9)	土地取引の円滑化に関する経費 (平成21年度)	0327	18 (18)	18 (17)	18 (17)	18	国土利用計画法の土地取引届出制度の的確な運用を確保すること等により、国・都道府県等における機動的かつ確かな土地政策の実施に役立てるとともに、国民への土地取引に関する的確な情報の提供を図る。	-	- 国土交通省ホームページ「土地取引の件数・面積」へのアクセス	
(10)	都道府県地価調査等経費 (昭和49年度)	0328	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6	各都道府県知事が、毎年7月1日における調査地点の正常価格を不動産鑑定士の鑑定評価を求めた上で判定を行う。国土交通省は、各都道府県が毎年実施した地価調査の結果の提供を受けて、全国・圏域別の集計・分析を行い公表する。	-	都道府県地価調査基準地数:21,644地点 地価調査情報を掲載しているホームページのアクセス件数:3510万件	
(11)	土地基本調査経費 (平成4年度)	0329	291 (271)	71 (68)	144 (137)	839	経済政策・土地政策の推進のために必要な基礎資料(国民経済計算における土地買料の推計、土地資産額の推計等)を得ること及び統計が広く国民に活用されることを目的として、法人の土地・建物及び世帯の土地について、その所有及び利用の状況等に関する実態を全国及び地域別に明らかにする。	-	- 国土交通省ホームページ及び政府統計オンライン調査総合窓口(総務省)の土地基本調査に関連するアクセス件数:200万件 統計の公表:3件 国土交通省ホームページ及び政府統計オンライン調査総合窓口(総務省)の土地基本調査に関連するアクセス件数:200万件	
(12)	土地関連統計調査経費 (昭和45年度)	0330	33 (33)	33 (33)	33 (33)	31	土地政策の企画・立案を行う際の基礎資料として活用するとともに、広く国民に活用されることを目的として、企業の土地取得状況や過去1年間に全国で行われた土地取引の実態の把握、国及び地方公共団体における土地の所有・利用に関する情報について整備・分析を行う。	-	不動産取引価格情報の提供件数:360万件 不動産取引価格情報を掲載しているホームページのアクセス件数:9400万件(平成33年度)	
(13)	取引価格等土地情報の整備・提供推進経費 (平成9年度)	0331	275 (255)	268 (247)	246 (238)	226	不動産の取引価格情報については、不動産の所有権移転登記があった物件(登記異動情報により把握)について、買主に対するアンケート調査を行い、当該不動産の取引価格、面積・形状等の情報を収集している。これらを、国土交通省ホームページにおいて提供している。	-	不動産価格指数のホームページでの年間公表回数:12回 売買による土地取引件数:140万件(平成33年度)	
(14)	マクロ経済政策と連携した土地政策推進のための不動産動向指標等の構築 (平成23年度)	0332	115 (108)	70 (69)	63 (58)	50	IMF等の国際機関が共同で作成した、不動産価格指数の作成に関する国際指針を踏まえて、日本銀行や金融庁などと連携しつつ不動産価格の動向を適時・的確に把握する指標等を構築し、提供する。	-	土地問題に関する国民の意識調査公表回数:1回 不動産鑑定評価基準等に関する調査成果の公表回数:1回 投資家調査成果の公表回数:1回 不動産市場動向マンスリーレポートの公表回数:12回 国土交通省ホームページ「土地問題に関する国民の意識調査」アクセス件数:8,000件(平成33年度) 各年度の国土交通省ホームページ「不動産の鑑定評価」へのアクセス件数:17万件(平成33年度) 国土交通省ホームページ「投資家調査」アクセス件数:1万件(平成33年度) 国土交通省ホームページ「不動産市場動向マンスリーレポート」アクセス件数:7万件(平成33年度)	
(15)	土地市場の変化を踏まえた土地政策実現のための経費 (平成5年度)	0333	44 (35)	43 (41)	35 (27)	30	土地・不動産市場に影響を及ぼしている国民・企業の土地所有や賃貸等に対する意識調査、土地市場の需給動向観測のための情報収集・分析、不動産市場の実態把握等を行い、幅広く情報提供する	-	土地問題に関する国民の意識調査公表回数:1回 不動産鑑定評価基準等に関する調査成果の公表回数:1回 投資家調査成果の公表回数:1回 不動産市場動向マンスリーレポートの公表回数:12回 国土交通省ホームページ「土地問題に関する国民の意識調査」アクセス件数:8,000件(平成33年度) 各年度の国土交通省ホームページ「不動産の鑑定評価」へのアクセス件数:17万件(平成33年度) 国土交通省ホームページ「投資家調査」アクセス件数:1万件(平成33年度) 国土交通省ホームページ「不動産市場動向マンスリーレポート」アクセス件数:7万件(平成33年度)	
(16)	地価公示 (昭和45年度)	0334	3,630 (3,628)	3,691 (3,688)	3,691 (3,690)	3,691	全国の都市計画区域等において、標準地の正常な価格を国土交通省土地鑑定委員会が毎年1月1日現在で判定し公示する。基本的には、①2人の鑑定評価員(不動産鑑定士)の鑑定評価を求め、②地域毎に組織された分科会に所属する鑑定評価員が地域の市場分析等を共同で実施し、都道府県毎の分科会幹事会、地方ブロック毎のブロック幹事会等において広域的な市場分析や価格水準の検討を行い、③これらの結果について土地鑑定委員会が集計・分析を行い、公表する。	-	地価公示標準地数:26,000地点 地価公示情報を掲載しているホームページのアクセス件数:3,530万件	

(17) 主要都市における高度利用地の地価分析調査(平成19年度)	0335	26 (26)	23 (23)	23 (23)	23	三大都市圏、地方中心都市等の高度利用地区について、四半期毎に、鑑定評価員(不動産鑑定士)が対象地区の不動産市場の動向(取引価格、賃料、利回りの動向等)に関する情報を収集するとともに、不動産鑑定評価の手法による地価動向の把握を行う。あわせて、各地区の不動産関連業者、金融機関等の地元不動産関係者からヒアリングするなど情報収集を行う。これらの結果をとりまとめて、国土交通省において四半期毎に「主要都市の高度利用地地価動向報告」(地価LOOKレポート)として発表する。	-	調査の対象地区延べ数:400地点 地価LOOKを掲載しているホームページのアクセス件数:155万件
(18) 鑑定評価の適正性の確保のためのモニタリング経費(平成20年度)	0336	7 (7)	7 (7)	7 (5)	7	広く第三者に影響を及ぼす証券化対象不動産及び財務諸表に係る不動産鑑定評価等を対象にモニタリングを実施し、不動産市場の変化に応じて整備している「不動産鑑定評価基準」や「価格等調査ガイドライン」が、評価対象に応じて適切に実務に反映されているか等を検証し、不動産鑑定業者への指導監督等を行うことにより、不当な鑑定評価が行われることを抑止し、鑑定評価の信頼性の確保・向上を図る。	-	立入検査及び書面調査等の不動産鑑定業者への検査件数:50業者 国土交通省における不動産鑑定士の懲戒処分件数(同一案件による処分を除く):0件(平成35年度まで)
(19) 土地取引情報分析等経費(平成26年度)	0338	8 (8)	8 (6)	4 (4)	3	局地的な土地取引や巨大地震に対する防災・減災対策としての高台移転などを想定した土地取引について、土地取引の適正な監視に関する措置を講ずることにより、新たな土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、かつ、適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。	-	土地取引規制に関するマニュアル等を策定し、説明会を開催した回数:1件 平成29年より実施する都道府県・政令市に向けたアンケートにおいて、成果実績(マニュアル等)によって「課題認識が深まった」と回答した自治体の割合:100%(平成33年度)
(20) 不動産市場国際化への対応(平成26年度)	0340	18 (15)	10 (10)	6 (5)	7	我が国不動産業の国際展開にあたり、特に進出に有望な市場におけるアプローチ方法等についての調査・検討を踏まえ、進出に有望な国/都市について、訪問団を派遣し、現地視察を行うとともに、現地投資誘致担当当局等との重点地域・アセットタイプ、誘致策、外国投資規制の現状、市場動向等に関する意見交換や現地不動産企業とのビジネスマッチングを含む投資誘致セミナーを開催する。	-	不動産市場国際化への対応に向けた業務の実施件数:1件 我が国不動産企業等の海外進出案件数を前年度から増加させる。
(21) 不動産の管理・流通のための環境整備の推進(平成27年度)	0341	30 (27)	11 (8)	14 (12)	15	マンション管理組合が管理業者に委託している業務の実態やニーズに関する調査を実施し、当該結果を踏まえた課題等の検討を行うことにより、マンションの中古市場の拡大に向けた環境の整備を図る。 賃貸住宅管理業者登録制度について、未登録業者及び借主、貸主等に対する制度の認知度の向上、制度のさらなる普及促進を図ることで、賃貸住宅の管理業務の適正化を一層推進する。 住宅宿泊管理業者の確保に向けた環境整備を通じて、住宅宿泊管理業者の生産性向上・人材育成を図る。	-	①マンション管理業の環境整備等の推進に関する指針等の改正数(28年度:マンション管理の情報開示規定の改正、29年度:マンション標準管理委託契約書の改正):一 ②賃貸住宅管理業の環境整備等の推進に関する指針等の改正数(28年度:賃貸住宅管理業者登録制度の改正、29年度:住宅の標準賃貸借代理及び管理委託契約書の改正):1件 ①マンション管理会社に関する苦情相談件数:1,112件(平成33年度) ②賃貸アパート、マンションに関する相談件数:27,200件
(24) 環境性、快適性等に優れた不動産への投資促進に向けた環境整備(平成30年度)	新30-0034	- -	- -	- -	15	諸外国における先進事例の調査、投資家・金融機関(市場関係者)の認識・対応等についての調査、不動産鑑定評価に盛り込むための統一的手法の構築を実施する。	-	不動産鑑定評価基準等に関する調査成果の公表回数:1回(平成30年度) 「不動産鑑定評価基準等」を掲載しているホームページのアクセス件数:15,000件
施策の予算額・執行額		4,817 (4,722)	4,521 (4,468)	4,624	5,205	施策に関する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)		【閣議決定】 ・住生活基本計画(全国計画)(平成28年3月18日)第2.4 ・未来投資戦略(平成30年6月15日)第2.1.[3].2.(3).ii)、第2.1.[3].1.vi) ③ ・経済財政運営と改革の基本方針(平成30年6月15日)第2章.5.(4).⑥、第3章.4.(2) ・世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(平成30年6月15日)
備考								

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-32)

施策目標		32 建設市場の整備を推進する						担当部局名	土地・建設産業局			作成責任者名	建設市場整備課長 出口 陽一			
施策目標の概要及び達成すべき目標		建設企業が置かれた厳しい状況を踏まえ、建設企業の健全な経営環境の整備や技能労働者の確保・育成を図るとともに、我が国建設業の海外展開を推進する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		政策評価実施予定時期	平成31年8月		
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度									
120	我が国企業のインフラシステム関連海外受注高(建設業の海外受注高)*	1.0兆円	平成22年度	1.6兆円	1.8兆円	1.7兆円	1.5兆円	1.9兆円		2.0兆円	平成32年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には我が国建設産業の国際競争力強化が必要であり、こうした国際競争力強化を支援する取り組みを評価するためには本指標が妥当である。				
121	専門工業者の売上高営業利益率	2.57%	平成24年度	3.53%	4.07%	4.38%	4.69%	集計中		3.00%	平成30年度	専門工業者は、総合工業の機能の外注化により、建設生産プロセスの中でいわば中核的とも言える役割を担うようになっているが、建設投資の低迷等専門工業者を取り巻く経営環境が依然厳しい中で、技術や経営に優れた専門工業者がのびることができる環境の整備を図ることが必要。営業利益は本業からあがる収益を表す指標であることから、営業利益の売上高に占める割合を計ること的確に専門工業者の収益力を把握することが適切。				
122	建設業における社会保険等加入率 (①企業単位、②労働者単位) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野⑩】	①84% ②57%	平成23年	①90% ②62%	①93% ②67%	①95% ②72%	①96% ②76%	①97% ②85%		①100% ②90%程度 (製造業相当)	平成29年	技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保及び法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を実現するために、本指標が妥当である。目標値については、中央建設業審議会基本問題小委員会によるとりまとめで示された値。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】				
達成手段 (開始年度)	30年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)								
		27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)												
(1)	建設業許可処理システム等の整備の推進 (昭和62年度)	0346	219 (217)	216 (212)	243 (219)	271	-	建設業許可業者数:465,620者 宅地建物取引業者数:123,395者 マンション管理業者数:2,000者 賃貸管理業者数:4,150者 相談件数:4万件(平成32年度)								
(2)	建設関連業の新たな役割と一層の活用の推進 (平成20年度)	0347	14 (8)	12 (8)	60 (20)	11	-	各地方整備局等で実施している建設関連業者の登録・審査事務の効率化と時間短縮、申請者と発注者の利便性向上、セキュリティ確保を図るため、建設関連業者登録システムの更新・保守等を行う。 ・申請処理件数(新規・更新等):39,000件 ・建設関連業者登録制度に係る申請から登録処理までの所要日数の低減率:30%(平成33年度)								
(3)	建設業における法令遵守の徹底 (昭和54年度)	0348	105 (104)	91 (87)	80 (77)	76	-	建設業における取引の適正化を図るため、下請取引等実態調査や立入検査等の実施を通じて建設業者に対する指導の徹底を図るとともに、建設工事の契約上のトラブルに関する相談窓口を設けて、請負契約の適正化を図る。 ・建設業法令遵守推進本部による建設業者の営業所等への立入検査数:1,000件 ・下請取引等実態調査の結果に基づく指導等件数:9,500件 ・建設業取引適正化センターに寄せられた相談件数:1,300件 ・請負契約の書面による締結を行っている建設業者の割合:80%(平成30年度)								
(4)	建設業における労働・資材対策の推進 (昭和54年度)	0349	88 (70)	63 (60)	33 (29)	32	122	建設業の持続的な発展のため、適切な賃金水準の確保・社会保険加入対策の推進、建設業の担い手確保・育成に関する調査等を行う。 建設資材・労働需給安定化等の対策を推進するため、前年度に着工した建築・土木工事の施工金額、使用資材量、労働者数等を集計し、請負金額あたりの資材量、就業者数(金額原単位)の算出を行う。また、建設労働需給を把握するため、型わく工、左官、とび工、鉄筋工、電工、配管工を雇用している建設業者へ調査票を送付し、毎月、技能労働者の確保状況等について職種別・地域別に調査を行う。 ・社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査結果を活用した協議会の回数:20回 ・建設業許可業者の加入率:100%(平成31年度) ・高等学校卒業後の建設業への就職者数:20,000人(平成30年度)								
(5)	我が国建設業等の海外展開の推進 (平成24年度)	0350	85 (80)	101 (97)	95 (88)	97	120	我が国建設業等の更なる海外展開を促進するため、「ビジネス環境整備」として政府間会議等を活用した我が国企業の技術・ノウハウの積極的な売り込みや新興国における建設関連制度の整備・普及による我が国企業が参入しやすい環境づくりを実施するとともに、「ビジネス機会創出」として相手国政府と連携したPPPプロジェクトの組成支援やミッション団の派遣等による我が国中堅・中小建設企業の海外進出支援、地政学的に重要な拠点国と連携した第三国への展開支援を行う。 ・会議開催、ミッション団派遣等を行った国数:8カ国 ・我が国建設企業の新規年間海外受注高:2兆円(平成32年度) ・アジアにおける我が国建設企業の新規年間海外受注高:1.5兆円(平成32年度)								

(6)	地方の入札契約改善推進事業 (平成26年度)	0351	102 (78)	71 (71)	70 (66)	96	入札契約制度への取組が遅れている地方公共団体における入札契約方式等の改善等の取組を促進するため、発注者である地方公共団体に対して、専門家等を派遣し手続き等の支援(支援対象事業等の性格や地域の実情等に関する課題の整理、入札契約方式等の検討、必要となる諸手続等)を実施する。	-	地方公共団体におけるモデル事業の実施数:5件 入札契約方式を多様化した地方公共団体数:100件(平成31年度)
(7)	建設分野における外国人材活用の適正化事業 (平成26年度)	0352	179 (158)	76 (73)	80 (77)	81	復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応するため、平成26年4月4日の関係閣僚会議において「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置」が取りまとめられたところ。当該緊急措置では、現行の技能実習制度を上回る監理体制を構築することとしており、監理団体及び受入企業に対して巡回指導等を実施する「制度推進事業実施機関」の体制整備、管理システムの構築を行うことにより、建設分野における外国人材の活用の適正化を図る。	-	・特定監理団体・受入企業に対する巡回指導:950件 ・労働災害発生者割合:0.1%以下(平成32年度) ・雇用契約との乖離に関する相談件数:0件(平成32年度)
(8)	建設業における女性の働き方改革の推進 (平成27年度)	0353	50 (50)	55 (55)	50 (47)	33	女性になじみやすい業種を中心に、女性の入職・定着、育休後に復職しやすい職場環境への改善等に取り組む企業・団体に対して、専門家によるコンサルティングや講習会等を通じた課題解決のための支援を実施する。	-	・経営者や女性技術者・技能者向けセミナー等の開催回数:30回 ・女性の入職・定着、育休後に復職しやすい職場環境への改善等をテーマとした業界団体に対する講習会の開催回数:10回 ・女性技術者・技能者数:20万人(平成31年度)
(9)	建設職人の安全・健康の確保の推進 (平成30年度)	新30-0035	-	-	-	20	民間工事の契約において、安全衛生経費の内容、その計上方法(積上・率計上等)などが不明確であることから、民間工事における安全衛生経費の実態把握、本法の対象となる安全衛生経費の定義付け及び下請まで適切に支払われるような施策の検討を行う。 また、公共・民間工事において、建設業者による安全衛生管理に関する自主的な取組を発注者・元請等が評価している事例の収集・効果の分析、好事例集の作成・展開を図ることにより、建設業者の安全衛生管理を評価する取組を促進する。	-	・民間工事における安全衛生経費の実態把握、下請まで適切に支払われるような施策の立案:1件 ・建設業者による安全衛生管理に関する自主的な取組を発注者・元請等が評価している好事例集の作成:1件 ・建設業における労働災害による死亡者の減少率(平成29年比):15%(平成34年度)
(10)	専門工事企業等に関する評価制度の構築に向けた検討 (平成30年度)	新30-0036	-	-	-	19	元請企業や民間・公共発注者等による専門工事企業等の選び方やそのポイント(重視する項目や重視したい項目)等について、ヒアリングやアンケートを実施するとともに、専門工事企業の施工能力等の「見える化」に係る項目・手法等を検討・整理(見える化の対象となる項目(例:技能者の人数・評価、人材確保・育成の取組等)の性質に応じた確認・評価方法の検討・整理を含む。)する。また、その結果を踏まえて必要な分析を行い、有識者・専門工事企業団体・元請団体等からなる検討会を開催し、専門工事企業の施工能力等を「見える化」する仕組みの在り方をとりまとめる。	-	・見える化制度の導入に関するアンケート調査箇所:50箇所 ・見える化制度の制度導入にかかる検討会及びワーキンググループを開催した回数:10回 ・専門工事企業に関する評価制度の枠組みが構築され、専門工事企業に対して評価を行った機関数:10機関(平成32年度)
(11)	民間発注工事等における働き方改革の推進 (平成30年度)	新30-0037	-	-	-	48	現在は国として知見を有していない民間工事の発注プロセスや工期の設定・管理方法等に関し、業界団体の協力を得ながら、傘下企業に対して、アンケート調査やヒアリング調査を実施し、「適切な工期設定等のためのガイドライン」普及・啓発に当たった課題と解決策を抽出・整理。 また、個々の民間発注者レベルでのベストプラクティスを創出し、成果の水平展開に資するため、業種ごとに、週休2日モデル工事を設定し、工期改善等に際しての課題の抽出(週休2日化に伴う個別事業のコスト増分析等)や解決に向けた検討(生産性向上策の検討等)を支援。	-	・民間発注者における週休2日モデル工事の実施数:20回 建設業における月間実労働時間数:162.8時間(平成35年度)
(12)	建設技術者の働き方改革の推進に関する調査・検討 (平成30年度)	新30-0038	-	-	-	21	建設技術者の長時間労働の是正に向けて、ICT技術の進展を踏まえた現場労働時間の短縮・平準化や、長時間労働是正に関する優良事例の収集・整理・水平展開等に関する調査・検討を実施する。	-	・有識者を含めた検討会の開催回数:3回 ・監理技術者資格者証保有者数を平成28年度末から1%増加(平成33年度)
(13)	建設業許可等の電子申請化に向けた調査・検討 (平成30年度)	新30-0039	-	-	-	14	建設業許可、経営事項審査の申請に係る手続等について、必要書類の作成準備や審査事務が申請者・許可行政府の双方にとって過大な負担となっているとの指摘があることを踏まえ、必要書類の簡素化とともに、将来的な電子申請化に向けた調査・検討を実施する。併せて、書類の簡素化後においても必要な審査精度を保てるよう、提出書類に関する事後チェック体制の強化、虚偽申請発覚時の処分の厳格化等、対策のあり方についても検討を実施する。	-	・書類簡素化・将来的な電子申請化に係る調査・検討を行うための有識者会議開催回数:6回 ・電子化された経営事項審査を利用した企業数:平成35年までに4.9万社
(14)	地域建設産業における多能工化の推進 (平成30年度)	新30-0040	-	-	-	60	中小・中堅建設企業で構成するグループ等による多能工育成・活用計画の策定と実施を支援する「多能工化モデル事業」の実施と、モデル事業の取組について、その成果や改善が必要なポイントを取りまとめ、多能工化に取り組む際の手法についての手引きを作成し、セミナーの開催や動画配信により中小・中堅建設企業に幅広く周知・啓発を図る。	121	・多能工化モデル事業の支援数:10件 ・セミナー開催回数:2回 ・動画閲覧数:3000回 ・セミナー参加企業において、多能工化に取り組む企業の割合:10%(平成30年度)
(15)	道路分野の海外展開支援に係る経費 (平成25年度)	0357	125 (100)	140 (124)	140 (139)	140	○相手国との政策協議 セミナーの開催、政治のリーダーシップによるトップセールスの展開、情報収集力向上等の取り組みを行い、我が国による案件獲得の働きかけを行う。 ○海外における道路プロジェクトの案件発掘・形成 プロジェクトの構想初期にタイムリーに発注者にアイデアを持ち込み、日本がイニシアティブを取って事業を進められるよう、案件発掘、案件形成調査を実施する。 ○道路技術の国際標準化 ASEAN地域において我が国の技術の普及を図るとともに、日系企業等の活動を支える質の高いインフラとしての国際的な道路網整備を目指す。	120	-

PPP/PFI手法の道路分野への (16) 適用拡充に向けた調査・検討 (平成30年度)	新30-0041	-	-	-	9	道路分野におけるPPP/PFI手法について、民間事業者側が考える契約スキームや業務実施にあたっての課題や改善点、参入判断に影響を与える事項や水準などの調査を行い、国外事例の対応状況も踏まえ、官民双方にとってより取り組みやすいPPP/PFI手法の活用のある方について検討することで、道路分野における更なるPPP/PFI手法の活用の検討、導入を促す。	-	道路分野における多様なPPP/PFI手法の導入促進に向け、官民双方の視点から課題等を整理した普及啓発資料及び報告書を作成する。  多様なPPP/PFI手法により取り組まれた事業規模
施策の予算額・執行額	1,388 (1,265)	1,455 (1,394)	1,417	1,222	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定): 第2章1(2)、3(1)、4、5(3) 「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定): I[3]1、3・[4]3、II[1]2-2、2-3、[3]		
備考	・【AP改革項目関連:社会資本整備等 分野⑩】にあるKPI「登録基幹技能者制度」に基づく登録基幹技能者の数、「女性技術者・技能者数」及び「35歳未満若手技術者を新規に一定割合以上雇用する企業数」は、政策チェックアップにおいて参考指標として設定しており、毎年度モニタリングを実施する。							

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-33)

施策目標	33 市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る					担当部局名	総合政策局			作成責任者名	情報政策課長 藤田 礼子	
施策目標の概要及び達成すべき目標	現行統計の改廃や統計利用者の視点に立った統計データの加工、ホームページを通じた電子的な統計データの提供等を通じ、市場・産業関係の統計の体系的な提供を行うとともに、将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図り、統計利用者の利便性の向上を図る。					施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	政策評価実施予定時期	平成31年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
123- 統計の情報提供量及びその利用状況 ① (①収録ファイル数)	約15,900 件	平成26年度	約13,500件	約15,900件	約18,300件	約20,600件	約23,000件	△	約22,000件	平成31年度	ホームページに掲載する統計調査の集計結果を利用者の利便性を考慮した加工可能な形式でのデータ提供を推進することにより、利用者の利便性に資することから、平成26年度の初期値より5年間で毎年約1,000件のファイルを収録し、平成31年度までに約22,000件のファイルを収録することを目標とした。	
123- 統計の情報提供量及びその利用状況 ② (②調査票情報の二次利用申請件数)	約260件	平成27年度	-	約200件	約260件	約260件	約340件	△	約330件	平成32年度	統計法第32条及び同法第33条に基づき、利用者が個々の目的により公表された統計以外の調査票データで分析・集計が可能となり、利用者の利便性向上に資することから、これまでの申請の進展状況を勘案し、平成32年度までに平成27年度より約25%増の約330件とすることを目標とした。	
達成手段 (開始年度)	30年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要				関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)	
(1) 国土交通統計 (昭和23年度)	0360	27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)	577	統計利用者の利便性の向上を図るため、限られた統計リソースを効果的かつ効率的に活用・推進し、現行統計の改廃や新規統計の創設、統計利用者の視点に立った統計データの加工、ホームページを通じた電子的な統計データの提供等、将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図る。				123	-	
(2) 大都市交通センサス実施経費 (昭和35年度)	0361	126 (125)	126 (124)	90 (80)	0	首都圏、中京圏、近畿圏の三大都市圏における大量公共交通機関の利用実態を把握するために5年毎に実施している調査であり、広域交通圏における公共交通ネットワークの利便性の向上、交通サービスの改善等の交通政策の検討に資する基礎資料とすることを目的とする。				123	-	
施策の予算額・執行額		893 (835)	877 (819)	726	628	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」(平成30年3月6日閣議決定)					
備考												

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-34)

施策目標		34 地籍の整備等の国土調査を推進する						担当部局名	土地・建設産業局			作成責任者名	地籍整備課長 野原 弘彦			
施策目標の概要及び達成すべき目標		地籍の整備等の国土調査を推進し、地籍の明確化を図ること等により、土地に関する最も基礎的な情報を整備する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け			9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	政策評価実施予定時期	平成31年8月		
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度									
124	地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合	49%	平成21年度	51%	51%	51%	52%	52%		57%	平成31年度	第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)において設定された目標値				
125	土地分類基本調査(土地履歴調査)を実施した面積	40.3%	平成23年度	70.7%	77.0%	83.8%	88.5%	92.8%		100%	平成31年度	第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)において設定された目標値				
達成手段 (開始年度)	30年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)								
		27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)												
(1)	地籍調査 (昭和26年度) ※	0364	13,052	13,502	13,414	10,800	124	・地籍調査を推進するために地籍調査費負担金を交付した市区町村数:789市区町村 ・地籍が明確化された土地の面積:21,000km <sup>2</sup> (平成31年度) ・都市部(DID)を含む市町村のうち地籍調査に着手した市区町村数:825市区町村(平成31年度) ・地籍調査における測量作業を実施した市区町村のうち、国が定めた効率的な測量手法を採用した市区町村の割合:100%(平成31年度)								
(2)	基本調査(平成22年度)	0365	1,333	902	395	200	124	・国が都市部官民境界基本調査及び山村境界基本調査を実施した市区町村数:24市区町村 ・都市部官民境界基本調査又は山村境界基本調査の成果を活用し、後続の地籍調査に着手した市区町村数:172市区町村(平成31年度)								
(3)	地籍整備推進(平成22年度)	0366	245	112	126	149	124	・地籍整備推進調査費補助金の交付決定件数:61件 ・一定程度地籍が明確化される土地改良事業等を除く、国土調査法第19条5項指定面積:139km <sup>2</sup> (平成31年度)								
(4)	基準点測量(昭和26年度)	0367	227	121	62	62	124	・電子基準点を用いた測量手法の導入推進のため、国が四等三角点等を設置及び改測した市区町村数:31市区町村 ・国による都道府県に対する電子基準点を用いた測量手法に関する指導回数:56件 ・地籍調査における測量作業(地籍図根三角測量)を実施した市区町村のうち、電子基準点を用いた測量手法を採用した市区町村の割合:100%(平成31年度)								

(5) ICTを活用した地籍調査の効率化(平成30年度)	新30-0042	-	-	-	70	民間等による測量成果を地籍調査において最大限活用するためには、基準点や道路と民地などの境界測量データ(以下「官民境界データ」という。)を先行的に整備・公開し、民間事業者等による利用を促進することで、民間事業者等が行う測量での位置基準の統一を図る必要がある。このため、情報通信技術(ICT)の活用により、地籍整備に係る土地境界情報共有基盤の構築を図り、地籍調査や公共事業等により測量された基準点や官民境界データの公開により、このデータを利用した民間等の測量成果を共有・蓄積するなどの環境整備を行う。また、蓄積した民間測量成果等を有効に活用した効率的な地籍調査手法を確立し、平成32年度からの本格的な導入を目指す。	124	・プラットフォームに官民境界情報や基準点情報を登録した市区町村数:-
		-	-	-				平成32年度から、官民境界の先行的な調査を実施している市区町村全てで、プラットフォーム等を活用した効率的な地籍調査手法を導入:100%(平成32年度) ※平成32年度以降は「地籍調査」において成果を検証予定
(6) 土地境界の明確化の推進(東日本大震災関連)(平成24年度)	復興庁146	261	233	213	176	被災地における復旧・復興の迅速化等に貢献するため、復旧・復興事業を計画している地域で市町村等が行う地籍調査や、地震により現況とのズレが発生した地籍調査成果(基準点や地籍図等)の補正等に対し、地籍調査費負担金を交付し、復旧・復興につながる地籍整備を支援する。	124	・東日本大震災からの復旧・復興のために必要な地籍調査及び調査成果の補正等を支援するために地籍調査費負担金を交付した市町村数:9市町村
		(257)	(233)	(213)				・土地境界等が明確化された土地の面積:183km <sup>2</sup> (平成32年度)
(7) 土地分類及び水に係る基本調査に関する経費(昭和26年度)	0363	64	63	47	44	国土調査法に基づき、科学的・総合的な観点から土地の利用現況、地形、地質、土壌に関する調査を行う土地分類基本調査の一環として、土地本来の自然地形、人工改変の履歴、過去の災害発生時の履歴を調査する土地履歴調査を実施する。また、国土を構成する重要な要素である地下水の実態把握を目的として、全国の深井戸に関する情報を収集・データ化して集約した「全国深井戸台帳」を整備し、ホームページで公開するとともに、地下水に関する情報を効果的に可視化するための図面化手法を検討し、地下水情報の利活用の促進を図る。	125	・土地分類基本調査(土地履歴調査)を実施した面積 ・水基本調査(地下水調査)を実施した深井戸件数
		(64)	(62)	(46)				・土地分類調査及び水調査の閲覧・利用件数
施策の予算額・執行額		17,628 (14,666)	17,614 (14,518)	17,137	11,357	施策に関係する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)	国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)1及び2 経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)第3章 4. (2) 未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)第2 I. [3] 2. (3) ii) 所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(平成30年6月1日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議) 3	
備考								

※平成28年度以降は地籍調査費負担金及び社会資本総合整備事業の社会資本整備円滑化地籍整備事業分がある。

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-35)

施策目標		35 自動車運送業の市場環境整備を推進する					担当部局名	自動車局		作成責任者名	貨物課長 平嶋隆司	
施策目標の概要及び達成すべき目標		将来にわたり、安全なトラック輸送サービスを安定的に提供できるよう、トラック運送事業の健全な市場環境の整備を推進する。					施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	政策評価実施予定時期	平成31年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
126 貨物自動車運送事業安全性優良事業所の認定率	25.1%	平成26年度	23.0%	25.1%	26.5%	27.8%	28.9%	約29%	平成31年度	トラック運送業界は中小・零細事業者が極めて多く厳しい競争環境にあり、また、荷主に比べて立場が弱いため、法令上の義務を免れて不適正に運賃・料金を引き上げる事業者や、過労運転・過積載等の違法行為を行う事業者が多い。 このため、貨物自動車運送事業法は、同法及び同法に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動(貨物自動車運送適正化事業)を促進することにより、こうした問題を是正し、輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ることとしている。 かかる事業の主要な取組として、貨物自動車運送事業法に基づき国土交通大臣が指定した貨物自動車運送適正化事業実施機関は、安全に対する法令の遵守状況、事故や法令違反の状況、安全に対する取組の積極性、社会保険・労働保険への加入が適正になされていること等の評価項目・要件等の基準を満たす事業所を貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定している。 貨物自動車運送行政では、これまで、本認定を受けることのインセンティブを導入するとともに、荷主等との適正取引の推進や様々な安全の確保に係る施策を講じることにより、認定を受けた事業所数を増やし、もって輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ってきた。 このため、本事業所の認定率(トラック運送事業を営む営業所のうち、貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定された事業所の割合。)を業績指標として設定することにより、貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送適正化事業の達成の進捗を計ることとする。		
達成手段 (開始年度)	30年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)								
(1) トラック運送業におけるパートナーシップ環境整備事業(平成21年度)	0368	10 (6)	9 (4)	9 (4)	8	荷主とトラック運送事業者の間に安全を阻害するような不適正な取引の是正など荷主とトラック運送事業者との間における適正な取引を推進することは、安全確保のためだけでなく、市場環境整備のためにも非常に重要であるため、本省及び各地方運輸局等において荷主やトラック事業者等のトラック輸送関係者による「トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議」等を開催し、これら関係者における望ましいパートナーシップの構築を図ることにより、安全協力要請が必要となるような不適正な取引の低減に取り組むこととする。	126	-				
(2) トラック産業将来ビジョン策定等調査(平成22年度)	0369	3 (3)	3 (2)	3 (2)	3	・我が国の国民生活・経済活動を支えるトラック運送事業の将来に向けた「あるべき姿」の提示と、公平・公正な競争環境の実現のために克服すべき課題を整理するため「トラック産業に関する将来ビジョン検討会」を設置、開催。 ・平成22年7月に取りまとめられた「トラック産業の将来ビジョンに関する中間整理」を受け、最低保有車両台数のあり方及び適正運賃收受に向けた取組について、「最低車両台数・適正運賃收受ワーキンググループ」を設置、開催。 ・平成24年12月に「第5回トラック産業に係る将来ビジョンに関する検討会」での決定を受け、トラック業界の安全性、健全性を向上させるための検討課題として、「参入時基準の強化」、「多層構造の弊害の解消に向けた施策」等の各課題に対応する具体措置を抽出、検討し、その実施に向けて協議を行う作業部会を設置、開催。 ・平成25年10月に事業者が行っている様々な取組、人材育成などの経営努力について意見を交換し、今後のトラック行政に反映するため、「トラック産業の将来展望」に関する研究会を設置、開催。 ・平成26年3月にトラック産業の総合的な健全化、活性化に向けた対策について議論するため「トラック産業の健全化・活性化に向けた有識者懇談会」を設置、開催。 ・平成27年5月に荷主都合による手待ち時間等による労働条件の改善に向けた対策について議論するため「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を設置、開催。 ・平成28年7月に、適正運賃・料金收受に関する議論の論点整理や方向性に関する助言を行うため「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を設置、開催。	126	-				
(3) 自動車運送・整備事業の経営基盤強化(平成27年度)	0370	81 (71)	91 (82)	99 集計中	165	トラック、バス等の貨物・旅客の運送事業や、安全性確保等のための自動車整備事業において、人材の確保・育成対策や生産性の向上に向けた取組を通じて、自動車運送・整備事業の経営基盤の強化を図る。	-	調査報告書の本数等 自動車運送・整備事業における女性労働者数				
施策の予算額・執行額		93 (80)	132 (115)	111	171	施策に係る内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)	なし					
備考												

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-36)

施策目標		36 海産産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る					担当部局名	海事局		作成責任者名	総務課企画室長 近藤 修志		
施策目標の概要及び達成すべき目標		四面環海の我が国の経済と国民の日々の生活を支える上で大きな役割を果たしている海産産業における船舶・船用品生産の市場環境整備・活性化及び人の基盤である技能者・技術者と船員(海技者)の確保・育成等を行う。					施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		政策評価実施予定時期	平成31年8月
業績指標		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
		目標値設定年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度						
127	海運業(外航及び内航)における1事業者あたりの船員採用者数	1.83人(海運業における船員採用者数(1事業者平均)) 平成23年度	2.90	3.45	3.22	3.66	集計中	2.61人(海運業における船員採用者数(1事業者平均))	毎年度	<目標>海上輸送の人的基盤(ヒューマンインフラ)である船員を今後とも安定的に確保するため、高齢船員の退職規模に見合う採用数の水準を確保することを目標にする。 ① 高齢船員の退職者数見込み 2,773人(平成23年度～32年度) 船員(海運業)のうち50歳以上の人数 2,773人 → 今後10年間で退職が見込まれる ② 今後10年間の退職規模に見合う採用数の水準を確保するために必要な1年ごとの採用者数 278人(平成23年度～平成32年度) 必要な1事業者ごとの年間採用者数 278人 ÷ 2,773人① ÷ 10年 ③ ②を確保するため必要な1事業者ごとの採用者数 → 1.83人 1.83人 ÷ 278人 ÷ 152 = (各年度に必要な採用者数) ÷ (各年度の事業者数) 人 ④ 新卒者の約3割が3年以内に離職していることを踏まえ、 1.83③ ÷ 0.7 = 2.61人 ⑤ 各事業者において、高齢船員の退職希望に見合う採用数の水準が確保されることを目指して、1事業者あたり年間平均2.61人の採用が行われること(水準)を確保する。			
128	船舶建造量の世界シェア	19% 平成27年度	20%	20%	19%	20%	20%	30%	平成37年度	船舶の建造需要は、海上荷動量の増加により「不足となる船腹量」と船舶の解撤による「代替需要」の合計によって推計される。以下のシナリオの下で、世界全体の建造需要の予測を行うと、2025年(平成37年)の建造需要は約75万総トンと試算される。 ①海上荷動量は、世界全体の中長期的なGDP成長率予測を踏まえると、年3～4%程度の増で推移していく。 ②当面は近年の比較的若年層で解撤されている状況が続く。 ③現在の海上荷動量に対して過剰となっている船腹量が2025年までの間に均等に減少していく(その分「不足となる船腹量」から差し引く。) また、日本造船業が過去最大の建造量を記録した2010年の建造量20.4百万総トンを基準として、それ以降の企業統合や再編等による設備減少、既に決定済みの設備拡張等を踏まえると、日本造船業は21百万総トン程度の建造能力を有すると考えられる。2025年までに現場生産性の50%向上等により10%程度の生産効率の向上を図った場合、2025年の新造船需要約75百万総トンの30%に当たる約23百万総トンの建造能力を有すると考えられる。			
達成手段(開始年度)	30年度行政事業レビュー事業番号	予算額計(執行額)			30年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要	関連する業績指標番号	達成手段の目標(30年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
		27年度(百万円)	28年度(百万円)	29年度(百万円)									
(1)	船員雇用促進対策事業費(昭和三3年度)	0371	154 (151)	185 (162)	141 (129)	99	船員の雇用の促進に関する特別措置法(船特法)の規定による船員雇用促進センターが行う船員雇用促進等事業に対して定額補助を行うとともに、離職を余儀なくされた船員であって再び船員になろうとする者に対して臨済法等の規定による給付金を支給する。また、海上運送法の規定による日本船舶・船員確保計画の認定事業者が行う船員計画雇用促進等事業に対して定額補助を行うとともに、船員教育機関の社船実習に協力する内航海運事業者に対して定額補助を行う。	127					
(2)	船員の確保・育成等総合対策の推進に必要な経費(平成21年度)	0372	106 (86)	113 (92)	121 (102)	108	船員確保・育成等の促進を図るため、海への関心を高めるための若年内航船員確保推進事業を実施するとともに、アジア人船員の確保・育成のため開発途上国船員教育者養成事業を実施する。また、船員の雇用促進、安定及び船員の労働保護並びに作業環境の改善等を図るため、船員職業紹介業務の効率化維持、船員派遣事業等の監督・指導等及び船員災害防止対策等を実施する。	127					
(3)	船舶産業の競争力強化に必要な経費(平成21年度)	0373	55 (51)	53 (51)	44 (42)	76	我が国経済・国民生活の維持向上のために重要な産業である造船業及び船用工業の維持・競争力強化を図り、我が国の雇用創出と経済の発展に資することを目的として、国際市場環境の整備、国内造船業の経営革新に向けた指導等を行うための調査等を実施。	128					
(4)	経済協力開発機構造船部会分担金(平成18年度)	0374	12 (12)	12 (12)	11 (11)	11	世界の主要造船国で構成される経済協力開発機構(OECD)造船部会のメンバーとして、国際的な造船政策の協調に関する協議に参加。OECD条約に基づき、OECD造船部会の年度(1月～12月)予算に係る我が国分担金を支払う。	128					

(5)	シブプリサイクルに関する総合対策 (平成19年度)	0375	12 (11)	12 (10)	11 (9)	12	船舶の解体(シブプリサイクル)に係る安全確保及び環境保全のための新条約「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約(仮称)」が2009年5月に採択されたことを受け、同条約の早期発効に向け、国際海事機関(IMO)における関連ガイドラインの策定、国内における条約執行体制の整備等を推進し、もって国際的な安全で環境に優しいシブプリサイクルシステムの構築を図る。	128	
(6)	(独)海技教育機構運営費交付金 (平成18年度)	0376	7,572 (7,572)	7,406 (7,406)	7,368 (7,368)	7,181	・海上技術学校及び海上技術短期大学校を全国に配置し、新人船員の学科教育を実施。 ・海技大学校においては、既存の船員等を対象として、上級の海技資格取得を目的とする教育やシミュレータ等を活用して、船舶機器の技術革新に対応した実務教育を実施するなど、新人教育や海運会社のニーズに対応した再教育を総合的に実施。 ・5隻の練習船で、商船系船員教育機関15校(商船系大学(2校)、商船系高等専門学校(5校)、海上技術短期大学校(3校)、海上技術学校(4校)及び海技大学校(1校))の学生等に対し航海訓練を実施。	127	
(7)	造船業における人材の確保・育成 (平成27年度)	0380	97 (89)	88 (84)	87 (83)	82	地域経済を支える我が国造船業が人材不足により成長の機会を逸することがないよう、人材の確保・育成対策を実施するとともに、外国人材の適切な活用を図るための受入・監理体制を構築することにより、造船業における人材不足の解消を進める。	127	
(8)	(独)海技教育機構施設整備費補助金 (平成27年度)	0381	143 (121)	351 (73)	344 (320)	225	海技教育機構の学校施設及び老朽化した施設の整備について、耐震診断結果等を踏まえて、計画的な整備を図る。 平成30年度においては、以下の事業を実施する。 海上技術大学校学生寮耐震補強工事(1期分)	127	
(9)	船舶の高度性能評価システムの構築 (平成28年度)	0382	- -	137 (131)	124 (121)	83	数値シミュレーション(CFD:Computational Fluid Dynamics)による性能評価を可能とし、船舶設計開発から認証に至るプロセスの高度・効率化を図り、海事産業のイノベーションを加速する。また、性能評価手法を国際基準化し、我が国の高性能な船舶の性能が「見える化」されることで、我が国海事産業の国際競争力の向上を図る。	128	
(10)	船舶の建造・運航における生産性向上(情報技術等の活用によるコスト競争力・品質・サービスの革新) (平成28年度)	0383	- -	160 (78)	430 (390)	524	船舶・船用機器の生産・運航におけるIoTやビッグデータ解析等を活用した先進的な技術・システムの開発を実施する事業に要する経費を補助(国→民間法人等)することにより、技術研究開発等を促進する。加えて自動運航船の実用化に向けた実証事業を実施することにより、我が国海事産業の活性化及び国際競争力の強化を図る。	128	
(11)	海洋開発市場の獲得に向けた海事生産性革命の前進に必要な経費 (平成30年度)	新30-0043	- -	- -	- -	375	エンジニアリング力の向上やパッケージ化・低コスト化をはじめとする付加価値の高い製品・サービスの提供につながる技術開発等を支援するとともに、世界的に拡大が期待される浮体式洋上風力発電の建造・設置コスト、操業コスト低減へ向けた環境整備等を実施。	128	
施策の予算額・執行額			9,883 (9,603)	9,704 (9,147)	9,425	8,777	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		
備考									

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-37)

施策目標		37 総合的な国土形成を推進する					担当部局名	国土政策局		作成責任者名	総務課長 滝澤 秀樹	
施策目標の概要及び達成すべき目標		国土形成計画等の策定・推進により、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることで、質の高い国土づくりを進める。					施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	政策評価実施予定時期	平成31年8月
業績指標	初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
		目標値設定年度	25年度	26年度	27年度	28年度						
129	国土形成計画の着実な推進(対21年度比で進捗が認められる代表指標の項目数)	11	平成22年度	9	8	-	-	-	初期値以上	毎年度	国土形成計画(全国計画)では、「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ること」という「新しい国土像」の実現を同計画の基本的な方針として掲げているが、その実現のために「東アジアとの円滑な交流・連携」「持続可能な地域の形成」「災害に強いしなやかな国土の形成」「美しい国土の管理と継承」「新たな公」を基軸とする地域づくり」という5つの戦略的目標を定めている。「新しい国土像」の実現に向けた計画の進捗状況は、これらの戦略的目標毎に設定した代表指標の改善状況で示されると考えられることから、同計画が策定された年度である対20年度比(一部の指標については、平成21年度以降しか値がない指標があり、その場合は平成21年度比)で進捗が見られる代表指標の項目数が、平成22年度の実績値(初期値)と比べ現状維持又は増加することを目標とするものである。	
130	大都市圏の整備推進に関する指標(①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数(首都圏)、②琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量))	①88自治体	平成24年度	92自治体	92自治体	101自治体	101自治体	集計中	①124自治体	平成29年度	「都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数(首都圏)」については、当初検討を開始した平成18年度から平成24年度までの6年間における自治体数の増加が今後も同水準で継続するとした場合の目標年次(平成29年度)における値。	
		②34,609kg/日	平成27年度	-	-	34,609kg/日	-	-	②34,004kg/日	平成32年度	「琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量)」については、「第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」(平成28年度～32年度)において各種施策による負荷削減見込量から設定している目標値。	
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			30年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要				関連する業績指標番号	達成手段の目標(30年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)	
	30年度行政事業レビュー事業番号	27年度(百万円)	28年度(百万円)	29年度(百万円)								
(1)	社会資本整備総合交付金(平成22年度)	0384	873,313 (871,085)	866,058 (864,909)	884,548 (884,548)	823,318	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図るため、地方公共団体が作成した社会資本整備総合交付金(社会資本整備総合交付金)に基づき、政策目的を実現するための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的に一体的に支援する。				-	社会資本整備総合交付金計画数(全国ベース) 社会資本整備総合交付金計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)
(2)	防災・安全交付金(平成24年度)	0385	1,146,342 (1,142,974)	1,215,699 (1,212,518)	1,194,711 (1,192,793)	1,058,887	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、国民の命と暮らしを守るインフラの再構築及び生活空間の安全確保が図られるため、地方公共団体が作成した社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)に基づき、政策目的を実現するための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的に一体的に支援する。				-	社会資本整備総合交付金計画数(全国ベース) 社会資本整備総合交付金計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)
(3)	総合交通体系整備推進費(平成19年度)	0386	11 (10)	16 (15)	16 (15)	14	地域におけるモビリティ確保に係る施策形成をサポートするための情報、ノウハウの提供等を行う。さらに、国及び地方公共団体の総合交通政策担当者による連絡会議を開催し、総合的な交通基盤整備に関する情報共有等を行う。				129	-
(4)	総合的な交通体系の効果的な整備の推進(平成25年度)	0387	32 (32)	32 (32)	32 (32)	27	全国規模の幹線交通における旅客流動の実態を把握するため、平成2年度より「全国幹線旅客純流動調査」を実施しており、同調査において、各交通機関を所管する当省各部署における実態調査の結果を組み合わせ、モード横断的に旅客の流動量や個人属性、旅行目的等を把握可能なデータを作成し、公表する。また、刻々と変化する交通サービス水準について、既存の分析ツール(全国総合交通分析システム(NITAS))に内蔵するデータの更新を図り、最新の交通サービス水準を把握可能なツールとして提供する。				129	-
(5)	官民連携基盤整備推進調査費(平成23年度)	0389	397 (217)	357 (330)	297 (192)	325	地方公共団体が行う基盤整備事業に対して、民間等が行う集客施設や生産・物流拠点の立地等と一体的に整備することにより、優れた効果の早期発現や効率性が期待できる場合、その事業化に向けた必要な検討に要する経費の一部を支援する。配分先:地方公共団体(都道府県、市町村等)補助率:1/2				-	調査実施箇所数 調査実施箇所において調査実施から3年後までに8割を事業実施段階へ移行する。
(6)	多様な主体の理解の促進(平成18年度)	0390	8 (8)	8 (5)	6 (5)	6	多様な主体の理解を促進するため、地方の住民に対して計画の内容をわかりやすく周知する国土政策フォーラムの開催や、国、地方公共団体の計画担当職員との意見交換や討論を行う国土計画研究交流会の開催、ホームページによる国土計画関係情報の提供等を実施する。				-	・国土政策フォーラムの開催(2地域) ・国土計画研究交流会の開催(1回) ・フォーラムを開催した都道府県・政令市等の数(77%) ・アンケートで国土計画への理解が深まったと回答した割合
(7)	国土形成計画等の進捗管理(平成18年度)	0391	12 (7)	10 (9)	4 (4)	6	国土形成計画(全国計画)及び国土利用計画(全国計画)の目標の達成状況を把握するため、国土形成・国土利用に関する各種データを収集・整理し両計画の進捗状況を把握する。				-	モニタリング実施項目数(8項目) 第2次国土形成計画(全国計画)における国土の基本構想実現のための具体的方向性に関する8項目のうち改善した評価指標(7項目)



平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-38)

施策目標		38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する							担当部局名	国土地理院			作成責任者名	総務部政策調整室 乗久保 優		
施策目標の概要及び達成すべき目標		国土の管理、災害・危機管理対応等や、国民生活の利便性の向上、地域及び産業の活性化に資するため、地理空間情報を整備・更新するとともに、その高度な活用を推進する。							施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	政策評価実施予定時期	平成31年8月		
業績指標	初期値	実績値							評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
		目標値設定年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	131 電子基準点の観測データの取得率				99.57%	平成22年度	99.78%	99.63%	99.51%
132 地理空間情報ライブラリーの内容の充実(地理空間情報ライブラリー情報登録件数)	149万件	平成26年度	-	149万件	151万件	154万件	157万件		155万件	平成29年度	地理空間情報ライブラリーには、地図、空中写真などの地理空間情報が登録され、災害対策の策定及び発災後の対応に活用することができる。これら様々な目的で利活用が可能な地理空間情報の流通を促進し、共用・活用を進めることを地理空間情報ライブラリーの目的としている。地理空間情報ライブラリーでは、地図、空中写真などの地理空間情報の充実を図っているところであり、最新の地図や新規コンテンツなどの地理空間情報を追加登録することにより、地域の現状が的確に反映され、災害発生時のリスク評価がより精緻なものとなるなど、活用促進が図られるため目標として設定した。目標値は過去2年の登録実績を参考に毎年2万件的登録としている。 ※社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定)の指標					
133 地理空間情報の循環システムへの参加企業・団体等の数	14団体	平成28年度	-	-	-	14団体	17団体		50団体以上	平成32年度	民間企業や団体等において地理空間情報が利活用されている状態を示すため、G空間情報センターへのデータ提供又はG空間情報センターにおいて登録されているオープンデータ等を流通・活用等をしている団体の数を指標としており、現在、G空間情報センターへのデータ提供をしている14団体を初期値とし、国内の静的・動的データを取り扱う企業等の数を考慮しつつ、目標値を50団体と設定した。 ※地理空間情報活用推進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)の指標					
達成手段(開始年度)	30年度行政事業レビュー事業番号	予算額計(執行額)			30年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要	関連する業績指標番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)								
		27年度(百万円)	28年度(百万円)	29年度(百万円)												
(1) 地理空間情報の活用の推進に係る総合的課題に関する検討(平成20年度)	0402	49 (48)	93 (93)	100 (100)	73	政府の地理空間情報の活用の推進に関する政策のうち、地理情報システムに関する部分をとりまとめる事務局として、地理空間情報の活用の推進に関する基本的な課題について調査・検討を行い、基本計画の推進状況の把握および基本的な政策の立案につなげる。	133	-								
(2) 位置参照情報の整備(平成21年度)	0403	38 (31)	38 (38)	15 (14)	12	位置参照情報とは、全国の住所とその地点の緯度経度とを対応させた、地図と住所をつなぐ基礎情報である。平成28年7月1日から平成29年6月30日までに地名及び街区形状等の変更があった箇所について更新作業を実施する。	-	街区レベル及び大字町丁目レベル位置参照情報更新市区町村数 位置参照情報のダウンロード件数								
(3) 産学官連携による地理空間情報高度活用の推進(平成20年度)	0404	175 (174)	118 (117)	55 (55)	50	国、地方公共団体、関係事業者及び大学等の研究機関が相互に連携を図りながら協力することにより、地理空間情報の活用の効果的な推進が図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講じる。	-	高精度測位技術を活用したシームレス測位環境構築の業務数 屋内地図・測定環境が提供され、位置情報サービスが利用できる施設数								
(4) 基盤地図情報整備経費(平成19年度)	0405	1,010 (1,000)	1,095 (1,041)	955 (954)	951	都市再生等、各種施策を円滑に推進するには、都市域をはじめとした現況に関する正確な情報の取得が不可欠であり、国、地方公共団体等、様々な整備主体が作成した大縮尺地図データ等を編集処理し、地理空間情報の基盤となる基盤地図情報を効率的に更新する。	132	-								
(5) 測量行政推進経費(平成16年度)	0406	135 (122)	138 (121)	159 (144)	139	測量法や地理空間情報活用推進基本法に基づき、公共測量の円滑かつ効率的な推進、測量に従事する技術者の確保・育成の推進、測量行政のあり方や課題の検討、地理空間情報の重要性や知識の普及啓発等を行うことにより、測量に関する施策の展開や地理空間情報の利活用促進を図る。	132	-								
(6) 基本測地基準点測量経費(明治16年度)	0407	1,159 (1,110)	1,574 (1,404)	1,102 (1,022)	1,054	我が国の位置の基準である基本測地基準点の正確な位置情報(緯度・経度・標高等)を維持・管理するため、VLBI測量、三角点・水準点等の測量、検潮及び電子基準点測量を継続し、社会経済活動をを行う上で必要不可欠な位置情報基盤を整備する。これにより、我が国の領土的な確かな把握、国土の管理及び国民の安全・安心に資する。	131 132	-								
(7) 基本図測量経費(昭和28年度)	0408	417 (409)	447 (435)	487 (486)	459	我が国の領土の明示・国土の管理及び地理空間情報高度活用社会の推進に資することを目的として、デジタル空中写真の撮影及び地図と重なる空中写真(正射画像)を整備するとともに、正射画像・基盤地図情報等を活用して電子国土基本図を更新する。また、空中写真撮影が困難な地域については、人工衛星画像を利用し領土全体の電子国土基本図を整備・更新する。	132	-								
(8) 電子政府等業務効率化推進経費(平成16年度)	0409	45 (39)	46 (44)	56 (54)	46	電子政府の実現に向けた取組みを推進するために導入したシステム等について、必要な維持管理・運営を行うとともに、各種業務の効率化及び信頼性向上を図る。	132	-								

(9)	地理空間情報ライブラリー推進 経費 (平成24年度)	0410	241 (239)	225 (223)	216 (214)	200	国土地理院が保有する過去からの地図、空中写真等の基本測量成果及び国・地方公共団体が整備した図面等の公共測量成果を登録し蓄積し、インターネットを通じて統合的な検索・閲覧・入手できる地理空間情報ライブラリーを運用する。地理空間情報ライブラリーでは、国土地理院の地図、空中写真に限らず、様々な機関が整備した地理空間情報を検索することができる。	132	-
(10)	国際連携・海外展開等推進経 費 (平成29年度)	0411	-	-	11 (11)	11	電子基準点網について、高度な技術的知見を活用し、相手国当局との技術協力案件を形成・実施する。また、天然資源の開発利用に関する日米会議(UJNR)の地震調査専門部会を主催する。	131	-
施策の予算額・執行額			3,988 (3,780)	4,420 (4,090)	3,745	3,575	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	業績指標132,133 ・社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定) 政策パッケージ2-3「災害発生時のリスクの低減のための危機管理対策の強化」	
備考									

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-39)

施策目標		39 離島等の振興を図る					担当部局名	国土政策局		作成責任者名	離島振興課長 佐藤 正一 特別地域振興官 山本 知孝		
施策目標の概要及び達成すべき目標		我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島等について、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図るとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫ある自立的発展を図ることで、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図る。					施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		政策評価実施予定時期	平成31年8月
業績指標		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
		目標値設定年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度						
134	離島等の総人口 ①離島地域の総人口	390千人 平成27年度	405239人 (373,262人)	397,683人 (366,273人)	389,668人 (358,630人)	381,755人	373,942人	345千人以上	平成32年度	※H24年度実績値及びH25～27下段実績値はH24年度末時点での離島振興対策実施地域(254島)を基準に算出、H25～H27年度上段実績値及びH28実績値はH27年度末時点での離島振興対策実施地域(260島)を基準とし算出。 離島地域は、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が急速に進展する等厳しい自然的社会的条件下にある地域であることから、その地域の振興により、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、人口の著しい減少並びに離島における定住の促進を図ることが重要である。その達成度を定量的かつ端的に示す指標として、人口を用いることとした。 初期値は平成27年度末の離島地域(260島)の総人口、目標値は平成32年度末に想定される人口減少を上回ることとした。 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口の平均増減率(平成25年度末～27年度末)をもとに離島の平成32年度末人口を推計した。さらに、日本全体の人口減少が継続する影響を考慮し、前述の離島の平成32年度人口推計値に全国人口増減比率(平成27年～平成32年末にかけての推計人口の年間増減率を平成25年～平成27年末にかけての人口の年間増減率で除したものを乗じ、平成32年度末人口を求め、目標値をそれ以上の値とした。			
	離島等の総人口 ②奄美群島の総人口	115千人 平成25年度	115,252人	114,184人	112,498人	110,890人	109,515人	112千人以上	平成30年度	地理的、自然的、歴史的・社会的条件等の特殊事情による不利性を抱える奄美群島においては、振興開発により住民の生活の安定及び福祉の向上を図り自立的発展に結びつけることが必要であり、その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。 目標値の設定時期は、奄美群島振興開発施策の根拠となる奄美群島振興開発特別措置法が平成30年度末で期限切れとなることから、当該目標設定時期を平成30年度末とした。初期値については、平成25年度末の実績値とした。 目標値の考え方は、奄美群島における総人口の減少傾向の悪化を抑制することを目標とすることから、群島内の総人口の過去5ヶ年(平成20～24年度)の平均減少率を算出した上で、それをもとに平成30年度末人口を推計し、目標値とした。			
	離島等の総人口 ③小笠原村の総人口	2,493人 平成25年度	2,493人	2,474人	2,505人	2,528人	2,610人	2,500人以上	平成30年度	地理的、自然的、社会的、歴史的・社会的条件等の特殊事情による不利性を抱える小笠原諸島においては、振興開発により島民の生活の安定及び福祉の向上、また、自然環境の保全や文化の継承を図り自立的発展と定住の促進に結びつけることが必要である。その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。 目標値の設定時期は、小笠原諸島振興開発施策の根拠となる小笠原諸島振興開発特別措置法が平成30年度末で期限切れとなることから、当該目標設定時期を平成30年度末とした。初期値については、平成25年度末の実績値とした。 目標値の考え方は、平成25年度末時点の総人口2,493人を基に、総人口の維持を最低限の課題としつつ、帰島及び定住を促進することにより超長期の将来人口として我が国復興当初から目標としてきた3,000人に近づけることを目指して、平成30年度末時点では2,500人以上とすることを目標とした。			
達成手段(開始年度)	30年度行政事業レビュー事業番号	予算額計(執行額)			30年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要				関連する業績指標番号	達成手段の目標(30年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
		27年度(百万円)	28年度(百万円)	29年度(百万円)									
(1) 離島振興に必要な経費(昭和55年度)	0412	1,683 (1,559)	2,286 (2,010)	1,667 (1,565)	1,567	離島の個性や自主性を生かし、国民の価値観の多様化に対応した今後の離島振興方策のあり方について、様々な角度から検討を行う。また、離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るため、平成25年度より離島活性化交付金を創設し、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援する。				134	-		
(2) 離島振興事業(公共事業)(昭和28年度)	0413	48,350 (47,074)	48,951 (48,662)	45,162 (44,647)	42,607	離島振興計画の着実な推進を図るため、地域の要望も踏まえつつ、離島における社会基盤の整備を実施する。				134	-		
(3) 奄美群島振興開発事業(昭和29年度)	0414	26,636 (26,344)	23,288 (22,912)	22,290 (21,888)	21,140	地理的、自然的、歴史的・社会的条件等の特殊事情による不利性を抱える奄美群島において、奄美群島振興開発特別措置法に基づき、奄美群島の自立的発展を図るため、鹿児島県が策定している振興開発計画に基づいた事業の実施に要する経費の一部補助等を実施				134	-		
(4) 小笠原諸島振興開発事業(昭和44年度)	0415	1,694 (1,640)	1,433 (1,408)	1,502 (1,465)	1,063	地理的、自然的、歴史的・社会的条件等の特殊事情による不利性を抱える小笠原諸島において、小笠原諸島振興開発特別措置法に基づく小笠原諸島の振興開発により島民の生活の安定及び福祉の向上、また、自然環境の保全や文化の継承を図り自立的発展と定住の促進に結びつけるため、東京都が策定する振興開発計画に基づく事業の実施に要する経費の一部補助等を実施。				134	-		
施策の予算額・執行額		99,639 (75,166)	96,962 (72,742)	93,951	64,125	施策に関係する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)		経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～(平成30年6月15日閣議決定)第2章6.(5)これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展					
備考													

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-④)

施策目標	40 北海道総合開発を推進する						担当部局名	北海道局			作成責任者名	参事官 高橋 季承	
施策目標の概要及び達成すべき目標	北海道の資源・特性を活かして、その時々々の国の課題の解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図ることを目的としており、「世界の北海道」をキャッチフレーズに、「世界水準の価値創造空間」を形成することをビジョンとして掲げており、「人が輝く地域社会」、「世界に目を向けた産業」、「強靱で持続可能な国土」の3点を計画の目標として、多様な主体の連携・協働によって、効果的に「北海道総合開発計画」を推進する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		政策評価実施予定時期	平成31年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
135 北海道総合開発計画の着実な推進(目標に向けた着実な進捗が認められる代表指標の項目数)*	-	-	-	-	-	集計中	集計中	/	半数以上	毎年度	北海道総合開発は、北海道の資源・特性を活かして、その時々々の国の課題の解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図ることを目的としており、平成28年3月に閣議決定された第8期の北海道総合開発計画は、「世界の北海道」をキャッチフレーズに、「世界水準の価値創造空間」を形成することをビジョンとして掲げている。また、計画の目標として、「人が輝く地域社会」、「世界に目を向けた産業」、「強靱で持続可能な国土」の3点を設定している。 計画の進捗状況は、これらの目標の実現に向けて、行動の指針となる数値目標を掲げた代表指標の改善状況で示されると考えられることから、目標に向けた着実な進捗が見られる項目数が、代表指標数の半数以上となることを目標とする。		
136 北方領土隣接地域振興指標(一人当たり主要生産額)*	3.79百万円/人	平成26年度	3.79百万円/人	3.79百万円/人	4.08百万円/人	集計中	集計中	/	初期値以上	毎年度	「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」及び「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」により、北海道知事が策定する「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」に基づき、北方領土隣接地域を安定した地域社会として形成するために必要な施策を推進している。 本地域の振興及び住民の生活の安定を図るにあたって主要産業の活性化は重要であることから、主要産業の一人当たり生産額が現時点で最新かつ最大である平成26年度の実績値(3.79百万円/人)を初期値とし、毎年度これを下回らないことを目標とする。		
達成手段(開始年度)	30年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)	
(1) 北海道特定特別総合開発事業推進費(平成13年度)	0416	4,481 (4,466)	4,443 (4,371)	4,150 (4,142)	4,443	北海道総合開発計画を推進するため、横断的な政策課題等に関し、国として重点的に取り組むべき政策分野(テーマ)に係る事業について、年度途中の情勢変化等を勘案して、柔軟かつ機動的に推進する。					135	-	
(2) 北海道開発事業(昭和26年度)	0417	507,387 (505,456)	567,469 (563,728)	572,466 (570,349)	495,701	「北海道開発事業費の取扱について」(昭和25年2月10日閣議決定)に基づき、北海道開発に関する社会資本整備(治水、治山、海岸、道路整備、港湾、空港、都市環境整備、水道、廃棄物処理、国営公園等)、農業農村整備、森林整備、水産基盤整備、農山漁村地域整備及び社会資本総合整備)を行う経費を国土交通省に一括計上し、予算使用の際は関係省庁に移替え等を行い実施する。					135	-	
(3) 北海道開発計画推進等経費(昭和26年度)	0418	137 (116)	132 (119)	129 (122)	78	北海道総合開発計画に基づく施策の進捗状況や推進方策を検討するための基本的な調査等(北海道の経済社会動向の把握、計画のモニタリング、主要施策の効率的な推進を図るための重点事項の推進に向けた調査及び北方領土や隣接地域の現況等の把握、関係機関等との連絡調整)を実施する。					135	-	
(4) 北方領土隣接地域振興等経費(北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金)(平成16年度)	0419	100 (96)	100 (97)	100 (96)	100	北海道知事が策定する「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」に基づき、北方領土隣接地域(根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町の1市4町)の魅力ある地域社会の形成に向けたハード・ソフト一体となった重点的な取組で、1市4町が実施するソフト施策に係る事業に要する費用の一部を補助することにより、地域の実情に即した取組を支援し、効果的な地域の安定振興を推進する。					136	-	
(5) アイヌの伝統等普及啓発等に必要経費(平成9年度)	0420	158 (148)	145 (118)	126 (123)	609	アイヌ文化振興法に基づき指定された(公財)アイヌ民族文化財団が実施する、アイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及啓発(広報情報発信、小中学生向け副読本の作成・配布、幼児向け絵本の作成・配布、講演会・セミナーの開催、「イランカラプテ」キャンペーンの展開等)やアイヌの伝統的生活空間の再生(伝統的家屋等の復元、自然素材の育成、体験交流活動等)等に要する経費の補助等を実施する。					-	・アイヌの伝統等生活空間の再生事業の体験交流活動の実施回数:53回 ・小中学生向け副読本の作成・配布数:139,000部 ・アイヌ文化財団所蔵資料の空港展示(イランカラプテキャンペーン):5箇所  ・講演会・セミナー等の1開催当たりの参加人数の対前年度伸率:100%以上(目標:毎年度)	
施策の予算額・執行額		590,197 (499,346)	659,872 (557,753)	662,362	485,355	施策に係る内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)		北海道総合開発計画(平成28年3月29日閣議決定)					
備考													

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-④)

施策目標		4.1 技術研究開発を推進する				担当部局名	大臣官房 総合政策局		作成責任者名	技術調査課長 石原 康弘 技術政策課長 吉元 博文		
施策目標の概要及び達成すべき目標		技術研究開発の成果をタイムリーに社会に還元していくため、目標を適切に設定し、それに基づいて技術研究開発を効果的・効率的に推進する。				施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		1.1 ICTの活用及び技術研究開発の推進		政策評価実施予定時期	平成31年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
137 目標を達成した技術研究開発課題の割合	-	-	97.9%	94.4%	91.8%	93.8%	96.8%	/	90%	毎年度	技術研究開発の成果をタイムリーに社会に還元していくためには、目標を適切に設定し、効果的・効率的に実施することが重要である。この観点から、当該年度に事後評価を実施した技術研究開発課題のうち、目標を達成した技術研究開発課題の割合を業績指標として設定し、これまでの実績を勘案し、達成目標を90%としている。実績値の算定にあたっては、外部評価にて個別研究開発課題ごとに「目標を十分達成した」、「概ね目標を達成した」、「あまり目標を達成できなかった」、「目標を達成できなかった」の4段階で評価し、そのうち「目標を十分達成した」または「概ね目標を達成した」ものを「目標を達成した」とする。	
達成手段 (開始年度)	30年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要		関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
(1) 建設技術の研究開発等共通経費(平成18年度)	0421	35 (29)	31 (30)	28 (23)	27	「総合技術開発プロジェクト」等の研究開発を効果的・効率的に実施するため、共通的な予算として計上し機動的に執行することにより、迅速かつ円滑な技術研究開発の推進を図る。		137	技術部会・システム検討会議等の開催数:8回(平成30年度) 新技術の活用促進に繋がる技術の評価			
(2) 研究開発の評価等経費(平成18年度)	0422	6 4	6 2	5 4	5	技術研究開発の課題の適切な設定、研究計画の見直し、研究開発終了後の成果の社会への波及効果等の評価のため、「建設技術研究開発助成制度」及び「総合技術開発プロジェクト」の研究課題について、外部の学識者から構成される評価委員会により評価する。もって、技術研究開発課題の効果的・効果的な実施を図る。		137	年度ごとの評価課題数 評価委員会の開催			
(3) 建設技術の研究開発助成経費(平成13年度)	0423	253 253	223 283	240 240	190	建設技術の高度化および国際競争力の強化、国土交通省が実施する研究開発の一層の推進等に資する技術研究開発に関する提案を大学、民間企業等の研究者から広く公募し、優秀な提案に対し助成する「競争的資金制度」により、広範な領域における建設分野の技術革新を可能とする環境を整備する。もって研究開発の成果による効果的・効果的な住宅・社会資本整備が推進されることを目的とする。		137	年度ごとの採択課題数:22課題(平成30年度) 当該年度に事後評価(外部評価)を実施した課題(前年度に研究を終了した課題)のうち、「目標を達成した技術研究開発課題の割合」を90%以上達成			
(4) 国立研究開発法人土木研究所(運営費交付金)(平成13年度)	0424	8,500 (8500)	8,665 (8665)	8,627 (8627)	8,577	土木技術に関する調査、試験、研究及び開発等を土木研究所に行わせ、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資する。		-	研究開発プログラム数:17課題 研究開発について、年度評価で「目標を達成していると認められる」との評価を得ること			
(5) 国立研究開発法人土木研究所(施設整備)(平成13年度)	0425	845 (757)	1,239 (1233)	1,812 (1791)	375	「土木技術に関する調査、試験、研究及び開発等を土木研究所に行わせ、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資することを目的とする。」という目的を達成するため、土木研究所の研究施設及び老朽化した施設の整備を図る。		-	土木研究所が整備した施設数:5件 -			
(6) 国立研究開発法人建築研究所(運営費交付金)(平成13年度)	0426	1,734 (1,734)	1,761 (1,761)	1,768 (1,768)	1,754	温室効果ガスの排出削減や安全・安心をはじめとする持続可能な住宅・建築・都市の実現に向けた研究開発等に重点的・集中的に対応し、建築・都市計画技術の向上を図ることで、建築の発展及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に貢献する。		-	研究開発課題数:50課題程度 建築研究所が策定に関与した国内外の技術基準数:-			
(7) 国立研究開発法人建築研究所(施設整備)(平成13年度)	0427	81 (170)	80 (94)	60 (182)	88	『温室効果ガスの排出削減や安全・安心をはじめとする持続可能な住宅・建築・都市の実現に向けた研究開発等に重点的・集中的に対応し、建築・都市計画技術の向上を図ることで、建築の発展及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に貢献する。』という目的を達成するため、業務を確実に遂行することができるよう必要な施設・設備の整備・更新を行う。		-	建築研究所が整備した施設数:3棟 建築研究所が策定に関与した国内外の技術基準数:-			
(8) 防火・避難規定等の合理化による既存建物活用に資する技術開発(平成28年度)	0428	-	81 (79)	82 (81)	59	防火・避難規定や用途規制等の合理化・運用円滑化に向けて火災時の安全性や周辺環境への影響を技術的に評価可能とするために必要な技術開発を行い、既存建築物の活用の円滑化を図ることを本技術研究開発の目的とする。		137	防火・避難規定や用途規制等の合理化・運用円滑化に向けた研究項目の終了件数:1件(平成30年度) 防火・避難規定や用途規制等の合理化・運用円滑化に向けた技術基準案、ガイドライン案等の策定:9件(平成30年度)			
(9) ICTの全面的な活用による建設生産性向上に関する研究(平成29年度)	0429	-	-	93 (91)	56	設計段階では、干渉チェックや施工手順の確認および住民説明・関係者協議等を円滑化できるよう、また、設計、施工、維持管理段階を通じた建設プロセスにおいてデータ流通を円滑化できるよう、設計段階の3次元化に必要な基準案を作成する。また、施工段階では、土工以外での工種におけるICTを活用した出来形管理・検査に関する要領・基準案を作成する。さらに、維持管理段階では、設計データや点検・補修履歴データを簡単に把握するために、また3次元計測に関する新技術を維持管理で活用するために、維持管理におけるICTの活用マニュアルを作成する。		137	ICTの活用による建設生産性向上に関する研究項目の終了件数:3件(平成30年度) ICTを設計から維持管理まで効果的に活用するためのデータ標準案及びマニュアル類の策定			

(10)	新しい木質材料を活用した混構造建築物の設計・施工技術の開発(平成29年度)	0430	-	-	91 (90)	57	木造と他構造種別、他構法による混構造建築物の構造設計法の提案、防火上の技術資料の整備、耐久性向上のための技術資料の整備に必要な技術開発を行う。本技術開発に取り組むためには、耐震要素・接合部の構造モデル化、混構造の耐火設計法の開発、混構造の地震時挙動再現実験、構造設計法の検討及び試設計、耐久設計・施工の検討について、5力年で取り組む必要がある。これらの関係する全分野に専門家を有する国総研が主体となり、学識経験者や、関係団体とも情報交換・連携して取り組むことで効率的に課題の検討を進めることが出来る。	137	CLT等を活用した混構造建築物の設計・施工技術に関する研究項目の終了件数:1件(平成30年度) CLT等を活用した混構造建築物の設計・施工技術の開発および技術資料類等の策定:1件(平成31年度)
(11)	交通運輸技術開発推進制度(平成25年度)	0433	183 (170)	160 (153)	151 (137)	106	課題の解決の確実な達成につながるよう、毎年、研究開発テーマを選定し、研究開発テーマに対する研究課題を公募し、交通運輸技術開発推進委員会による審査及び行政ニーズを踏まえ、採択する研究課題を決定し委託を行う。	137	年度毎の研究開発課題数:7課題(平成30年度) 学会等での報告、論文等の掲載等の公表件数:1研究課題当たり3件
(12)	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所運営費交付金(平成13年度)	0434	5,422 (5422)	5,277 (5277)	5,193 (5193)	5,122	海上・港湾・航空技術研究所が、船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術、港湾及び空港の整備等に関する技術並びに電子航法に関する調査、研究及び開発等を行うために必要な経費を充当する。	-	重点的に取り組む研究実施数:74件 ・発表会の実施件数(国内):9件 ・国際基準・国際標準に係る会議参加数:64件 ・国際会議における発表数:204件 ・研究所の研究成果が国の基準やガイドラインの策定・改訂に反映された数:-
(13)	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所施設整備費補助金(平成13年度)	0435	615 (614)	184 (184)	388 (372)	109	海上・港湾・航空技術研究所が、船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術、港湾及び空港の整備等に関する技術並びに電子航法に関する調査、研究及び開発等を行うための施設の整備に必要な経費を補助する。	-	重点的に取り組む研究実施数:74件 ・発表会の実施件数(国内):9件 ・国際基準・国際標準に係る会議参加数:64件 ・国際会議における発表数:204件 ・研究所の研究成果が国の基準やガイドラインの策定・改訂に反映された数:-
(14)	鉄道技術開発(一般鉄道)(昭和62年度)	0438	344 (344)	289 (223)	170 (170)	290	鉄道技術開発を促進し技術水準の向上を図ることを目的とし、先端技術の鉄道分野への応用のほか、鉄道の安全水準、環境性能の向上に関する技術開発に補助を行う。	137	補助対象課題件数 実用化された課題数の割合: 5年前に終了した事業の実用化件数/課題件数
(15)	鉄道技術開発(超電導技術高度化等)(昭和62年度)	0439	224 (224)	188 (188)	58 (58)	30	超電導技術を活用した、鉄道分野における更なるコスト低減や省エネルギーに資する技術開発を推進するとともに、超電導磁気浮上式鉄道の技術開発を促進する。	-	補助対象事業者数 超電導磁気浮上式鉄道技術開発に係る公益財団法人鉄道総合技術研究所の日本政策投資銀行借入金返済額
(16)	独立行政法人自動車技術総合機構運営費交付金【198再掲】	0198	2,825 (2825)	3,174 (3174)	3,237 -	3,192	自動車が保安基準に適合するかどうかの審査、自動車技術等に関する試験、調査、研究及び開発等を総合的に行うことにより、自動車運送等に関する安全の確保、公害の防止その他の環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図るための調査、研究及び開発等を遂行させる。	-	建替、改修等の箇所、分析等の件数、実施した研究テーマ数 受検者等の人身事故数、検査機器の故障等による閉鎖時間、整備実施件数、不具合情報の分析件数、
(17)	独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費【199再掲】	0199	3,741 (3601)	3,665 (3,623)	3,998 -	4,363	自動車が保安基準に適合するかどうかの審査、自動車技術等に関する試験、調査、研究及び開発等を総合的に行うことにより、自動車運送等に関する安全の確保、公害の防止その他の環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保等に資する調査、研究及び開発等を遂行させるための施設等を整備する。	-	建替、改修等の箇所、施設整備費執行額 受検者等の人身事故数、検査機器の故障等による閉鎖時間、整備実施件数、
(18)	土木関連施設整備費、建築関連施設整備費(平成13年度)	0440	59 (523)	58 (66)	73	91	国土交通省が所管する国土技術政策の企画立案と密接に関係のある総合的な調査、研究開発に必要な研究施設の適正な維持管理(執務環境を含む)のための改修を図る。H30年度は、空調熱源ヒートポンプユニット更新並びに直流電源装置更新を行う。	-	-
(19)	一般研究経費(平成13年度)	0441	140 (130)	123 (114)	116	109	国土交通本省が展開する政策や技術基準の策定・改訂等に対し、将来的に十分な技術支援・提言を行っていきけるよう、中長期的に対応が必要となる課題を解決するため、研究ポテンシャルの高揚・維持を図ることを目的とする。	-	-
(20)	木造住宅の簡易な性能評価法の開発(平成28年度)	0442	-	14 (13)	14	13	住宅性能表示制度の中小工務店への普及を目的として、木造住宅の簡易な構造性能評価法の提案を行う。	137	中小工務店が簡易に行うことのできる木造住宅の性能評価法の開発に関する研究項目の終了件数 性能評価ツールのHP公開
(21)	建築設備の自動制御技術によるエネルギー削減効果の評価法の開発(平成28年度)	0443	-	14 (12)	14	13	近年、技術の進展が目覚ましく、今後の建築物の省エネルギー化に対して重要な役割を果たすことが期待される建築設備の自動制御技術について、複数の制御方式ごとに評価出来るように評価方法を整備するとともに、大臣認定にて任意の技術の評価する方法を開発する。	137	自動制御技術のエネルギー消費性能の評価基準の策定に関する研究項目の終了件数 建築制御の自動制御に係る評価ガイドラインの策定
(22)	社会資本整備プロセスにおける現場生産性向上に関する研究(平成28年度)	0444	-	19 (18)	19	16	現場で多くの技能労働者を要している工種を対象に、従来技術に比べ現場での省力化に資する技術を適切に活用できるような建設生産システム(設計・施工、監督・検査手法等)を開発することで、現場の労働生産性向上に寄与する。	137	多点観測を用いた発注機関での検取に必要な「面的」管理基準及び規格値の策定等に関する研究項目の終了件数 3次元可視化環境を活用した出来形管理の監督・検査に関する要領の策定およびコンクリート工の生産性向上に資する要領の策定
(23)	水防活動支援技術に関する研究(平成29年度)	0445	-	-	17	15	近年、雨の降り方が激甚化しており、防ぎきれない大洪水(超過外力)が必ず発生することが予想される。このため、超過外力対策を社会で推進していく必要がある。そのためには、効果的で持続的な水防の仕組みを作り、社会に根づかせていくことにより、地域の安全度を高めるとともに、社会全体で常に洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築することが必要である。	137	水防活動支援技術の開発に関する研究項目の終了件数 ・重要水防箇所評定基準の改定 ・水防計画作成の手引きの改定
(24)	避難所における被災者の健康と安全確保のための設備等改修技術の開発(平成29年度)	0446	-	-	12	11	震災などによる避難所生活が長期間に及んだ場合、避難所における精神面も含めた健康被害防止と安全確保を行う必要がある。そこで避難所の住環境として、トイレ・衛生環境、プライバシー、音・温熱・光環境性能などを確保するための具体的な手法や改修技術について提示するとともに地震前および地震後における、避難所の使用可否を評価する技術の開発を目的とする。	137	避難所における健康確保および安全確保技術に関する研究項目の終了件数 避難所における被災者の健康と安全確保のための設備等改修技術に関する事前および応急対策マニュアル原案の作成

(25)	多様化する生活支援機能を踏 まえた都市構造の分析・評価 技術の開発(平成29年度)	0447	-	-	12	11	都市の持続可能性や生産性のさらなる向上のため、多様化し進化する生活支援機能(拠点施設や交通機能等)の最新動向を 踏まえ、様々な都市・地域特性に応じた「効果的な都市構造」を選択可能とする客観的な分析・評価技術を開発するものである。	137	多様化する生活支援機能を踏まえた都市構造の分析・評価 技術に関する研究項目の終了件数 「立地適正化計画作成の手引き」への反映
(26)	地震火災時の通行可能性診断 技術の開発(平成29年度)	0448	-	-	12	11	地震時の避難、緊急車両の通行の円滑化に資するため、地震火災が発生した際の通行可能性を評価する技術を開発し、火災 による影響を低減する、初動対応の充実化、市街地整備等の事前対策等を支援するものである。	137	地震火災時における通行可能性の評価技術に関する研究 項目の終了件数 大規模地震発生時における、火災による通行止め、避難、緊 急車両通行の円滑化のための、事前の迂回路計画立案へ の反映
(27)	建築物のエネルギー消費性能 の向上を目指したファサード設 計法に関する研究(平成29年 度)	0449	-	-	12	11	建築物の省エネルギー化を更に推し進めるために、設備機器にかかる負荷自体を削減し得るファサード(外壁、屋根、窓などの 外皮)の評価法及び設計法を構築する。	137	エネルギー消費性能に関するファサードの評価法、及び、設 計法に関する研究項目の終了件数 ・建築物省エネ法に向けた建築物のエネルギー消費性能評 価法の高度化。・ファサード設計法(ガイドライン)の策定。
(28)	既存港湾施設の長寿命化・有 効活用のための実務的評価手 法に関する研究(平成28年度)	0456	-	5	6	5	簡易な目視調査による劣化度等から保有性能を評価する要素技術等を活用しつつ、施設のライフサイクルコスト等を踏まえた 現場における補修、利用制限等の効果的な時期、範囲を判断するための評価基準を含む情報システムの提供による維持管理 の実現を目指す。	137	本事業に関連する論文・報告発表、刊行物公表件数 -
(29)	高潮災害に対する港湾地帯の 安全性の確保に関する研究 (平成28年度)	0457	-	6	6	6	港湾地帯の浸水リスク情報を的確に把握するため、潮位・波浪の観測技術を高度化するために必要な技術を開発する。これら の情報から港湾地帯の浸水リスクを評価するため、高潮による浸水の予測の高度化を図るとともに、防潮施設の外力評価に資 する知見を蓄積する。これら的高潮リスク情報を活用して、注意段階から浸水が切迫する段階までの段階的な避難方法を検討 する等、効率的かつ効果的な港湾地帯の安全性を確保していくため、高潮に対するリスク情報や防潮施設の耐力を把握するた めの研究を行う。	137	本事業に関連する論文・報告発表、刊行物公表件数 -
(30)	地震災害時における空港舗装 の迅速な点検・復旧方法に関 する研究(平成29年度)	0458	-	-	4	6	地震後の空港供用再開を迅速且つ確実に実行するため、空港舗装(滑走路・誘導路・エプロン)の被害程度や調達可能機材に 応じ、空港管理者(国土交通省航空局・地方公共団体・空港会社)が被害を迅速に点検し、復旧方法を選択する上での判断基 準を確立する。	137	本事業に関連する論文・報告発表、刊行物公表件数 -
(31)	地理地殻活動の研究に必要な 経費(平成10年度)	0460	95 (93)	93 (91)	93 (86)	93	地震や火山活動による被害の軽減に向け、プレート境界面の固着域の推定の高度化に関する研究などの推進により、国民の 安全・安心の確保を図るとともに、国土地理院が行なう測量・地図作成の効率化や成果の高精度化、迅速な提供などに資する 研究開発を実施し、地理空間情報の活用を推進し、豊かな国民生活の実現を図ることを目的とする。	一部137/に 関連	論文、発表報告等件数 終了時評価(外部評価)により目標を達成したと評価された 技術研究課題の割合
(32)	気象研究所(昭和31年度)	0461	1054 (1,026)	788 (788)	787 (786)	835	気象業務に関する実用的技術の研究・開発を行い、気象庁が国民に提供する各種情報の精度向上や迅速化を図ることにより、 災害の防止・軽減及び安全・安心な社会の実現をめざす。	137	-
(33)	リスクコミュニケーションを取る ための液状化ハザードマップ 作成手法の開発(平成30年度)	新30- 0044	-	-	-	39	東日本大震災をきっかけとして国による市街地液状化対策への補助や企業による宅地液状化対策工法の開発等が進んだが事 前防災としての液状化対策は進んでいない。産官民それぞれの取り組みによる液状化対策を推進するためには液状化リスクに 気づくことが重要だが、気づきを得ることが可能となる大縮尺の液状化ハザードマップの作成手法は示されていない。そのため、 リスクコミュニケーションを取るための液状化ハザードマップ作成手法の技術開発を行い、地方公共団体が液状化ハザードマ ップを作成するためのマニュアルを策定することを目的とする。	137	リスクコミュニケーションを取るための液状化ハザードマップ 作成マニュアル素案をとりまとめ リスクコミュニケーションを取るための液状化ハザードマップ 作成マニュアルに関する研究項目の終了件数
(34)	成熟社会に対応した郊外住宅 市街地の再生技術の開発(平 成30年度)	新30- 0045	-	-	-	36	高度経済成長期以降、大量の住宅団地が計画的に整備され、郊外住宅市街地を形成している。これらは現在、経年に伴う住 宅・住宅地の老朽化、純化された土地利用と生活ニーズの乖離、空き家の増加、公共交通機関の衰退等のオールドタウン化が 進行しているが、一方で、計画開発による公共施設整備率の高い、都市の貴重な資産である。本事業では、郊外住宅市街地の 再生を実現する上での技術的課題を解決するための技術研究開発を行い、郊外住宅市街地の再生の実現を推進することを目 的とする。	137	成熟社会に対応した郊外型住宅団地の再生技術に関する 研究項目の終了件数 3件(平成30年度) 住宅市街地の再生に係る住宅・建築・宅地・都市関連法制度 の技術基準等への反映
(35)	AIを活用した建設生産システ ムの高度化に関する研究(平 成30年度)	新30- 0046	-	-	63	10	人口減少、少子高齢化による担い手不足の状況下、建設現場の生産性向上による働き方改革の推進は喫緊の課題となっている。 AIやIoTの効果的な活用方策の研究、時空間的なデータ管理を考慮した3次元情報基盤の構築により建設生産システムの 高度化を図ることを目的とする。	137	AIを活用した建設生産システムの高度化に関する研究項目 の終了件数 AIを活用した建設生産システムの高度化に関する技術基準 等への反映
(36)	新技術導入促進に関する経費 (平成30年度)	新30- 0047	-	-	-	1,180	実用段階に達していない技術シーズや要素技術の現場実証を行い、技術シーズの実用化や新技術の現場実装を推進するこ とにより、公共工事における新技術の活用を推進し、もって公共工事の品質確保、安全性向上に貢献する。	137	現場実証等を実施した技術の報告件数 新技術、新材料、新工法を活用した工事等の件数
(37)	高精度測位技術を活用した自 動離着陸システムに関する技 術開発(平成30年度)	新30- 0048	-	-	-	21	海上交通システムに高精度の位置測位技術(準天頂衛星等)を適用し、信頼性の高い船舶位置情報の取得を可能とするため の技術開発を行うとともに、これにより開発船舶搭載機器と自動操船技術(操船装置及び操船指令装置)とのインターフェース の検討を行う。	137	準天頂衛星等の高精度測位技術を活用した自動離着陸シス テムの構築のための基本仕様書の作成を行うための解決済み の技術開発課題件数 学会等での報告、論文等の掲載等の公表件数:1件
(38)	下水道管路を対象とした総合 マネジメントに関する研究(平 成30年度)	新30- 0049	-	-	-	17	都市の実状にあった点検調査技術の選定手法及び維持管理情報の活用手法を提案することで、適切な管路マネジメントサイク ルの構築の実現と管路システムの持続的な機能確保及びコスト最適化を支援する。	137	下水道管路を対象とした総合マネジメントに関する研究項目 の終了件数 下水道管路のマネジメントに関する手引き等の策定
(39)	大規模地震に起因する土砂災 害のプレアナリシス手法の開 発(平成30年度)	新30- 0050	-	-	-	13	地震発生時の緊急的な対応を迅速かつ効率的に進めるために想定地震における大規模な斜面崩壊を含む斜面崩壊の発生状 況を地形、微地形、地盤条件、地震動特性から事前に推定することができる手法の開発を行う。	137	斜面崩壊の発生状況を事前に推定することができる手法の 開発に関する研究項目の終了件数 土砂災害危険箇所における緊急点検に関する手引きへの反 映
(40)	建築物の外装・防水層の長寿 命化改修に資する既存RC部材 の評価技術の開発(平成30年 度)	新30- 0051	-	-	-	11	外装・防水層の改修工事における既存部材の評価方法・基準の整備及び、改修工事仕様の決定に必要な建築物の調査技術 の整備を行い、外装・防水層の改修における耐久性等の要求性能の確保、改修部分の長寿命化による改修サイクルの長期 化、建築物のライフサイクルコストの低減を推進することを目的とする。	137	外装・防水層の改修工事における既存部材の調査・評価方 法に関する研究項目の終了件数 外装・防水層の改修工事における既存部材の調査・評価方 法に関する技術資料の策定
(41)	緑地等による都市環境改善効 果の定量的評価手法に関する 研究(平成30年度)	新30- 0052	-	-	-	17	都市の緑の総量が大幅に減少している状況において、緑の効用を効果的に発揮させるために、「緑の質」に着目して、都市の緑 地等の多面的な効果を定量的に評価する手法を開発し、緑の保全・創出による良好な都市環境の形成を支援する。	137	緑地等による都市環境改善効果の定量的評価手法に関す る研究項目の終了件数 定量的な評価に基づく緑地の保全・創出計画のためのマ ニュアル案

ライフステージに即したバリアフリー効果の見える化手法の確立(平成30年度)	新30-0053	- -	- -	- -	14	本研究は、住宅・建築のバリアフリー効果の見える化手法の確立を目的に、住環境における活動のしやすさ(=生活容易性、移動容易性、介助容易性)を、身体活動量を指標としたバリアフリー環境評価プログラムを用いて定量的に把握し、ライフステージに即した居住者の健康維持増進につながる技術の検討を行う。	137	ライフステージに即したバリアフリー効果の見える化手法の確立に関する研究項目の終了件数 効果的、合理的なバリアフリー改修法に関連するガイドラインの策定	
大規模地震時の港湾施設の即時被害推定手法に関する研究(平成30年度)	新30-0054	- -	- -	- -	9	東南海・南海地震など、多数の港湾で同時に甚大な被害をもたらすような大規模地震が発生した場合、港湾防災部局(国土交通省港湾局、全国の港湾管理者等)は現地からの被害報告がほとんどない中で、被害調査の優先順位、航路啓閉・緊急物資輸送経路、利用可能な係留施設を想定しつつ、初動態勢や対応方針を短時間で決定する必要がある。しかしながら、地震が夜間に発生した場合や、余震や津波により現地港湾に近づけない場合は、地震直後の現地被害情報の入手は困難であるものの、現地に立ち入らずに被災直後に被害を推定可能な確立された手法は従来存在しなかった。このため、短時間で初動体制や対応方針を速やかに決定するためには、多数の港湾における多数の係留施設の被害程度を短時間(15分程度)で推定し、かつ緊急物資輸送等の搬出入に利用できる可能性の高い係留施設を一定の精度で抽出可能な技術が必要である。	137	大規模地震時の港湾施設の即時被害推定に用いる、地震動サイト増幅特性の推定精度の高度化を行う港湾の数 -	
施策の予算額・執行額 ※下段◇書きは、複数施策に関連する 予算であり、外数である。		21,220 ◇282 (21,039) ◇◇282	22,594 ◇266 (20,535) ◇◇266	22,682 ◇259 (20,535) ◇◇266	20,268 ◇250 (20,535) ◇◇266	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)			
備考									

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-42)

施策目標	42 情報化を推進する							担当部局名	総合政策局			作成責任者名	情報政策課長 藤田 礼子 行政情報推進課長 増山 寛	
施策目標の概要及び達成すべき目標	国土交通省及び交通分野における国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害の発生を防ぐことにより国民生活・社会経済活動の安全を保つ。							施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進	政策評価実施予定時期	平成31年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
138 国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数	0件	平成24年度	1件	4件	3件	2件	0件		0件	毎年度	近年、政府機関や交通分野においてもITの利活用が急速に進展してきており、それに伴いIT障害発生リスクも高まってきている。そのため、豊かな国民生活の実現、並びに経済社会の活力の向上や持続的発展において、IT障害を確実に防止するための施策を行うことは極めて重要であると考えており、今後も継続的な取り組みが必要なため、国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数を限りなくゼロとすることを目指し、目標値を0件として設定した。			
達成手段 (開始年度)	30年度 行政事業レビュー 事業番号	27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)	30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
(1) 国土交通省所管事業者等への 情報セキュリティ対策経費 (平成28年度)	0462	-	7 (6)	8 (8)	5	所管重要インフラ分野(航空・鉄道・物流)において各事業分野が連携し、事業者自らが有事の情報共有や平時の知見共有を行い、情報の分析及び対策を行っていく組織(交通ISAC)の創設に向けた検討を支援し、更なる情報セキュリティ対策の強化を推進する。					-	情報共有体制の検討会等実施件数 (H30年度活動見込:25)		
(2) 都市行政情報データベース運 営経費 (平成14年度)	0463	4 (2)	4 (2)	4 (3)	4	行政や民間の諸活動の基盤となる土地利用規制や都市インフラに関する基礎的な情報である都市計画データを中心とした、都市行政に関する各種データを収集・整理・集約化し提供する。					-	都市行政情報データベース改修・運営業務発注件数 (H30年度活動見込:1) 都市計画現況調査協力市町村数を都市計画区域を有する 全1,352市町村とすること。		
施策の予算額・執行額	4,163 (3,283)	4,272 (3,775)	3,862	3,456	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(平成29年5月30日閣議決定) Ⅲ. 推進体制 Ⅲ-2 他の推進本部等との連携・サイバーセキュリティの確保(サイバーセキュリティ戦略本部の取組)							
備考														

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-43)

施策目標	43 国際協力、連携等を推進する					担当部局名	総合政策局			作成責任者名	国際政策課長 五十嵐 徹人 海外プロジェクト推進課 奥村 康博		
施策目標の概要及び達成すべき目標	①インフラシステムの海外展開という観点から、関係機関と連携して、案件発掘・形成調査やトップセールス等の多面的な戦略的施策を推進する。 ②良好な国際関係を構築するため、相手国・国際機関との多国間・二国間会議等を継続的に実施するとともに、開発途上国の自立的発展を促進するため、研修員受け入れ、専門家派遣、各種調査等の国際協力・支援を推進する。					施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		12 国際協力、連携等の推進		政策評価実施予定時期	平成31年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度						
我が国企業のインフラシステム関連海外受注額(①139 121【再掲】建設業の海外受注高、②交通関連企業の海外受注高)	①1兆円 ②4500億円	平成22年度	①1.6兆円 ②0.8兆円	①1.8兆円 ②1兆円	①1.7兆円 ②1.3兆円	①2.2兆円 ②1.3兆円	①集計中 ②集計中		①2.0兆円 ②7兆円	平成32年度	「我が国企業のインフラシステム関連海外受注額(①121【再掲】建設業の海外受注高、②交通関連企業の海外受注高)」をアウトカム指標として設定することにより、インフラ案件の受注に向けた長期に渡る我が国の活動及びその結果を把握・分析することができ、実施した調査等がインフラ海外展開に向け勇躍に機能しているか検証することができる。 過去の実績等から今後実績値を着実に伸ばしていくことを目指して、平成32年度において、①は2兆円、②は7兆円の合計9兆円を目標値として設定した。		
達成手段(開始年度)	30年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要				関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
		27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)									
(1) 建設分野における国際協力、連携の推進(平成19年度)	0464	246 (215)	260 (237)	486 (446)	353	相手国の課題を共有し本邦技術・ノウハウ・制度の紹介等を行う政府間協議の実施や、本邦建設技術の優位性を活かした案件形成促進のためのセミナー等の開催、本邦企業の受注獲得に繋がる案件発掘・形成のための調査、相手国の課題やニーズを把握する調査、官民が一体となって戦略的に海外展開を進めるために必要となる一元的な情報収集・分析を行うもの。				139	主に途上国を対象として、建設分野における国際協力、連携の推進のために行った調査、セミナー、国際会議等の業務発注件数 ①単年度で終わらず、翌年度のトップセールスやさらに深掘りの調査事業につながった案件発掘・形成調査(国土交通省実施)の件数 ②円借款事業における我が国インフラ企業(国土交通省分野)が海外入札に至った回数 ③国土交通分野(交通分野、建設分野)における我が国企業の海外インフラ受注額		
(2) 交通関係国際会議等に必要な経費(平成13年度)	0465	92 (60)	154 (137)	58 (45)	57	交通分野全体にわたる国際的な枠組みであるITFやAPECの下に設置された交通大臣会合等を積極的に活用し、個苦痛分野における世界的な課題の解決を図る。また、これらの国際的な枠組みを活用し、世界における我が国の存在感の維持・拡大を図ると共に、我が国の硬質インフラの普及に向けた効果的な取り組みを行う。				139	国際的な協調・連携を推進するために行ったAPEC、ITFなどの国際会議等に関する事業の発注件数 ①単年度で終わらず、翌年度のトップセールスやさらに深掘りの調査事業につながった案件発掘・形成調査(国土交通省実施)の件数 ②円借款事業における我が国インフラ企業(国土交通省分野)が海外入札に至った回数 ③国土交通分野(交通分野、建設分野)における我が国企業の海外インフラ受注額		
(3) 国際交通分野における途上国の経済活性化と我が国企画競争力強化のための支援(昭和48年度)	0466	802 (759)	1,112 (936)	959 (897)	920	①トップセールスの展開、我が国技術の活用につなげる案件発掘・形成調査、実証実験等により、日本企業の海外展開を支援する。また、我が国の技術や企画の国際標準化に向けた国際機関へのはたらきかけや、相手国におけるセミナー、研修等に取り組む。 ②日ASEAN交通連携に基づき「日ASEAN交通大臣会合」や中国・韓国等二国間の交通次官級会合・多国間・二国間協議を開催し、政策調査や課題の解決を図る				139	①単年度で終わらず、翌年度以降のトップセールスやさらに深掘りの調査事業につながった、案件発掘・形成調査の件数 ②政務レベルによるトップセールス件数 ①単年度で終わらず、翌年度のトップセールスやさらに深掘りの調査事業につながった案件発掘・形成調査(国土交通省実施)の件数 ②円借款事業における我が国インフラ企業(国土交通省分野)が海外入札に至った回数 ③国土交通分野(交通分野、建設分野)における我が国企業の海外インフラ受注額		
(4) 国際社会における交通連携の確保(平成25年度)	0467	50 (48)	47 (44)	41 (35)	38	海運事故を減少させるための安全制度の改善、原油等の海上輸送にとって不可欠な海賊対策能力の向上、航空機爆破テロを未然に防止するための航空セキュリティ体制構築、途上国の環境に対する行動計画の実施等、諸課題の解決に向かえて途上国等の関係者を対象にセミナーや専門家会合、ベストプラクティス集やマニュアルの作成、現地踏査を踏まえた対話の検討等を行う。				139	国際社会における交通連携を確保するために行った調査、研修、国際会議等の発注件数 ①単年度で終わらず、翌年度のトップセールスやさらに深掘りの調査事業につながった案件発掘・形成調査(国土交通省実施)の件数 ②円借款事業における我が国インフラ企業(国土交通省分野)が海外入札に至った回数 ③国土交通分野(交通分野、建設分野)における我が国企業の海外インフラ受注額		
施策の予算額・執行額		1,299 (1,100)	1,579 (1,441)	1,552	1,470	施策に関係する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)		なし					
備考													

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-44)

施策目標		44 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する						担当部局名	官庁営繕部			作成責任者名	計画課長 秋月 聡二郎		
施策目標の概要及び達成すべき目標		行政等のサービス提供の場として、国民の生活や経済社会活動を支えている官庁施設について、環境等に配慮した便利で安全なものとなるよう、効率的に整備・保全を推進する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	13 官庁施設の利便性、安全性等の向上		政策評価実施予定時期	平成31年8月		
業績指標		初期値	目標値 設定年度	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
140 官庁施設の耐震基準を満足する割合		89%	平成26年度	88%	89%	90%	91%	92%	/	95%	平成32年度	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95%にすることを目標とすることが定められていることを勘案し、官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合について、95%を平成32年度の目標値とした。			
141 保全状態の良好な官庁施設の割合等(①保全状態の良好な官庁施設の割合)		48%	平成23年度	58%	60%	64%	75%	87%		80%	平成29年度	評点の平均点が80点以上の施設は、良好に保全されている施設であり、質の高い保全指導が必要とされる。保全指導の強化と着実な進展を図るため、80%を平成29年度の目標値とした。			
141 保全状態の良好な官庁施設の割合等(②官庁営繕-② 関係基準類等の策定事項数)		54事項	平成28年度	44事項	46事項	52事項	54事項	57事項		65事項	平成32年度	「国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について」(平成18年7月20日 社会資本整備審議会建築分科会)の建議において当面実施すべき施策とされた項目、社会経済情勢の変化等について、基準等の策定や既存基準等の改定に際し事項の追加等を行い、下記の項目についての基準等の策定事項数65事項を平成32年度の目標値とした。			
達成手段 (開始年度)	30年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)							
		27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)											
(1)	官庁営繕費 (昭和26年度)	0469	24,454 (16,704)	29,829 (19,338)	28,179 (21,591)	17,823	建築基準法に基づく耐震性能を満たしていない官庁施設及び災害応急対策活動の拠点としての所要の耐震性能を満たしていない官庁施設について、人命の安全の確保と防災機能の強化を図るため、官庁施設の耐震化等を推進するとともに、既存官庁施設において、最低限必要な施設の性能を確保するため、危険な箇所や経年劣化が著しい部位等について、緊急的な改修等を実施する。		140	-					
(2)	官庁施設の適正な保全等の推進に必要な経費 (平成18年度)	0470	128 (122)	138 (126)	146 (134)	169	大臣官房官庁営繕部においては、官庁施設の適正かつ効率的な整備・保全を推進するため、各種技術基準等の作成や保全指導を行っている。本事業は、環境負荷低減や安全・安心の確保等、時代とともに変化する行政ニーズを的確に施策に反映するため、各種技術基準等の制定や改定に必要な調査・分析・検討等を行うとともに、各省各庁の施設管理者による保全業務の適正化を図るため、官庁施設の保全状況の把握・分析や保全業務に対する技術的な指導・支援等を行うものである。		141	-					
施策の予算額・執行額			24,582 (16,825)	29,967 (19,464)	28,325 (21,725)	17,992	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		なし						
備考															